

地域生活定着支援センター 実践事例集

～地域ネットワークを生かした支援～



目次 Contents

■ はじめに

Introduction 刑事司法の流れ・地域生活定着支援センターの主な業務について …… 5

Chapter1 用語・略語集（福祉編） …… 15

Chapter2 被疑者・被告人段階の支援（入口支援） …… 21

■ 釈放になった事例

・Case1 釈放直後に警察署の面談室を活用したインテーク・釈放後の伴走支援の事例 …… 22

・Case2 地域包括支援センターとの役割分担により円滑に支援ができた事例 …… 30

・Case3 判決後、釈放となりセーフティネット住宅に居住し更生した高齢者の事例 …… 34

・Case4 8050予備軍のような家族と本人への支援の事例 …… 41

・Case5 判決（釈放）後、住まいと活躍の場の確保を通して、更生した事例 …… 46

■ 在宅事件の事例

・Case6 「在宅」も入口支援の対象として関わった事例 …… 51

・Case7 在宅起訴中から関係機関と連携し、生活環境を整えた事例 …… 54

■ 実刑になった事例

・Case8 短期間に無銭飲食等を繰り返す認知症高齢者の入口支援の事例 …… 58

・Case9 実刑の可能性が高く、処遇困難が予測されるため、出口支援までの関りを意図した事例 …… 61

Column1 東京TSネットの紹介と、弁護士から見た入口支援の課題と展望 …… 66

Chapter3 少年 …… 69

■ 児童相談所関連

・Case10 児童相談所の問題意識が高く、積極的に動いてくれたことでネットワークの構築や
情報共有、支援の共通認識が取れた事例 …… 70

■ 少年院関連

・Case11 教育関係機関との連携で家族からの自立に踏み出せた少年の事例 …… 76

・Case12 本人のペースで、高等卒業程度認定試験合格と障害福祉サービス利用に至った事例 …… 80

・Case13 少年ケースを支える他機関・他職種連携とクライシスプランを活用した事例 …… 84

・Case14 従来から関わりのあった児童相談所や他の公的機関との役割分担により、
家族の意向に振り回されず、他県帰住に結び付けることができた事例 …… 88

・Case15	在院中からの障害特性理解への取組が退院後も引き継がれ支援体制に活かされた事例	92
・Case16	多機関・多職種を巻き込み、地域生活移行を目指した離島出身の少年の事例	95
Chapter4	性加害	101
・Case17	社会的孤立の家庭から、福祉支援を通じて社会参加を果たした事例	102
・Case18	性犯罪をした発達障害を持つ少年への支援事例	105
・Case19	本人と会うことで関係機関の理解が深まった事例	109
Chapter5	放火	113
・Case20	放火を繰り返す高齢者の社会復帰支援事例	114
・Case21	飲酒下で放火を繰り返す軽度知的障害のある男性の支援事例	118
・Case22	本人の状態像に応じた段階的支援事例	122
Chapter6	アディクション	127
・Case23	病室でのアルコールミーティングの事例	128
Chapter7	仮釈放	133
・Case24	長期間に渡るコーディネートでの本人の希望をかなえた支援の事例	134
・Case25	仮釈放期間内における住居確保・生活環境調整の事例	139
・Case26	仮釈放後のインフォーマル、フォーマルのネットワーク支援の事例	143
Chapter8	フォローアップ	147
・Case27	フォローアップ中の本人に対する理解の浸透を図った事例	148
・Case28	満期出所後における支援関係者のネットワーク形成の事例	151
・Case29	お神酒(みき)徳利(どっくり)(共依存)母娘の支援体制を整える事例	154
・Case30	相談支援業務から定着の働きかけで特別調整にあげてもらい、出口支援につなげた事例 ～成年後見人との連携の実際～	159
・Case31	地域住民と本人の関係性を育むために支援に地域住民の参画が得られた事例	164
・Case32	福祉サービスの活用及びインフォーマルな支援を組み合わせることによって自立生活が 安定した 高齢・障害の事例	167
Column2	地域生活定着促進事業の広報・啓発について	172
Chapter9	用語集(司法編)	175

地域生活支援センター実践事例集 はじめに

地域生活定着支援センターが各都道府県に設置されてから10年余り。この間、各センターは保護観察所と協働し罪を犯した高齢者や障害者を福祉につなげるなどして、地域で安定した生活を送ることができるよう支援を行い、結果として再犯防止等に寄与してきました。しかし、運営主体の変更や、運営主体内部の人事異動などにより、昨年度実施したアンケートでは経験年数3年以下の職員が全体の約6割を占めていることがわかりました。また、多くの職員が仕事にやりがいを感じている一方、困難や不安を抱えていることも明らかになりました。センターは都道府県に1か所（北海道は2か所）しかなく、困難や不安の要因を相談する相手や仕事のノウハウの共有も限定されがちとなっているという声も多く聞かれます。こうした課題に対応するため、全定協では昨年度、社会福祉推進事業として、センター職員の人材育成に資するよう階層別且つ体系的な研修カリキュラムを作成するとともに「地域生活定着支援センターガイドブック」の発行を行ったところです。

今年度はさらに一歩進め、支援現場で特に困難を感じている分野の好事例を集め、この「地域生活定着支援センター実践事例集」としてまとめました。事例は、要望の多かった「少年」、「性加害」、「地域連携」などを中心に選定してあります。

また、全国のセンターの中には従前からいわゆる入口支援を行っているセンターや、法務省「再犯防止推進モデル事業」を行ってきたセンターもありますが、こうした実践を踏まえ、いよいよ次年度から「高齢・障害被疑者等支援業務」（入口支援）として私たちセンターの業務に位置づけられることになったことから、その事例も多く盛り込みました。

各センターの職員はこれまでも地域の様々な関係機関と連携し、支援を必要とする一人ひとりの思いに寄り添いながら日々対応にあたっていますが、入口支援も行うとなればこれまで以上に緊密な連携が必要となってきます。

本書が、センター職員はもとより地域の関係者の皆様にも活用していただき、互いの理解の促進や地域のネットワークの構築の一助となれば幸いです。

テキスト検討委員一同

一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会（通称：全定協）

全国に設置する地域生活定着支援センターの事業を円滑かつ効果的に運営するために立ち上げられました。情報の共有、各地での実践を踏まえた国や都道府県に対する提言、セミナーや研修会等の開催による社会啓発の促進等の活動を行います。

事務所

〒854-0001

長崎県諫早市福田町 357-1

代表理事 高原 伸幸

電話番号 0957-23-1332

登録都道府県 47センター（令和3年3月現在）

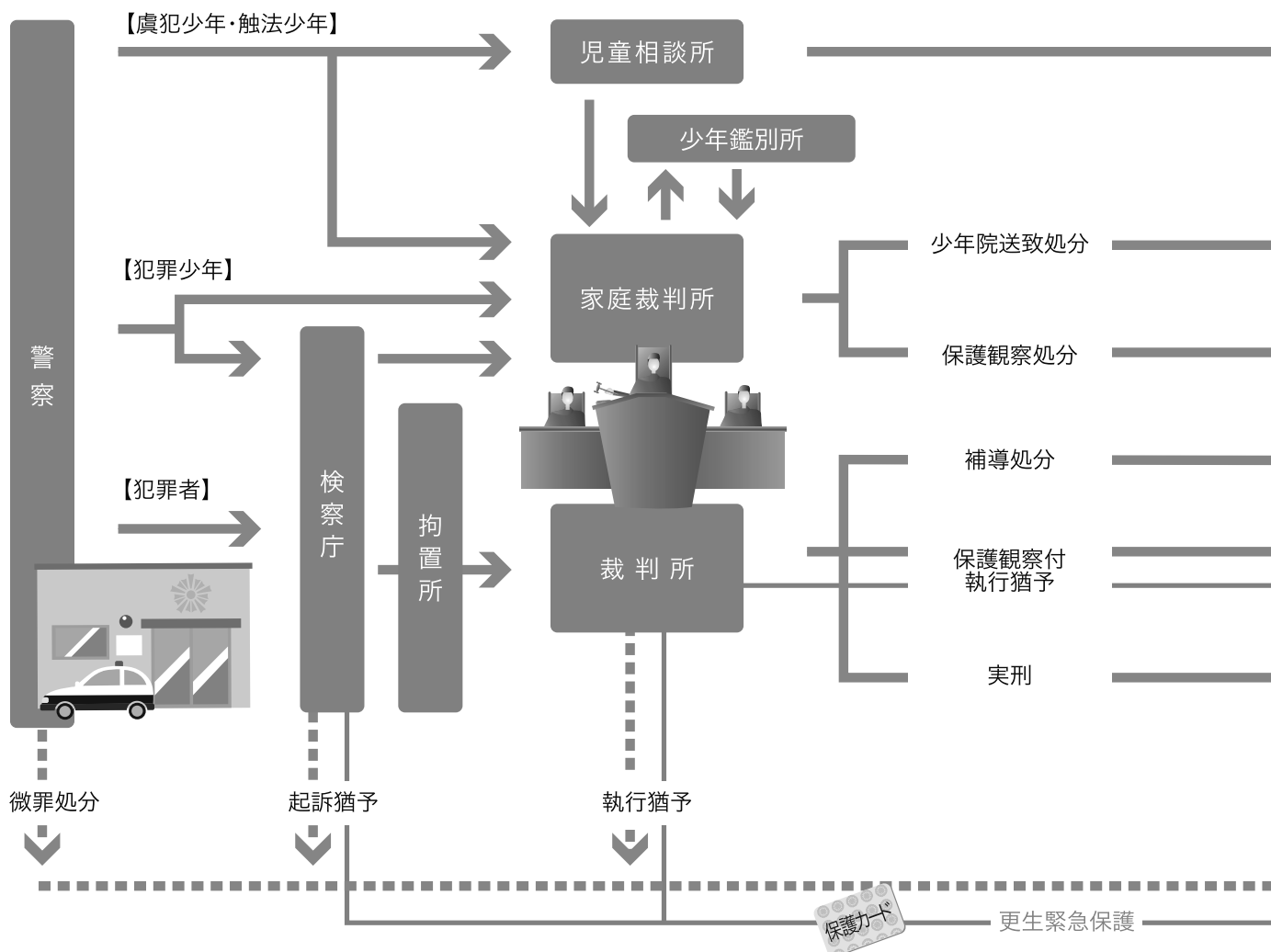


<http://zenteikyo.org/>

Introduction

刑事司法の流れ
地域生活定着支援センターの主な業務について

刑事司法の流れ



point 1 非行少年の処遇

非行少年（20歳未満の男女）に対しては、少年が実際に犯した非行や被害の程度に加え、少年の置かれた状況や将来を考えて、処遇が行われるのが大きな特徴です。

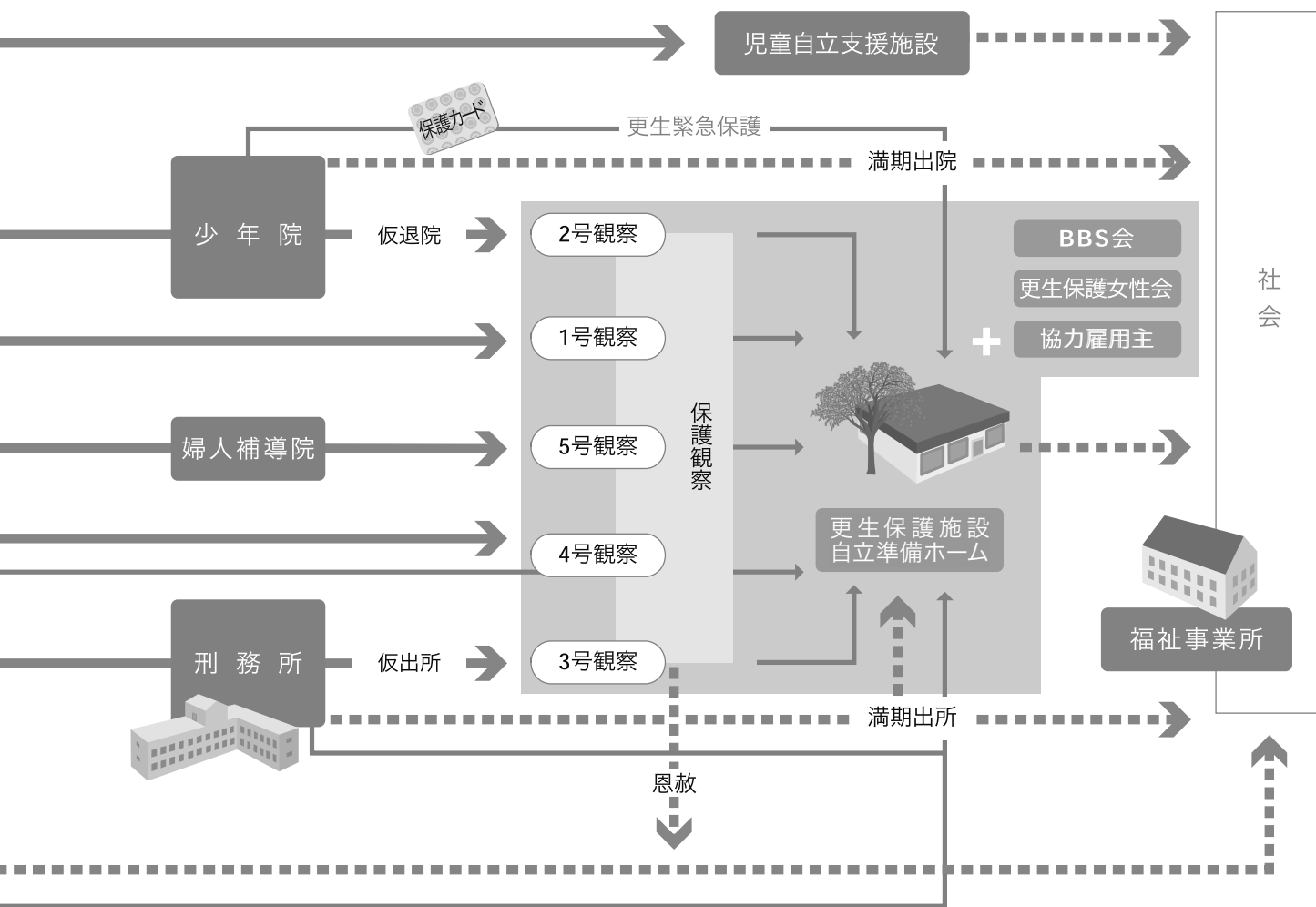
非行少年は少年法に基づき14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者（犯罪少年）、14歳未満の刑罰法令違反者（触法少年）及び将来刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（虞犯少年）とに分かれます。

非行少年は家庭裁判所に送致後、一定期間の集中的な矯正教育が望ましいと審判を受けた場合には少年院へ送致されます。また、不良行為やそのおそれのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童も「虞犯少年」として審判の対象としており、「児童自立支援施設」はこのような少年へ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設です。全国に58か所設置されています。（令和3年3月現在）

point 2 保護観察制度

犯罪をした者又は非行のある少年に通常の社会生活を営みながら就職や定住を支援し、自立更生を促す制度です。国家公務員の保護観察官と法務大臣から委嘱を受けた地域ボランティアの保護司が連携し、面接等の方法により、遵守事項を守るよう指導監督を行うとともに、必要な補導援助を行います。保護観察に付された者は「一般遵守事項」及び「特別遵守事項」によって、住居の移動等に一定の制限が加えられます。

号種	保護観察対象者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間



point 3 更生緊急保護・保護カード

更生緊急保護は、満期出所者等に対して、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講ずるものです。刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後6か月を超えない範囲内において行われますが、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認めるときは、更に6か月を超えない範囲内において行うことができることとされています。

国がこのような特別な保護を講じているのは、満期出所者等の中には、拘束を解かれて自由の身になっても、職業を得ることが困難であったり、親族からの援助が得られないか、又は生活保護法等に基づく一般の社会福祉からの保護を直ちに受けられない等の事情により、当座の衣食住にも窮して再び犯罪に陥る者が少なくないからです。

「更生緊急保護」の必要が認められるとき又は満期出所者等が希望するときには、刑事施設の長等から「保護カード」が交付されます。

カードには、氏名等のほか、更生緊急保護の必要性に関する意見、参考事項等が記載されています。

保護観察所の長は、カードの交付を受けた者がこのカードを提示して更生緊急保護を申出たときは、事情を調査して更生緊急保護の措置を選定します。

更生緊急保護の対象者	
1	懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者
2	懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得た者
3	懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者
4	懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかった者
5	訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者
6	罰金又は料金の言渡しを受けた者
7	労役場から出場し、又は仮出場を許された者
8	少年院から退院し、又は仮退院を許された者(保護観察に付されている者を除く)

定着支援センターの5つの業務

業務1 コーディネート業務

保護観察所からの「特別調整協力等依頼書」に基づき、矯正施設入所者を対象として、退所後に必要な福祉サービスのニーズ内容を確認し、事業所等のあっせんまたは必要な福祉サービスを受けられるように申請支援を行います。

- 保護観察所からの特別調整協力等依頼
- 支援対象者との面談・アセスメントの実施
- 円滑に福祉サービスへつなげるため、「福祉サービス等調整計画」の作成
- 援護の実施市町村との調整、住民票の設定
- 対象者の希望帰住地が他都道府県である場合には、「支援業務協力依頼書」にて帰住（予定）地の定着支援センターに対して、受け入れ先の確保及びその他必要な支援についての対応を依頼
- 障害者手帳の申請支援（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）
- 障がい者福祉サービスの申請支援
- 高齢者福祉サービスの申請支援
- 医療保障（国民健康保険等の取得）
- 所得保障（障害基礎年金の申請、年金記録の確認、生活保護の申請準備等）
- 受け入れ先（帰住地、身元引受人、福祉事業所）の選定、確保
- 「合同支援会議（調整・ケア会議）」の実施
- 対象者の受け入れ先が確保された場合には、矯正施設所在地のセンターが「特別調整協力結果通知書」にて所在地保護観察所に提出
- 受け入れ先事業所への引継ぎ（矯正施設退所時に同行）
- 橋渡し（当該市町村の相談支援事業所等）



コーディネート
業務

フォローアップ
事業



業務2 フォローアップ業務

コーディネート業務のあっせんにより矯正施設退所者を受け入れた事業所に必要な助言等を行います。

- 受け入れ先事業所へのフェイスシート（アセスメント）作成等の助言
- 受け入れ先事業所へのモニタリング（状況聞き取り）及び訪問
- 受け入れ先事業所への処遇面の助言及び定期的な「合同支援会議（ケア会議）」の実施
- 対象者が保護観察中の場合には、保護観察所との十分な連携を保つ
- 地域生活移行個別支援特別加算（または、社会生活支援特別加算）の「意見書」の発行
- 更生保護施設等との連携によるバックアップ体制の調整



業務3 相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設を退所した者及び、その他センターが福祉的な支援が必要とすると認める者について、本人やその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。

- 矯正施設退所者、親族、地方公共団体、福祉事務所、福祉事業所、支援者等からの福祉相談（満期出所者、元特別調整対象者、退院者等）
- 更生保護施設等からの福祉相談
- 電話相談及び電話相談を受けての橋渡し（当該市町村の相談支援事業所、地域包括支援センター等）
- 対象者が保護観察中の場合には、保護観察所との十分な連携を保つ



業務4 その他必要な支援業務

コーディネート業務、フォローアップ業務、相談支援業務の各業務を円滑且つ効果的に実施するために必要な支援をします。

- 関係機関とのネットワーク形成
- 支援対象者の帰住（予定）地におけるネットワークの立ち上げ
- 「合同支援会議（調整・ケア会議）」の開催
- 個別支援計画作成における打ち合わせ



その他必要な
事業等

定着支援センター

啓発活動等

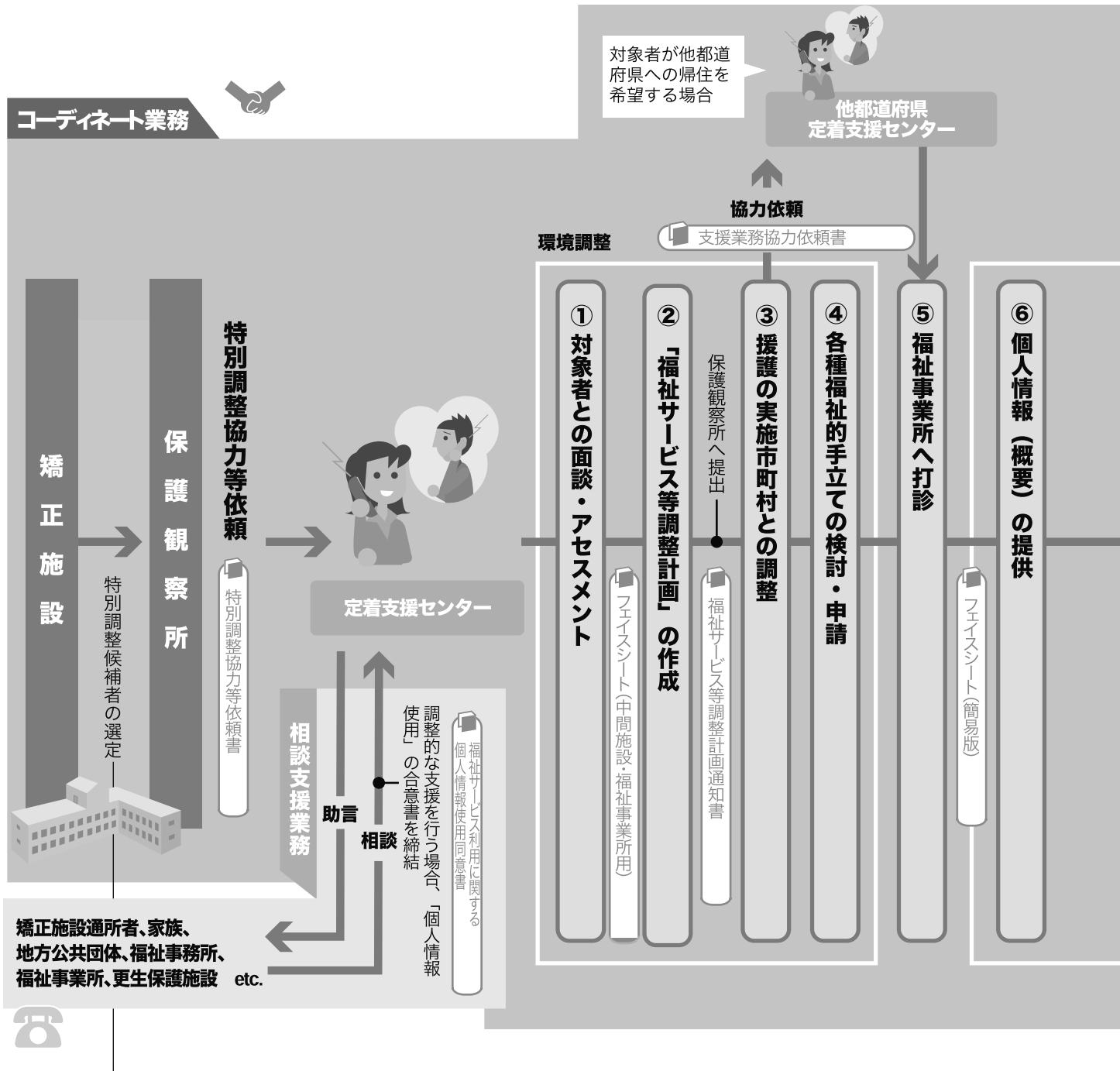
業務5 啓発活動等

ソーシャルインクルージョンの実現へ向け、積極的に周知・啓発活動を行っていきます。

- 地域で支える有機的なネットワークの構築を目指し、多職種による拡大ケース会議（運営推進委員会、連絡協議会）の開催
- 福祉専門職及び関係機関（矯正・保護・医療・行政等）を対象とした「啓発研修」等の実施
- 広報活動



主な業務の流れ



特別調整対象者

被收容者であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 1 高齢(おおむね65歳以上をいう。以下同じ。)であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること。
- 2 釈放後の住居がないこと。
- 3 高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
- 4 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
- 5 特別調整の対象者となることを希望していること。
- 6 特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。

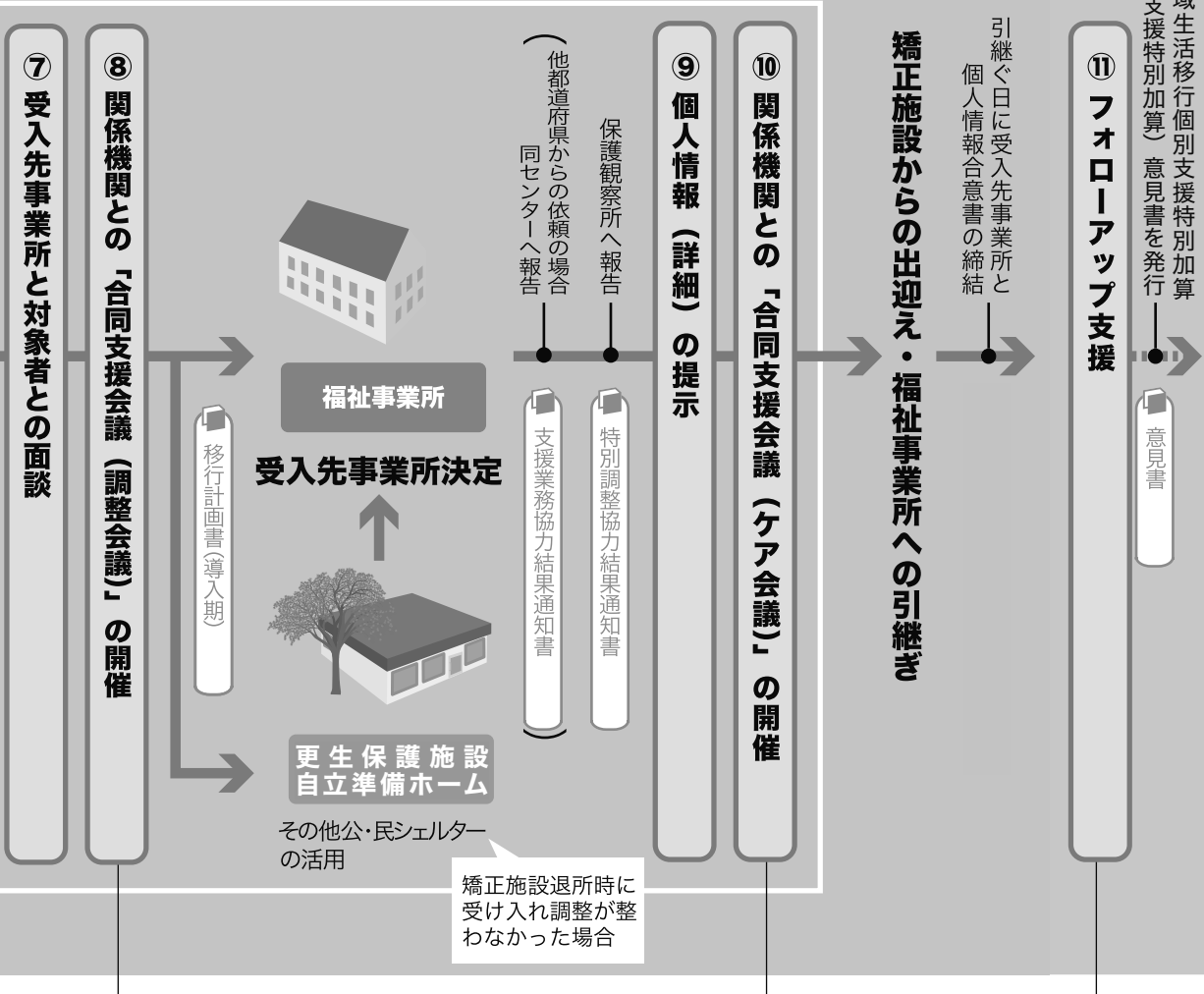
(平成21年4月 法務省保観第244号 法務省矯正局長・保護局長通達)



フォローアップ業務

必要に応じて、地域生活移行個別支援特別加算
(または、社会生活支援特別加算) 意見書を発行

受入先事業所との調整



合同支援会議(調整・ケア会議)

司法と福祉、行政等の関係者が一堂に会し対象者の支援について検討を行います。これにより矯正施設から福祉事業所への移行がスムーズに行われます。

- 行政
- 福祉事務所
- 保護観察所
- 福祉事業所
- 地域包括支援センター
- 定着支援センター etc.
- 相談支援事業所
- 障害者就業・生活支援センター
- 職業安定所
- 医療機関



フォローアップ体制

受け入れ先事業所においても「フォローアップ」を行い、協働体制(支援ネットワーク)でしっかりとサポートします。

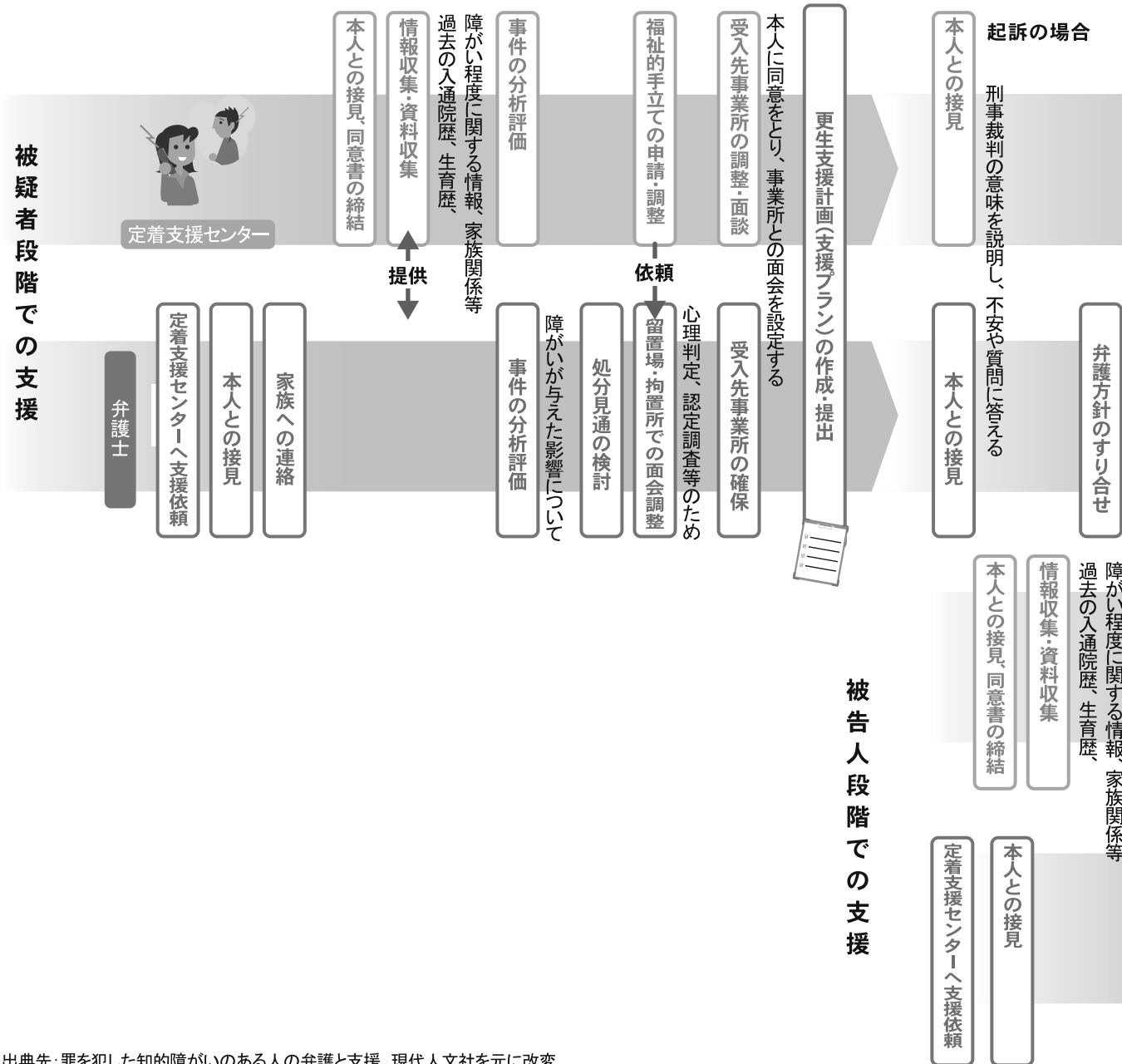
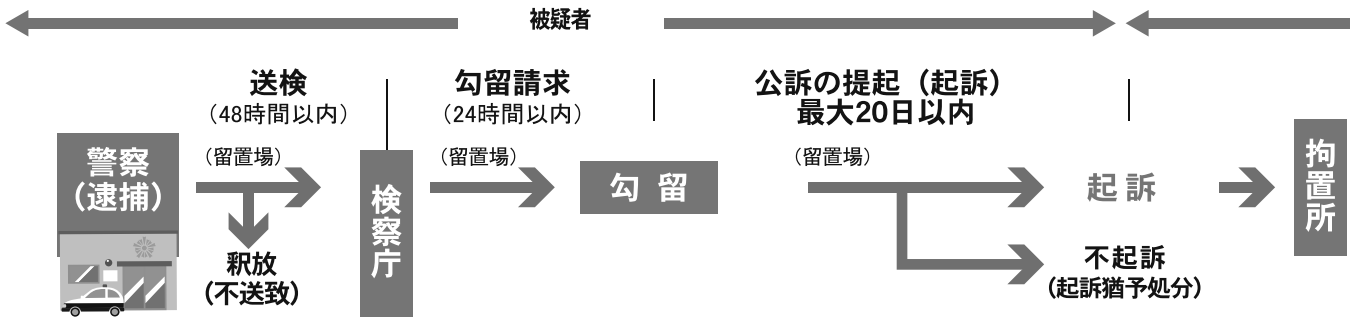
- フェイスシート(アセスメント)作成の助言
- モニタリング(電話及び定期訪問)
- 処遇面助言及び適宜関係機関との合同支援会議(ケア会議)の実施

効果的な支援のあり方について

被疑者・被告人への支援について(概要)

警察・検察に勾留されている「被疑者」、裁判中の「被告人」から相談が寄せられることがあります。弁護士と連携しながら支援を行います。

- 被疑者・被告人の支援にあたっては、①取り調べ・裁判の為の支援と②福祉的支援体制の構築が中心になる
- 弁護士を中心に支援チームを構築し支援にあたる
- 情状弁護においては福祉的支援体制を確立し「更生支援計画」を軸に適正な刑罰を訴える



出典先: 罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援、現代人文社を元に改変

「被疑者・被告人」の支援の方向性

「被疑者・被告人」の支援においては、①取り調べ、裁判が適切に行われるための支援(冤罪防止、法的手続きの説明)と、②再犯防止のための福祉的支援体制(社会内訓練等による更生支援)を構築することが中心になります。

弁護士との支援チームの構築

「被疑者・被告人」となった者については、刑事手続が大きく関わってくるため、弁護士を中心とした支援チームを構築し支援にあたります。

- 定着支援センター
- 相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士(「更生支援計画」の作成)
- 弁護士
- 受入先福祉事業所 職員
- 行政(障害福祉担当部署、生活保護担当部署、保健所等)
- 知的障がい者の場合は知的障害者更生相談所等の判定・相談機関、発達障がい者の場合は発達障がい者支援センター
- 必要に応じて医師(精神科医)等

「更生支援計画」による情状弁護

刑事裁判においては、①起訴事実が間違いないか、②適正な量刑・処分のあり方が争われます。

起訴事実が間違いない場合、裁判ではどのような刑罰を与えるかが争われます。その判断材料となるのが「情状事実」です。「情状事実」は、犯行の手口、被害状況等の犯罪そのものに関する事情(犯情)と、被害弁償、反省状況、家族・監督者の有無、及び再犯の可能性等(一般情状)に分かれます。

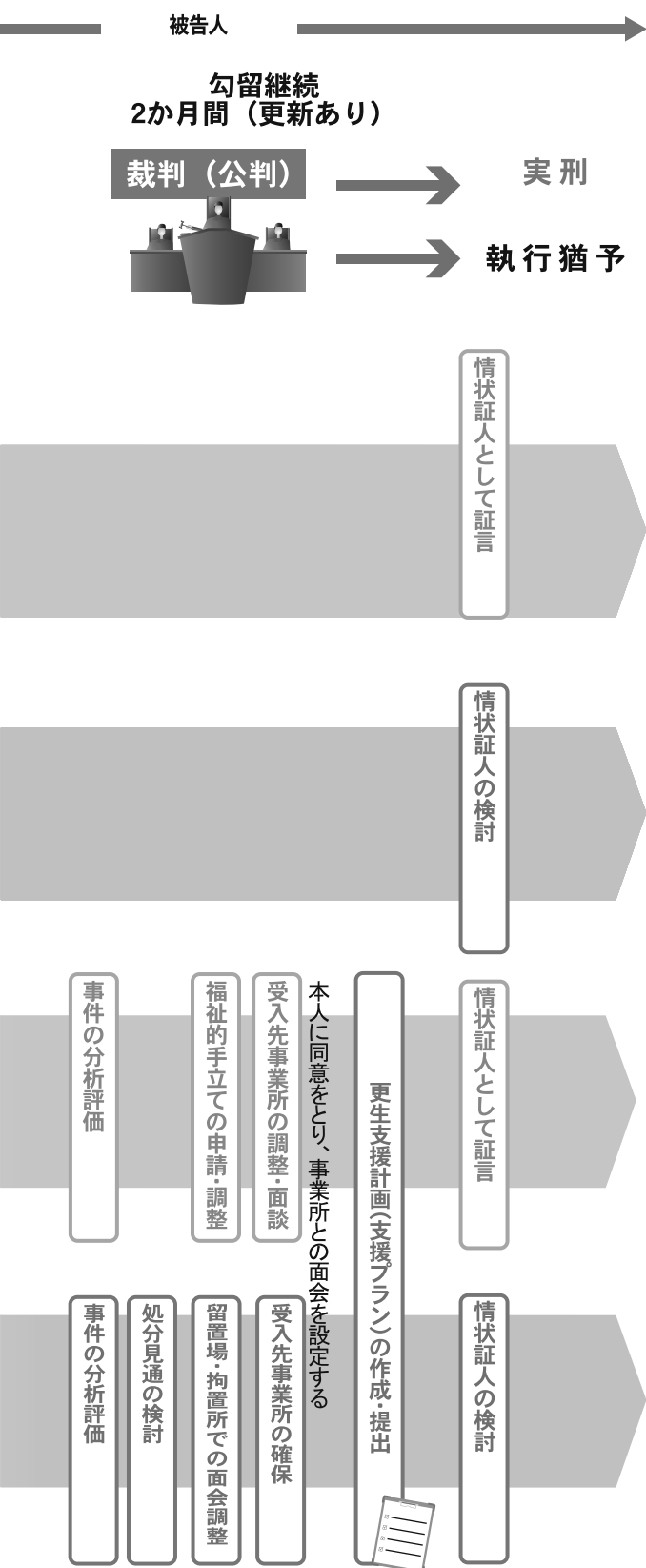
知的・発達障がい者はその特性から、単なる懲役刑では反省を促さずたり、順法精神を身につけさせ、再犯を防ぐ効果が薄いことが指摘されています。「被疑者・被告人」の支援においては、本人の特性に応じた再犯防止の福祉的支援体制を確立し、これを「情状事実(一般情状)」として本人にとって適正な刑罰を訴えることになります。

その中心となるのが「更生支援計画」ならびに実際に支援する者の存在です。

「更生支援計画」では、事件に至った背景について情報を収集し、事件を起こした問題・課題点を分析(アセスメント)した上で、それを防ぐための福祉的手立てについて検討します。障害者総合支援法や介護保険のサービスを利用する場合は、ケアプランや個別支援計画がこれにあたる場合もあります。作成した「更生支援計画」は本人の了解を得た上で裁判所に提出します。

また、量刑決定にあたっては、不起訴あるいは実刑を免れた場合(執行猶予)に、実際に支援を行う者の有無も重要になります。弁護士と連携をして受入先事業所の調整を行います。裁判では受入先事業所あるいは「更生支援計画」の作成者が情状証人となって出廷することもあります。

起訴される前の「被疑者」段階においても、「更生支援計画」等の提出により起訴を回避するという支援も可能です。しかし、逮捕後23日以内に「更生支援計画」を作成し、受入先事業所を調整しないといけないという時間的な制約が大きいです。



Chapter 1

用語・略語集（福祉編）

【 あ 】

エンパメント

社会福祉援助活動（ソーシャルワーク）において、能力を十分に発揮できない状態にある利用者や利用者集団に対して、本来持っている自身の強さを自覚し、自ら行動できるよう援助を行うこと。

【 か 】

基幹型

基幹型相談支援センター（基幹型相談支援事業所）。地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う機関として設置されており、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う。障害者自立支援法の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成 24 年 4 月に設置された。

居住支援法人

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。

【 さ 】

サビ管

サービス管理責任者。障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスを実施する事業所及び指定障害者支援施設において、個々のサービス利用者の初期状態の把握や個別支援計画の作成、定期的な評価など一連のサービス提供プロセス全般に関する責任や、他のサービス提供職員に対する指導的役割を担う職員で、配置が義務付けられている。

自助グループ

当事者同士が様々な依存に関する共通の問題について、体験を語り合い、回復に向け相互に助けあう活動を行う。

児相

児童相談所。
児童福祉法に基づき都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が設置する児童福祉サービスの中核となる相談・判定・指導を行う行政機関。児童福祉司、児童心理司、医師等が配置される。

児童家庭支援センター

児童福祉法に基づき設置される児童福祉施設の一つ。地域の児童の福祉に関するさまざまな問題について、児童に関する家庭などからの専門的な相談に応じ、必要な助言や援助を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導及び児童相談所等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とし、児童福祉施設等に設置されている。

児童自立支援施設

児童福祉法に基づき設置される児童福祉施設の一つ。不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所、又は保護者のもとから通わせ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設。退所後の児童に対しても必要な相談や援助を行う。

社協

社会福祉協議会。
社会福祉法の規定に基づき、都道府県、市区町村に設置されており、地域の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。誰もが安心して楽しく暮らせる「福祉のまちづくり」の実現を目指し様々な活動を行う。

就労移行支援事業所

一般企業等への就労を希望する障害者につき、一定期間にわたり①生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職に活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う障害福祉サービス。

主任児童委員

児童福祉関係機関と児童委員との連携を行うとともに、児童委員の活動に対する援助・協力を行う児童委員をいう。主任指導委員は、平成6年1月に制度化され、それぞれの市町村にあって担当区域を持たない。都道府県知事と民生委員推薦会から推薦を受けて選任される。

障害者就業・生活支援センター

障害者が職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を行い、障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人などで都道府県知事の指定を受けたもの。就労を希望する当事者だけではなく、障害者を雇用している（検討している）企業への相談支援も行っている。

自立援助ホーム

なんらかの理由で家庭にいらなくなり、働かざるを得なくなった、原則として15歳から20歳までの児童に暮らしの場を提供する。

ストレングス

要援護者の持っている「強さ」（能力・意欲・自信・志向・資源など）。

精神手帳

精神障害者保健福祉手帳

なんらかの精神疾患（てんかん、発達障害等も含む）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象となり、精神障害の状態にあることを認定するもの。

専門員

相談支援専門員。

障害者総合支援法に基づき、相談支援事業者に配置され、障害者が自立した地域生活を営むために、そのニーズを把握したうえで、サービス利用計画を作成し、総合的かつ効果的にサービスを提供できるように調整を図る者であって、障害のある人の全般的な相談支援を行う。

相談

相談支援事業所。

相談支援専門員が障害のある方やその家族から相談を受け、様々な情報の提供や助言及び福祉サービスを受けるための手続き等を行う。

【 た 】

断酒会

アルコール依存症から回復した人々の組織した団体の一つ。自力更生する為の「例会」を行い、酒害体験を自ら語り聞く中で回復を目指す相互援助団体。

定着

地域生活定着支援センター。

高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする刑務所、少年刑務所、少年院出所（出院）予定者について、入所（入院）中から出所後直ちに福祉サービスなどにつなげるために各都道府県に設置される機関で、NPO法人や社会福祉士法人等に委託されている。

定着職員

地域生活定着支援センター職員。

地域生活定着支援センターに所属し、対象者への支援を行う者。

【 な 】

日常生活自立支援事業

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等のうち判断能力が不十分な者の福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域における自立した生活を支援する事業であって、日常的な金銭管理や書類預かりを行う。

【 は 】

包括

地域包括支援センター。

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定をサポートするための拠点として設けられた施設。市町村及び老人介護支援センターの設置者、一部事務組合、医療法人、社会福祉法人などのうち包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。

フードバンク

包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動およびその活動を行う団体。

【 ま 】

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、各市町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱し、給与は支給されず、任期は3年である。民生委員は「社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」と規定されており、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしている。なお、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

【 や 】

養護老人ホーム

老人福祉法に基づく老人福祉施設の種類。65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を市町村が措置を行い、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導や訓練を行うことを目的とする入所施設。

【 ら 】

リフレーミング

ある枠組みで捉えられている物事を、枠組みをはずして違う枠組みで見る。つまり、物事をネガティブに捉えるのではなく、意図的にポジティブに捉えなおす行為。

療育手帳

知的機能の遅れが発達期(概ね18歳まで)に現れ、日常生活に支障が生じているため何らかの援助を必要とする者に対し、都道府県または政令指定都市がその者に対し、知的障害があることを認め発行する手帳。地方自治体によっては、みどりの手帳、愛の手帳などの名でも呼ばれる。

【 英 数 字 】

AA

Alcoholics Anonymous アルコホーリクス・アノニマス。AAとは、「無名のアルコホーリクたち(飲酒に問題のある人たち)」という意味で、アルコール依存症から回復した人たちから成る相互援助団体の一つ。互いの名前、身分などを伏せたまま(匿名)、独特のプログラムに従って、体験の共有、相談、援助活動を行っている。

A型事業所

就労継続支援A型事業所。

一般企業に雇用されることが困難な障害者のうち、雇用契約等に基づく就労が可能となる者につき、雇用契約を結び、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う障害福祉サービス。

B型事業所

就労継続支援B型事業所。

一般企業に雇用されることが困難な障害者のうち、雇用契約等に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う障害福祉サービス。事業所との雇用契約ではなく、生産物に対する成果報酬の「工賃」が支払われる。

CM

Care Manager ケアマネジャー(介護支援専門員)。介護を必要とする利用者が、その人らしい生活を送れるよう利用者本人、ご家族の意向のもとで最適なケアプラン(介護サービス計画書)を作成し、利用者和社会資源の結び付けや関係機関・施設との連携など、生活困難な利用者が必要とする保健・医療・福祉サービスの調整を図る(ケアマネジメント)役割をもつ援助者をいう。

CW

Case Worker ケースワーカー。

社会生活の中で困難や問題をかかえ、専門的な援助を必要としている人に対して、社会福祉の立場から、個別事情に即して課題の解決や緩和のために助言、支援する援助者をいう。全国にある福祉事務所や児童相談所など、主に行政機関に配置されている。

DARC

Drug Addiction Rehabilitation Center ダルク。

薬物依存者の薬物依存症からの回復と社会復帰支援を目的とした、非営利の回復支援施設(自助グループ)。薬物依存症者の他に、アルコール依存症、ギャンブル依存症など依存症全般に問題のある人の回復にむけた活動を行っている。

GA

Gamblers Anonymous ギャンブラーズ・アノニマス。

アルコール依存症の自助グループであるAAと同じく12ステップと呼ばれるプログラムを活用し、ギャンブル依存症である自分自身の生き方の問題点に目を向ける活動を日本各地で行っている。

GH

Group Home グループホーム。

障害者総合支援法に基づき、障害者が家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数で共同生活を営む住居またはその形態。

KA

kleptomaniacs Anonymous クレプトマニアクス・アノニマス。

衝動的に万引きを繰り返す「クレプトマニア(窃盗症)」と呼ばれる精神疾患があり、そのクレプトマニア(窃盗症)の当事者同士が、グループで境遇を語り合うなど、回復をめざし活動する自助グループ。

NA

Narcotics Anonymous ナルコティクス・アノニマス。

ナルコティクス・アノニマスとは、「匿名の薬物依存症者たち」の意味。薬物によって大きな問題を抱えた仲間同士が薬物問題を解決したいと願い活動する自助グループ。

NABA

Nippon Anorexia Bulimia Association 日本アノレキシア(拒食症)・プリミア(過食症)協会。

摂食障害を経験した本人によって運営され、仲間たちの視点や実感、体験や知恵によって作り上げてきたプログラムを行う。1987年に発足、摂食障害(過食・拒食・嘔吐・下剤乱用等)からの回復と成長を願い活動する自助グループ。

OT

Occupational Therapist 作業療法士。

理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、病気やケガなどで身体が動かしにくくなった者や、精神疾患により治療が必要な者に対して、医師の指示の下、作業活動を通じて日常生活の動作で困らないようサポートする医療従事者。

PSW

Psychiatric Social Worker 精神保健福祉士

精神保健福祉士法に基づく国家資格。精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識と技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う者。

PT

Physical Therapist 理学療法士

理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、病気や怪我、老衰、障害などの原因で運動機能が低下した人に対して、医師の指示の下に、運動や温熱、電機、光線といった物理的手法により機能改善を図る医療従事者。

SA

Sexaholics Anonymous セクサホーリクス・アノニマス。

不倫・性風俗通い・配偶者やパートナーへのDVや性的虐待・不健全な恋愛やストーカー行為・性的な犯罪行為等々、性依存・性的な問題から回復したい人の自助グループ。

SSW

School Social Worker スクールソーシャルワーカー。

子どもに寄り添い、毎日の生活における様々な悩みやいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等に対し、事態を解決すべく支援することはもとより、状況によっては子どもを教育する教員も支える専門職。

ST

Speech-Language-Hearing Therapist 言語聴覚士。

言語聴覚士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、音声機能、言語機能又は聴覚に障害がある者の機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う医療従事者。

SW

Social Worker 社会福祉士。

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、国家試験に合格し厚生労働大臣の免許を受けた者。社会福祉の専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行う専門職である。

※障害の表記については、法令の表記に準拠することとし、本書では「障害」と統一した。

※用語集・略語集の説明は、『六訂社会福祉用語辞典(中央法規出版)』を参照しながら、一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会が独自に作成したものである。

Chapter 2

入口支援

釈放直後に警察署の面談室を活用したインテーク・釈放後の伴走支援の事例

相談者	検察		相談時年齢	37歳	男性
IQ相当値	不明	種別	障害(疑い)	手帳	無
疾患	アルコール依存症、糖尿病、 高血圧		障害支援区分	無	
経済面	収入：生活保護				
罪名	住居侵入				

事件の概要

酒に酔った状態で、敷地内に侵入した。なぜ他敷地内で寝ていたのか記憶はない。

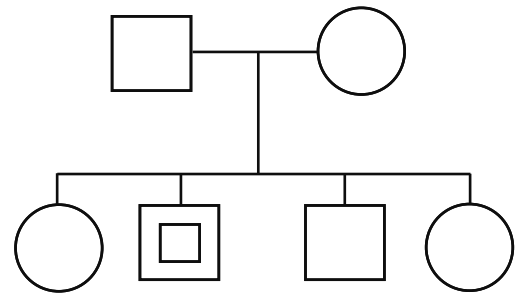
相談時の状況

逮捕日	11/23	依頼日	12/1
前科・前歴	傷害致死の前科あり	本人居所	自宅
勾留期間	11/23～12/3	起訴の見込み	無
処分の見込み	起訴猶予		

支援前の状況

- ・中卒で清掃の仕事に就くも、1～2年で辞める。それ以降、接客やパチンコ屋で働いて生活するが、一番長く続いたのは最初の清掃の仕事。最後に仕事したのは4年ほど前。
- ・「家族に殴られて育ったため、自分も他人を殴ってしまう」と話される。
- ・数年前には違法薬物を摂取した父から包丁で胸を刺された。服役中の父から自身の居所を知られないよう、これまで住所を動かすことができていなかった。
- ・生活保護を受給し、アパートで一人暮らし。
- ・専門医療機関に受診し、アルコール依存症の治療を受けている。飲酒とブラックアウトを起こすことを繰り返している。部屋では失禁等あり。
- ・16歳頃に初めて飲酒。母方祖父は飲酒に問題のある人で、母は鬱や甲状腺の病気で服薬していた。
- ・糖尿病、高血圧の持病で投薬中だが、自力での服薬は難しい。

ジェノグラム



両親、姉、弟、妹がいるが、全員疎遠。16～17歳で家を出て実家へは時々帰っていたが、ここ4年ほどは帰っていない。父親は服役中。

経過（被疑者段階）

12/1 A市から、定着職員に相談依頼。

12/3 警察署から釈放直後、釈放された警察署の面談室を活用し、保護課も同席のもと、定着職員が本人と面接。本人の希望を確認。逮捕前に生活していたアパートはいったん解約となった。更生緊急保護になるのか、保護課の緊急一時宿泊になるのか、保護課で協議。結局、逮捕前に生活していた元のアパートへ帰住できることになった。

【見立て】

依存症の自覚はあり、回復したいという意欲はあるものの、精神科病院での治療に馴染めず飲酒し犯罪に至る、ということを繰り返す負のループに陥っている。まずは本人との関係性構築を図り、もし再犯しても粘り強く本人に関わり続ける。

12/7 通院同行。自宅では酔った状態。

12/10 保護課から電話。「昨日、本人が酒に酔って再犯し、逮捕された」とのこと。

12/17 警察署から釈放。精神科病院にて、本人、病院のSW、市役所保護課、定着職員で協議。
本人は受診し、任意入院となる。

12/19 病院から電話。「本人が『家に帰る』と書き置きを残し病院を失踪した」とのこと。

12/20 病院から電話。「昨日中に、病院に本人が戻った」とのこと。

12/26 本人が再犯したことが判明。

12/28 不起訴、60日間の労役。

1/13 本人と電話。「釈放されたら、僕の部屋はどうなるんですか？探してもらえますか？」、「僕の担当は誰なんですか？もう支援は終わりなんですか？」、「病院に置いてきた荷物を差し入れてほしい」。

1/27～3/12 拘置所で計4回の面会、手紙のやりとりを行い、信頼関係作り。

3/13 労役期間満了により拘置所から釈放。市役所にて、本人、保護課（担当者・就労支援担当）、定着職員で協議。生活保護の停止解除手続。逮捕前のアパートに帰住。電気代の未納分等の支払い。

3/20 保護課と自宅訪問。泥酔状態。保護費の小銭や空き缶が散乱。

3/21 自宅訪問。吐しゃ物と空き缶が入ったごみ袋が散乱。服は糞尿や吐しゃ物まみれの様子。暖房を30度にしてはいるが「寒気がする」とのこと。病院を受診し、点滴を受ける。
3/31 から入院決定。保護費の管理に同意される。

3/22 自宅訪問。「医師から低血糖、高血圧、肝臓がボロボロと言われた」とのこと。
入院の準備。

3/31 入院同行。

4/3 本人、病院SW、保護課、定着職員で自宅を大掃除。
マスク二重+ビニールエプロンのいでたち。

4/10 昨日、本人がコロナ禍で外泊したため、退院となる。病院の受付にポツンと座っていた本人と合流し、市役所へ。断酒会を見学後、再び市役所にて、本人、保護課（担当者・就労支援担当）、定着職員で協議。

4/11 保護課から電話。「本人、体調不良で救急搬送。入院にはならなかった」とのこと。自宅まで送る。

4/12～14 自宅訪問。信頼関係作り。

4/17 保護課から電話。「本日、本人が断酒会に行ってきた」とのこと。

4/18 市役所で、本人、保護課（担当者・就労支援担当）、定着職員で協議。

4/20 自宅訪問。市役所にて保護費受け取り。

4/28 市役所でマイナンバーカードを申請。戸籍、前住所、現住所は非開示手続き。

- 5/1 自宅訪問。
- 5/2 通院同行。医師「本人は明るい性格だし、仲間でやればきっと断酒もうまくいく」。服薬拒否。
- 5/4 保護課から自宅訪問の報告。「泥酔していた」とのこと。
- 5/5 保護課から電話。「昨日、本人が酒に酔って再犯した」とのこと。
- 5/9 警察署で本を差入。
- 5/11 保護課と警察署で面会。警察署の意向で入院先を探している保健所と話し合い。
- 5/12～23 警察署で計4回面会。信頼関係作り。
- 5/24 釈放後、警察署が精神科病院（以前と別の病院）まで同行し、任意入院。
- 5/25 病院に荷物を差入。
- 5/28 病院で面会。現状（「肝硬変一步手前」と医師に通告された）の受け止め。
- 5/31 病院で本人、医師、看護師、SW、定着職員で協議。
本人「明日退院します」。
- 6/2 保護課と病院で面会。医師から外泊許可が出る。
- 6/3 病院から電話。「本人が外泊から戻ってきていない」とのこと。
- 6/5 自宅にいた本人と、病院へ同行。退院となる。
- 6/7 市役所で、就労面談。再発行されたマイナンバーカードの受取。
- 6/12 保護課から自宅訪問の報告。「本人が『精神手帳を取ろうかな』と言っていた」とのこと。服薬管理もできている。
- 6/14 市役所にて話し合い。
本人「購入したWi-Fiとタブレットで映画が見られるようになった」とのこと。
Wi-Fi料金の支払い、貯金、服薬管理について、本人から積極的に話がある。ATMの使い方を教え、貯金を開始。メールアドレスも取得できたようで、教えてもらう。
その後、半年以上断酒ができています。再犯もなし。

起訴日	—	判決日	—
公判日	—	身柄移送日	—
経過（被告人段階）	—		
判決内容	—		
控訴：	—		
経過（控訴審）	—		
経過（判決後・釈放後）	—		
<p>〈考察〉</p> <p>☆<u>検察庁と警察署の連携（釈放直後に警察署の面談室を活用できる運用の開始）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業開始当初、多くの課題があった。 ①「身柄」のケースについては、検察庁から支援依頼の相談があってから釈放までは2日ほどしか時間的猶予がなかった。 ②釈放後の「帰住先」と言われていたところに帰住できなかった事例が少なくなかった。 <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※家賃滞納、ごみ屋敷状態等により住まいが立ち退きの強制執行となっていた。 ※利用料未払いにより管理者から退去を命じられた。 			

※認知症の高齢女性について、一人暮らしをしていた自宅に帰住したが、「誰かに追われている」と夜中に警察署に駆け込み、その日の当番病院に入院となった。

※「釈放後は病院入院」とのことだったが、病院側からは「入院の必要性なし」と判断され入院とならなかった。

※「家族の住む自宅への帰住」とのことだったが、家族は本人を支援する気がなく、住まい自体も売り払う予定だった。

③釈放時間が 16:00 の事例もあったが、行政の窓口は 17:15 で閉まることが多く、タイムオーバーとなって必要な窓口への同行支援ができなかったことがあった。

・上記の課題を踏まえ、検察庁と定着職員とで協議し、釈放時間は午前中にし、釈放される警察署まで定着職員が出向き、釈放後は警察署の面談室を活用して対象者の話を伺い、対象者の意向を確認し、必要に応じてその後の行動を対象者ととともにしながら、対象者との関係性作りと問題解決に努める運用を開始した。

・さらに「釈放日から定着職員が関わること」について、釈放前に検察庁から、釈放される警察署に一報入れていただけることになったことで、釈放直後に定着職員による警察署の面談室を使った面接がスムーズに実施できるようになった。

☆対象者の理解・支援の姿勢

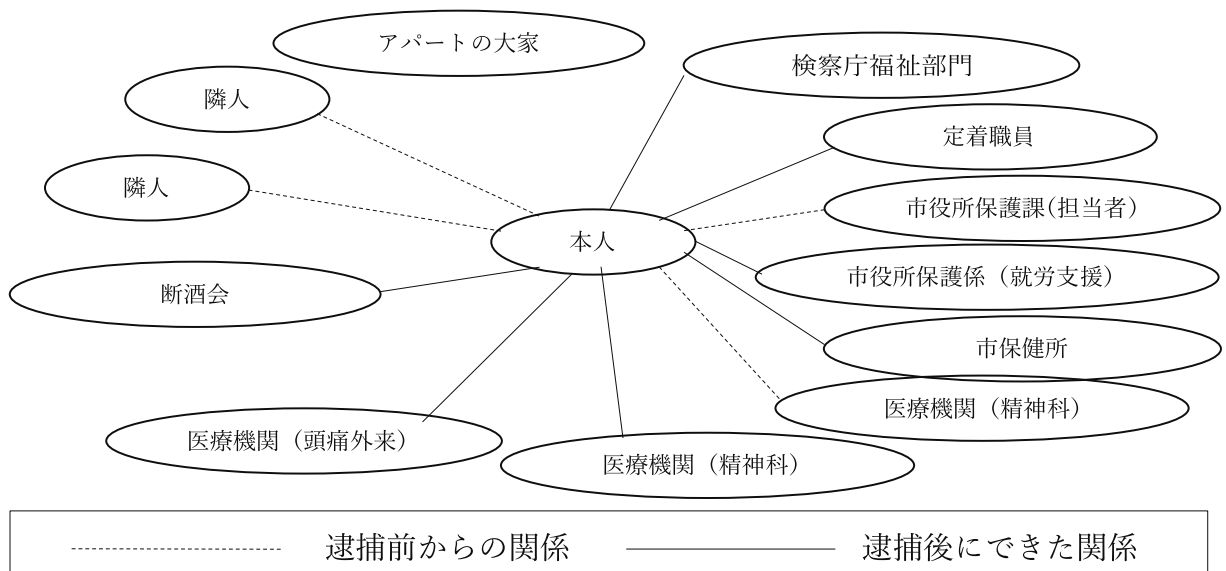
・モデル事業の対象者は、これまでの生育歴から、支援者に不信を抱いていたり、対人関係の構築に課題がある者が多く、問題解決型の支援では支援の網からこぼれ落ちてしまい、結果として「社会的孤立」に至り、犯罪に至っていた者が多い。

・検察庁から支援依頼があった当初は、対象者と定着職員は会ったことがなく、本人情報も少ない。また、釈放前には支援に同意していても、釈放後に翻意することも多かった（その逆も多いと思われる）。釈放後にいきなり問題解決を考えるのではなく、まずは対象者との関係性構築に力点を置いた働きかけ（伴走）を重視する必要がある。

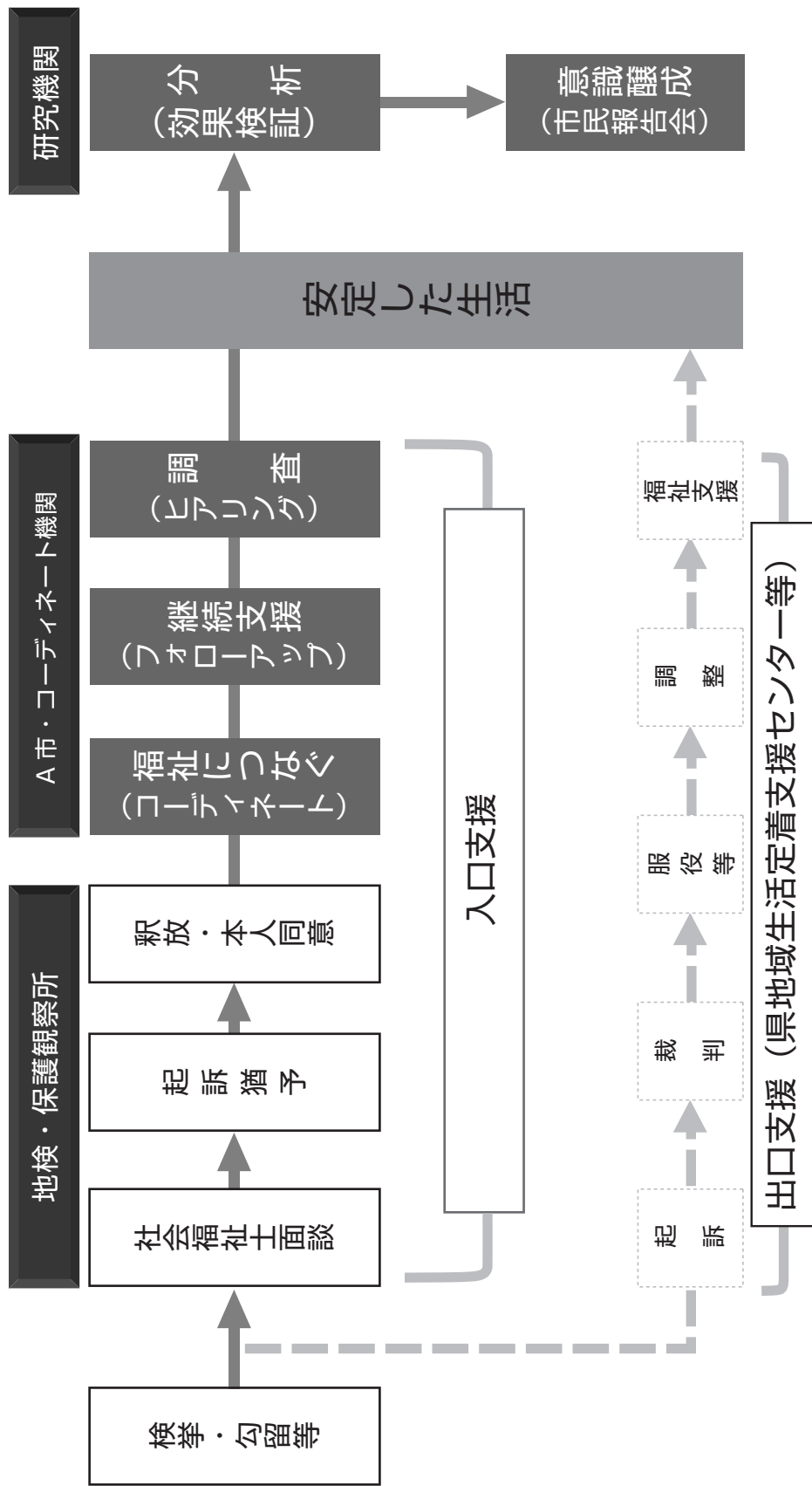
☆地域単位での課題の共有・普遍化（地方再犯防止推進計画や地域福祉計画への反映）

・本事例は、A市（再犯防止部門、福祉部門、住宅部門等）、検察庁、保護観察所、福祉関係機関、定着職員、A大学が集まる事例検討会で共有され、地方再犯防止推進計画や地域福祉計画への反映も含めて、地域（A市）単位での課題の共有・普遍化が試みられた。

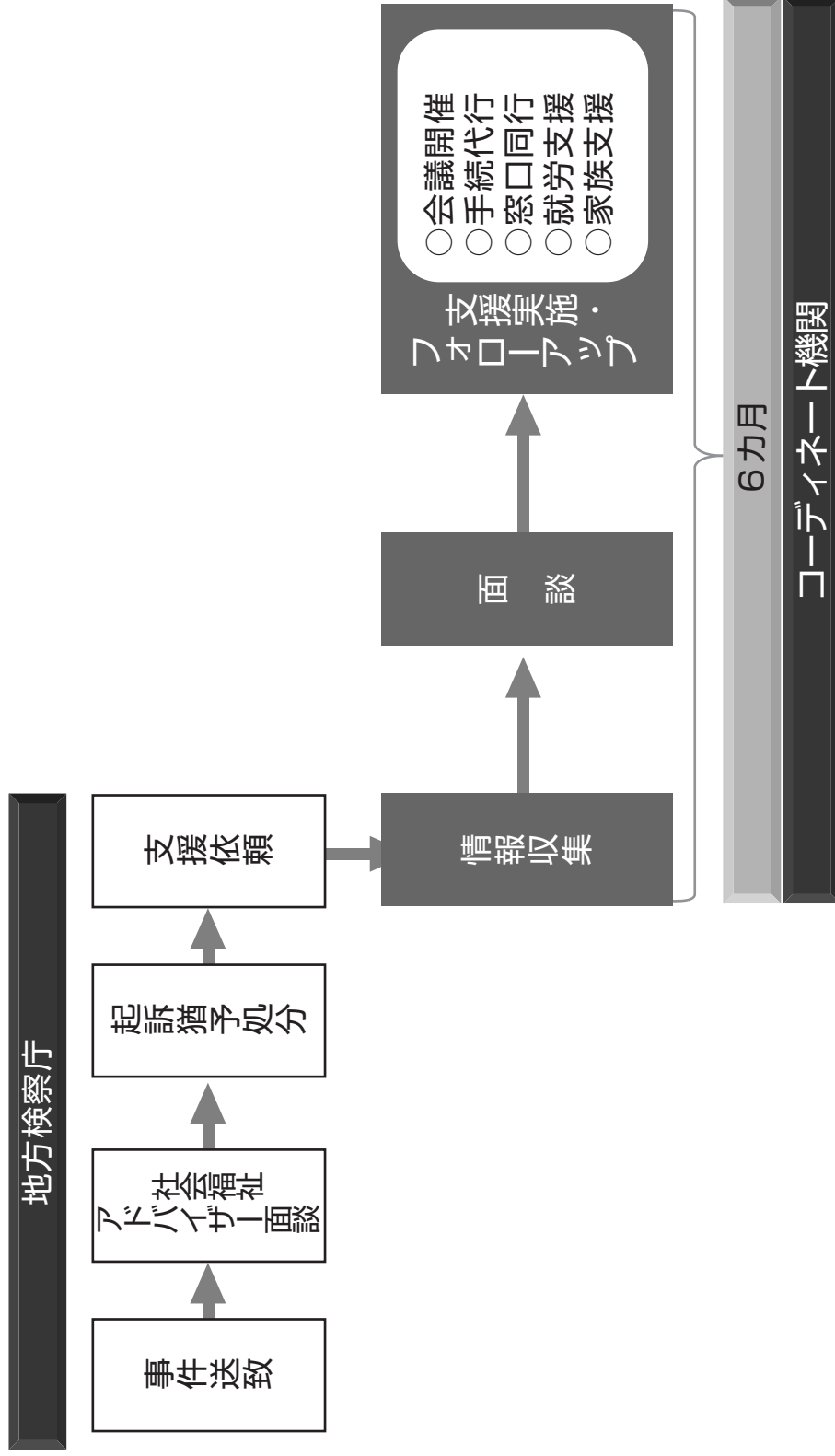
*社会関係図（エコマップ）等



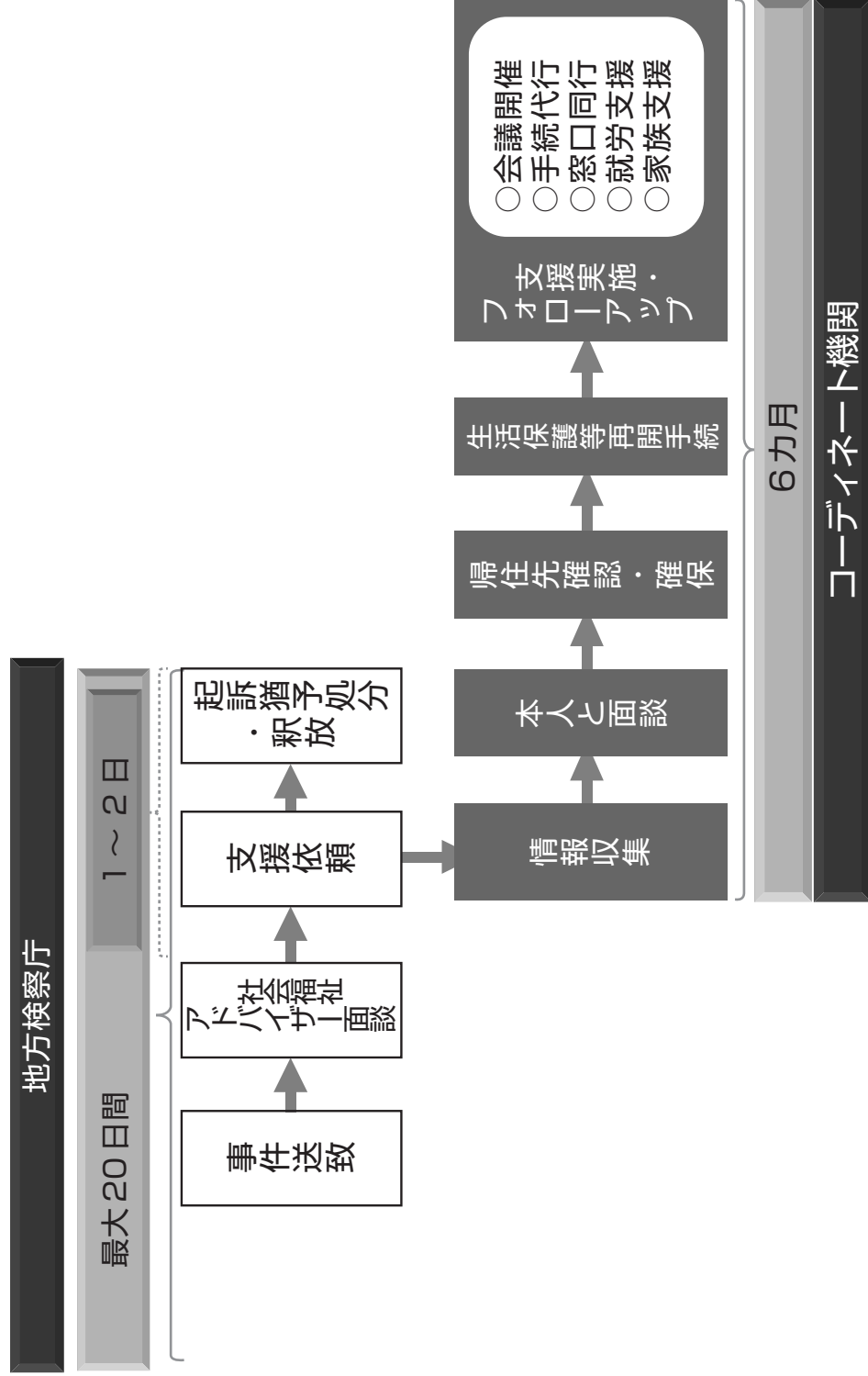
■ 伴走型入居支援事業のイメージ図



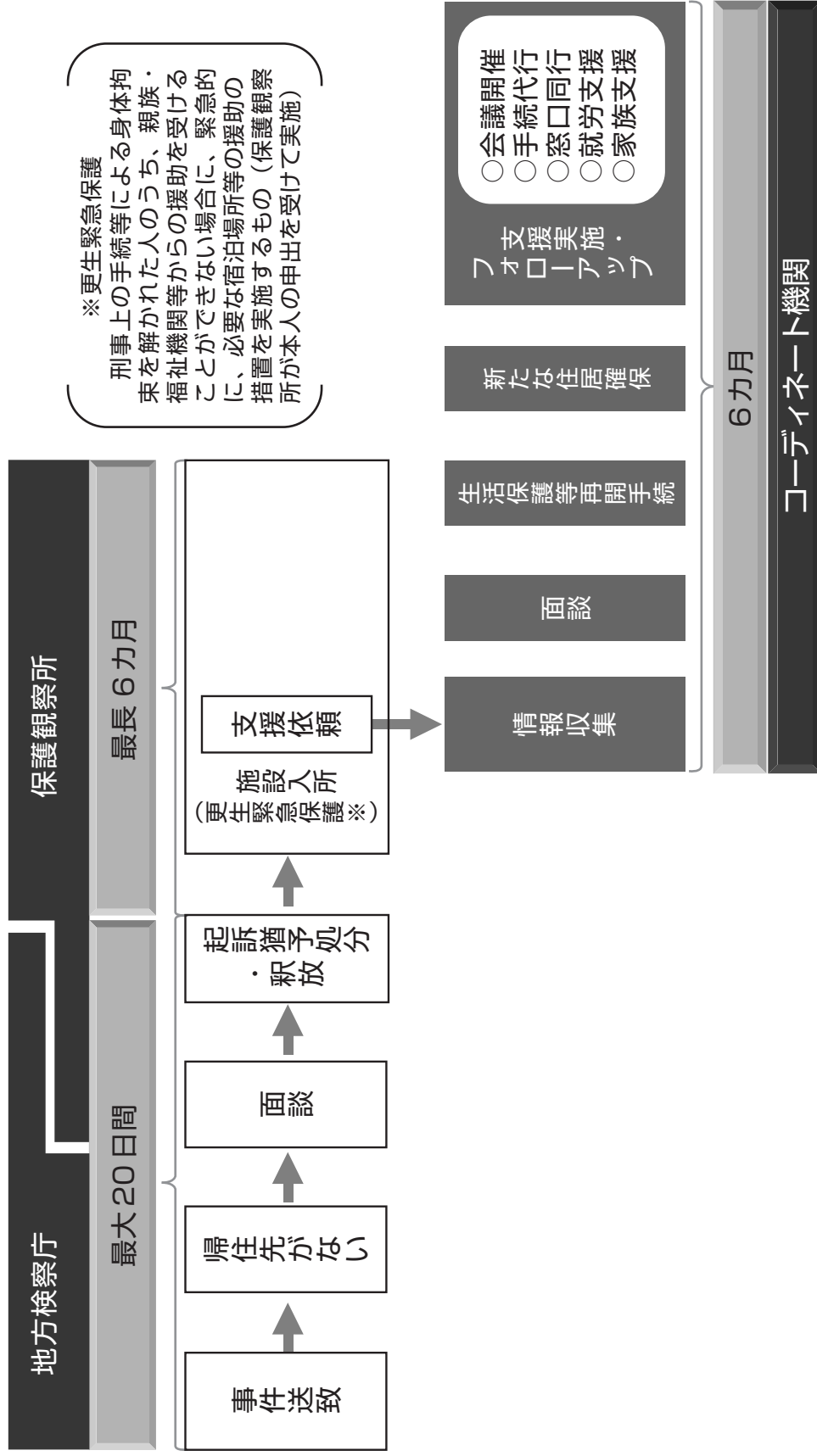
伴走型入口支援事業の支援の流れ（在宅事件） 例



伴走型入居支援事業の支援の流れ（身柄事件で帰住先がある場合） 例



伴走型入口支援事業の支援の流れ（身柄事件で帰住先がない場合） 例



地域包括支援センターとの役割分担により円滑に支援ができた事例

相談者	保護観察所		相談時年齢	80歳	男性
IQ相当値	不明	種別	高齢	手帳	無
疾患	不眠、胃痛		要介護認定	無	
経済面	収入：生活保護 借金：20～30万（本件被害者の生活費）（月15,000円ずつ返済）				
罪名	暴力行為等処罰に関する法律違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反				

事件の概要

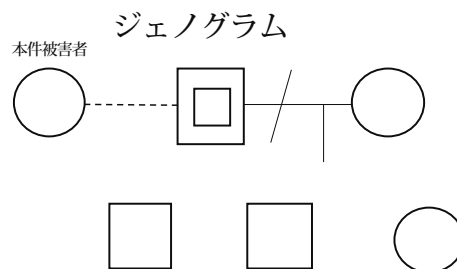
内縁関係にあった女性に、「別れる」と言われ、ナイフを畳に突き立て、「誰でも2,3人殺してやる。俺は死んでもよか。これからお前も敵や。やってやる。ちゃんと待っとるぞ」等と怒鳴りつけ、脅した。

相談時の状況

逮捕日	1/21	依頼日	2/1
前科・前歴	車両法違反、自動車損害賠償法違反、有印私文書偽造・同行使等で、罰金や執行猶予付き判決を受ける。	本人居所	留置場
勾留期間	1/21～2/9	起訴の見込み	無
処分の見込み	不明		

支援前の状況

- ・逮捕前は、生活保護を受給しながら、単身生活を送っていた。簡単な自炊、掃除、洗濯もできていた。また、保護課の承認を得ず、車を所有していた。
- ・勾留中の簡易鑑定で、認知症の疑いがあることが分かった。



18歳で結婚したが43歳で離婚し、長女を連れて妻が出ていった。長男・次男は、県外在住で疎遠。内妻（本件被害者）とは50歳頃から、本件直前まで交際。20年ほど、同棲していたが、10年前からは別居していた。

経過（被疑者段階）

- 2/1 保護観察所より内々で相談。
- 2/7 保護観察所より相談依頼。
- 2/9 「不起訴」で釈放となり、自宅に帰住する。

【見立て】

- ・内々の相談があった段階で、保護観察所の入口支援をお願いした。釈放後の支援として、定着の関与も必要となり、依頼があった。
- ・保護観察所の当初の想定では、更生緊急保護で更生保護施設への一時入居を行う予定であったが本人拒否。そのため、知人男性A氏が見守るとの約束で、自宅へ帰住することになった。中等度の認知症の疑いがあったため、保護観察所とともに、包括に相談をし、協働支援を依頼した。

起訴日	—	判決日	—
公判日	—	身柄移送日	—
経過（被告人段階）	—		
判決内容	—		
控訴：—			
経過（控訴審）—			
<p>経過（判決後・釈放後）—</p> <p>2/10 初回面談（保護観察所にて、保護観察官が同席）</p> <p>2/16 包括より、釈放後、頻繁に接近禁止命令が出ている被害者宅に訪問していると連絡あり。A氏からも24時間の面倒を見ることができないとの話があり、再度、更生保護施設への帰住を調整する。</p> <p>2/21 ケース会議（A氏、包括、定着） 更生保護施設への帰住を提案したが、A氏より、本人が拒否しているという話があった。本人の様子確認のため、2/23に自宅訪問をすることになった。 包括は、介護保険の申請の手続きを行う。</p> <p>2/23 今後の支援の相談をしようと、A氏に電話をかけるが、「そのうち、定着に訪問するから」と、電話を切られ、拒否される。</p> <p>3/9 包括とA氏と本人で、認知症専門病院を受診し、中等度の「アルツハイマー型認知症」の診断を受ける。</p> <p>3/11 自宅訪問 事前に包括から、A氏に連絡をしていたが、「もう本人とは関わらない。そちらに支援をお願いしたい。」と一方的に話を切られ、それ以降、関与なし。その日の同席も叶わなかった。本人に、再度、定着の支援を説明し、更生保護施設への帰住について提案するも、本人は自宅での単身生活を希望。ライフラインの料金未納が続いていたため、支払いの支援を行う。 生活保護の支給日までのつなぎとして、包括から、公的制度・サービス等への橋渡しを目的に経済的援助を行う、生計困難者レスキュー事業の依頼をする。</p> <p>3/15 生活困窮者レスキュー事業担当者が週2回、自宅訪問と買い物支援を実施。 (～4/3)</p> <p>4/5 アルツハイマー型認知症の服薬を開始。 要介護認定が「要介護1」となり、生活困窮者レスキュー事業でお世話になったCMに相談し、ヘルパーが週3日支援に入るようになった。 金銭管理は、日常生活自立支援事業で県社協に依頼するが、半年待ちであったため、CMがやむなく一時的に金銭を管理し対応する。</p> <p>6/16 第1回地域ケア会議 参加者：包括、CM、ヘルパー、警察署、保護観察所、定着 今後の支援として、介護サービスの利用、携帯の契約、弁護士への相談が検討された。更生緊急保護の終了までは、更生保護施設への入居を打診していくことになった。</p> <p>7/12 包括とCMが受診に同行し、主治医から後見人の保佐相当との診断が出る。</p> <p>8/9 更生緊急保護期間が終了し、保護観察所の入口支援は終了となった。そのため、保護観察所は、支援の第一線から退くことになり、フォローアップの一環としての関りとなる。</p>			

8/22 第2回地域ケア会議

参加者：包括、CM、定着

会議で、後見申立ての本人への説明・同意を本人との関係性のあるCM・定着で担い、手続きを実際に進める場合は、包括が対応することになった。また、本人が後見申請を拒否された場合の対応として日常生活自立支援事業の申請を包括・CMが対応した。

9/20 法テラス面談。本人が、後見申請を拒否する。

10/3 日常生活自立支援事業が開始。

翌年3/19 第3回地域ケア会議

参加者：包括、CM、ヘルパー、県社協、定着

昼夜逆転があったので、眠剤の相談を医師に行い、生活を立て直すことになった。

【見立て】

- ・本人は施設への入所を拒否したため、A氏が、金銭管理を行い、見守りをするという条件のもと、単身生活を継続していた。
- ・その後、数日で、A氏から支援が難しいという話があった。A氏は、本人の金銭を搾取している様子も窺えたため、定着で支援を引き継ぎ、生活困窮者レスキュー事業での支援に繋げた。同時並行で、浪費傾向が高い方であるため、食事代とライフラインの料金代という必要最低限の金銭管理をCMが行った。その間に、包括との役割分担で、ライフラインや携帯等の対応を定着が行い、要介護認定の手続きを包括に依頼し、早期に介護サービスに繋げた。

<考察>

☆役割分担の大切さ

- ・中度の認知症であっても、定着が支援チームを作り、包括やCMとの連携を行うことで、サービスを活用した地域での見守り体制を構築することが可能になった。具体的には、定着は、ライフラインの調整、携帯の契約といった緊急的な調整が必要となる部分を担当し、包括とCMに介護保険の申請や日常的なケアを担ってもらったことで、同時並行で調整を進めることができ、迅速に多層的な支援を行って、単身生活を支えることができた。

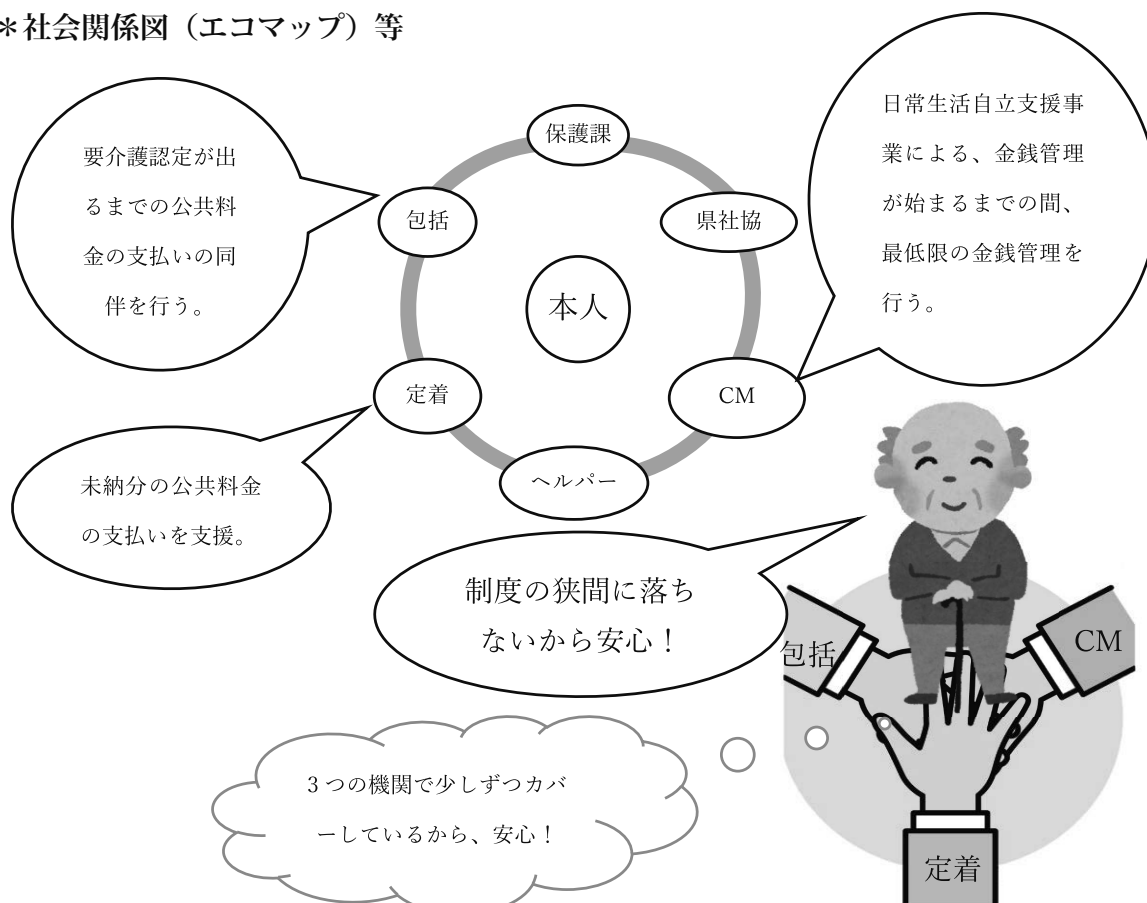
☆包括との連携と定期的な地域ケア会議の開催

- ・身柄勾留中から包括に関与を依頼したことで、早期から地域ケア会議を開催することができ、方向性を明確にすることができた。
- ・本件被害者との接近禁止命令が警察から出されたが、認知症により理解できず、被害者に接触するという事案もあったため、警察職員にも支援会議に参加していただいた。そのことにより、被害者の受け止めや命令違反時の警察としての考えを支援者全体で共有することができ、本人への働きかけの統一に繋がった。
- ・定期的な情報共有の場を持つことで、主軸となる支援機関が、定着から包括へ、包括からCMと移り、本来の地域の支援機関にバトンタッチすることができた。

☆相互補完的な多機関連携体制の重要性

- ・中等度の認知症がありながら、当初は支援者もいなかったため、再犯リスクが、懸念されていた。しかし、支援開始後は、包括やCMをはじめ、支援チームに携わる各機関が、互いに連携し、それぞれの機能を補い合う、重層的な支援体制を構築できたことで、再犯のリスクを下げつつ、日々の地域生活を息長く支えることができるようになった。

*社会関係図（エコマップ）等



判決後、釈放となりセーフティネット住宅に居住し更生した高齢者の事例

相談者	国選弁護士（弁護士）		相談時年齢	77歳	男性
IQ相当値	不明	種別	高齢	手帳	無
疾患	高血圧、認知症の疑い		要介護認定	無	
経済面	収入：老齢厚生年金（月11万円）				
罪名	窃盗				

事件の概要

アパートで単身生活をしていましたが、家賃を払えず、契約解除となり、街中を徘徊していた。その中で、所持金がなくなり、スーパーで食品を窃取する。

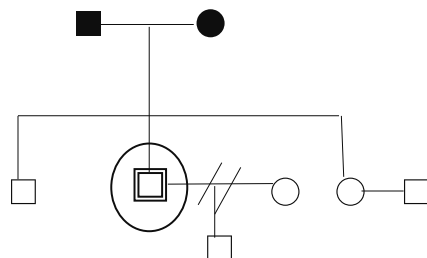
相談時の状況

逮捕日	10/4	依頼日	11/1
前科・前歴	前歴3件（窃盗）	本人居所	留置場（警察署）
勾留期間	2か月	判決の見込み	罰金刑
公判日	11/15	判決日	11/16

支援前の状況

- ・アパートで単身生活。
- ・ギャンブル・飲酒などで浪費し、家賃を滞納し、アパートを退居となる。
- ・ホームレスとなり、街中を徘徊する。
- ・所持金がなくなり、スーパーで食品を窃取する。
逮捕・起訴猶予となる。

ジェノグラム



妹夫婦は比較的協力的である。兄、元妻、長男は行方不明である。

経過（被告人段階）

1 相談

10/1 国選弁護士から相談の電話が入る。

- (1) 家族・親族との同居・支援は不可。
- (2) 単身生活も困難であるため、居住場所・福祉サービスの調整を希望する。
- (3) 定着の情報提供を行うと、利用希望がある。

2 初回面接～ 被告人の同意書作成、意向確認

10/4 警察署で本人と面接を行う。国選弁護士も同席する。

- (1) 定着業務等の説明を行う。
- (2) 被告人の事件への気持ち、釈放後の生活への希望などを確認する。
個人情報提供同意書を作成する。

3 関係者等からの情報収集

- (1) 包括に相談
- (2) 養護老人ホームへの相談
- (3) 長寿社会課・介護保険課への相談
- (4) 親族への相談（国選弁護士から）

4 アセスメント面接～ 成育歴・生活歴などの聴き取り

10/14 警察署で被告人と面接を行う。国選弁護人も同席する。

- (1) アセスメントシートに基づき、成育歴や生活歴などについて、聴き取りを行う。
関係機関等からの情報収集で不足の項目などを中心に行う。
- (2) 本人の意向に変化がないか再確認する。
- (3) 調整状況の中間報告を行う。

5 更生支援計画説明・作成

11/4 警察署で本人と面接を行う。国選弁護人も同席する。

釈放後、福祉サービスを利用しながら生活することを説明し、意向を確認する。

【見立て】

- ・面接時、質問事項に回答が合っていないこと、これまでの単身生活において金銭管理が不十分であり、窃盗をしていることから、福祉サービスの調整を行う。
- ・家族や親族からの支援や同居は不可能であることから、福祉施設等の調整を行う。
- ・介護サービス利用に当たり、要介護認定調査を行う。
- ・医療機関の調整を行う。
- ・緊急連絡先等として、妹夫婦の協力の相談を行う。
→上記内容について、更生支援計画に記載する。

判決内容 罰金刑

控訴：—

経過（控訴審）：—

経過（判決後・釈放後）

11/16 罰金刑の判決を受け、警察署から釈放される。

その後、セーフティネット住宅に入居する。

→利用契約に当たり、妹夫婦に身元引受人・緊急連絡先の協力を得る。

- ・通院先の調整をし、医療機関に通院をする。
- ・要介護認定調査にかかる医師意見書の作成を依頼する。
- ・デイサービスを利用するに当たり、支援会議を開催する。
→その後、デイサービス利用により、落ち着いて生活している。

【見立て】

- ・居住場所が見つかり、妹夫婦の支援も可能になったこと、支援者が明確になったことから安定した生活の実現が図られている。
- ・セーフティネット住宅であり、ご本人の希望にも沿って、散歩・外出なども可能であり、ご本人の満足度にもつながっている。
- ・当該セーフティネット住宅は、看護師も配置されていること、医療機関への定期通院も可能になっており、ご本人・妹夫婦への安心感にもつながっている。

<考察>

■工夫点

- ・面接時は、国選弁護人に同席を求めた。
- ・国選弁護人との役割分担を行い、情報交換をきめ細かく行った。

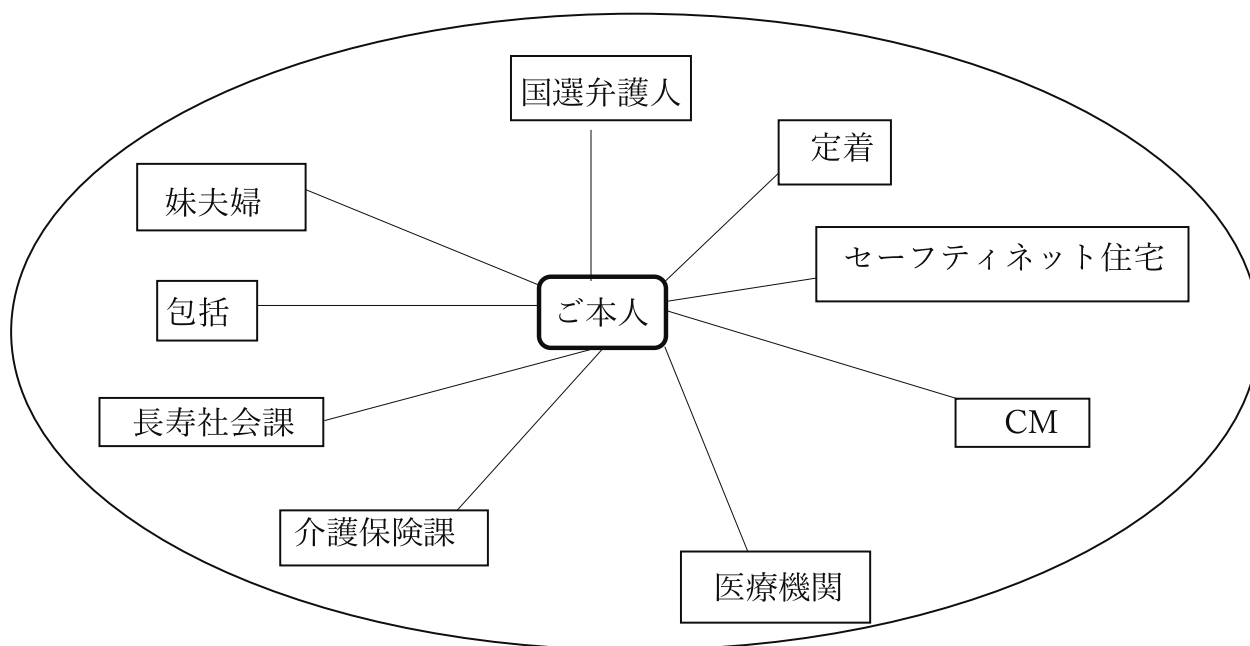
■課題点

- ・成育歴・生活歴などについて、詳細には確認できなかった。国選弁護士・被告人からの情報収集にとどまった。
- ・被告人段階で、要介護認定調査を実施することとしたが、医師意見書作成の診察につながらなかった。そのため、利用施設が限定された。
- ・養護老人ホームの利用を相談するが、有料老人ホームの検討を優先して欲しいとの回答があり、調整施設が限定された。

■支援のポイント

- ・基本情報が少なく、短期間での調整及び更生支援計画作成であったが、以下の点により、更生支援計画に基づいた支援につながった。
 - (1) 国選弁護士との連携がスムーズであった。
 - (2) 身元引受人・緊急連絡先について、妹夫婦の協力が得られた。
 - (3) 要介護認定調査に至らず、介護施設利用が困難であり、また、養護老人ホーム利用にもつながらなかったが、セーフティネット住宅という社会資源の利用ができた。

*社会関係図（エコマップ）等



氏 更生支援計画書

年 月 日 作成

作成者

氏名

Ⓜ

所属

資格

第1 はじめに（作成の経過）

1 依頼の経緯

2 支援チームの構成

3 行った活動

(1) 本人・家族・関係者との面談日時、回数

ア 本人との面会 2回

イ 弁護士との面談等

ウ 家族との連絡等

エ 支援関係者との面談等

(2) 収集・閲覧した資料

第2 本人について

1 本人	氏名		性別	
	生年月日 年齢			
2 障害程度・診断				
3 成育歴				
4 事件時の生活環境				
5 現在の本人の状況				
6 アセスメント結果				

第3 今後の支援について

1 支援方針	
2 具体的支援	短期（具体的な日時，もしくは時期を記載）
	中期
	長期
3 支援体制	
4 まとめ	

支援コーディネーター	※緊急連絡先
------------	--------

添付資料

8050 予備軍のような家族と本人への支援の事例

相談者	弁護士		相談時年齢	31 歳	男性
IQ 相当値	不明	種別	障害 (精神)	手帳	精神 (2 級) 紛失・期限切れ
疾患	広汎性発達障害		要介護認定	無	
経済面	無職につき、父親から小遣いをもらっていた。障害年金なし。				
罪名	傷害				

事件の概要

小・中学校は普通級で学び、高校、専門学校を卒業した。いくつかアルバイトをするもすぐに解雇となり、人に勧められて精神手帳を取得した。発達障害者支援センターの紹介で職業訓練に通ったりハローワークに通ったりしたが、就労には繋がらなかった。家族は本人を自立させようと考え、父親名義でアパートを借りて転居させた。当初父親も一緒に住んでいたが、やがて本人だけで暮らすことになった。家族が不在の時に実家に戻って食事をし、テーブルの上に置いてある現金を持って帰る生活をしていた。母親から「早く仕事をするように」繰り返し言われていた。それを疎ましく思い「二度とそんなことを言えないようにしてやる」と実家の 2 階に潜んでいて仕事から帰宅した母親の胸と首を包丁で刺した。それまでも複数の事件を起こしていたが、両親はどこに相談したらよいか分からずにいた。

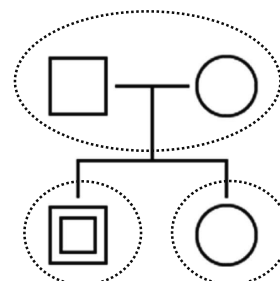
相談時の状況

逮捕日	7/6	依頼日	8/1
前科・前歴	専門学校卒業後から、軽犯罪法違反、占有離脱物横領、窃盗、脅迫、暴行等で前歴 10 件。 いずれも不起訴もしくは罰金刑で保護観察歴なし。	本人居所	拘置所
勾留期間	5/17 ~ 8/22	判決の見込み	実刑
公判日	8/7	判決日	8/22

支援前の状況

- ・ 25 歳からアパートで単身生活であり、実家には 1 日 1 食、食べに行く生活
- ・ 自信を失くし就職することを諦め、父親から小遣いをもらっていた
- ・ 母親は事件後からメンタルクリニック通院
- ・ 両親に対し反抗期の子供のような言動
- ・ 全身黒づくめの服装 (帽子・手袋も黒)
- ・ 他人を恐れ護身用ナイフを常時携帯していた

ジェノグラム



父親は定年退職後再雇用、母親は非常勤で就労中。妹は自立し別居。本人は実家近くのアパートで単身生活。父親は本人に甘く、幼少期から本人の発達のつまずきに気づいていた母親は子育てに熱心に取り組んできた。

経過（被告人段階）

- 8/1 弁護士から相談が入り定着所長が対応した。「発達障害者支援センターに相談したところ定着を紹介された。実刑は確実だが刑務所から出た後どのような福祉の支援を受ける事ができるのか」という内容だった。本人に会ってみたいと伝え、一般面会の15分では挨拶程度で終わってしまうため、予め弁護人から拘置所に「福祉の面接のため1時間は必要である」旨の連絡をFAXで入れておいて欲しいと依頼した。
- 8/4 拘置所で弁護士と待ち合わせをし、簡単な経緯を聞き資料を読ませてもらった。警察の調書には本人が発した「話したくない」「眠たい」「知らない」という言葉が並んでいた。その後、1時間の面接をした。拒否的な態度はなく、こちらの質問に一生懸命考えてから答えるため時間はかかった。話をした印象では知的障害はないようだが発達障害の疑いが顕著だった。被害者が母親であり自宅には戻れずアパートも引き払われていることから定着の役割を伝え「住む場所と働く場所を探すために力になりたい」と声をかけると「手伝ってほしい」と希望した。就職の話をした時は眉間に皺をよせて険しい顔つきになった。発達障害者支援センターに面接の様子を報告した。
- 8/7 裁判で情状証人になった。父親は当初傍聴するつもりはなかったようだが裁判後に本人について話を聞きたいと言って来ていただいた。法廷で本人は自分に発達障害があることを「少しは感じていた」と言い、それによって苦労したことはどんな事かと問われると「良い職場に就職できなかった」「人との人間関係」と短く答えた。母を殺すつもりはなかったが「仕事を探せ」などといういろいろな言われ「痛めつけられれば二度と（仕事を探せと）言われることはないと思った」と言った。定着は証人として、釈放後の受け入れ先を自立準備ホームとし、精神手帳の取得、障害年金申請、障害福祉サービスの申請を手伝い、今後の暮らしの場、働く場を本人と一緒に探していくことを約束した。懲役5年が求刑された。裁判長に最後におきたいことはあるかと聞かれた本人は「家族みんなに伝えたい。苦しい思いをするのは自分だけで沢山だ」と絞り出すように言った。弁護士の感触として実刑は免れないとのことだった。実刑、または執行猶予になった場合の支援をどうするか、裁判後に定着事務所で父親、発達障害者支援センター、定着とでケース会議を持った。そこで父親からこれまでの生活歴を聞き取った。細かなことについて、可能であれば母親に聞く必要があると感じた。
- 8/13 拘置所で2度目の面会。一般面会だったため15分だったが力になりたいという事を伝えるためだったので充分だった。本人はなかなか面接室に入ってこなかったが、こちらの顔を見るなり目を合わせずに名前を呼び「裁判ではお世話になりました」「言いたかったことは、堪忍袋の緒が切れたってことで、伝わりましたか」と時間をかけて言った。「何か差し入れをしましょうか」と言うと「じゃ、チョコレートで」と返って来た。
- 8/14 面会し、差し入れをした。
- 8/18 本人がどこの刑務所に行ったかを知るため、あて先に定着の住所を書いた葉書2枚差し入れた。12月になったらどこの刑務所で服役しているか教えて欲しい、あまり早く書かないようにと伝えたがさっそく拘置所から葉書が届いてしまった。「出所したら法廷で着ていた服と同じ格好で行くんで、出入り口にて待機しててください。」と書いてあり、釈放される気満々だった。

【見立て】

- ・就職に何度も失敗し自信を失くしている。
- ・自分は何も悪くないのに理解してくれる人は誰もいないと被害感情を募らせている。
- ・父親は「息子はひきこもり ではない」と言ったが、家族以外の者との対人関係がなく長期のひきこもりである。
- ・家族と分離し、本人の障害特性に理解ある場所で暮らしながら、少しずつ自信をつけ職を得ることは可能である。
- ・実刑になった場合と釈放された場合の両方について考えておく必要がある。

判決内容	懲役3年執行猶予5年（保護観察無し） 判決理由：①被告人には広汎性発達障害があり事件には障害が影響している。②被告人が反省している。③定着所長が情状証人となり住む場所を用意し、就労支援を約束している。
------	---

控訴：—

経過（控訴審）：—

経過（判決後・釈放後）

- 8/23 金曜夕方判決だった。執行猶予が付いたことに弁護士が一番驚いていた。検察に依頼し保護観察所に更生緊急保護の連絡をしてもらった。3連休となるため保護カードは検察から保護観察所に送付してもらい連休明けに保護観察所に同行することにした。判決後、弁護士と話をしてから急いで拘置所に本人を迎えに行った。本人を自立準備ホームに案内し、ホームの利用規則と今後の予定について書面で説明した。「釈放されてしまって母親が怖がるだろう」と父親が心配していたため「家族と連絡を取る場合は必ず定着所長を通して連絡する」「自宅には帰らない」約束をした。
- 8/27 連休明けに更生緊急保護の申請のため保護観察所に同行した。事前に保護観察所に行く理由を説明しておいた。保護観察所での本人は、反省も少なく、言いたくないこともたくさんある様子で申請に時間がかかった。自立準備ホームに戻ってから、これからやっていく事（役所での手続き、通院、受け入れ先見学など）について理由を含め一つひとつ説明し、またその都度了解を取って一緒に動くことにした。同日、住所地の役所（障害福祉課）に連絡をし、今後について相談の予約をとった。
- 9/1 障害福祉課に同行した。父親にも同席を依頼したがその姿を見るなり本人は「何で裁判の時に来たんだ」と怒りながら父親の差し出した現金を黙って受け取ると数えて財布に入れていた。家族の関係を見た思いだった。障害福祉課で相談し障害支援区分判定を依頼した。精神手帳は切れており、現在の居所（自立準備ホームのある場所）で申請することとした。国民年金課で障害年金の相談をして書類一式を受け取った。本人は父親がいるためかイライラしていたが年金が貰えるようになるかも知れない話に「えっ、お金」と嬉しそうだった。この日、父親から本人の保険証を預かった。
- 9/3 自立準備ホームがある役所で精神手帳の相談をし、申請書を受け取った。障害年金

診断書、精神手帳診断書、障害支援区分意見書を記載してもらうため、以前手帳申請の際に受診したことがあるという精神科の予約をとった。

- 9/15 精神科に同行した。本人の目の前では言えないこと（事件についてなど）を書面にして医師に伝えた。同日、障害福祉課に連絡をし、審査会の意見書はAクリニックが記載してくれる旨を伝えた。
- 9/25 障害福祉課が障害支援区分の聞き取り調査のため本人が暮らす自立準備ホームに来所し、定着も同席した。夕方、母親から電話があり、「昨夜B警察署から電話がなかったか。実は息子が自宅に戻って来たような気がして警察に連絡をし、一緒に家の中に入ってもらった。警察から定着に息子の所在確認の電話が行ったと思う。」「警察の方では罪名は傷害だが殺人未遂事件だと大人数が駆けつけて大騒ぎになってしまった。」「今も恐怖でクローゼットを全開にしてハンガーでかき回さないと怖くて安心できない。」と言った。その後、年金申請の申立書を定着で代筆するため出生から現在までの成育歴、生活歴について約1時間話を聞いた。母親は正確に事細かく教えてくれた。息子を殺してしまうかもしれないと葛藤しながら暮らしてきたと打明けてくれた。
- 9/27 父親から預かった現金で衣類購入に同行した。家族は「アパートにあった本人の物は処分した。気に入った服以外は一切着ない、一人では購入できない。購入に時間がかかる。」と言っており、どうせ家族が服を送ってやっても着ない、定着職員が同行しても買えないという口ぶりだった。本人に1人で買いに行くか、誰かが同行したほうが良いか尋ねると同行して欲しいと希望した。一緒に行って時間をかけ服や靴を選び、気に入ったものを選ぶことができ、さっそく身に着けていた。
- 10/10 事前に電話をしておいた障害者支援施設にフェイスシートを持参し訪問。施設長に住まいと働く場（日中活動）の相談をした。前向きに検討するとの返事をもらった。
- 10/11 本人が希望すれば受け入れをする旨の連絡をもらい、見学の日程を調整した。
- 10/13 施設見学に同行した。一通り見た後で施設長から「あなたがここでやってみたいという気持ちがあれば力になりたい」と言われた。まずは体験からと言われ「そうですね、明日からでも」とまんざらでもない様子だった。障害福祉課に体験から始めたいと伝えた。家族にも報告して施設のパンフレットを送付した。また、電話で施設利用の金銭的な負担について①世帯分離して生活保護を受給する、②障害年金が支給されるまで家族が利用料を支払うかの話をした。父親は間もなく退職であるが②を選択した。同日、家族と本人の住所地の相談窓口である総合相談支援センター（分野横断的な総合相談窓口）、基幹型及び相談に連絡を入れた。施設入所する際、受け入れ施設の負担が大きくなるよう支援チームに入り会議に参加してほしい旨の協力依頼をした。
- 10/23 障害支援区分判定審査会⇒区分4
- 10/31 精神手帳2級が発行された。同日、合同支援会議の日程調整を行う⇒12/10開催
- 11/5 父親と共に障害年金の申請に行った。
- 11/6 障害福祉サービス利用計画作成のため専門員が本人と面接をした。
- 11/11~12 体験宿泊のため一緒に荷物をそろえ、施設までの送迎をした。
- 11/13 合同支援会議（参加者：本人、障害者支援施設、市役所（障害福祉課）、総合相談、基幹型、相談、定着）

【見立て】

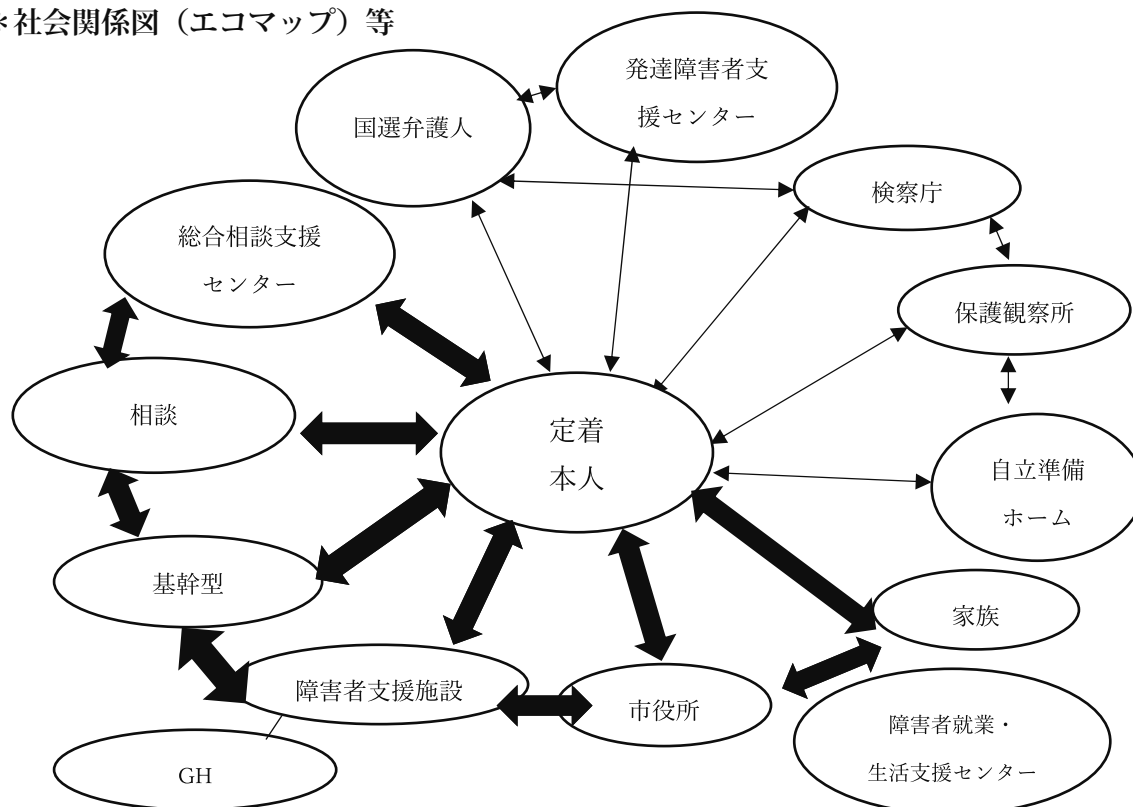
- ・「難しい人間であり、他人を寄せ付けない」というのが両親から聞いた本人像だが、自立準備ホーム（アパート）で暮らす本人は礼儀正しく、素直な性格であり、家族から大切に育てられてきたことを感じる。
- ・こちらの言う事を確認し納得し、不完全ながらそれに答える様子を見せている。
- ・自分でも現状を変えたいと思っている様子が伺える。
- ・体験宿泊後に施設入所し、出来る事を増やしなが自信をつけることで、GHへの移行や一般就労が可能となると思われる。
- ・今回の事件は不幸なできごとではあったが、親離れしたくともできなかった本人が、その障害に相応しい手助けを受けながら自立していくきっかけとなると思われる。

<考察>

■工夫点

- ・一つひとつ確認しながら本人と一緒に動いた。
- ・本人が知らないうちに、周りが勝手に決めてしまわないようにした。
- ・職員は本人の良き理解者になる事に努め、信頼関係を築いた。
- ・受入れ施設を孤独にさせないように、しっかりとした支援チームを作った。
- ・支援チームは、本人の執行猶予が明けるまで定期的集まることとした。
- ・被害者（母親）から離す意味で住所地から離れた場所にある入所施設を探したが、相談、総合相談支援センター、基幹型は地域の課題を共有できる様に本人の住所地周辺から選んだ。
- ・息子が施設入所することで定着との関係が切れるのかと心配している家族に、今後も受け入れ施設や関係機関と共に本人や家族の相談にのっていくことを伝えた。

*社会関係図（エコマップ）等



判決（釈放）後、住まいと活躍の場の確保を通して、更生した事例				
相談者	国選弁護士（弁護士）		相談時年齢	60歳 女性
IQ相当値	不明	種別	無	手帳
疾患	不眠症、関節痛		障害支援区分	無
経済面	一般就労（約80,000円/月の収入有り）、生活保護受給歴なし			
罪名	詐欺罪			
事件の概要 平成××年2月から3月にかけて合計4回、市内の百貨店付近において、被害者より、「宝くじを購入し、お金を渡す。仮に宝くじが当たらなかった場合は、元金は返す。」と購入資金を騙し取った。被害金額は、約20万円。本人は「被害者から騙し取ったお金は、自分の生活費や宿泊費、ロト6の購入等で消費した」と供述。 前歴3件（詐欺罪）、平成××年5月詐欺罪で起訴、保護観察付執行猶予、保護司の所有するマシオンで仕事に従事しながら生活、平成××年1月頃退去、その後住所不定。				
相談時の状況				
逮捕日	不明	依頼日	8/1	
前科・前歴	前歴3件（詐欺罪）	本人居所	留置場（警察署）	
勾留期間	不明	判決の見込み	執行猶予	
公判日	①8/10（一審）②9/10（二審）		判決日	9/25
支援前の状況 <ul style="list-style-type: none"> 5月に詐欺罪（保護観察付執行猶予） 更生緊急保護制度を利用、自立準備ホームAに入所。 同ホームAに入所後、平成××年頃までは血洗いの仕事に従事 約80,000円/月の収入を得ていたが、平成××年1月に同ホームAを退所。 その後住所不定となったが、ホテル等を転々とする等し、同ホームAで隠れて生活。 		ジェノグラム  <p>昭和××年に結婚後、平成××年に離婚 市外在住、身障者の長兄との交流あり 姉は県外在住、連絡なし、次兄は他界 長男、次女は県内在住、支援拒否 長女、次男の所在、支援意志は不明</p>		
経過（被告人段階） <u>8/1 国選弁護士より定着へ支援協力依頼（TEL）有り</u> ＊本人は既に身柄確保、留置場（警察署）に拘留中 →初回面接準備（フェイスシートの作成、面接計画等の立案） <u>8/4 同留置場にて本人との初回面接を実施（国選弁護士同席）</u> ＊国選弁護士同席での面接だったため、面接時間は約1時間 →アセスメント、本人の意向、同意書、個人情報取り扱いに関する合意書署名等を行う →福祉サービス等調整計画案（後の更生支援計画書）の作成（8/7に国選弁護士へ提出）、国選弁護士との打ち合わせ、自立準備ホームAに情報収集、自立準備ホームBに情報提供等				

【見立て】

- ・判決後（釈放だった場合）の帰住先の確保が最優先課題であったため、保護観察所と連携し、更生緊急保護制度の利用、自立準備ホーム等住まいの確保、調整が必要と判断

8/10 第1回公判、傍聴（第2回公判日：9/10）

- 更生緊急保護制度の利用（自立準備ホーム B 入所）等保護観察所へ相談、依頼
- 自立準備ホーム A、自立準備ホーム B への情報提供・収集・共有
- 国選弁護人との情報共有、意見交換

8/19 同留置場にて本人との2回目の面接を実施（定着職員2名）

- *定着職員のための面接だったため、面接時間は一般面会時間の約15分
- 基礎情報に加え、希望居住地、更生意欲、生活のイメージ等の確認を行う
- 国選弁護人、保護観察所、自立準備ホーム B 管理者との支援会議の実施（帰住地決定）

【見立て】

- ・次回公判までに、自立準備ホームの確保、調整を含む生活環境調整＝再犯リスクの低減等を記載した更生支援計画書①や本人との共同作成分（更生支援計画書②）が必要と判断

8/27 同留置場にて本人との3回目の面接実施（定着職員1名のみ）

- *定着職員のための面接だったため、面接時間は一般面会時間の約15分
- 帰住地の決定と更生支援計画書①（定着作成分）の説明、報告等を行う
- 更生支援計画書②（本人と定着共同作成分）の説明、聞き取り等を行う
- フェイスシート及び面接記録の作成、更生支援計画書①、②の作成等（同左書類を9/3に国選弁護人へ定着のリーフレットと共に提出）
- 自立準備ホーム A の現地調査、生活状況の確認及び自立準備ホーム B の受け入れ環境調査を行う

9/10 第2回公判、傍聴（判決言い渡し日：9/25）

- *公判時、国選弁護人が更生支援計画書①②、その他資料を提出、社会復帰後の更生支援を説明
- *地方検察庁の求刑は懲役2年、国選弁護人は執行猶予処分の配慮を求める
- 医療機関への依頼（連絡調整）：内科外科的疾患及び精神科病院への受診等
- ハローワークとの連絡調整：情報提供、就労先（協力雇用主含む）の紹介等
- 国選弁護人、自立準備ホーム A、B、保護観察所、市役所（生活保護）等との情報共有：釈放となった場合のスケジュールリング、役割分担等

判決内容 | 懲役2年、保護観察付執行猶予4年

控訴：—

経過（控訴審）：—

経過（判決後）：

9/25（判決言い渡し：懲役2年、保護観察付執行猶予4年）

- 裁判所から本人、国選弁護人、自立準備ホーム B 管理者と共に保護観察所へ移動、保護観察所にて、更生緊急保護制度の利用に関する手続きを行う
- 本人、自立準備ホーム B 管理者と共に保護観察所から自立準備ホーム B へ移動、入所
- 本人、定着職員2名、自立準備ホーム A 管理者と共に、自立準備ホーム A から荷物の搬出を行い、その荷物を自立準備ホーム B へ搬入

9/26～10/13：本人とは1回/1週間の頻度で面談

- 自立準備ホーム B 職員が市役所へ同行支援（住所変更、生活保護の申請等行政手続き）
- 定着職員がハローワークへ同行支援（担当者との面接、就労先の紹介等）
- 本人が単独で医療機関（内科、整形外科等）を受診、就労先への面接を受ける

10/14～12/13：本人とは1回/1週間の頻度で面談

- 定着職員が、本人の被害者への謝罪及び被害弁償を行いたいという強い意向を酌み、詐欺被害者2名（C、D）への被害弁償を代理で行う
- 本人が清掃関係の事業所で就労を開始
- 自立準備ホーム B 管理者兼保護司との定期的な面談を開始
- 生活保護（医療扶助単給）が開始
- 上記含む生活環境、生活の様子を担当弁護士（国選弁護士）に報告

【見立て】

- ・本人と支援者が、ある程度生活環境の整備を協力して行えば、更生することは可能、また被害者への被害弁償や謝罪を支援者が行ったことにより、より前向きな姿勢を持つことが可能と判断、次は生きる目標を共に獲得する必要があると判断、支援をシフト

12/14～3/31：本人とは1回/1ヶ月の頻度で面談

- *更生緊急保護制度終了後、3月末で支援終了（本人及び各関係者の同意を得る）
- 1月以降、清掃関係の事業所での就労に加え、自立準備ホーム B の世話人（家事手伝い等）として稼働
- 清掃関係の事業所の収入との関係で、生活保護（医療単給）は廃止、国保切り替え
- 3月で更生緊急保護制度の利用が終了、自立準備ホーム B を退所後、同アパートに一般住民として引き続き入居

【本人、自立準備ホーム B 及び同アパート管理者に対する助言】

生きがいの獲得（ボランティア等の社会貢献活動や就労、介護・福祉系の資格取得等）

【その後】

- 平成××年9月で清掃関係の事業所を退職、自立準備ホーム B の正規職員として採用
- 本人は同アパートを退去し、別アパートにて一般住民として、単身生活を送る
- 本人は介護職員初任者研修を受講、修了、今後は専門員及びサービス管理責任者を取得を目指し、自立準備ホーム B の管理者が管理する新たな GH に転職予定

<考察>

■課題点

- ・身柄勾留中の面会を合計3回実施したものの、内2回が定着職員のみでの一般面会だったため、面会時間が約15分と短く、アセスメント等が困難だった。国選弁護士同席での面会を複数回実施すべきであった。
- ・国選弁護士からの支援協力依頼から判決言い渡しまで、約1ヶ月間で支援を展開する必要があり、帰住先の確保等に苦慮した。
- ・支援のノウハウ、経験が乏しい上に、不明な情報（障害有無、精神疾患、生活環境等）も多く、改めてスピードが要求される入口支援特有の難しさを痛感した。

■工夫した点、支援のポイント

☆更生支援計画書の作成

通常の更生支援計画書に加え、「今後の目標、本人が行うこと、支援者が行うこと等、短・中・長期目標の設定等」を記載した更生支援計画書（本人との共同作成）を作成

☆各関係機関との連絡調整、情報共有、支援会議の実施、役割分担等

国選弁護士、保護観察所、自立準備ホーム A、B、ハローワーク、生活保護 CW 等への情報共有、支援の下地作り、協働、連携体制の構築に尽力した。

☆被害者支援（被害弁償、謝罪等代理支援）

被害者への謝罪、被害弁償及び手紙のやりとり等を代理で行い、当事者間の支援に介入し、双方のメンタルケアに取り組んだ。

☆生きがいの獲得、エンパワメント、ストレングス

エンパワメント：社会貢献、人の助けになりたい→施設の世話人

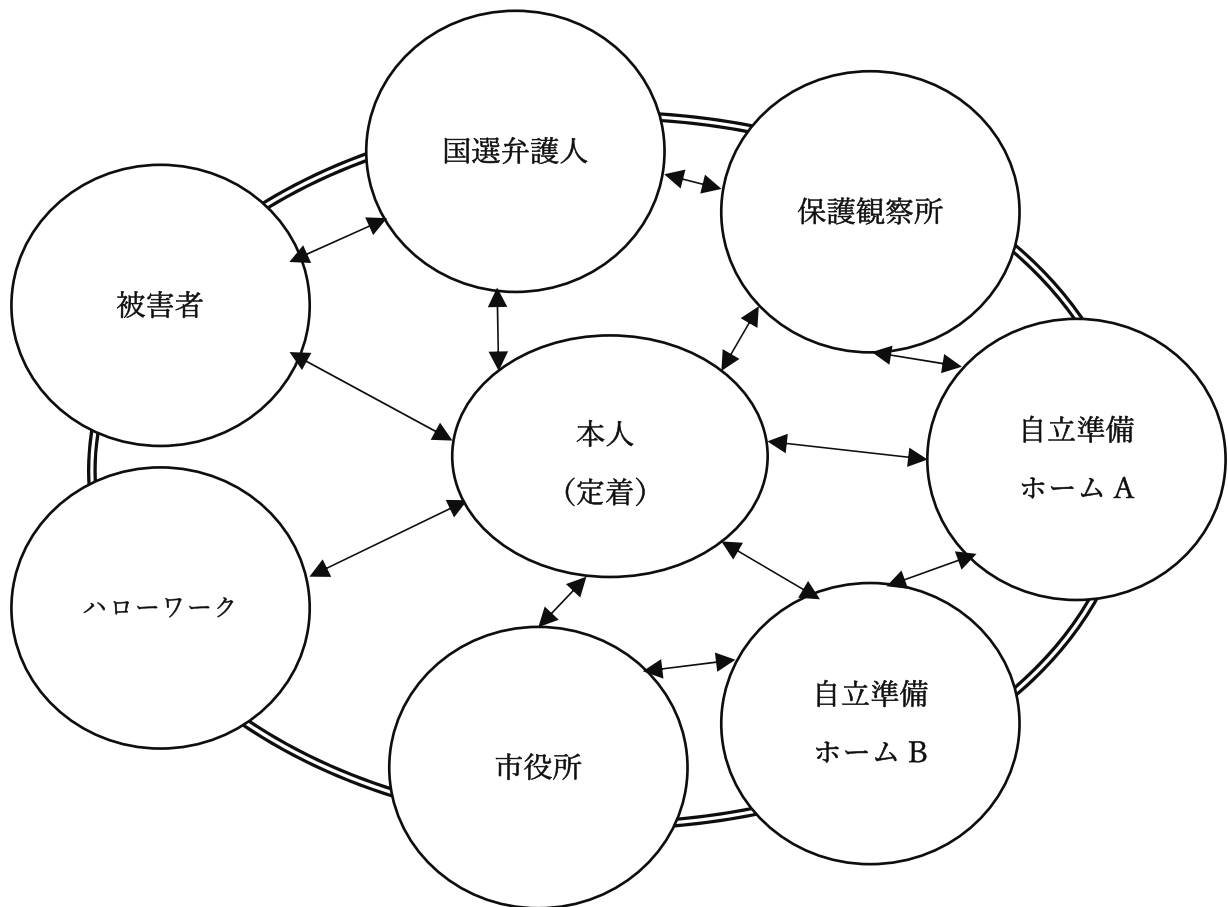
ストレングス：数字、計算、数学が好き→施設利用者の家計簿管理等

生きがいの獲得：介護・福祉系の資格の取得

→介護職員初任者研修修了、サービス管理責任者研修受講、取得予定

→上記資格取得後は、自立準備ホーム B と同法人が経営する GH のサービス管理責任者として稼働する予定

*社会関係図（エコマップ）等



こうせいしえんけいかくしょ 更生支援計画書

ほんにん
(本人用)

こうせいしえんけいかく
更生支援計画とは…

これは、あなたが、古い自分から、新しい自分になるための計画書です。

古い自分とは、まちがったことをして、人に迷惑をかけ、警察に捕まり、罰を受けた、危険な自分です。

新しい自分とは正しいことをして、まわりから信用され、人と仲良くつきあうことができる、幸せな自分です。

この更生支援計画書には、新しい自分になるためには、何をしたらいいのか書かれています。

あなたを助けてくれる人たちの名前も書いてあります。

これからは、その人たちと話し合いながら、この計画に取り組んでいきましょう。

なまえ 名前	〇〇 〇〇 ㊟
-----------	---------

にちじ 日時	平成××年×月×日 作成
-----------	--------------

まかん 期間(いつまで)	もくひょう 目標(こんな自分になる)	あなたがすること	たす 助けてくれる人がすること
たんき 短期 いま 今からやること そと で げつ (外に出てから1ヶ月位)			
ちゅうき 中期 どのくらい続くか そと で すうねん (外に出てから数年位)			
ちようき 長期 しょうらい 将来のこと			

この更生支援計画が、あなたに合わないときは、みんなで話し合っ、新しい計画を決めます。

さくせいじや
作成者 〇〇 〇〇

所 属 〇〇地域生活定着支援センター

「在宅」も入口支援として関わった事例				
相談者	検察		相談時年齢	34歳 女性
IQ相当値	不明	種別	障害(疑い)	手帳 無
疾患	難聴(補聴器使用)		障害支援区分	無
経済面	収入:なし			
罪名	窃盗			
<u>事件の概要</u> 昼食を食べておらず空腹のため、近くの神社から賽銭(約800円)を盗んだ。				
相談時の状況				
逮捕日	10/12	依頼日	12/1	
前科・前歴	賽銭盗と万引きの前歴あり		本人居所	自宅
勾留期間	—		起訴の見込み	無
処分の見込み			起訴猶予	
<u>支援前の状況</u> <ul style="list-style-type: none"> ・犬2匹、猫3匹をはじめ動物を複数飼育している家に居住しているが、家族から部屋を与えられず台所で座布団を敷いて寝ている。 ・台所はごみが溜まっており、家全体に動物の異臭が漂っている。 ・本人は家事や動物の世話を一手に引き受け仕事をする事ができない一方、家族からお金を渡されておらず、家族が仕事に出ている日中時間帯は昼食を食べることができない日が多い。 ・母親はたびたび本人に暴力をふるっており、本人は母親を怒らせないよう過敏になっている。 ・本人は2年前から難聴で、補聴器がないとほとんど聞こえない。 			<p>ジェノグラム</p> <p>母、妹、母親の交際相手と自宅で4人暮らし。家庭では、犬2匹、猫3匹、アヒル1羽など複数の動物を飼育しているが、飼育環境は劣悪。</p>	
<u>経過(被疑者段階)</u> 12/1 A市から、定着職員に相談依頼。 12/13 自宅へ電話。本人が出る。自宅訪問の了承が得られ、日程調整。 12/16 自宅訪問。成育歴、家族関係、経済状況、動物の飼育状況等を聞き取り。 以後、本人とは適宜電話連絡。 【見立て】 <ul style="list-style-type: none"> ・家族が本人に昼食代を与えないなど、家庭環境上の問題が犯罪の背景にあるとみられるが、肝心の母親とは、本人や妹を介したやりとりばかりでなかなか直接対話することができない。 ・本人は母親から度重なる激しい叱責を受けているが、「母には逆らえない、母がよく怒るのは自分が仕事していないからというのはあると思う」、「怖いけど仕方ない、怒られるのも慣れていてストレスを感じない」と述べるなど、母親の支配が常態化し、染みついている様子がみられる。 				

- ・妹は「自分もこの家庭の状況が普通でないと気づいたのは大学に入ってからなので、本人はまだそういうことが分かっていないのだと思う」と述べており、本人の知的能力の低さもあり現在の状況に陥っていることがうかがえる。
- ・まずは本人と関係性を構築し、徐々に本人と社会との関係性を結んでいき、収入を確保する道筋を考えていく。途中、もし本人が再犯しても、粘り強く関わり続けていく。

- 12/26 市役所に電話。本人の障害者手帳取得の意思を踏まえ、身体障害者手帳、療育手帳の取得について相談。
- 1/25 少年鑑別所の地域非行防止調整官に電話。地域援助の利用について相談。
- 2/8 少年鑑別所による地域援助を活用し、知能テスト（WAIS=Ⅲ）実施。
- 2/22 市役所にて身体障害者手帳を申請。基幹型を訪問。相談を紹介してもらう。
- 3/1 本人、妹、相談、定着職員で話し合い。
- 3/15 少年鑑別所から知能検査の結果通知が届く。全検査 IQ60 等の結果。
- 4/5 市役所にて身体障害者手帳を受け取り。障害者就業・生活支援センターを訪問。自己発見プログラム（一般職業適性検査、¹職業レディネス検査等）開始。
- 5/15 自己発見プログラムの結果が出る。「正確性は高いが、限られた時間内で数があまりこなせない」、「能力的には一般就労レベルだが、長時間の労働にはまだ耐えられない可能性が高い」等の状況が見えてきた。
- 5/28 相談から B 型事業所を紹介してもらう。
- 5/31 障害支援区分認定調査実施。
- 6/16 B 型事業所を見学。
- 6/20 B 型事業所を体験利用。
- 6/30 B 型事業所を利用開始。
- 7/24 市役所にて第三者証言書（妹と中学時代の先生の協力を得て作成）をもとに療育手帳を申請。
- 8/27 市役所にて療育手帳（C 判定）を受け取り。

起訴日	—	判決日	—
公判日	—	身柄移送日	—
経過（被告人段階）	—		
判決内容	—		
控訴：	—		
経過（控訴審）：	—		
経過（判決後・釈放後）：	—		

<考察>

☆「在宅」ケースにおける検察庁との連携

- ・在宅のケースでは、定着職員から対象者にファーストコンタクトを図っても、電話に出ない、不在、手紙への返事なし、ということがあった。そこで、検察庁、定着職員とで協議し、対象者に「再犯防止推進モデル事業に関するお知らせ」を釈放前に配付する運用を開始した。

☆逮捕を起点としたアウトリーチ、少年鑑別所の「地域援助」を活用した多機関連携

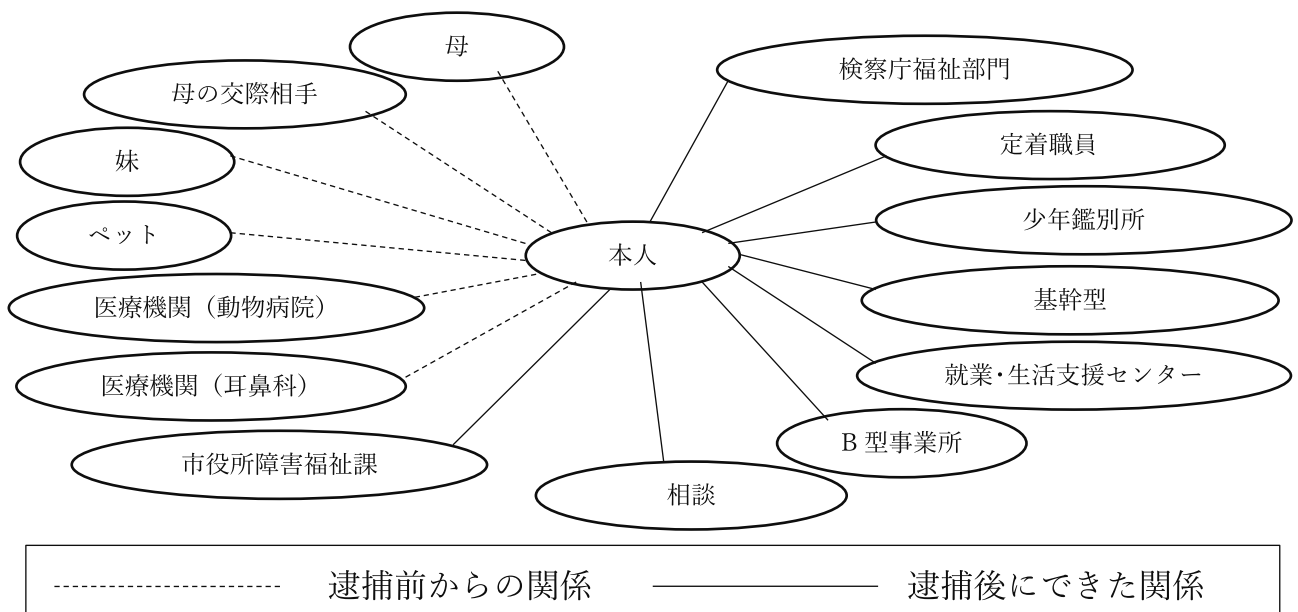
- ・逮捕を起点として、社会的に孤立した家庭へのアウトリーチを行い、少年鑑別所の「地域援助」を活用したアセスメントを経て、地域の福祉サービスを利用する、という一連の流れをスムーズにできた。

☆地域単位での課題の共有・普遍化（地方再犯防止推進計画や地域福祉計画への反映）

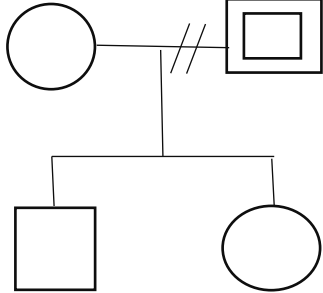
- ・本事例は、A市（再犯防止部門、福祉部門、住宅部門等）、検察庁、保護観察所、福祉関係機関、定着職員、A大学が集まる事例検討会で共有され、地方再犯防止推進計画や地域福祉計画への反映も含めて、地域（A市）単位での課題の共有・普遍化が試みられた。

¹ 基礎的志向性と職業志向性を測ることにより、職業に対する準備度（レディネス）を把握するための検査。

*社会関係図（エコマップ）等



在宅起訴中から関係機関と連携し、生活環境を整えた事例

相談者	検察		相談時年齢	83歳	男性
IQ相当値	不明	種別	高齢	手帳	無
疾患	糖尿病		要介護認定	要支援2	
経済面	収入：国民・厚生年金（約99,000円/月）・生活保護 債務等：家賃滞納（3か月）・光熱費滞納（各3か月）・債務（40万円程度）				
罪名	窃盗罪				
事件の概要					
市内にあるスーパーにて食料品を窃盗し、逮捕。本人は生活費に困り、窃盗をし、逮捕。					
相談時の状況					
逮捕日	不明		依頼日	4/1	
前科・前歴	前歴2件（窃盗罪）		本人居所	自宅	
勾留期間	不明		判決の見込み	執行猶予	
公判日	5/4（初公判）		判決日	5/28	
支援前の状況			ジェノグラム		
<ul style="list-style-type: none"> 年金と生活保護を受けながら、一人暮らし。 家賃未納、借金、光熱費未納や食べるものもない状態であった。 自宅の電気、ガス、水道が停止している状態。 要介護認定は要支援2の判定は受けていたが、サービス利用は何もしていなかった。 			 <p>結婚歴4回。直近前妻は平成6年に離婚。その前妻（県内在住）との子は2人、長男40歳代（県外在住）・長女30歳代（県内在住）、子供とは連絡はとっていない。</p>		
経過（被告人段階）					
4/1 検察庁より支援協力依頼（TEL）有り、情報収集（概要）・共有					
*本人は既に起訴されていたが、自宅で過ごしている。（在宅起訴）					
4/2 検察庁が来所され、情報収集（詳細）・共有					
→自宅での生活は光熱費を滞納しており、ライフラインが停止していたため、養護老人ホーム短期入所ができないか市役所に確認（現時点で介護保険申請している情報は無し）するが、「介護認定を受けている方は利用できない。」ということであった（この時点で介護保険申請し、要支援2が出ていることが分かる）。					
→大型連休直前であり食費もなかったため、フードバンクへ連絡する。					
→関係機関へ連絡し、今後の支援についてのケース会議の日程調整を実施。					
→14:00 フードバンクでの食料品を受け取り、本人宅を訪問するも不在。					

→ 17:30 再度自宅を訪問。自宅におられたため、食料品を渡す。

【見立て】

- ・在宅起訴であったため、ライフラインが停止した自宅で生活することは困難であると判断し、一時的に利用できる高齢者施設への調整が必要と判断。
→市役所へ相談するも利用には繋がらず。
- ・大型連休直前であったため、大型連休を自宅で過ごせるように食料品を確保し、過ごしていただけるようにフードバンクを利用する。

4/12 本人宅にて本人との初回面会を実施。

- 初回面会時、アセスメント、本人の意向、同意書、個人情報取り扱いに関する合意書等
- 本人に養護老人ホームの情報提供を行う。本人が興味を示されたため、見学できるように調整を行った。(短期入所ではなく施設入所を考え相談する。)
- 養護老人ホームの見学を実施。本人も良い印象を持たれ、入所を希望された。

4/13 合同支援会議を実施。

結果：養護老人ホームの入所へ向けて市役所へ相談する(定着)。併せて入院できる病院等を探す(包括等)こととなる。結果：受け入れは難しいとのことであった(まだ在宅生活できると市が判断)。

4/21 本人宅を訪問し、滞納金、債務についての詳細を確認。社協の日常生活自立支援事業について説明し、相談することとなる。

4/26 関係機関より県社協が実施している事業で施設に一時的に入所できる事業があると情報提供があり、その事業利用のために手続きを進めた。受け入れ可能な施設へ本人情報を提供し、本人にも一時的に施設を利用できることを伝えると「利用したい。」との希望があったため、利用することとなる。利用期間は次回年金支給日までとなった。

→施設利用中(5/1～6/1)にCMが決定し、在宅で生活できるようにサービス利用に向けた支援を関係機関と協力し行う。

判決内容	懲役 10 月、執行猶予 3 年
------	------------------

控訴：—

経過（控訴審）—

経過（判決後）

5/17 (判決言い渡し：懲役 10 月執行猶予 3 年)

判決時、施設を利用していたため、施設へ戻る。

5/30 自身の年金が支給され、自宅で生活できるように、ヘルパー、デイサービス、配食サービス、金銭管理の契約をし、光熱費等の支払いをし、ライフラインを復旧させる。

6/2 自宅に帰り、在宅生活を再スタートさせた。

【見立て】

- ・対象者と支援者が、ある程度生活環境の整備を協力して行えば、立ち直ることは可能。
- ・サービス利用のためにさまざまな手続きを行わなくてはならず、移動手段がなかったことから定着が本人と一緒に行動することで、スムーズに利用に繋がると判断。
→福祉サービスを利用しながらどうにか在宅生活をしていたが、身体の衰えや体調不良から在宅生活が困難になりつつある状況であった。

→本人の希望は「施設を利用したい。」といった希望に変化がなかったことから、本人、関係機関と協議し、施設入所へ向けた支援へと方向性を変えた。

7/23 要介護認定更新手続きを実施したと CM より報告を受けた。

更新手続き後、数か所関係機関と連携し、高齢者施設へ入所について確認を取る。

8/11 要介護認定結果：「要介護1」と CM より報告を受けた。

8/24 有料老人ホームの体験入所をすることとなり、体験利用開始。(2泊3日)

8/25 体験利用中に面会。本人は施設に対して不満を抱いているようであった。

8/26 体験利用終了。CM より、本人がルールを破った(喫煙)があり、利用が難しくなったと報告を受け、別の施設をあたることになる。

10/5 自転車盗にて逮捕されたと検察より連絡があった。

10/6 警察留置場にて面会。今後の支援について希望があれば支援を続けることを伝えた。

10/21 関係機関と合同支援会議を実施し、本人が希望すれば支援を続けることとなった。併せて今後の方向性についても協議し、方向性は変えずに施設入所へ向けた支援を行う方針とした。

11/25 第1回公判。

12/9 (判決言い渡し：懲役1年、保護観察付執行猶予3年)

→裁判所から本人、国選弁護士、自立準備ホーム管理者と共に保護観察所へ移動、保護観察所にて、更生緊急保護制度の利用に関する手続きを行う。

→本人、自立準備ホーム管理者と共に保護観察所から自立準備ホームBへ移動、入所。

12/10 本人と自宅へ行き、必要なものを取りに向かう。

「本人より自宅を退居し、施設へ入所したい。」と希望があったことから、自宅を退居する手続きを本人と共に開始。

12/11 光熱費、家賃滞納費等の支払いを行う。

12/下旬～翌年1/下旬 本人とは2～3回/1週間の頻度で自宅退居手続き、施設入所へ向けた支援、通院等の支援を実施。何度も養護老人ホーム入所へ向け相談し、入所判定に掛けてもらえることになる。

2/19 本人の体調不良の訴えがあり、A病院へ通院。透析の必要があると診断を受け、透析対応のB病院へ。検査を実施し、2/20に入院することになった。

→入院したことで予定していた施設への入所が困難になった。

2/25 関係機関より透析対応の施設を運営しているC病院を紹介される。

2/27 C病院へ本人情報等を説明し、転院を含めて受けていただけることとなった。

3/1 社協による日常生活自立支援事業の再申請を行う。

3/15 日常生活自立支援事業の面談に同席。

3/22 日常生活自立支援事業契約に同席。

3/29 C病院へ転院。

5/上旬～下旬 病院から施設へ入所することになり、成年後見制度を利用することとなり、関係機関より申請手続きを行う。

9/21 保佐が決定する。

11/1～6/30 諸事情により病院への面会ができない状況になり、関係機関より現状を月1～2回程度、報告を受けていた。

6/30 関係機関より本人が病院で他界したと報告を受けた。

→関係機関へ連絡をする。保佐人へも連絡をし、状況を確認する。疎遠になっている家族へ連絡をしているとのことであった。

7/3 疎遠になっていた息子が葬儀を執り行ってくれたと保佐人より連絡を受けた。

→支援終了。

<考察>

■課題点

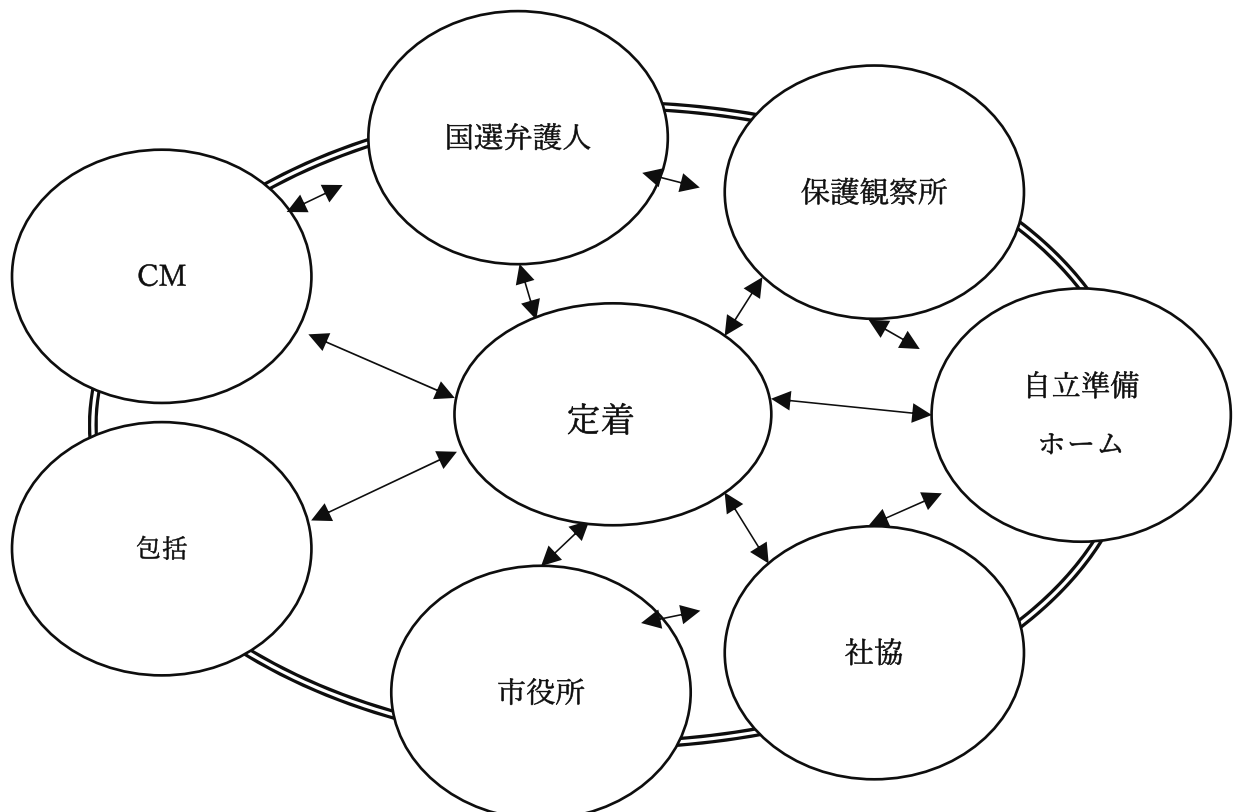
- ・支援協力依頼時からライフラインの停止、食料品がない状態から支援を展開する必要があり苦慮した。
- ・本人の事務手続き、通院等を行う際に移動手段がなく、移動サービスも利用できなかったことで定着が毎回調整し、同席していた。
- ・支援のノウハウ、経験が乏しい上に、不明な情報（本人の知的能力、生活環境等）も多く、改めて入口支援特有の難しさを感じた。

■支援のポイント

☆各関係機関との連絡調整、情報共有、支援会議、役割分担等

国選弁護士、保護観察所、生活保護CW、包括、社協、病院等への支援の下地作り、協働、連携体制の構築に尽力した。

*社会関係図（エコマップ）等



短期間に無銭飲食等を繰り返す認知症高齢者の入口支援の事例

相談者	更生保護施設		相談時年齢	65歳	男性
IQ相当値	57	種別	障害(知的)・ 高齢	手帳	無
疾患	中等度知的障害、認知症		要介護認定	無	
経済面	生活保護申請中				
罪名	詐欺(無銭飲食)				
事件の概要					
金銭を持ち合わせていなかったが、空腹に耐えかねて焼肉店で無銭飲食する。					
相談時の状況					
逮捕日	3/31	依頼日	4/1		
前科・前歴	窃盗、詐欺	本人居所	留置場		
勾留期間	3/31～8/29	判決の見込み	起訴		
処分の見込み	実刑				
支援前の状況		ジェノグラム			
<ul style="list-style-type: none"> ・何度も受刑を繰り返しており、支援依頼時に住民票が職権消除されていたため、支援行政が位置付けていなかった。 ・中程度の認知症があり著しい見当識障害と記憶障害、判断力の低下があった。 		<p>姉弟は高齢で支援は見込めない。 子は連絡先不明</p>			
経過(被疑者段階)					
4/1 指定更生保護施設より逮捕の連絡が定着に入る。					
<ul style="list-style-type: none"> ・定着から当番弁護士を依頼する。 ・市の高齢福祉課、生活保護担当課、指定更生保護施設、保護観察所、包括に連絡して情報の共有を行い、今後の支援について相談した。 					
4/9 起訴される。					
【見立て】					
<ul style="list-style-type: none"> ・逮捕直前は更生保護施設利用中であった。本人は知的障害及び認知症による著しい記憶障害があるにも関わらず笑顔で受け答えができるため司法関係者には気づかれず、自分の行動や直前の記憶を説明することが極めて困難な状況であった。司法側に本人の特性を理解してもらい情状酌量を得る必要があると思った。 					
起訴日	4/9	判決日	8/29		
公判日	5/29、7/20、8/13	身柄移送日	4/23		

経過（被告人段階）

- 4/9 起訴。
- 5/25 弁護士と情報共有。今後の支援方針等について協議。
- 5/14 定着から本人と初回面談で支援の同意を取る。
- 5/29 初公判傍聴。
- 7/20 第2回公判傍聴。本人の荷物を弁護士が差し入れる。
- 7/24 本人の生活歴やADL、障害の程度等から再アセスメントを進める。
- 8/6 弁護士と裁判の打ち合わせ。
- 8/14 第3回公判。情状証人として出廷。経過と今後の支援について証言する。
- 8/15 実刑を見越して市の高齢福祉課と出所後の支援体制構築に向けて協議する。
- 8/29 第4回公判傍聴、判決。

【見立て】

- ・当初は、無罪を目指す弁護方針であったが、刑事判断に関わらず地域に戻ってくる時にどのように繋がったら良いかという検討が重要であると考えられた。このため、これまでの支援の経過を明確にする必要があると思われ、情状証人に立つ必要性も考えられた。

判決内容 | 実刑判決 懲役1年4月 未決拘留日数100日を差し引く

控訴：なし

経過（判決後）

- 9/9 本人面談。今後の生活の意向確認をしたところ支援継続を希望される。本人とヘルプを出す練習を行い、連絡の手がかりとして定着の名刺を差し入れた。関係機関に報告。
- 9/10 保護観察所に連絡して、出口支援につながるよう協力依頼。保護観察所による内部調査。
- 11/20 保護観察所から、地方更生保護委員会において支援が必要な人として提案される。
今後、受刑先と予測される刑務所に、本人宛の手紙を出す予定。

【見立て】

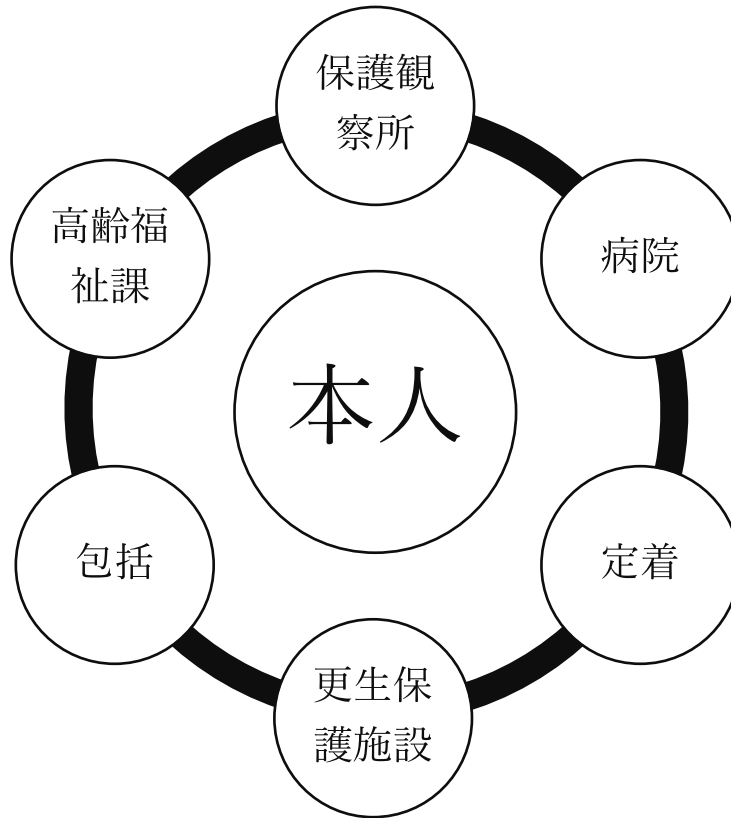
- ・出口支援の仕組みを本人にも伝えるが知的障害と認知症により矯正施設の中で自ら支援を受けたいと申し出ることは難しいことが想定された。保護観察所に対して本人が特別調整対象者として選定されるように情報提供とアプローチをする必要があると思われる。地域の支援者向けにはおおよその出所予定日を想定して必要とされる支援を検討し、準備を整える必要があることを共有する。

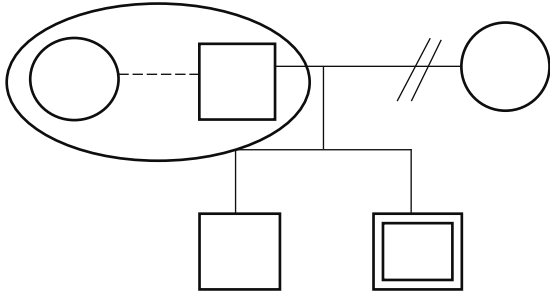
<考察>

■支援のポイント

- ・逮捕後、更生保護施設からの情報をもとに迅速に当番弁護士とつながり、そのまま国選弁護人を引き受けてもらうことが出来た。
- ・本人の生活歴や障害の程度など、情報が少なく不明な点が多かったが、裁判を通してアセスメントを深めることができた。
- ・入口の段階から出口支援につながるよう地域の支援者および司法関係機関が連携し、一体的な支援が実施できた。
- ・行政から成年後見制度の利用について提案があった。

*社会関係図（エコマップ）等



実刑の可能性が高く、処遇困難が予測されるため、出口支援までの関りを意図した事例				
相談者	福祉支援者		相談時年齢	25歳 男性
IQ相当値	不明	種別	障害(精神)	手帳 精神2級
疾患	統合失調症		障害支援区分	無
経済面	障害年金2級			
罪名	強制わいせつ未遂			
<u>事件の概要</u>				
面識のない通行女性の両手首を掴み、わいせつな行為をしようとしたところ、被害女性が抵抗し逃げた。				
相談時の状況				
逮捕日	10/21	依頼日	11/1	
前科・前歴	① 窃盗 起訴猶予 ② 詐欺 執行猶予付き判決	本人居所	拘置所	
勾留期間	9/30～翌年1/21	判決の見込み	実刑の可能性が高い	
公判日	12/2	判決日	翌年1/21	
<u>支援前の状況</u>		ジェノグラム		
<ul style="list-style-type: none"> ・17歳時から、幻聴が始まり、痴漢行為、女性を自宅に引き込もうとし、精神科病院へ入院。 ・20歳で窃盗し、逮捕され起訴猶予となる。 ・20歳でオレオレ詐欺の受け子をする。その後、父の金銭の持ち出し等を行って病院入院。入院中に、自首し、懲役3年執行猶予4年となる。 ・24歳時、幻聴が再び始まり、精神科病院へ2か月入院。退院後、GHへ入居。本件2か月前に、GHの女性職員に性的暴行をしようとして部屋に入ろうとしたことで、再び入院。入院中に、退院後の生活の場としてGHの体験利用に行き、本件惹起。 		 <p>両親は、幼少期に離婚。父に育てられる。実母とは、その後連絡をとっていない。父の内妻とは、19歳時に性的行為を迫り、その件以来、ほとんど喋らない。兄は、結婚して県外におり、4年ほど会っていない。父と父の内妻は支援者に対しては、協力的であり、自立してほしいとの希望を持っている。</p>		
<u>経過（被告人段階）</u>				
11/14 初回面談（面談者：定着職員） 釈放後の意向確認。定着の支援を希望される。 釈放後は、入院し、退院後は単身生活を希望。				
11/24 弁護士、実父、実父の内妻との面談を行い、意向確認。 実父には、フェイスシートの様式を渡し、情報の提供を依頼。				
12/17 医療機関と調整し、釈放の場合は、長期間の行動観察と医療的アセスメントを行う了解を得る。同日、更生保護施設の施設長が本人と面談。 退院後、更生保護施設への入居について同意を得、裁判所へ確約書を提出。				

【見立て】

- ・本人はアパートでの単身生活を希望したが、統合失調症であり、性犯のため、一旦入院をして、医療的アセスメントを実施後に、福祉へソフトランディングしていくことを見据え、退院後は更生保護施設への入所を検討し、確約書を提出した。

判決内容 | 懲役 1 年 2 月 (実刑)

控訴：なし

経過 (控訴審) —

経過 (判決後・釈放後)

翌年 1/21 判決翌日に拘置所で面談。(面談者：定着職員)

受刑後も、どこの刑務所に本人がいるかが分かるようにすることと、その後の手紙のやり取りを続けていくために、本人に便箋・封筒を差し入れ、受刑中も関わっていくことを伝える。

5/26 本人より、A 刑務所に移送された旨の手紙が届く。

担当職員より、手紙のお礼と今後も関わっていく旨の返信を行う。

【見立て】

- ・実刑にはなったものの、福祉の支援は必要であることから、受刑中から手紙のやり取りを通じて関係性を維持すること、特別調整又は一般調整の対象者となれるよう、保護観察所に対して、情報提供を行っていく必要性があった。

<考察>

■支援のポイント

☆出口支援に繋げる本人との関わり

- ・実刑の場合、どこの刑務所に移送されるかを支援者が事前に把握することはできない。そこで、移送先を確認するために、便箋・封筒 (切手付き) を差し入れるようにしている。この便箋・封筒には、上の目的のほか、受刑中という自由の制限された環境に寄り添い続け、出口支援に向けた目的を共有することで、関係性を深めるといふねらいもある。刑務所移送後に発信するものと理解できず、判決前や移送前に、差し入れた便箋・封筒を使用して、手紙が送られてきた場合には、再度、本人に説明をし、差し入れを行っている。
- ・実刑になるということは、出口支援に繋ぐ機会と捉えることもできる。そうした視点で、受刑後の関係性作りも見据えて、実刑濃厚ケースでも関わっていくことが重要である。

☆スムーズな出口支援のための情報提供

- ・上記にも書いたように、移送される矯正施設が同県内とは限らないことや、公判に提出した確約書等が申し送られたとしても確実に出口支援の対象者となるとは限らない。そこで、特別調整・一般調整に挙げてもらえるよう、毎月、保護観察所に対し、入口支援で関わった旨の情報提供とその後の経過確認を行っている。

☆確約書の提出

- ・弁護士から要望があれば、入院調整や帰住先の調整を行った上で、釈放された場合、定着が支援する旨を確約した「確約書」を裁判所に提出をしている。当所では、更生支援計画を提出することは少なく、確約書を裁判所に提出することで対応できている。

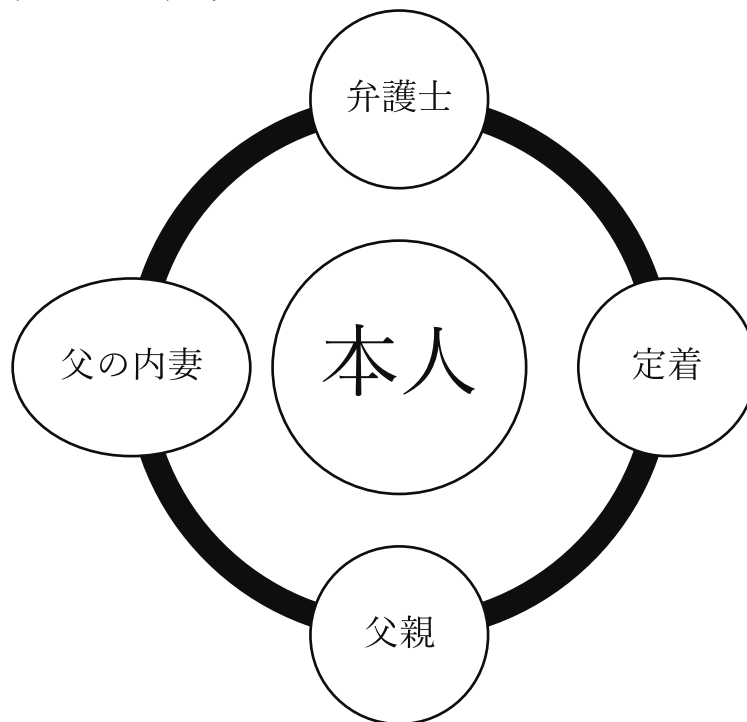
☆適切な精神科治療を受けられる医療機関の確保

- ・ケースを積み上げたことにより、関係性を構築できている病院があり、病院調整に当たっては、電話でケースの簡単な相談を行った上で、受け入れ可能であれば、ケースの説明に伺っている。入院の可否について、キーパーソンの同意を得る等、病院から条件の提示がある場合には、そうした条件を整えるための対応を行う。
- ・ただし、本県でも理解のある病院は非常に数が限られており、こうした病院でなければ、上記のような調整が難しいという課題は依然として残っている。対象者の受け入れができる基幹的な病院の拡充を行うことが解決策として考えられる。

☆家族関係及び家族との連携可能性の見極め

- ・入口支援では、本人の家族関係について、連携が可能か、あるいは距離を置いた方が適切かを判断するために、弁護士に必要であれば確認をしてもらっている。
- ・本ケースでは、協力的なご家族であったことから、公判前に、ご家族・父の内妻と面談の機会を持たせたことで、幅広い情報の収集を行うことができた。また、ご本人の今後の支援について、ご家族の意向を踏まえ、検討することが可能になった。

*社会関係図（エコマップ）等



〇〇県地域生活定着支援センター 行

※FAX 番号の間違いにご注意下さい

FAX : 0123-45-6789

(TEL :

E-mail :

相談依頼書（被疑者・被告人支援）

依頼日	令和 年 月 日 ()	
依頼者		所属事務所
TEL		FAX

対象者氏名	(イニシャル・可)	歳 男・女	生年月日	年 月 日
住所	(〇〇市程度で可)			
障害者手帳	有・無	<input type="checkbox"/> 療育手帳 (知的障害)	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳
学歴	<input type="checkbox"/> 小学校 (卒・中退)	<input type="checkbox"/> 中学校 (卒・中退)	<input type="checkbox"/> 高校 (卒・中退)	<input type="checkbox"/> 不明
罪名嫌疑				
逮捕	年 月 日	勾留場所		
起訴	年 月 日 / 未定	初公判	年 月 日 / 未定	
犯罪概要				
前科前歴	有 (犯 回) ・ 無	受刑歴	刑事施設：有 (回) ・ 無	少年院：有 (回) ・ 無
特記	障害の可能性（接見時の様子・心身の特徴等）			

令和 ○年 ○月 ○日

○○○○裁判所 御中

確 約 書

○○○○○○○○○○○○○○○○法人
○○県地域生活定着支援センター
所長 ○ ○ ○ ○ (公印)

氏 名 ○○ ○○
生年月日 ○○ ○年○月○日

当センターは令和○年○月○日に、国選弁護人である○○弁護士(○○○○法律事務所)より○○氏に係る福祉的支援の相談を受け付け、同年○月○日、○月○日に○○警察署にて面談を行った。

上記の面談を踏まえ、○○氏が釈放される際には、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に係る指針(平成21年5月27日 厚生労働省社会・援護局総務課長)」に示されている、受刑中から社会復帰に向けて福祉的手立てを整える「特別調整対象者に係る支援」「一般調整対象者に係る支援」や、身柄釈放後に相談を受け付け支援を開始する「相談支援業務」のいずれかにおいて、当センターが帰住先の調整及び福祉サービス利用調整等を行い、保護観察所、福祉関係機関、医療機関、基礎自治体等と連携することで、改善・更生に資する福祉・医療的手立てを講じることを確約いたします。

「東京T S ネットの紹介と、弁護士から見た入口医支援の課題と展望」

弁護士 中田雅久

1 東京T S の入口支援について

筆者は、現在、東京T S ネットで共同代表理事を務めている弁護士である。

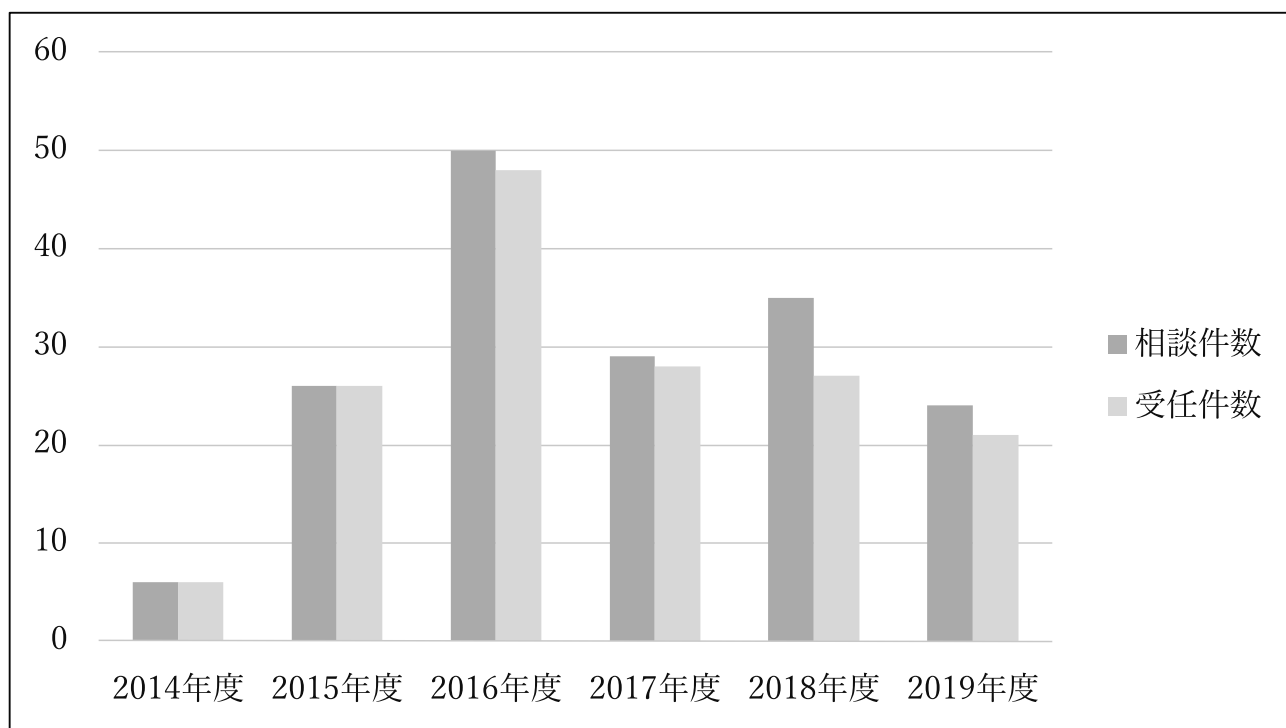
東京T S ネットは、地域でトラブルに巻き込まれた障害のある方を支援するため、福祉職、心理職、精神科医、ジャーナリスト、保護者、特別支援学校教諭、弁護士などが集まって立ち上げた団体で、2015年4月1日に一般社団法人を取得した。

任意団体の時代を含めて、東京T S ネットは、いわゆる入り口支援に当たる「更生支援コーディネート」を活動の柱にしてきた。

これは、刑事事件を担当する弁護士からの依頼を契機とし、東京T S ネットが主催する養成講座を修了した社会福祉士、精神保健福祉士を中心とする登録コーディネーターを派遣する形で行われる。

支援の質を高めるため、神科医、臨床心理士、大学教員、障害がある人の保護者等からなる「支援検討委員会」を毎月1回開催しており、原則として全受任ケースについてスーパーバイズを受けるようにしている。

この間の更生支援コーディネートの相談件数、受任件数は以下のとおりである。



東京T S ネットがこれらの活動を通じて培ってきた福祉職向けの入口支援のノウハウや考え方等は、「更生支援計画をつくる 罪に問われた障害のある人への支援」（2016年、現代人文社）にまとめて公表している。技術的なことは、是非、そちらも参照いただきたい。

2 入口支援の司法的な視点での課題

弁護士から見た入口支援への期待の中心は、有り体に言えば、減刑のための更生支援計画書作成や情状証人としての証言にある。そのこと自体は、刑事弁護人の役割からやむを得ない部分があるが、そのような視点からのみ入口支援を見た場合、執行猶予が確実に見込まれる事案や、長期実刑事案では、弁護士側に福祉と連携しようという動機付けが乏しくなってしまう。減刑以外に、例えば、①接見等でコミュニケーションが困難な場合の通訳的役割、②刑事手続きに本人が不利益を受けず、主体的に関わるために必要な合理的配慮の中身、そして何より③本人の事件後の生活支援の価値を、依頼者への誠実義務を負う弁護士といかに共有できるかが課題であろう。これらのことは、再犯防止の結果を偏重しがちだったり、事件単位の発想になりやすい検察官や裁判官にも訴えかけていく必要がある。また、更生支援計画書の作成や情状証人としての証言においては、予定している支援やその前提となるケースの見立てを言語化することが求められる。ここでは、日常生活支援で作成するのとは異なる書面の作成や、フォーマルな場での口頭発表が求められることとなり、それへの対応も課題である。更生支援計画を書面化することには、福祉側から見ても、①本人と支援者で支援の方向性や内容等を共有し本人中心の支援を実現しやすくする機能（なお、東京TSネットでは、検察官や裁判所に対して提出するもの以外に、ご本人に渡す分かりやすい版の更生支援計画書も作成することを推奨している）や、②矯正施設収容が間に入ったり、社会復帰後に支援者が交代した場合にシームレスな支援を可能にする機能がある。福祉側が支援を言語化して説明することの意義を再確認し、そのような文化を醸成していくことも課題である。

3 司法と福祉の連携において今後求められるもの

①入口支援を担う福祉側の人材の養成

入口支援は、本人が勾留されていることが多く、本人との面談は、リラックスするための工夫がしばらく接見室でのアクリル板の面会でのやり取りが中心となり、体験や実習もできないという環境下で、勾留満期や公判期日という切迫した期限を設定された中でのプランニングが求められるという特殊な面がある。

また、本人も、上記のような環境の下、刑事処分のプレッシャーを受ける中での態度決定を迫られるのであり、その意思決定は、真意に基づかないものとなるおそれが典型的に高い。

入口支援を担う人には、そのような側面を理解し、入口支援は構造的にパターンリズムが強く作用しやすいものであることを自覚した上で、なお、可能な限り本人の意思を尊重した支援をすることが求められる。時には、弁護人を含め、軽い処分、再犯防止を重視する余り、本人の自由を制限することもやむなしという結論に陥りがちな司法側の人間と、意見を戦わせながら支援を組み立て、司法とは異なる観点からなされる福祉的支援の妥当性を説明することも必要となる。それなくしては、入口支援における福祉の仕事は、司法の下請けに陥り、本来福祉に期待される本人の生活支援と異なったものになってしまうだろう。

そうならないためにも、入口支援の意義と同時に、パターンリズムが強く作用しやすいという構造上の危険性を十分理解したうえで、特殊でマイナーな分野で、時に異なる目的を持つ司法と渡り合って支援を担当できる人材の養成を組織的に行うことが必要である。

②引受先に安心して支援をしてもらうために

コーディネーター役の人材が養成されても、肝心の地域における繋ぎ先がなければ、入口支援は発展

しない。

地域での受け皿を拡充するには、適切な加算等といった制度設計が必要な面もあるが、大きな予算措置を伴わなくても、コーディネート後のアフターフォローにおいて、福祉と司法が今以上に連携することが可能である。

例えば、東京、多摩地域のいくつかの更生保護施設においては、弁護士の有志が更生保護施設に定期的に赴いて、利用者からの出張法律相談を行っている。債務整理や離婚等、新しい生活を始めるに当たって解決されていない法律問題を抱えたままの人も少なくない。例えば、既に消滅時効が成立している等、相談ないしそれに引き続くちょっとしたアクションで解決できる問題もある。1人暮らしを始めたり、仕事を始めた後も、近隣トラブルや、パワハラ等の労働問題を抱えたり、職場等における合理的配慮の提供が必要となる場面は多い。そのような観点から、更生保護施設以外にも、GH、作業所、病院等への出張法律相談や、地域の信頼できる法律家の事務所へ同行しての法律相談がもっと活用されてよい。

また、現状では、生活保護の分野においても、弁護士の関与が必要となることは多い。水際作戦は論外としても、生活保護を受給できている場合でも、集団生活が苦手であるのに無料低額宿泊所の利用が事実上強制されていたり、福祉事務所からの不適切な指導等によって自尊心を傷つけられていることも多い。それについても、弁護士からの転宅費の申請や、申し入れ等によって事態の改善が見込める場合があるであろう。

これらの相談については、法テラスの民事法律扶助が利用できるもので、新たな財政措置がなくても、施設や弁護士側の負担を抑えて連携を進めることができる。

しかし、本人は、これらが弁護士に相談すれば解決できる問題であると自力で気付くことが難しい場合もある。それまでの生活の中で、司法への信頼を失う経験をしており、SOSを出すことを諦めていることもあるだろう。弁護士の方も、事件単位の発想に縛られがちで、刑事事件終了後の生活上で抱える法律問題には気付かないことが多い。入口支援で出会った弁護士にアフターフォローの場面でも積極的に協力を依頼したり、刑事事件終了後の相談を一定数集中的に引き受ける弁護士とのパートナーシップの構築が必要である。

③まとめ

本稿は、地域生活定着支援センターの職員を主な読者に想定しているもので、あえて触れないが、もちろん、弁護士、弁護士会、刑事司法も、福祉以上に多くの課題を抱えている。

司法と福祉は、専門性も目的も違い、発想や従うべき倫理規範にも異なるところがある。双方が、互いを理解することは当然重要であるが、それでも、差異は残る。必要以上に他方の領域に寄せていくのでは、逆に双方の強みやアイデンティティーが失われる。必要なのは、異なる分野における最低限の知識と、違いを認識したうえでの相手の専門性の尊重であろう。

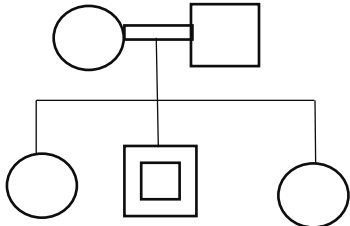
また、再犯防止推進法の下、触法障害者の生活支援を通じた再犯防止は、自治体の課題としても捉えられるようになってきている。地域生活定着支援センターや矯正保護に関わる機関が抱え込むのではなく、自治体、地域福祉にも参加を促し、弁護士や弁護士会も支援チームの一員として位置付けて、ネットワークで本人を支えていくことを考えたい。

以上

Chapter 3

少年

児童相談所の問題意識が高く、積極的に動いてくれたことでネットワークの構築や情報共有、支援の共通認識が取れた事例

一般調整		相談時年齢	16 歳	男性
IQ 相当値	89	種 別	障害 (発達)	手 帳
疾患 (主)	自閉スペクトラム症、広汎性発達障害		障害支援区分	無
経済面	生活保護ではないが貧困			
罪 名	詐欺未遂、窃盗			
刑期 (処分)	少年院送致	入所度数	初入 ※過去に同種の事件有	
支援前の状況		ジェノグラム		
<ul style="list-style-type: none"> 15 歳頃から友人の勧めで架空のゲームデータを売ると相手に持ち掛けて、ギフトカードを窃取するという手法の詐欺を始める。 16 歳、上記の詐欺は全く相手が引っかからず、この頃、遊び仲間の友人からおごられっぱなしが悪いと思っていた。また、現金が欲しかったこともあり、SNS で援助交際を求めている女性に扮して、詐欺を行い、既遂が 2 件で 45,000 円ほど手に入れ遊びに使った。 		 <p>実父 50代 無職 実母 40代 派遣社員 (がん治療中) 実姉 10代後半 無職 実妹 小学校低学年</p>		

【生活歴】

○保育園

・集団行動ができず、他の幼児が活動している時に、1 人だけ机の下にもぐっているなどの協調性がとれない状態や自分の言い分が正しく、他人の意見を聞けない、融通が利かないなどの傾向があったため、その様子をビデオ撮影し、大学付属病院を受診し、自閉スペクトラム症や ADHD の可能性について説明を受けたが、病院が遠方で実父が継続的に通院することに抵抗を示し、診断には至らなかった。

○小学校

・10 歳：ケンカが多く、校内での暴言、暴力行為について小学校から児相へ相談あり。また家庭内で実姉などの金の持ち出しがあったが、絶対認めない点などの接しにくさについて実母も児相に相談している。

・メンタルクリニックを受診し、自閉スペクトラム症と診断されるが、その説明は十分になされず、実父母は薬さえ飲んでおけばよいだろう。という程度の認識で、特性に配慮した対応は不足しがちで、学校側もその情報を共有していなかった。また本人が拒絶したため、通院を継続させることも児相で施設入所等させることもできなかった。

・他児童に対するいじめの責任を押し付けられ、校長から学校に来ないでくれと言われたため不登校。定期的に学校からプリントが届けられたがあまり勉強はしなかった。

○中学校

13 歳：

・他生徒や教諭とトラブルになり不登校になる。

・本人が実母からの虐待を児相通告。少年も家庭内で暴れて、実母や実姉に手を上げていたことがわかり、3 日間一時保護。

14 歳：

- ・教諭への傷害で児相へ身柄付き通告。指導終局し、一時保護となるがすぐに退去。
- ・在籍の中学校敷地内で器物を損壊し、通常逮捕。その後、観護措置、保護観察決定。
- ・粗暴行為で補導。

15 歳～ 16 歳：

- ・その他窃盗や万引き、自転車盗、SNS 等を使った詐欺行為等を繰り返す。
- ・少年鑑別所入所。第 1 種少年院送致決定。
- ・少年院へ入院。

経過（コーディネート）

【本人情報】

- ・第三者視点が持ちにくく、自分の言動を正当化しやすいなど、社会・対人スキルの不足が目立つが物事を柔軟に捉える構えも身に付き始めている。自分を受け入れてほしいという思いは強いが素直ではなく、防衛的なため、対人場面では相手を小馬鹿にし、挑発するような態度を取りやすい。そうすることで相手が自分を受け入れてくれるかどうかを試すことが多く、対人交流の持ち方は苦手であり、安定した関係を築くことが難しい。
- ・犯罪の概要について、① SNS を利用して、援助交際をする意思があるように装って書き込みをし、被害者から 3 万円を受け取るようにやり取りをしたがその目的を遂げなかった。② 駐輪場から自転車を窃取した。また、同日、販売店でお菓子 4 点を窃取した。
- ・前回の保護観察になったのを機に、地域の子ども食堂にお手伝いとして本人が参加し、小さい子には優しくできるという強みがある。
- ・実父は自分の理解者だが、実母には嫌われているという認識を持っている。

【家族情報】

- ・保護者は実父母で、引受意思はある。実父は本人の非行をさして問題視せず、感情的になって学校との対立を助長してきたが、その自覚に乏しい。実母はがん治療中で体調の波はあるが、日常生活は送ることができている。
- ・父と本人は似ており、関係者が言ったことが、他の関係者の発言と違うと拒絶、怒る。特に公的機関（市、学校、児相、保護観察所など）に対しては怒りをあらわにしやすい。（話し方が事務的であったり、制度の説明など理解できないものを事務的に述べるなど、寄り添いの姿勢が見えないことが原因ではと推測）しかし、関係者の話す内容の理不尽さに怒るというよりは、言われていることが理解できずにパニックになる。

【支援経過】

○依頼

- ・保護観察所からの一般調整で依頼。自宅引き受けで仮退院予定。

○保護観察所へ訪問。

- ・最初に保護観察所から相談があったときは、母はコミュニケーションに問題はなく、理解力もあるが、父は意に添わない事を言われると怒ることがある。また、本人は発達障害があり、父または母からの虐待もあったのではないかと想像した。母が体調を崩したことから、母一人で本人の育てにくさを抱えていたのではとも想像した。その反面、もしかしたら母の体調が悪くなり、次女も幼い中で、父がそれを一手に担うこ

とになり、しかも父に能力的な制約もあったとしたら、一番困っているのは父ではないかとも考えた。保護観察官も父への嫌悪感というより、父にも障害があるのではないかと考え、必要以上の父への批判もなく、父のパニック状態を受け止めていた。一方で、保護司は父母に対して批判はないものの、そこまで思慮できず、どう接していくのがいいか、本人にどう指導すればよいか悩んでいた。保護観察官は何とかしたいと、市の児童福祉課や市保健所に連絡したり、相談にも声をかけようとしていたが、市保健所から、そこまで必要かと問われ、思うような反応がなく悩んでいた。今まで、一時保護などをされていたことから、児相が関わっているのはわかっていたので、定着からは、まずはそれぞれの機関が情報を持っているのではということと、父への対応をきちんと統一していかないと、父が関係者をシャットアウトしてしまうことが一番怖いのではと話し合い、まずそれぞれが持っている情報を出し合って、この家族がどんな状況なのか、必要な支援が何かを共有することが大切と伝えた。

○支援会議の調整

- ・保護観察官から児相に連絡をとったところ、担当職員がとても前向きで、本人のこともよく知っていたとのことで、支援会議にも出席すること、今後の支援を考えたら、地域の相談にも支援に加わってもらった方がいいとのことで、児相から相談へ連絡を取ってくれた。保護観察官からのその報告を受けて、定着からも児相と相談へ連絡、支援チームが固まった。

○支援会議

- ・定着、市保健所、相談、市児童福祉課、児相、少年院、保護司、保護観察所で協議。情報共有と支援の共通認識が中心。

《児相の関わりについて（本人が小学校4年生頃から）》

- ・粗暴行為で学校から児相へ通報、その後、児相が母と面談するが、医療にかかることは父や本人の抵抗があり、難しい。また、児相へ連れてきて面談させることも難しい。

→警察が介入したときに、父が怒り、本人も暴れたため一時保護所に入所。興奮はすぐに収まったため退所となるが、その頃から、父が児相との窓口になるということで、児相の介入が難しくなる。それ以降も警察から児相への通報が何回もあった。

《相談の関わりについて》

- ・相談は、少年院入院前から、本人と悪友が学校をさぼって福祉センターで遊んでいたのを知っており、中学校からは「悪いことをしたら、叱ってもらってよい」などと話があり、学校ともつながっていた様子。

《市保健所》

- ・保健所にも、中学生時に警察からの通報が入っていたり、最初の保護観察のときも、少年鑑別所から26条通報が出ていたり、今回も少年院からの26条通報が出ていたりしていた。

※児相も市も保健所も、それぞれの対応しかしていないため、相互での情報共有や支援について話されることはなかった。

○少年院にて本人と面接（定着、保護観察所）

- ・面接の際には、本人は警戒心を示し、定着のことを「自分に何か得になることをしてくれるのか」といった感じで、冷めたように話していた。本人は、援助交際をしようとした女子を騙り、相手の男性からお金を取ろうとした詐欺行為についても、援助交際をしようとした男性がそもそも悪いと考えていたり、こうなったのは学校や親が悪いと思っており、人のせいにする思考だったことから、こちらから福祉サービスの利用を促すと、うまくいかなかったときに、「定着や支援者が行けて言ったから行った」とか、「本当はサービスなんか受けなくてもよ

かった」とか、周囲のせいにする可能性が高かったので、誘導せずに、困ったときに支援する方が良いのではと感じた。そのことを保護観察官とも確認し、地域で支援する体制だけ整えておくこと、本人が困ったときにすみやかに対応できるようにしておくことがベストだと確認した。本人の本心や希望などは聞き出すことができなかつたが父がいない時に母や姉と過ごすのはきついのことなので、日中の居場所について、本人が地域の支援者と相談していくことは了承した。

【見立て】

- ・先の見通しや第三者的な視点を持ってない上、抑制力の不足が顕著で、社会・対人スキルが不足しているため、社会生活につまずきやすく、学校不適応を長期化させ、家庭にも居場所を見いだせない事が伺える。
- ・自分を認め、受け入れてくれる不良仲間に傾倒し、万引きや自転車盗といった非行に及ぶようになったのではないかと推察される。
- ・父が引受人だが、保護観察所や保護司のやり取り、少年院とのやり取りなどで齟齬があると感情的になり、今後の養育について中々話が進まない状態で、本人も家に帰っても悪い仲間がいるなど生活環境に課題がある。
- ・母はガンで体調が悪く、本人の姉妹もおり、今後の本人の支援ができるのか不安があるため、今後の支援について地域と連携していくことが必要。

【調整結果】

- ・退院後、定着と相談で本人、父親と面談しながら居場所づくりを検討していく。
- ・定期的に支援会議を開催し、関係機関の情報共有や今後の支援の共通認識を図る。

経過（フォローアップ）

【支援経過】

○退院後、定着と相談で本人と父と面談

- ・生活の様子については、ゲームばかりしていると言うが、クリニックの受診はちゃんとしている。また、子ども食堂にはすでに行っていて、悪い仲間には本人が出院したことを内緒にしてくれているとのこと。
- ・今後の希望については、いずれ大学に行きたいので、当面は高等学校卒業程度認定試験の勉強に専念したい。また、アルバイトをしてみたい、掃除が得意、同年代との付き合いが苦手などの話題が出て、表情も柔らかい。
- ・不安なことについては、「母や姉とは思ったよりもうまくいっているが、父が仕事を始めるようなので父が不在になった時に母や姉と過ごすのが心配」と述べる。
⇒後日、また面談することにする。

【見立て】

- ・面談時、本人の方が理路整然と話しており、父の方が自分のことや本人のことをうまく説明できない状況だったため、父の方の知的制約が強く、本人の能力が父を追い抜いていることを感じ、本人よりも父に寄り添う必要があるのではと認識した。

【支援経過】

○保護観察所での面接拒否

- ・保護観察官より、次回の支援会議に少年院も参加すると連絡あり。また、父親から保護観察所に連絡があり、保護観察所の面接に本人が「行かない」と言っている。子ど

も食堂で悪い仲間に出会ったことも影響しているらしい。また、「本人が家を出たい」と言っているなどの相談があったと定着に連絡がある。万が一に備えて、更生保護施設や障害児者施設などの緊急的な利用も念頭に入れておく必要があるのではと伝える。支援会議後、少年院が本人と面接していただけるのとすることで、本人の気持ち等を確認していく。児相等には保護観察所、相談には定着から情報提供し、事前に相談して、緊急時に備えて、次回の支援会議に臨めるようにしていく。

- ・相談より、現状で使えるサービスは限られているが、万が一に備えて、緊急的に使えるショートステイなどについて、検討することのこと。

○支援会議

- ・定着、市保健所、相談、市児童福祉課、児相、少年院、保護司、保護観察所で協議。

《情報共有と支援の共通認識》

- ・父親へのアプローチについて、共通認識を図る。特に保護司は、親を支援するという発想がなく、父は困った人という発想が強かったが、認識を新たにしてくれ、支援者と連携していくことが必要だと感じてくれた様子。あわせて、本人に対する支援よりも、父に寄り添うこと、父がシャットアウトしないような状況を作っておくことが必要だと確認した。
- ・本人が「自宅を出たい」と言っていたが保護司との面接を経て、少し収まっているとのこと。緊急的な避難等は現時点では必要ないが万が一に備えて、父親や本人が地域の支援者に直接、相談できるようにしていくこと、緊急時に利用できる社会資源や障害福祉サービスの利用が可能かどうか検討する必要があることを認識。本人や父親が相談へ行きやすい状況を作ることを考え、保護司との面接を相談で実施し、専門員も同席することとなる。

○その後の経過

- ・緊急時の居場所について、障害福祉サービスの者みなし（障害児を障害者とみなし支給決定を行うもの）の利用ができることを確認。
- ・父と本人の折り合いが悪くなると、本人から保護司へ、「家を出たい」「施設に入る」など連絡がある。また、父からは保護観察所へ、「何とかしてほしい」「施設に入れてほしい」と連絡がある。それを受けて、相談と市ではショートステイできる施設を、児相では一時保護は難しいが自立援助ホームの検討をしている。定着でもGH等をあたっている。しかし、親子げんかが収まると、父も本人も大丈夫となってしまふ。

※現在も支援継続中。子ども食堂とも関係ができており、本人もまた顔を出すようになったが、感染症により、子ども食堂が機能しなくなったりなど、なかなかうまくいかない状況もある。

<考察>

■うまくいった点

- ・児相の問題意識が高く、児相が積極的に動き、関係機関に連絡を取ってくれたり、支援会議への積極的な参加などに協力してくれた。対象者が少年ということ、以前からの関わりがあったことから自分たちごととして関わってくれたので良かった。

具体的には、①児相自ら支援チームのメンバー選定について、提案があり、調整を図ってくれたことにより、定着の負担軽減になった。（相談を調整してくれた）②過去の情報が得られた。児相の情報量は多いので、本人をアセスメントする上でも助かった。③本人だけではなく、家族情報も得られた。そのおかげで、特に父親に対してのアプローチについて、支援者で共通認識を図れた。④児相や相談とも共通認識が持てたので、チームで連携できてきたと感じる。

⑤コーディネート中だけでなく、フォローアップ中も支援会議に参加してくれ、一緒に考えてくれた。児相ができることについても考え、提案してくれた。(自立援助ホームの利用など) ⑥その後、担当者が変わったが、引き続き支援チームに入ってくれて、父親の障害特性や悪友も要保護児童(保護者がいない又は保護者に観護させることが不適當な児童)のリストに入っていたこともわかるなど、情報の共有により、客観的に状況を確認することができた。

- ・定着、保護観察所の提案で、これまでバラバラに支援していた関係者が一同に会し、情報を共有することで客観的に状況を確認することができた。(これまでは父親に対し、それぞれの機関がバラバラに関わっていたので、父親も混乱していた。)

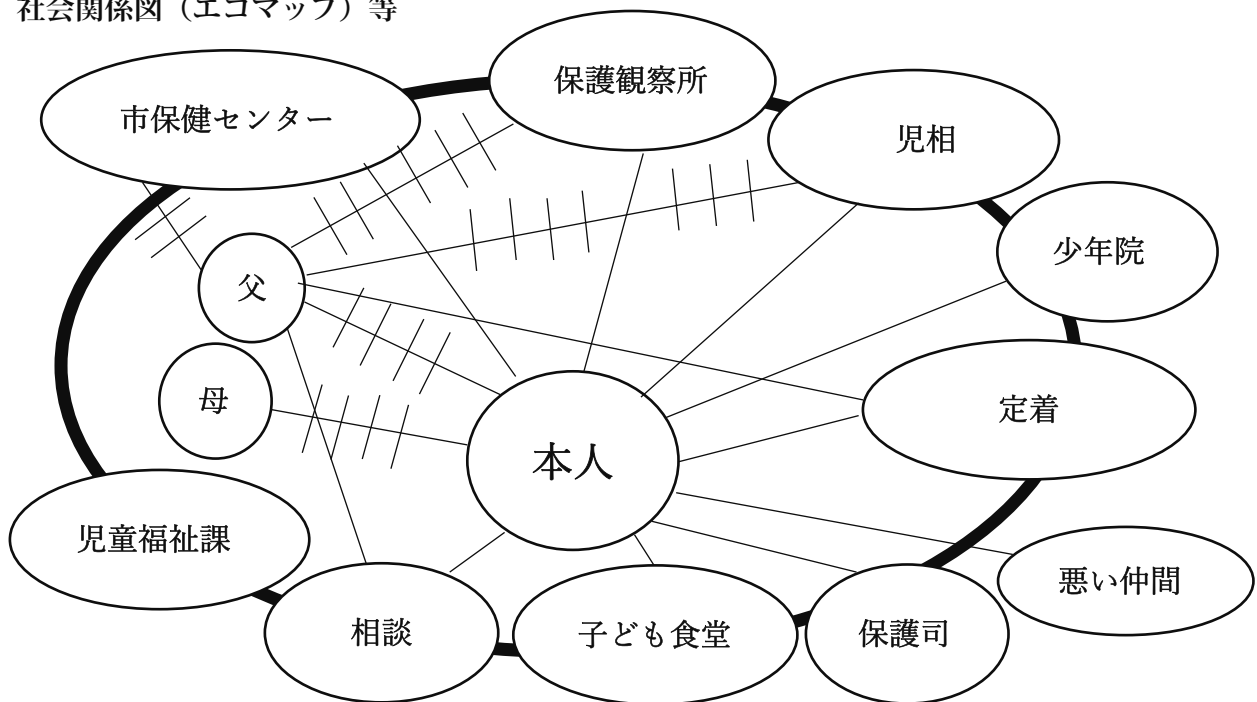
■課題点

- ・すべての児相が同じような対応をしてくれるわけではないことが課題である。目指すところは同じなのでお互いに協力していけたら良いと考える。

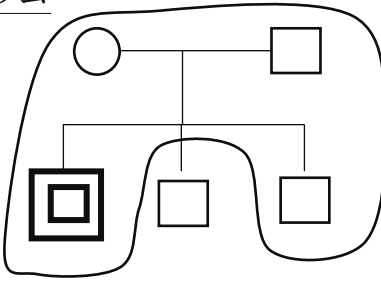
■工夫した点

- ・支援会議では「できる方法を考えよう」のスタンスで、利用できる資源を探して、支援会議で提示していくようにしたことによって、各機関がアイデアを出しやすくなり、支援チームとしてのまとまりもできていった。

社会関係図(エコマップ)等



教育関係機関との連携で家族からの自立に踏み出せた少年の事例

特別調整				相談時年齢	18歳	男性
IQ相当値	63	種別	障害(知的)	手帳	療育(B2)	
疾患(主)	軽度知的障害			障害支援区分	区分3	
経済面	少年院を仮退院後は両親と離れてGHで生活保護受給					
罪名	わいせつ誘拐					
刑期(処分)	12か月			入所度数	初入	
支援前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・8歳の娘をわいせつ目的で自宅に連れて行ったが、母がいたため未遂。 ・少年院出院後はGHに入所。 			<p>ジェノグラム</p>  <p>両親は県内在住、母親は知的障害者 次男も知的障害があり施設入所中 三男も知的障害で両親と同居</p>		

【生活歴】

- ・少年は11歳の頃から父親から虐待を受けていた。
- ・父は配送中の食品を食べて会社を解雇されるような人柄で、両親ともにギャンブル等で金銭を浪費するため、公共料金の支払いが滞り、ガスも数年前から止まり家庭では入浴できない状態である。家庭のカード債務は数百万円に及んでいる。
- ・現在、弟1人は施設で生活している。
- ・母子揃って食品を万引きしたことがあり、児相の継続相談家庭となって、少年は数回一時保護された経験がある。

【見立て】

少年が性加害に至る動機

- ・高校入学後(特別支援学校)、上手くなじめず遅刻や怠学を繰り返していた。その後毎日登校するようになったが周囲とコミュニケーションが取れず、特に作業実習先での人間関係を負担に感じていた。「色々なことが混ざり合ってむしゃくしゃしていた」と語っている。その頃女性を性的に襲うことを考えるようになり、被害女兒に声をかけた。

少年を取り巻く環境から考えられること

- ・両親は、少年の教育に無関心で、家庭内には性的情報(わいせつな映像のDVD)などがあり少年の心情に配慮ができる環境ではなかった。家族から離れて支援者の元で生活することで心情の聞き役が出来て、少年の成長につながる事が考えられた。
- ・少年には知的制約があるが、自分の言葉で語ろうとする努力が見られて、周囲に支援や指導をしてくれる立場の人がいれば、コミュニケーション能力が高くなると示唆された。
- ・高校への復学を希望していたが、周囲の目を気にして学習の機会をあきらめようとしていた。これについては今後の就職のことを考えて、高校卒業の資格が少年の将来に良い影響を与えるだろうと支援者から共通の意見が出た。

【調整結果—高校への通学を中心に】

1 特別支援学校の通学について

- ・GHに入所後、第1回の合同支援会議出席者で復学の方法等について検討した。翌月の合同支援会議に特別支援学校2名の教員の出席を、少年院SWから依頼した。その後月1回の合同支援会議に4回にわたって担任教員・副担任教員の2名が出席するようになった。
- ・特別支援学校の学籍が残っていたため、復学を相談したが、毎日通学することは学校から許可が出なかった。ただし、卒業式とその為の授業の参加については担任教員から学校に相談してもらえた。その条件として、通学には付き添いが必要という事になった。

2 通学開始と授業参加について

- ・定着職員と担任教員で、授業の日時、少年の持ち物、登校下校の時間的タイミング、他の生徒との通学時間と少年の乗る電車の時刻表の打合せを行った。
- ・授業参加については、担任教員が、同級生が本人を受入れやすくなるよう、授業参加開始前に少年の説明を行った。
- ・少年が定着職員と同行しているように見えないよう、通学路の歩き方を検討。授業については定着職員が見えないように授業の終了を待つ。
- ・登下校に少年が自然に同級生と会話できるように、定着職員は、少年が見える程度の距離で少年に近づきすぎないように歩く。登下校時は、定着職員は少年と会話しないようにした。登下校時の同級生との様子は担任教員と情報共有し、授業中の様子は担任教員から定着職員に情報提供された。

3 卒業式について

- ・卒業式に母親が出席することについては、本人も母親も同級生の親の目が気になるという事だったが、本人と母親が話し合い、最終的には、定着職員(母の知人として卒業式に出席)が母親をエスコートして、卒業式後の集まりの会には出席しないということで実現した。少年は母親が来たことに嬉しそうにして写真を撮り、母親も卒業証書を受け取って同級生と交流する少年を見て、成長したことを実感できた様子で、出席したことを喜んでいた。

経過（コーディネート）

- ・少年院を仮退院し、障害者のGHで生活できるようコーディネートした。
- ・仮退院後も、両親は少年の外泊を希望することが多く、母親は少年が受給している生活保護費を受取ることもある状態。外泊時に家族でパチンコ店に出入りし、少年がGHの利用料1か月分を支払えない状況となったことがある。

経過（フォローアップ）

- ・仮退院後、GHで生活を開始し、就労移行支援事業所に通所を始めた。家族とは離れて生活がスタートしたが、実家への外泊が度重なるごとに、少年自身による金銭管理と携帯電話の動画サイトの視聴で就寝・起床時間の乱れが生じた。
- ・少年、母親、保護観察官、市の障害担当、就労移行支援事業所担当者、GHホーム長、相談担当者、定着職員で支援会議を重ねて行き、少年が特別支援学校の卒業を希望したことを契機に、卒業式の2か月前から、5回の登校日を設けることができた。特別支援学校担任教員、同級生との交流を経験し、卒業式を迎える頃には、実家の外泊について少年の意識が少しずつ変化してきた。

- ・GH ホーム長の金銭管理の支援と、就労移行支援事業所のプログラムで家族以外の他者の中でも自分の気持ちを表現することができるようになり新しい交友関係も少しずつ広がってきている。少年も自分から、ストレス解消の方法を見つける、と話せるようになりホーム長の金銭管理受けながら生活を継続している。

<考察>

■工夫した点

☆教育関係者の協力で少年が大きく成長できたこと

- ・性犯罪のため通学には学校から問題の指摘があったが、特別支援学校の教員2名が合同支援会議へ参加して話し合った。定着職員が通学に同行することで卒業式への参加が認められて、卒業式前の5回にわたって通学することができた。5回の通学で担任教員の指導と同級生への交流方法の工夫があり、同じクラスの生徒からの励ましや、少年への温かい評価を経験することができて、自分の犯罪についても考えを深めることができた。その経験をもとに、就労移行支援事業所のプログラムにも積極性が現れるようになったと関係者から意見が出ている。

☆支援会議に家族が参加することで少年の気持ちを家族が理解できたこと

- ・毎月行ってきた、合同支援会議が2か月に1回となっている。少年はかなり成長が見られて、両親との距離が取れるようになってきた。実家のある市の担当者どどのように支援していくか話し合いを行った。

☆関係機関が集まり合同支援会議を開催したこと

- ・実家のある市町村と少年の生活圏である市町村の関係者が集まり、少年及び家族も含めた問題の情報共有を図った。それぞれの機関の業務分担も踏まえて協力し合い、少年に支援してきた。

■課題点

☆少年と家族との金銭関係の問題

- ・父親が少年の外泊を度々希望して、実家に帰るごとに、少年の生活保護費の中から、滞納している電気代・水道料金を渡していることが分かっているが、少年は母親のためにお金を渡すことが問題になるのかという理解の程度である。合同支援会議を継続的に開催して、少年への評価が高いことを伝えるとともに、両親との距離を取ることの大切さを話している。

☆少年の自立と家族への思い

- ・少年は、言葉の上では両親から自立したいという発言が出ているが、実家のある市に就職したいという気持ちで揺れている。

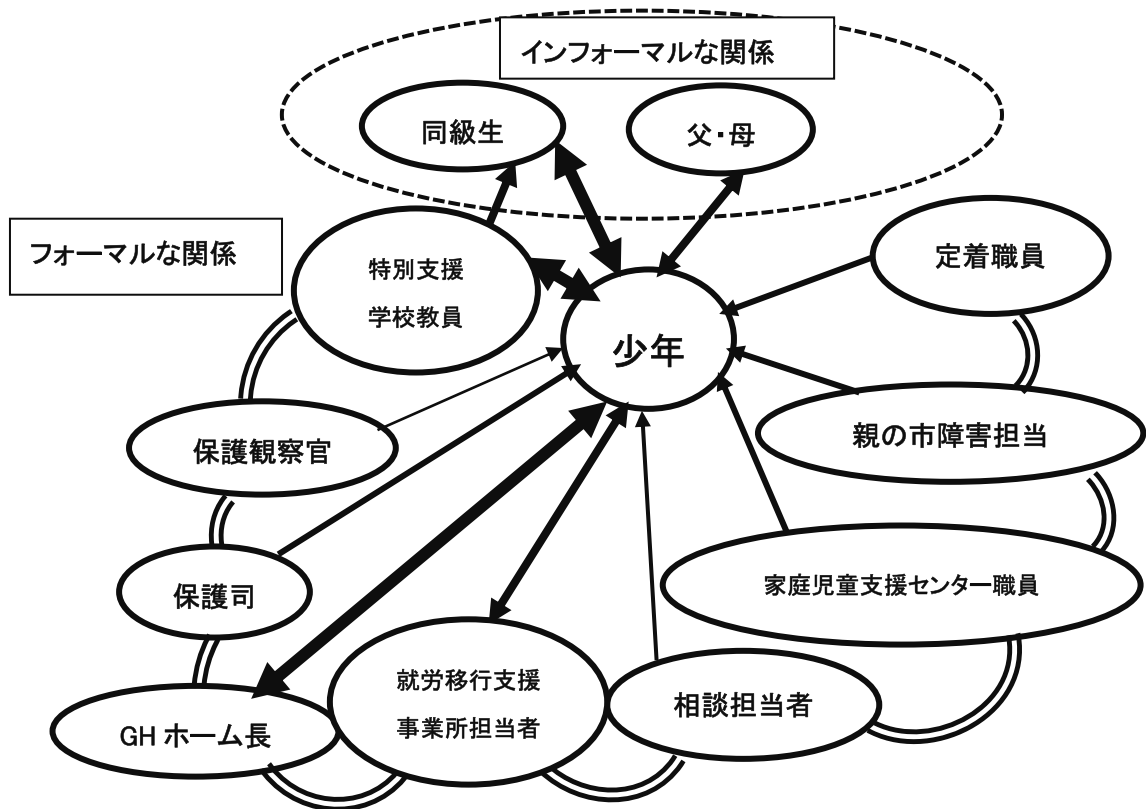
■事例のまとめ

- ①教育関係機関との連携で少年が家族との関係を見直すことができた事例である。
- ②合同支援会議に特別支援学校の教員2名の参加があり、その中で、卒業式の準備の授業に参加するという目的で5回の通学が実現した。
- ③最初は、同級生とのコミュニケーションに不安があった少年だったが、クラス担当の教員がクラスの生徒に工夫をしながら、少年を溶け込めるよう関わってもらえたことで、同じ年齢の仲

間たちからの、厳しい言葉がけも、温かい言葉がけも少年の成長につながった。

- ④通学開始から卒業式までは、約2月の期間があったが、卒業式という少年にとっての人生の大きなイベントに参加することができて、母親も成長した少年の姿や同級生とのやり取りを見る中で、少年の家族からの自立に踏み出せるきっかけとなった。
- ⑤合同支援会議での関係者の評価も少年の成長について多くの言葉がかけられて、GHでの生活も安定し始めた。
- ⑥教育機関との連携は、少年と同級生の繋がりというインフォーマルな関係を作ることを可能にして、専門職の働きかけとは違う意味の大きな力となったと考えられる。

社会関係図（エコマップ）等



本人のペースで、高等学校卒業程度認定試験合格と障害福祉サービス利用に至った事例					
特別調整			相談時年齢	17 歳	男性
IQ 相当値	103	種 別	障害（発達）	手 帳	精神手帳 1 級
疾患（主）	自閉スペクトラム症、ADHD		障害支援区分	区分 3	
経済面	生活保護（世帯分離）				
罪 名	わいせつ目的誘拐、強制わいせつ				
刑期（処分）	第 3 種少年院送致		入所度数	初入	
支援前の状況			ジェノグラム		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建ての借家で実母と二人暮らし。 ・ 児童自立支援施設措置解除後は、児童養護施設からの高校進学を目指したが、これまでの問題行動により、受け入れ可能な施設がなく、自宅からの通学となっていた。 ・ 他校の女兒とトラブルになり高校は反省指導期間となっていたなか、提出した反省文が認められず不貞腐れ不登校傾向となる。 ・ 児童家庭支援センターも支援を開始したが、高校から問題児扱いされ退学。 ・ 退学後、ハローワーク等を通じて就職したが、一人仕事を突然依頼され激怒して職場を抜け出してきてしまい、その後、虚言を用いて 12 歳の女兒を自宅に連れ込み、わいせつな行為をしたとして逮捕。 			<p>実母と一戸建ての借家で二人暮らし。 実母は対人援助の仕事をしており、概ね昼間に勤務。 実父母は離婚と再婚を繰り返す。 実父は県外で暮らしているが、たまに交流がある。</p>		
<p>【生活歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校低学年時から実父母が離婚と再婚を繰り返す。生活も父方祖父母宅、母方祖父母宅、実母と二人暮らしなど安定しない。実母からは一時期、繰り返し虐待を受けていた。 ・ 小 4 頃から、家財持ち出し、万引き（ポケモンカード）が始まる。学校に促され、小 6 から中 1 の夏まで精神科に通院。 ・ 小 6 時に、地元の祭りで声をかけてきた男性宅に通うようになり、飲酒、喫煙。交際相手の同級生と初交。 ・ 中学校入学後も、家財を持ち出し、不良仲間との交際費にしていた。 ・ 中 3 時、受診した精神科病院でアスペルガー症候群と ADHD の合併症と診断。ストラテラを処方、本件逮捕前まで通院。 ・ 強制わいせつで児相と家庭裁判所が関与し、児童自立支援施設送致。在宅復帰後も家財持ち出し等あり。措置解除後、児童養護施設からの高校進学を目指していたが、受け入れてくれる施設がなく、自宅からの通学となった。高校進学後、他校の女兒とのトラブル等により、退学。退学後は就職したが、うまくいかず、本件非行。 					
<p>経過（コーディネート）</p> <p>【本人情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他県の医療少年院から本少年院に医療措置終了後、移送されてきた。移送当初は、慣れない環 					

境にイライラしていた。

- ・本人は視線がなかなか上に上げられない。近所に自転車で出かけても帰ってこられない。友達宅に持っていったおもちゃも忘れてくる。
- ・日課には休まず出席。物事の理解に時間を要してしまう。徐々に職員の指導に耳を傾け理解をしようと努める様子も見られるようになった。
- ・特定生活指導として性非行防止指導を受講中。
- ・実母が引き受けの意思を示したり、それを翻したり、本人はそれに振り回されている（一度、特別調整対象者となったが、実母が引き受けの意思を示したため、取り下げとなった。その後、実母が引き受け拒否に変わったため、再度、特別調整対象者となった）。
- ・「被害者が地元にいることもあり、自宅・地元には帰住できない」ということで少年院側から本人に伝えてあり、そのことについて本人は納得していた様子。
- ・本人の希望は、将来的には警備員などで働けるようになりたい。実母が対人援助の仕事をしているので、専門学校に通ってみたい。

*本人とは約6か月で4回面接、専門員（相談）、GH（帰住先）、就労移行支援事業所、市役所障害福祉課等との合同面接を実施。

*在院中の「外出」（GH、就労移行支援事業所等の施設見学）を実施。

【家族情報】

- ・実母は自分のことを「まだ子どもである」と表現し、感情のままに行動し、本人が小さい頃から、実父と同居と別居を繰り返してきた。本人はそういう大人の都合で振り回されていて、愛着が形成する時期に不安定な状態で育てられた。

*実母とは、施設見学（GH、就労移行支援事業所）等を実施。

【支援者情報】

- ・逮捕前に兇相が関与していた。就職先はハローワークが見つけてくれたこともあるが、見つからないと知り合いを通じて実母も見つけてきてくれた。障害福祉団体も本人に関わったことがあるが、1～2回本人に会ったことがあるのみ。
- ・移送前に収容されていた医療少年院からの情報（診断書等）は、少年院のSWから、保護観察所を通じて提供を受けた。
- ・少年院のSWから、本人は少年院内で高等学校卒業程度認定試験の勉強を進めており、国語と数学は受かっているとの情報提供を受けた。残り科目については、在院中の合格が難しく、出院後に引き継ぐことが必要。

*少年院での面接前後に、担任、SWと適宜意見交換を実施。

*出院前に、保護観察所にて、実母、市役所障害福祉課、専門員、GH、就労移行支援事業所等の担当者との処遇支援会議を実施。

【見立て】

- ・書面での情報では、とんでもない少年のように記述がしてあるが、ベースは愛着形成に課題のある少年であり、書面での情報にとらわれすぎることなく、まずは本人との関係性構築が重要。
- ・発達障害の特性により道に迷いやすい上、見知らぬ土地での生活となるため、受入先となる昼間の事業所と夜間の事業所が緊密に連携を図り、通所の際の移動も含めて、事業所間で丁寧に支援する必要がある。
- ・金銭管理は「計画的にやったことがない」、薬は「貰っていたが飲まなくなった」、服は「買ったことがない」、洗濯物は「干したことがない」、部屋は「散らかっていても平気」などの状況のため、1つひとつできるように支援していく必要がある。

- ・ 出院後、本人が無断で実家に帰ってしまうことも考えられるため、その場合にどうするか等も事前に関係者で想定しておくことが重要。

【調整結果】

- ・ 保護観察所、保護司：仮退院中の保護観察実施
- ・ 実母：出院後の交流、実現可能な範囲内での援助 OK
- ・ 相談：担当 OK
- ・ GH：受け入れ可能、金銭や服薬の管理 OK、送迎 OK
- ・ 就労移行支援事業所：受け入れ可能、送迎 OK
- ・ 精神科クリニック：訪問診療 OK
- ・ 児相：出院後に障害福祉サービスを利用したい場合、少年は 18 歳間際であり、かつ、精神手帳 1 級を所持しているため、児相所長から市町村長に意見書発行。
- ・ 市役所障害福祉課：以上のサービスで支給決定。社会生活支援特別加算、地域生活移行個別支援特別加算の対象。
- ・ 市役所保護課：世帯分離を行い、生活保護の対象となる。

経過（フォローアップ）

- ・ 出院時支援（仮退院式への出席等）、保護観察所にて仮退院手続き、行政手続き（住所変更、生活保護申請、精神手帳書き換え等）、診療情報の引継ぎ、買い物支援
- ☆通信制高校との連携・高校卒業程度認定試験のサポート（合格状況等の情報集約、通信制高校利用に向けた関係機関の役割分担、受験票の再発行手続、高校卒業程度認定試験会場への付き添い、スクーリング会場への付き添い等）により、高校卒業程度認定資格取得
- ・ 相談によるサービス担当者会議、モニタリング会議等への出席
- ・ GH や就労移行支援事業所への訪問
- ・ 他利用者とのトラブル対応（会議の開催等）
- ・ 実母との連絡調整

<考察>

■課題点

☆保護者の引き受けが実質的に難しい、被害者がいる、などの事情で地元に戻住できない少年の帰住先調整。

- ・ 本事例は、一度、特別調整対象者となったが、実母が引き受けの意思を示したため、取り下げとなった。その後、実母が引き受け拒否に変わったため、再度、特別調整対象者となった。実母が考えを変えた理由に、「特別調整の制度を知らず、引き受けざるを得ないと思った」ということがある。なるべく早期に、特別調整等の仕組みについて保護者に丁寧な説明が必要だったと考えられる。

☆発達障害等の少年について、在院中からの通信制高校との連携。

- ・ 本事例は、高等学校卒業程度認定試験 について、在院中に全科目合格に至らず、一部科目合格のまま出院し、出院後に通信制高校を活用して高等学校卒業程度認定試験合格に至った。「高校卒業資格」ではなく「高校卒業程度認定資格」について、通信制高校を活用して取得する場合、全科目合格でなくとも、1 科目以上合格していれば、残り科目はレポートおよびスクーリングで代替可能である。発達障害等の少年は、興味関心、集中力に偏りがあり、全科目合格が難しい場合も多いと考えられることから、得意科目だけの合格を目指し、残り科目はレポートとスクーリング

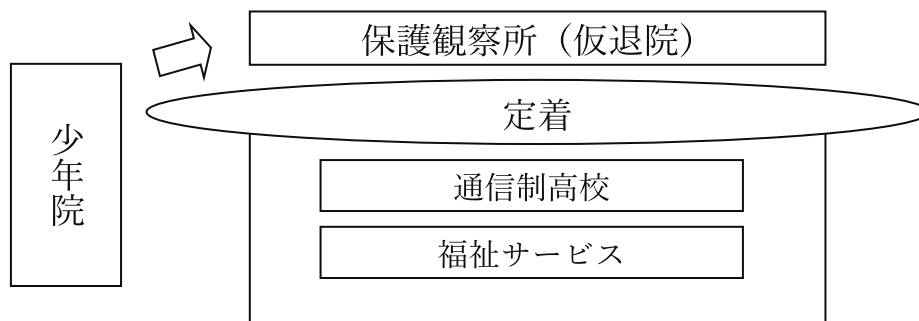
で代替可能な通信制高校の高校卒業程度認定資格 取得コースの活用も検討されるべきである。

- ・このような通信制高校の活用は、出院後からではなく、本来であれば、在院中から実施できれば、一層効果的であると考えられる。
- ・本事例のように、特別調整の対象者となる少年についても、通信制高校の活用のニーズがあったことから、発達障害のある少年等を収容している少年院、保護観察所、定着、再非行防止団体、通信制高校等との連携事例を積み上げていくべきである。

■工夫した点・うまくいった点

- ・在院中に「外出」の許可が下り、出院後に利用予定のGH、就労移行支援事業所の見学等を実施できた。本人も出院後のイメージを鮮明に持つことができた。
- ・在院中に申込を行い、出院数日後に実施された高校卒業程度認定試験 について、少年院から情報が引き継がれていたため、円滑に受験することができた。
- ・本人は、出院後は障害福祉サービスを利用した訓練の日々に充実感や楽しさを感じており、高校卒業程度認定 資格取得の優先順位は高くなかった。その後しばらくして、高校卒業程度認定資格 取得の意欲が再び湧いてきたため、どのようにして高校卒業程度認定資格 取得を目指していくのか関係機関と考えた。本人のペースに合わせた検討ができた。

社会関係図（エコマップ）等



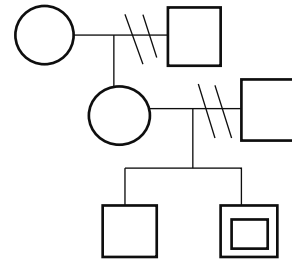
少年ケースを支える他機関・他職種連携とクライシスプランを活用した事例

特別調整				相談時年齢	21 歳	男性
IQ 相当値	57	種 別	障害 (精神)	手 帳	精神 2 級(コーディネート中に取得)	
疾患 (主)	双極性感情障害 (主) 軽度知的障害			障害支援区分	区分 3	
経済面	生活保護					
罪 名	虞犯					
刑期 (処分)	1 年			入所度数	初入	

支援前の状況

- ・無免許運転で他県へ向かい無賃宿泊
- ・自宅を損壊および放火
- ・友人の自転車を窃盗、損壊
- ・家族への金銭の無心
- ・観護措置
- ・審判により第 3 種および第 1 種少年院送致
(20 歳での少年院送致は保護観察中の事犯につき更生保護法 72 条に基づいて決定)

ジェノグラム



実母は本人の攻撃から逃れる形で住所秘匿して別居、祖母も本人からの無心を恐れて施設へ入所。実兄は他県で家族と生活。実家は返済不能で売却され、本人が帰住できる住まいはない。

【生活歴】

- ・幼児期に両親離婚
- ・幼稚園卒園／感覚鈍麻および衝動的で多動傾向
- ・公立小学校卒業／学習面で遅れあり
- ・公立中学校卒業／万引きなど問題行動が目立つ。原付無免許運転 (審判不開始)
- ・高等専修学校卒業／自転車盗 (審判不開始) 普通車無免許運転 (交通短期)
- ・自衛隊に入隊するも 2 カ月足らずで依願退職
- ・その後、知人男性 (祖父の知人で建設会社経営。以下、A 氏) の世話で住み込み就労を転々とする。窃盗 (保護観察)

経過 (コーディネート)

【本人情報】

- ・過去に本人が実母に自分は精神疾患かもと相談したが、応じてもらえず放置してきた。少年鑑別所入所中に精神科を初めて受診し、双極性感情障害および軽度知的障害と診断を受ける。少年院在院中、服薬で大きな気分変動はないが軽躁状態と抑うつ状態を繰り返す。少年院の教育で病識は獲得しているが、服薬管理に本人は不安がある。仮退院に向けて、精神手帳取得および支援区分申請 (療育手帳の心理判定は退院後) を行う。出院後は、友人の報復を恐れ、一人暮らしは寂しいため、地元を離れた地域での集団生活を希望。
- ・人懐っこくコミュニケーション力があるが、思考は単純で目先の興味関心に流されやすい。
- ・入所前に消費者金融や個人に多額の負債を抱え返済について不安がある。
⇒本人とは対面面談 3 回、テレビ面談 2 回／合計 5 回

【家族情報】

両親は本人の幼少期に離婚したため、本人に実父の記憶はない。実母は本人に愛情を寄せる一方で、本人の暴力を恐れて今後も住所秘匿する意向。また教育機関に勤務する実母は本人の障害が受容できず、ずっと否定的。兄とはほぼ疎遠。A氏は引き受けを拒否するものの自分しか本人をコントロールできないとの自負が強い。病識は浅く、本人との面会で減薬を促し「自分がまた仕事を世話する」などと助言した。

※ A氏は母方祖父と家族ぐるみの付き合いで本人に経済的にも援助してきたと述べるが、結果的に本人の借金を増幅するに至っている。

【見立て】

- ・ 反復した虞犯行為は双極性感情障害の病状を要因とするところが大きい。精神科医療に繋げ、定期的な通院が継続される体制と緊急時は速やかに入院加療が整う体制が必要である。
- ・ 住まいや日中活動など日常生活の場では病状および服薬管理の他、金銭管理や余暇の過ごし方など本人の自立を目指して「育て直し」できる環境が望ましい。
- ・ 知的な制約と幼少期から衝動性や不注意・多動も認められ、本人の障害特性に応じた関わりが必要である。
- ・ 躁状態で、高額な買い物と転職や転居を繰り返して多重債務に陥っており、若年の本人に応じた適切な手段で負債整理することが必要である。
- ・ 本人は実母とA氏を慕い今後も見捨てず見守ってほしいとの思いを抱える一方で、A氏への多額の借金は本人の大きな負担となっている。

【調整結果】

- ・ 本人が受診できる精神科病院の調整と治療アドヒアランスを高める心理教育を病院PSWに依頼。
- ・ 精神障害に特化したGHやB型事業所での関わりと精神科訪問看護（当面は週5日）で本人へ服薬管理指導を依頼。余暇は保護犬の飼育や体を動かす機会となる地域活動支援センター及び精神障害者のサッカーチームに参加する。
- ・ 法務少年センターの地域援助を利用し、本人の情緒安定を目的にしたカウンセリングと本人への関わり方について各支援機関へアドバイスしていただくことを依頼。
- ・ 法テラスを利用してA氏への借金も含めた負債整理について弁護士に介入依頼。
- ・ 保護観察所と連携し実母やA氏に特別調整への理解を求め、家族等を巻き込んだ支援体制を構築する。

経過（フォローアップ）

【仮退院～3カ月（保護観察終了まで）】

- ・ 仮退院時に行政での申請手続き（生活保護、転入届、国民年金免除）
- ・ 仮退院日に精神科病院に初診同行と自立支援医療（精神通院）の申請手続き
- ・ 療育手帳取得に向けた心理判定の調整（実母へ生育歴聞き取りの依頼など）
- ・ 保護観察所と連携し合同支援者会議の開催（保護観察所にて計2回）
- ・ 本人と個別面談（B型事業所にて1回）
- ・ 保護費支給までの食料として米やレトルト食品等の提供（日曜日は自炊のため）
- ・ 法テラスの利用手続き
- ・ 実母とA氏との連絡調整

<考察>

■課題点

- ・保護観察終了後、もともと引受拒否していた実母やA氏は頻回に本人との接触や引受けを希望する。本人の将来的な自立に向けて、今は医療と福祉が必要であることを本人にも実母やA氏にも理解を促している。

■工夫点

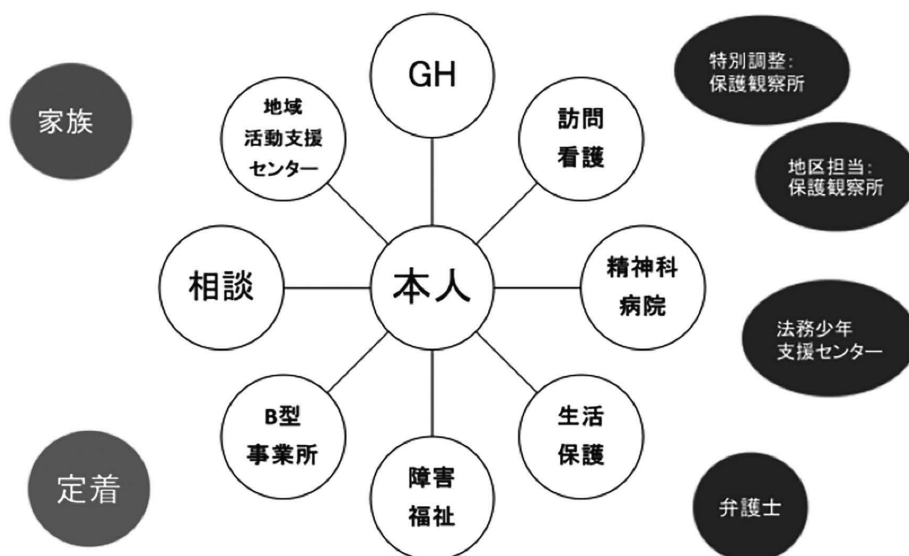
☆クライシスプランの導入

- ・在院中にクライシスプランを作成できるよう少年院に依頼。
- ・クライシスプランは、少年院で把握した本人の病状と支援者が必要とする情報が盛り込まれるよう、在院中の本人を含め少年院の主治医や担当教官等とGHや訪問看護等で支援する看護師やPSW、OTなど医療や福祉の専門職者が一緒に話し合いながら作成した。
- ・在院中に作成されたクライシスプランを使用して少年院でも診察していただくことで、仮退院までに本人が自分自身のサインや病状を把握できるようになり、対処法を習得する機会につながった。
- ・仮退院後も本人がクライシスプランを介して病状をよりわかりやすく伝えられている他、緊急時や入院のタイミングについて、本人やどの支援者にも共有されるものとなった。(末尾のクライシスプラン資料を参照)

☆他機関・他職種連携

- ・少年院、保護観察所(特別調整担当・保護観察担当)法務少年センターなどの司法機関と精神障害に特化した医療と福祉機関の連携で地域社会にソフトランディングできた。
- ・精神科医(少年院・精神科病院)看護師(訪問看護・B型事業所)OT(B型事業所)SW・PSW(保護観察所・精神科病院・GH・B型事業所・定着)心理技官(法務少年支援センター)弁護士(法テラス)が役割分担することで負担や責任が分散され且つ本人にとって安心できる生活基盤がすみやかに構築できた。

仮退院時の社会関係図(エコマップ)



クライシスプラン資料

わたしのサイン

一 3 の抑うつ状態
 (気持ち・意欲)
 ・何もする気がなくなる。
 ・テンションダウン
 ・自分を否定的にとらえる
 ・死にたくなる
 ・人と会いたくない
 ・空腹を感じない
 ・ずっと寝ていた
 (言動)
 ・金縛り、不眠
 ・応答が悪い
 ・運動しない
 ・ベッドから起き上がるのもしんどい
 ・「うおー」とうなるような声を出す
 ・食量が減る

一 2 の抑うつ状態
 (気持ち・意欲)
 ・何しても元気がない
 ・理由がなくイライラ
 ・やや食欲が落ちる
 ・身体の不調(腰痛等)
 ・あせりの気持ち
 ・気分が落ち込み
 (言動)
 ・びんぼうゆすり

一 1 の抑うつ状態
 (気持ち・意欲)
 ・周りの言葉がわかりにくい
 ・物音が気になる
 ・朝がしんどい(午後は少し楽になる)
 ・疲れやすい
 ・仕事に集中できない
 (言動)
 ・首が細かく揺れる。

〈きっかけ〉
 ・タバコ増
 ・季節の変わり目
 ・月初め、週初め
 ・環境変化
 ・悪天候

青 (普段の自分)
 ・ぐっすり眠れてご飯がおいしい
 ・ルールが守れる
 ・人の話が聞ける
 ・よく笑う
 ・イライラなし
 ・部屋きれいな
 ・ユーモア精神あり
 ・サービスピ精神あり
 ・人の役に立つことを考えている
 ・面白いことを言える

〈きっかけ〉
 ・タバコ増
 ・季節の変わり目
 ・月初め、週初め
 ・環境変化

黄 (躁状態)
 (気持ち・意欲)
 ・理由がなくイライラ
 ・感情を抑えない
 ・空腹を感じない
 ・やや食欲が落ちる
 (食べなくても元気)
 ・空気が読めない(声が大きい)
 ・怒りっぽくなる
 (言動)
 ・言葉が荒くなる
 ・乱暴になる
 ・口数が増える

赤 (躁状態)
 (気持ち・意欲)
 ・止められないイライラ
 ・テンションMax
 ・何でもできるような気がする
 (言動)
 ・昼夜逆転
 ・必要がないのに同じものを買う
 ・人や物に当たり散らす(物を壊したり暴力)
 ・大声を出す
 ・部屋が汚い
 ・口数が多い
 ・食事が全くとれない
 ・人の話が聞けない
 ・自分の話ばかりする
 ・体重が減る

対処法

入院

・作業を中断して休む
 ・早めに受診する

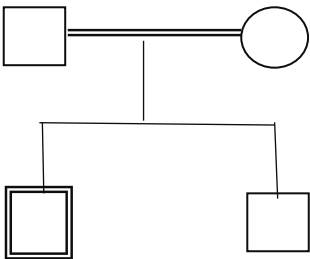
・早めに休養(横になる)
 ・喉服薬を飲んで様子を見る(1日3回まで)
 ・主治医に相談する
 ・支援者に相談する(周りから「大丈夫」と声をかけてほしい)
 ・好きなものを食べる

〈青を維持するために〉
 ・調子に乗らないようにする
 ・人と話す
 ・運動する

・早めに休養(横になる)
 ・喉服薬を飲んで様子を見る(1日3回まで)
 ・主治医に相談する
 ・支援者に相談する(周りから「大丈夫」と声をかけてほしい)
 ・好きなものを食べる

入院

※少年院で作成したクライシスプランを地域生活を鑑みて加筆修正され、上記は保護観察終了時点のもの。また個人が特定されないように一部加工している。

従来から関わりのあった児童相談所や他の公的機関との役割分担により、家族の意向に振り回されず、他県帰住に結び付けることができた事例				
特別調整		相談時年齢	17歳	男性
IQ相当値	85	種別	障害(発達)	手帳
疾患(主)	自閉スペクトラム 注意欠陥多動性障害 反抗挑戦性障害		障害支援区分	無
経済面	本人は未成年。父母ともに就労しているが、本人の損害賠償の支払いのため経済的な余裕はない。			
罪名	道路交通法違反、窃盗、ぐ犯			
刑期(処分)	第1種少年院送致		入所度数	初入
支援前の状況		ジェノグラム		
<ul style="list-style-type: none"> ・高校退学後、アルバイトをいくつかするが、定着せず。 ・友人知人(いわゆる悪友)と行動を共にして、窃盗・道路交通法違反等の触法行為を繰り返していた。 		 <p>父母は、幼少期からの本人の養育困難および経済的負担のため、引取拒否。</p>		
<p>【生活歴】</p> <p>幼少期より、暴力・放火などの触法行為の問題行動があり、小学校2年生時に「アスペルガー障害、ADHD」の診断を受ける。小中学校は支援学級に在籍。中学生時より、非行行為がエスカレートしたため、児童自立支援施設に入所する。</p> <p>高校入学を機に自宅に戻ったが、次第に不登校となり、退学。無免許運転、万引き、暴力行為、物損事故をたびたび起こし、その都度、父母や母方祖父による監護を受けるが、厳しい監視から逃れるために家出を繰り返す。触法行為もおさまらず、警察による身柄確保、少年鑑別所による観護措置を経て少年院送致が決定した。</p>				
<p>経過(コーディネート)</p> <p>【本人情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人自身の障害自覚、受容はあまりなく、障害福祉サービスの利用意思なし。 ・小学生の時に、「アスペルガー障害、ADHD」の診断は受けていたものの、IQは正常値であり、少年院内でも問題行動が見られず、少年院内での精神科にも受診することはなかったため、手帳取得の見込みは低いとの結論となった。 ・触法行為の理由として、「友人に影響された」と述べていた。「やらないと、自分がいじめられた」との発言有。 ・初回面接においては、「自分は社会に戻ったらまた問題を起こしてしまう。父親が怖いので、このまま少年院に居続けたい」と達観する様子もあった。 <p>【家族情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母は本人に対し、可能な限りの支援を行っていたが、時には『しつけ』と称した暴力行為もあり、虐待認定をされたこともある。 				

- ・父母は本人が起こした事件の被害弁償をしており、「これ以上、本人に問題を起こされると、我が家は経済的に破綻する」との主張をしていた。
- ・父は「本人には常時監督が必要である」と、本人が施設入所することを希望していた。
- ・母方祖父母は本人を一時的に引取り、仕事の世話をするなど、気にかけている状況であった。

【支援者情報】

- ・家族による引き受けは不可。特に父は高圧的で、「社会に出れば本人は悪いことをするので、少年院にずっといるのが望ましい」「自宅には引き取れない」「少年院から出るなら、本人の行動に責任が取れる施設に入れてほしい」との意向で、話し合いに応じないこともあった。一方で父母ともに本人に対する愛情はあり、必要な手続きや、施設入所の際に連絡先となる等の協力はするという姿勢であった。
- ・少年院入所中のケースであるため、仮退院後は保護観察所が本人の指導監督にあたることが前提である。
- ・地元の児相が、幼少期に、母親から養育相談を受けて以来、父親からの虐待、触法行為等で、関わりを続けていたことで、本人のことをよく知る職員が複数いる状況であり、支援に協力的であった。

【見立て】

- ・本人状況からは手帳取得の可能性は低く、本人自身が障害福祉サービスを受けることを希望していないことから、障害福祉サービスを無理に受けさせても不適応を起こす可能性が高い。
- ・居所および見守り支援は必要であるため、児童福祉法に基づく『自立援助ホーム』を利用し、自立に向けての訓練を受けることが適切と思われる。
- ・周囲から障害に関する理解を得られれば、本人は一般就労を行うことが十分可能である。ただし、障害特性は顕著であるため、できれば障害者枠での就労が望ましい。
- ・今までの交友関係を断つことは必要。本人及び父母も「県外の施設を希望する」との意向であり、なるべく元の居住地から離れた地での帰住を行うことが望ましい。

【調整結果】

- ・本人初回面接において、本人が福祉サービスについてのイメージを全くもっておらず、障害の理解・受容もしていないこと、本人としては「父親が怖いので少年院から出たくない」と考えていることを確認。
- ・数回にわたる本人面接において、障害や福祉サービスについての説明を行う。帰住先について、GH等については、本人より拒絶有。児童福祉法の施設である自立援助ホームを提案したところ、「そこで良いが、今までの交友関係を断つために県外の施設へ行きたい」と希望したため、児相へ本人の自立援助ホーム利用について相談。「児相が県外の施設を調整することはできないが、定着が調整をするなら措置することを検討する」との回答。
- ・本人希望をふまえ本人父母と協議。父母は本人の更生のために県外の帰住が望ましいとの意向を示す。父より、「とにかく本人をきちんと見てくれるところにお世話になりたい。親としては、これ以上本人の非行行為に対する責任がとれない。」との発言有。県外の施設、という点においては、本人・父母の希望が一致しているため、県外の自立援助ホームの調整を行う事を方針とした。ただし、どの県にするかという点については、本人・父母ともに「入れる施設があるところ」との希望で特定することができなかった。当該施設の数も極めて少なく、かつ本人の収容期間が長引いていたため、出来るだけ効率的な調整が望ましく、本来的な他県への特別調整の方法とは異なるが、本県定着（少年院所在地定着）が個々の自立援助ホームに受入れ相談を実施することとした。
- ・調整にあたり、近隣の定着に相談を行いながら、各県の自立援助ホームへ1カ所ずつ連絡し、本

人面接も随時実施しながら受け入れ相談を行った。調整を進める内に本人は18歳となったが、児相と協議し、自立援助ホームへの入所調整を続ける方針とした。

- ・最終的に、A県の自立援助ホームに受入れていただくことができた。発達障害に対応実績のある施設であり、関係機関での協力・連携を前提に、本人の意向を尊重しつつ就労支援をするとの方針を示していただいた。当該自立援助ホームを帰住地として、本人の仮退院の申請を行うこととなった。

経過（フォローアップ）

【仮退院後～1カ月】

- ・仮退院は、引受先の自立援助ホーム代表が本人を迎えに来た。仮退院日当日中に、自立援助ホームのあるA県まで移動し、生活を開始した。児相職員も自立援助ホームまで出張し、本人の生活状況の確認を行った。
- ・本人が自力で自立援助ホーム近隣に就労先を見つけ、就労を開始した。
- ・1ヶ月後、本人状況を確認するために訪問。「問題なく仕事をやっている。10年くらいはA県で働き、お金を貯めて地元に戻りたいと思っている。」との本人発言有。

【仮退院後2カ月】

- ・本人が車を窃取し無免許運転を行い、少年院へ戻し収容となった。スマホを再度所持したことにより地元友人との交流が再開し、地元へ戻りたいという思いが強くなってしまったようだった。

<考察（課題点・工夫した点・うまくいった点等）>

■課題点

- ・本人は、未成年であるが父母の支援が受けられず、障害があり、帰住先がないなど、客観的には支援を受ける必要性が非常に高かったが、本人自身に福祉的支援を受ける意思がなく、定着において、どのように帰住先を調整するか方針を決定しにくかった。本人自身よりも、周囲が『支援を受けさせたい』意向が強い場合、支援開始についてのガイドライン等が必要と感じた。
- ・定着職員に、児童福祉法に基づく制度、施設等の知識・情報が不足していた。また、児相も少年院への理解があまりなかったため、『障害を有した触法少年』の支援について、児相とどのように連携を進めるか、手探りの状態であった。
- ・定着および児相側に仮退院の要件や手続きについての情報等が不足していたため、調整に困難を感じるがあった。
- ・本人は少年院内では「やり直したいので今までの交友関係を断ちたい。県外に行きたい。」と何度も希望していたが、実際には仮退院後の早い時期に地元の友人との交流を再開させていた。少年院内での本人意思の確認について、工夫が必要と感じた。

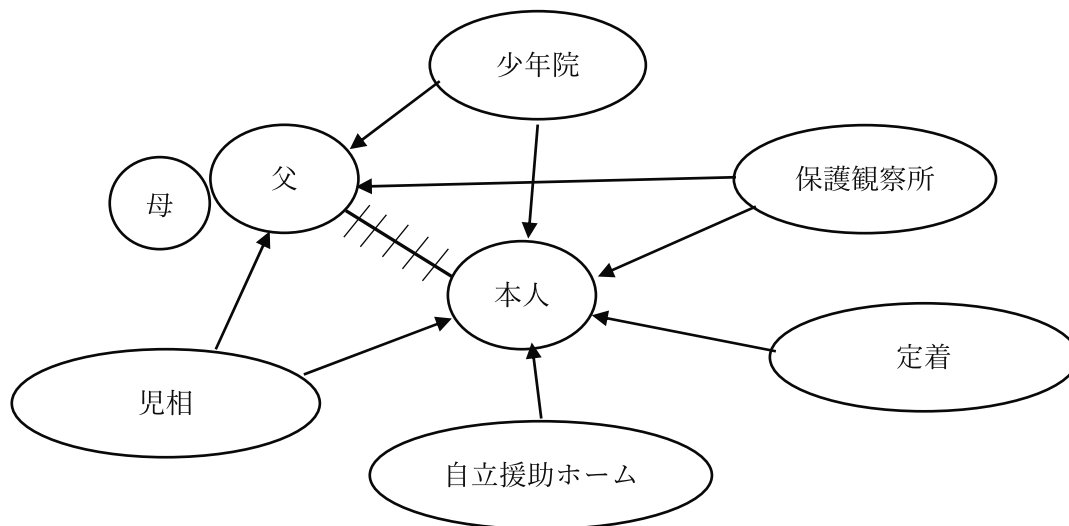
■工夫した点・うまくいった点

- ・本人は障害福祉サービスを受けることを希望しなかったため、児相に連携していただくことにより、本人が納得できる帰住先を調整することが出来た。本人に関しては、地元の児相が長年関わっていたことにより、本人と児相職員の関係性や相互理解がある程度あったことが、支援にあたり非常に効果的であった。
- ・少年院、保護観察所の協力により、本人の面接を頻回に行ったこと、また関係者会議を重ねることにより、お互いの役割分担を確認した上で、効率的に調整を行うことが出来た。特に父との直接の交渉は、公的機関（少年院・保護観察所・児相）が担当する、という方針にしたこと

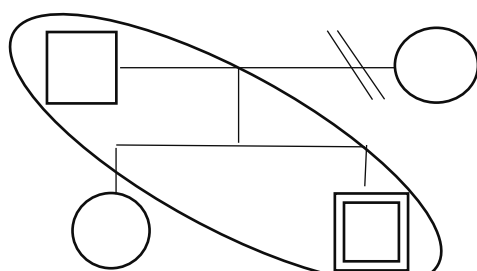
により、父の意向に振り回されすぎることなく支援体制を整えることができた。

- ・「どこでもよいが、本県以外に帰住を希望する」という、難しい帰住先調整を行うにあたり、近隣各県の定着はいずれも非常に協力的に情報提供や調整をして頂けた。日頃から、定着間で連携協力の体制が構築されていることの成果と感じた。

社会関係図（エコマップ）等



在院中からの障害特性理解への取組が退院後も引き継がれ支援体制に活かされた事例

特別調整		相談時年齢	19歳	男性	
IQ相当値	90	種別	障害(発達)	手帳	精神2級
疾患(主)	自閉スペクトラム症 (アスペルガー症候群)		障害支援区分	無	
経済面	生活保護				
罪名	殺人未遂、傷害、鉄砲刀剣類所持等取り締まり法違反、住居侵入				
刑期(処分)	少年院送致		入所度数	初入	
支援前の状況(箇条書きで記載)			ジェノグラム		
<ul style="list-style-type: none"> ・実父との二人暮らし。実父は知的に能力が低く、就労が安定せず。生活保護を受給。 ・小、中学校と不登校が続き通信制高校へ進学。 ・面識ない高校生に対する暴力をふるう。 ・父親と口論暴力をふるうようになる。 ・小学6年時に被害者にお金を盗まれたことを思い出し被害者への怒りがよみがえる。怒りを鎮めるために被害者を殺害しようと考え被害者宅に押し入り被害者とその両親をサバイバルナイフで切りつけた。 			 <p>実母は小学1年時に離婚。小学5年時、姉が父方祖父母宅で生活を開始。以降、実父との二人暮らし。</p>		
<p>【生活歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が4歳頃より実母が知人と遊びに興じ子どもの養育を放棄し始める。立腹した実父の暴力をきっかけに実母家出。その後、一旦、実母は家に戻るが小学1年時に離婚。 ・姉が中学校での対人トラブルで父方祖父母宅に転居後、実父との二人暮らしが始まる。 ・小学6年時、本件被害者が自宅に遊びに来た時に財布から1万円がなくなる。不登校になり、転居するが、新しい環境に馴染めず、中学でも不登校が続く。実父が、兄相に電話相談。家庭訪問を受ける。ふれあい学級への登校により、中学校を卒業。 ・通信制高校に進学。1年時は週2回、楽しんで通学するが、2年時にクラス替えになり通学しなくなる。自宅でオンラインゲームにはまり、昼夜逆転生活になる。面識ない高校生に対する暴力行為も頻発するようになり、18歳頃からは実父にも暴力をふるうようになる。本件惹起。高校3年時に中退。 					
<p>経過(コーディネート)</p> <p>【本人情報】</p> <p>①本人の希望(少年院における面接)を実施。 ⇒住所地への帰住を希望。実父との同居は否定。 実父とは、意思疎通が難しく、イライラが募ると暴力行為に及ぶこともある。 高校へ復学し高校卒業資格取得を希望。</p> <p>②少年院・少年鑑別所・発達障害者支援センターにて情報収集、今後について相談する。 ⇒本人特性についての助言を受ける。 少年院、少年鑑別所における障害特性受容への取組により、本人自身、自己を客観的に見つめることができるようになった。関係機関に引継ぎする。</p>					

【家族情報】

①実父宅、訪問。意向を確認。養育状況を聞き取りする。

⇒実父は、本人の監護に限界を感じている。本人の養育に困り果て、学校や児相に相談している。学校からは「本人の頑張り次第」と言われる。支援を求めるも応えてもらえず、孤独であった。

本人に対しては、自立を目標に別世帯で生活することと高校卒業資格取得を希望。

②姉 本人との関係は良好。

【見立て】

■支援の方向性

①実父とは適切な距離を保ち、自立した生活を送るよう環境整備をする。

②医療と生活、教育の連携により、障害特性への理解を促し、社会生活順応スキルを身に着ける。

③高校卒業資格を取得し、就労へつなげる。

【調整結果】

■帰住先・関係機関受入調整

①生活の場としてGH利用を検討。本人情報をもって調整を図る。

⇒医療のバックアップ体制を担保に受入可。

②GHと連携する医療機関を調整。

⇒GHと同区内にある精神科病院が受診先となる。初診日を決める。

③日中活動先として不登校やひきこもりを支援するセンター（以下、サポートセンター）に相談。

⇒見学・面接を了承。

■GH、サポートセンター見学に同行

①サポートセンターで活動の様子を見学、職員と面談。

②GH見学。同法人内医師、職員と面談。

⇒日中活動先は、医療面の支援を中心にするため、サポートセンターは利用せず、デイケア通所を優先することで調整する。

■仮退院準備

①住所地障害福祉課による聞き取り実施。⇒本人面接後、受入態勢について説明する。

②精神科病院、初診日調整。デイケア利用について検討を依頼。⇒初診日決定。

③帰住区生活課に生活保護申請の事前相談。

経過（フォローアップ）

【出院～6カ月後】

- ・保護観察開始、終了。（出院後～3ヶ月）
- ・生活保護申請。GHにて生活を開始。食事の準備、金銭管理等、生活スキルを体得。一人暮らしの準備を開始。
- ・精神科受診、デイケア通所開始。障害特性を踏まえ、医療面からの日常生活支援を受ける。
- ・スポーツセンター（ジム）利用開始。

【6ヶ月～1年後】

- ・本人、実父から高校復学希望あり。検討を重ね、復学の準備を開始する。
- ・就労について本人より相談あり。作業所通所を検討。

【1年～2年後】

- ・通信制高校へ復学、卒業。
- ・作業所通所開始。

【2年～現在】

- ・作業所通所が軌道にのり、GHを退所する。
- ・アパートでの一人暮らしをスタート。金銭管理支援をGHから地区社協に移行中。
- ・訪問看護利用開始。
- ・作業所からの就労移行検討を開始。
- ・現在もデイケア利用中。

※出院後より関係者会議、本人面接を実施。現在、定着は後方支援として会議に参加。

<考察>

■課題点

- ① 実父（家族）、他者との適切な関係性を結ぶことが困難。
- ② 障害受容・理解が難しい。
- ③ 養育環境に恵まれず（平均的な）年齢相応な生活スキルを積むことができていない。
- ④ 自閉スペクトラム障害の支援先としての社会資源が少ない。

■工夫した点・うまくいった点

- ① 少年院における障害受容への取組を関係機関に引き継ぎしたため、支援体制構築がスムーズであった。本人の障害理解が進み、社会生活への適応につながっている。
- ② 少年院在院中の体験、見学は、その実施の範囲において限界がある。その中で、少年院、見学先が実施に向けて、可能な限り、時間を確保してくれた。短い時間ではあったが、本人はもとより、見学先である受入側にとっても重要なプロセスであった。
- ③ 障害特性に理解のある支援機関（人）を得て、地域での生活をスタートした。そこを基盤とし、支援者だけでなく、地域の中で様々な人に出会い、社会経験を積むことができた。GHでは、地域の祭りにも参加。スポーツセンター（ジム）にも通い、共通の趣味の仲間もできた。表情も豊かになり、声を出して笑うようになった。父親はじめ、他者との間に一定の距離感を持ち、困り事も相談できるようになった。
- ④ 通信制高校への復学を果たし、卒業。本人の自信になった。デイケアでスケジュールを、GHで学習をサポートした。
- ⑤ 定着は実父との連絡窓口を担当。本人と定期的に面接を実施。実父、本人の心情や意向を関係者会議に反映するよう支援。実父は、本人の成長に連動し、精神的にも経済的にも安定の兆しが見える。
- ⑥ 調整中から関係機関相互に忌憚のない意見交換を実施。互いの立場を理解することに努め、連携できた。
- ⑦ 主導する機関は、本人のライフステージ（時期）に併せて交代している。定着⇒デイケア⇒作業所と推移。対等性が担保され、情報共有（管理）がタイムリーになされており、よりよい支援環境が醸成されていると実感する。

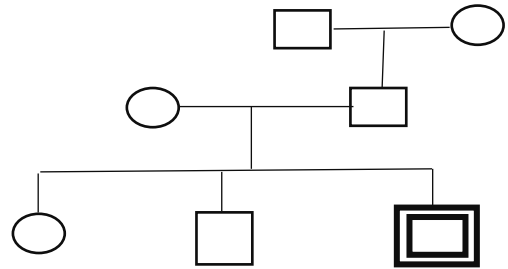
多機関・多職種を巻き込み、地域生活移行を目指した離島出身の少年の事例

特別調整				相談時年齢	15歳	男性
IQ相当値	56	種別	障害(知的)	手帳	療育(B2)	
疾患(主)	軽度知的障害、発達障害、 自閉スペクトラム障害			障害支援区分	無	
経済面	両親による援助					
罪名	暴行					
刑期(処分)	少年院送致(入院期間:2年3月)			入所度数	初入	

支援前の状況

- ・度重なる問題行動により、児童相談所の一時保護を受け、両親(A県内離島在住。以下、離島B)の許から離れ、A県の児童福祉施設で生活していた。
- ・同施設の他児童にそそのかされ、無断外出や職員への暴行等の問題行動が多々ある。
- ・無断外出をした際に、公園で本人好みの少女を見つけ、驚かせたいと思い、首を絞め、口をふさぐ暴行をした。

ジェノグラム



両親と祖父母は離島Bにて同居。
長姉と長兄は就職や進学で県外在住。
家族関係は良好だが、両親は本人への養育に自信を失っている。

【生活歴】

- ・A県内の離島Bで第3子として出生。始語が2歳前と遅く、3歳児検診で言語発達の遅れを指摘される。自閉症及び精神遅滞と診断。
- ・保育園や児童デイサービスでは、物を投げたり、他児を押し倒したり、物を隠す等して職員や他児の関心を引こうとする様子があった。
- ・小学校進学後も同様の行動は続き、動物を傷つけることもあった。また、低学年の頃から、異性への関心も芽生え、異性の身体を触ったり、刃物に向けて服を脱ぐよう指示する等の行動も見られるようになった。このような異性への暴力的言動や万引き等の問題行動が重なり、度々児相への通告を受けたり、一時保護されることがあった。また、動機は本人も理解できていないが、6年時には自殺企図の経験もある。
- ・児相に一時保護後、A県内の児童福祉施設に入所。暴力的な行動は減ったが、学校や施設で女性職員へのボディタッチや無断外出した本人を職員が探している様子をアパートの高層階から眺めている等の本人としては大人に「構ってもらいたい」等の問題行動が増えた。その後、同施設の他児童と共謀し、20回以上無断外出を繰り返し、窃盗や破壊行為、年下児童への暴力行為が多発。その中で、今回の非行を起こしてしまう。同施設は本人への対応方法を見出そうと、精神科病院にて診察や心理検査を行った結果、自閉スペクトラム障害、ADHD、軽度精神遅滞と診断を受け、衝動性を抑える薬が処方された。心理検査で明らかとなった障害特性に合わせた支援体制を整えている途中で、処方箋の効果も試す時間もなく、少年院送致が決定。
- ・帰住地定着にて、支援開始後、同施設より心理検査の結果や当時検討していた支援内容の情報提供を受けたため、コーディネート段階から、本人の障害特性を踏まえた上で面談等の調整に望むことができた。

経過（コーディネート）

【本人情報】

- ・社会性：言語での理解定着が難しいため、コミュニケーションには視覚資料を用いる等の配慮が必要。性や他者理解等に関する学習が十分ではない。
- ・生活面：ADL 自立。作業態度は良好だが、周囲の作業状況に応じて自主的に行動することは難しい。また、他寮生の言動に敏感に反応し、暴力的言動や奇異な行動により、多数指導を受けてきた。
- ・出院後の希望：施設に入所したい。就労や施設内作業にも意欲的。特別支援学校高等部に進学したい。勉強して、家族と一緒に住める家を作れる人になりたい。

*本人とは約2年3か月間で8回面接、内1回は帰住候補先の職員、内2回は障害福祉分野の広域相談支援を担う県圏域アドバイザーや相談との合同面接を実施。

【家族情報】

- ・両親は入院中の県外少年院で面談したり、誕生日は毎年家族から手紙と写真が届く等、家族関係は良好。家族全員がキーパーソン。本人への援助や交流について協力的。
- ・両親と祖父母はA県内の離島Bにて同居。姉兄は就職・進学で県外在住。
- ・両親は度重なる本人の問題行動への対処方法がわからず、本人を療育することに自信を無くしている。また、本人が実家で暮らしていた際、近隣住民から見守りや声掛けされていたが、問題行動は止まらなかったため、両親としては本人が実家に帰住することで、より居づらさを感じてしまうのではないかと思い、実家での受入を拒否した。

*家族とは、2回面談を実施。電話等で本人との面接内容や少年院内での生活状況等の情報共有、帰住候補先の職員との顔合わせ、施設見学（障害者支援施設）等を実施。

【見立て】

- ・自立した日常生活を営むことができない。
- ・先の見通しを立てることが難しい。
- ・意思形成や自己発信が苦手。思いが言語ではなく、行動で表してしまう一面がある。
- ・過去の生活環境から、社会経験や対人交流の機会に乏しい。また、両親の障害受容が得られていなかったことや離島地域では本人を支える社会資源が充実していない等の理由により、本人に適した支援を受ける機会が少なかったため、帰住施設では生活能力向上のみならず、コミュニケーションの練習や他者理解を深めるための支援も必要。
- ・愛着障害の傾向も見受けられることや障害程度の軽さ等から、帰住施設は本人の精神年齢や成長過程に応じた対応が可能な児童福祉施設が望ましい。
- ・家族からの援助は十分期待できるが、本人の行動や生活態度、受入調整の難航等により、療育する自信を失くさぬよう、関係機関と連携した両親のメンタルケアも必要。

【支援者情報・調整結果】

- ・依頼元定着は、帰住地定着との面談内容の振り返りや少年院内での学習・生活状況等の聞き取りを行い、詳細なアセスメントや面談時の工夫点等の密な情報共有があったため、充実した面談を重ねることができたので、受入調整時には具体的な帰住後の生活を想定した検討することができた。
- ・県圏域アドバイザーは、本人との面談や両親からの聞き取りを協働して行い、各種制度を活用して帰住先調整や性教育等の視点も踏まえた支援プランの提案等の協力を得た。
- ・児童福祉施設は、非行名（暴行）や被害者が幼女に偏っていること、本人は中学校課程を卒業する年齢であること等から、県内全ての施設より受入拒否。

➡今回の非行時に入所していた施設にも受入調整したが、本人の顔写真や非行内容等が施設周辺の地域で当時出回ったため、本人の安全確保や安定した生活環境を確保することが難しいとの理由で受入拒否となった。

・障害者支援施設は、就労支援や児童分野の支援経験、強度行動障害の受入実績のある施設を中心に、離島地域も含め受入調整を行ったが、上記の児童分野と同様の意見や重度障害者の施設のため、本人に付きっきりで対応する時間を確保することが難しい等の理由により、当初受入調整は難航。

➡県圏域アドバイザーと連携し、受入施設が懸念する諸課題の整理と対応方法の検討等を行い、1か所の施設が受入を検討してくれることになった。管理者や現場職員と2回の個別支援会議を経て、本人との面談を行い、次年度の高等部入学までの6か月間の短期入所(ショートステイ)を条件として受入を承諾してもらった。

➡当該施設(以下、帰住施設)では、新型コロナウイルス感染症への対応において、行政(PCR)検査の結果が判明するまで、施設敷地内にプレハブを設置し、本人が最初の利用者となった。

・保健所は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、帰住施設と協力し、入所前に行政(PCR)検査を受けられるよう調整し、帰住施設の不安を解消することができた。

・自治体(離島B)は、支援の進捗状況の共有や障害福祉サービスの手続きだけでなく、個別支援会議への参加(計3回、内1回はオンラインでの参加)や基幹相談と連携して両親のメンタルケア・行政手続きの支援等の協力をもたらしている。

・相談は、離島BとA県内にそれぞれ児童への支援実績やSWの経験がある方を選定し、連携体制を整えている。

➡離島B相談は、障害福祉サービス利用調整や両親との調整以外にも、特別支援学校高等部進学に向け、在籍していた中学校や県教育庁との調整等も行う。

➡A県内相談は、特別支援学校高等部進学に向け、進学予定の学校の校区内のGH調整等を行う。

・所轄警察署少年課は、帰住施設近くの交番等に事前に本人の情報を共有し、本人が無断外出等で帰住施設より連絡があった場合に即時対応できる体制を整えた。問題行動が多発した場合には警察署が実施している居場所づくり支援事業の活用を調整した。

・帰住地の社協と主任児童委員は、帰住施設での読み聞かせや相談機会の確保、地域資源(無料学習塾等)の情報提供等、周辺自治体や担当保護司との連携を行う。

・保護観察所と担当保護司は、個別支援会議への参加を通じて、緊急時の対応等を事前に協議したことで帰住施設が安心感をもって受け入れやすくなった。また、保護司が帰住施設の近隣住民であったため、障害者支援への理解が深かったこともあり、帰住施設職員との連携が円滑に行えた。

※帰住候補先や保護観察所、県圏域アドバイザー、障害福祉サービス支給実施自治体、教育機関、市町村社協(主任児童委員)等の関係者と個別支援会議を計5回実施。

【仮退院までの課題】

- ・帰住先の早期確保、帰住施設での日中活動や教育機会の確保
- ・本人の更生意欲、社会生活(就労等)や進学意欲の維持、向上
- ・多職種協働、機関間連携、家族と支援機関の連携体制の構築
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する対応 等

経過（フォローアップ）

【仮退院後～3ヶ月】約2回/月の頻度で面接実施

- ・仮退院時支援（保護観察所面談、行政(PCR)検査等）
- ・担当保護司の定期面談への同席（定着は障害特性に応じた解説等を行う）
- ・医療機関への受診同行
- ・施設内作業の実施（清掃や農作業、配膳等）
- ・依頼元定着の継続的な協力体制
 - ➡本人が生活状況や作業成果等を報告し、少年院入院中からの成長過程を見てきた依頼元定着職員から評価される機会を確保することで、自身の新たな生活の歩み出しを応援している人がいることを認識することにつながっている。
- ・教育関係機関への支援協力依頼（学習支援、性教育）
 - ① 学習指導関連：国立大学教育学部教員に、施設内でできる学習支援等について相談。映像等の視覚資料を用いた教材やサイトについての情報提供を受けた。また、施設にて担当職員がどのように学習指導として関わればいいのかについては、本人との面談を通して一緒に検討する。
 - ② 性教育関連：県内特別支援学校の教員（性教育専門）に相談し、本人が抱える性課題の捉え方や障害特性に適した教材等の情報提供を受けた。本人との面談後、帰住施設職員の本人への対応方法や性教育等についてアドバイスや実践を行ってもらう。
- ・支援関係機関との個別支援会議の開催、参加
- ・特別支援学校高等部進学支援（県教育庁やSWと連携）
 - ➡県教育庁や中学校と協働して、入学を希望する特別支援学校高等部と調整をし、志願前相談の機会を確保した。志願前相談に本人と保護者の補助のために定着も同席した。
- ・家族との連絡調整

【3ヶ月～6ヶ月】約2回/1月の頻度で面接実施

- ・帰住施設退所。GH移行に向け、生活の自立化を支援する
- ・相談等との役割分担により、進学予定の特別支援学校の校区内のGHの受入調整を進めた
- ・特別支援学校高等部出願先決定、出願手続き、入学試験
- ・教育関係機関の支援実施（女兒への性的逸脱行為等を自制できるよう指導する目的で、オンラインでの面談や性教育等を実施する。今後の特別支援学校高等部への進学に向け、本人の学習意欲の維持・向上を図るアプローチだけでなく、進学先の学校での指導方法の助言・情報提供も含め実施）
- ・地域資源の活用（主任児童委員のオンライン読み聞かせ等）
- ・支援関係機関との個別支援会議の開催、参加
- ・医療機関への受診同行
- ・リフレッシュ支援（スポーツやゲーム、理科の実験等）
- ・家族との連絡調整

【6ヶ月～1年】約1回/1月の頻度でモニタリング実施

- ・特別支援学校高等部への進学
- ・施設における学習環境の保障や部活動などの余暇活動の確保
- ・GHでの生活能力の向上
- ・相談との連携体制（今後の支援体制の移行準備）
- ・家族との連絡調整

<考察>

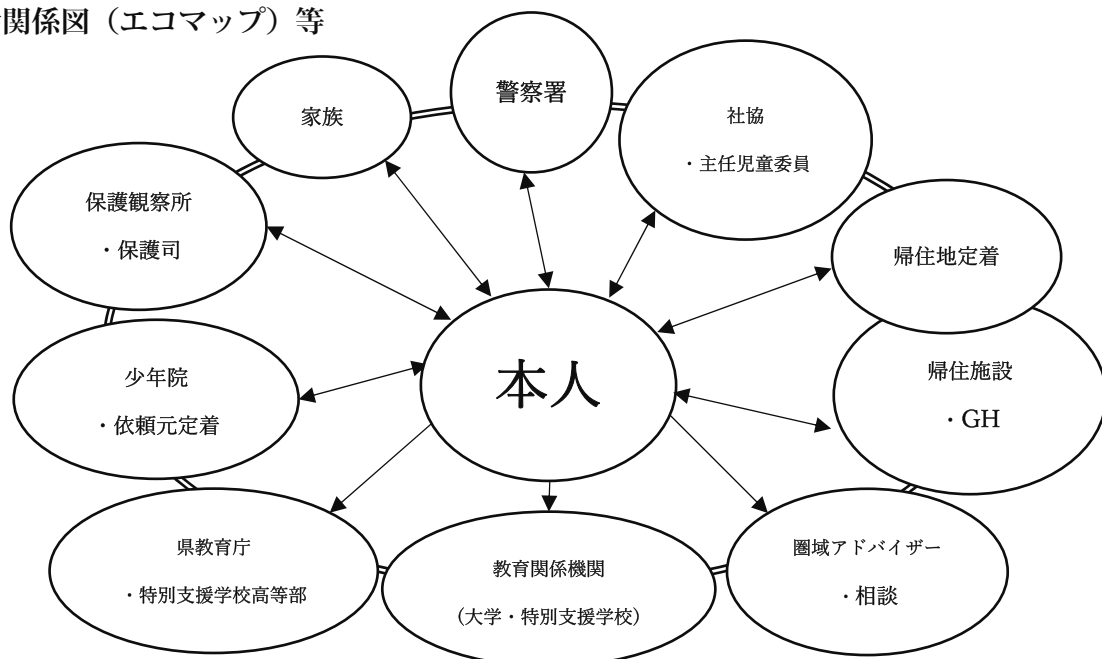
■課題点

- ・他児童への性的行動が性的欲求によるものであるのか、対人スキル上の問題行動なのかが明確ではないため、本人への適切なアプローチがわからない。
➡性教育専門の特別支援学校教員と協力し、本人の成育課題に向き合い、適切な支援方法を帰住施設と共に検討している。
- ・特別支援学校高等部に進学したいが、校区や両親と本人の居住地が離れていること等から、進学先が定まらず、苦慮している。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から施設外での行動に制限があるため、就労や余暇活動等が満足に行えておらず、社会性や対人スキル等を育てたり、気分転換する機会が限られている。

■工夫した点・うまくいった点

- ・モニタリング時に、本人が好きな邦楽を流して、「この曲を聴くとどんな気持ちになる？」や「この曲はどんな人の気持ちを歌っているのかな？」等の質問をし、他者の感情を捉えたり、表現する練習をしながら、「その曲みたいな気持ちになった(させた)ことはある？」と尋ね、本人の感情の起伏やその要因を聞き取る機会を作っている。
- ・言語的コミュニケーションが苦手な本人に対し、面談やモニタリング時に、絵や図等視覚的なツールを用いるだけでなく、ジェスチャー等の動作を交えている。自分の感情を表現する言葉が思い浮かばなくても、ジェスチャーという共通言語で表せられるようにしている。
- ・帰住施設とは、受入前から個別支援会議等で、様々な状況を想定して意見交換を行った。福祉や教育、警察、保護観察所(保護司)等の多機関・多職種と、家族や主任児童委員等のインフォーマルとの社会資源の連携調整を図り、平常時と緊急時の対応方法を明確化する等、帰住施設が抱える不安に一つ一つ向き合い、解決策等を一緒に考えることが良い連携体制を確保することにつながった。
- ・大学や特別支援学校等の教育関係機関との連携を図ることで、特別支援学校進学に向けた学習支援環境や性教育指導、対人関係等の社会性スキルの向上の機会が確保できた。

社会関係図(エコマップ)等



Chapter 4

性加害

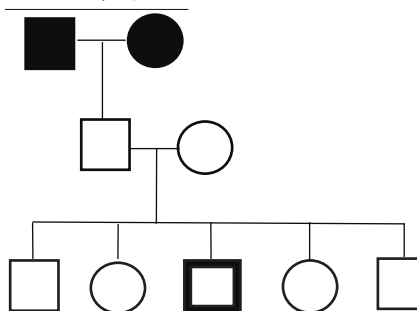
社会的孤立の家庭から、福祉支援を通じて社会参加を果たした事例

特別調整				相談時年齢	28歳	男性
IQ相当値	58	種別	障害(知的)	手帳	療育(B)	
疾患(主)	知的障害			障害支援区分	区分4	
経済面	障害基礎年金					
罪名	強制性交等致死傷罪(2月 未成年の少女に対する犯罪)					
刑期(処分)	5年			入所度数	初入	

支援前の状況(箇条書きで記載)

- ・実家の居住。不就労(探すも不採用)
- ・昼夜逆転の生活。
- ・1日中テレビゲームに興じ起床後すぐ飲酒することもあった。
- ・小遣いは実母から月5万円もらっていた。
- ・DVD付成人雑誌を購入し、日々自慰行為を行っていた。

ジェノグラム



- 父(単身赴任であり月に数日帰省)
- 母(監護能力の低さ、父親に服従)
- 祖母(同一敷地内に居住)
- 兄(知的障害有、無職、実家に同居)
- 姉(父親と不仲で家を出ている)
- 妹弟(それぞれ家を出ている)

【生活歴】

- ・実父は電気工で怖い性格、家族への暴力あり。
- ・小学時は普通学級、中学時に知的障害の診断を受け特別支援学級に編入、経済的理由から特別支援学校高等部には進学していない。
- ・小学生時に親しい友人がおらず、上級生から登下校時に集団で暴行を受けるといういじめ被害にあった。その腹いせに、下級生に対して自分が受けた被害と同じように腹を殴るなどの暴力を振るったことがある。
- ・中学卒業以降、実母の家事を手伝って生活。ハローワークを通して就職活動はするが、すべて不採用。
- ・20歳ころ、公園で小学生と一緒に遊んでいた。小学生のおもちゃを盗ったり、追いかけてこをして男の子を転ばしたことがあった。子供たちの親が自分の親に苦情を言い怒られていた。
- ・母の手伝いとして、重い荷物を持ってあげたり、洗濯物を仕分けしてしまっていた。

経過(コーディネート)

【見立て】

- ・生来的な知的障害及び両親の監護能力の不足等により自己制約が苦手であり、規範意識や対人コミュニケーション力も未成熟である。自己の欲求のまま今回の事件を起こしている。このため、刑務所入所中にこれまでの生活を振り返り課題の確認と修正を加え、社会でも受け入れ施設での生活を通し、自己の欲求充足に対し他者に迷惑をかけない行動を学習する機会を確保する。矯正施設出所後は施設入所支援(障害福祉サービス)を活用して住居を設定し、常に相談できる職員がいる環境を確保し、健全な生活を送るための基盤をつくり、地域生活の定着に取り組む。

【支援経過】

- ・振り返りと内省についてアプローチ。
- ・対人スキル向上に向けてのアプローチ。
- ・嗜癖行動としての犯罪かどうか専門医に相談し、刑務所で面接実施。単純に知的障害をベースとしたものであり、福祉支援で更生が図れるであろうと助言有。
- ・事業所面接（検討していただいた事業所2回、帰住先となった事業所1回）。
- ・行政、弁護士を交えた合同支援会議（2回）。
- ・家族からの情報収集。

経過（フォローアップ）

- ・受け入れ法人内で本人の能力評価を実施、当所入所更生施設を想定していたが年齢的にも若いので入所授産施設での受け入れとなった。
- ・施設より、事前資料から粗暴な人物と想像していたが、実際の姿は大きく違い、罪名からは想像出来ない、小学生がそのまま大人になったような印象、多少の問題行動は見られるが十分支援していけそうとのことで、実際に本人に会う事で不安はほぼ払拭された。
- ・日中はクリーニング業務の生産活動に従事、汗を流して働き賃金を得る喜び、同年代の友人との交流の喜び、職員との相談支援関係の充実により定着している。

<考察>

■成果を上げた点、工夫した点

- ・本人がこれまで誤学習していた価値観や行動について修正を試みた。
- ・専門医に面接してもらうことで、受け入れ施設に状況説明する根拠となる助言がいただけた。
- ・本人と定着との信頼関係を築けるよう本人との面接を繰り返し行い、それを土台として、本人と受け入れ事業所との面接が行われるように取り組んだ。

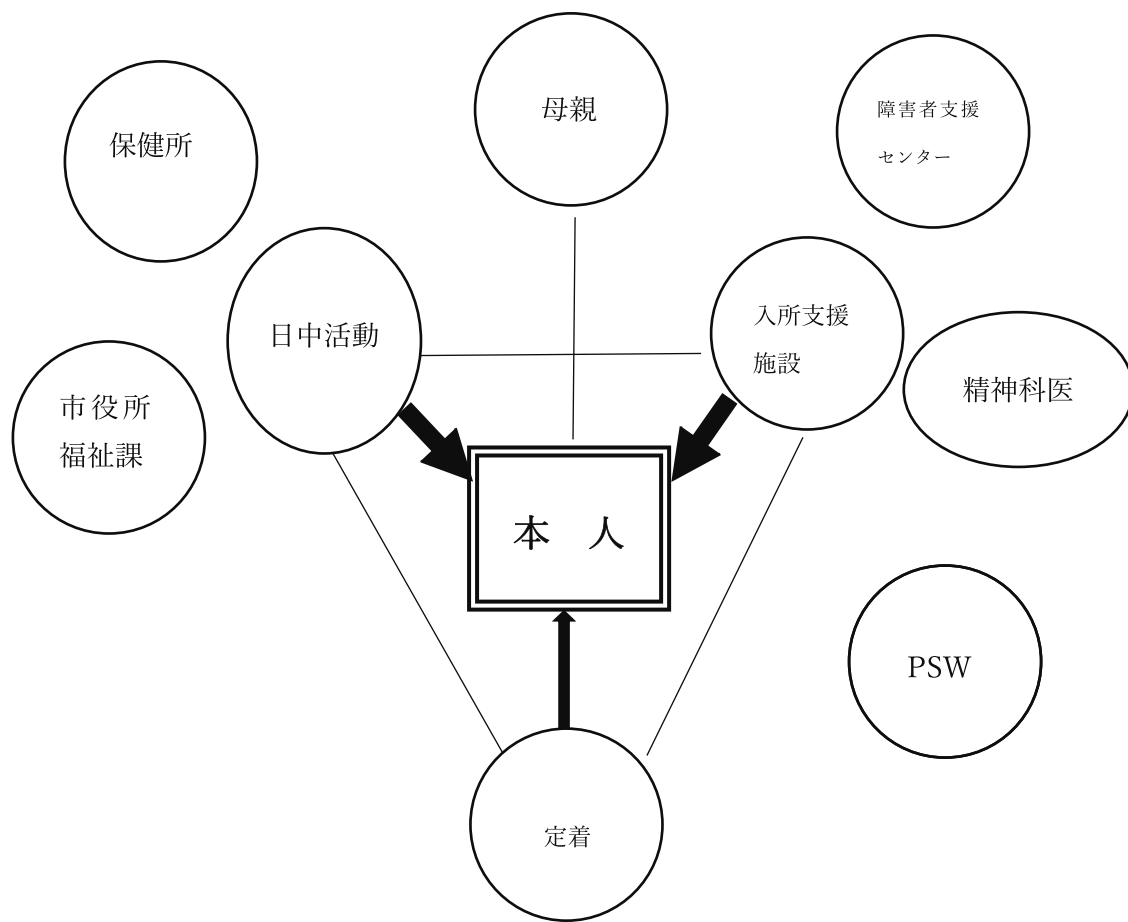
■困難と感じた点

- ・性犯罪のため、帰住先調整時に施設から敬遠されることがあった。
- ・本人に対しては、本来幼少期より一貫して支援が必要であり、また家族にも支援が必要であるにもかかわらず、支援が途切れ地域に埋もれてしまう現状があった。

■連携上工夫した点

- ・本人のこれまでの生活を知り、これから新たな経験を積み重ね更生していけるよう、より多くの関係者と連携するよう努めた。

社会関係図（エコマップ）等



その他（弁護士、児相、検察庁、保護観察所、矯正施設等）

性犯罪をした発達障害を持つ少年への支援事例

特別調整				相談時年齢	19 歳	男性
IQ 相当値	91	種 別	障害 (知的)	手 帳	療育 (B3)	
疾患 (主)	軽度知的障害 特定不能の広汎性発達障害			障害支援区分	区分 3 (コーディネート中に認定)	
経済面	収入：貯金 (50 万円程度)、生活保護、 障害基礎年金 (フォローアップ中に申請)					
罪 名	強制わいせつ、県青少年の為の良好な環境整備に関する条例違反					
刑期 (処分)	13 か月			入所度数	初入	
支援前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院や養護施設で生活しており、家族と生活した経験はほとんどない。 ・施設職員に対して、殴る蹴る、首を絞める等の暴力行為や破壊行為あり。 ・自立援助ホームに措置。自立援助ホームでは他の利用者から馬鹿にされ、ストレスから徐々に女性に対して身体的な接触が増えた結果、本件に至る。 			<p>ジェノグラム</p> <p>(母方祖父と母は世帯分離して同居、県内在住。父は疎遠だが、母の生活保護担当が連絡可能。長兄は養護施設退所後、単身生活。県内在住。長姉は結婚して県外にいたが本人収容中に自殺。)</p>		

【生活歴】

- ・ 出生後間もなく児相が介入し、乳児院に措置された。就学前は、職員への要求を素直に表出し、身体接触に対して拒否はなかった。その一方で他児童と関わろうとせず、一人遊びをすることが多かった。乳児院から児童養護施設に入所となる。
- ・ 小学校の普通学級に入学。他者の気持ちを察したり会話の流れを理解したりすることが苦手だったため、特別支援学級への編入が検討された。同年代から見下され孤立もしていた。広汎性発達障害の疑いを指摘されたが、知能検査の結果が境界域より高く、編入は不可となった。
- ・ 小学校 3～6 年生頃、姉に誘われて性的な行為をした。
- ・ 中学校の普通学級に入学。先輩や同級生に口淫等の行為を強要されるが断れなかった。施設では、年下からかわれて興奮し、扉を蹴り壊すことが数回あった。商業施設で女性用下着や玩具の窃盗を繰り返し、他の入所児童に自慢していた。
- ・ 普通高校に入学。背の低い同級生に威圧的に振舞う、からかわれて包丁を持ち出すなどの対人トラブルがあった。施設職員の助言や注意に耳を貸さなかった。この頃、わいせつ動画に興味を持ち、小学生に対して性的に興奮することを自覚したと話していた。
- ・ 高校 2 年の 9 月、広汎性発達障害、知的障害の診断を受け、療育手帳を取得、飲食店でアルバイトをするが、複数の作業を同時にこなせず、注意を受けるのが嫌でひと月ほどで辞めた。
- ・ 高校 3 年の 5 月頃、施設職員に対して、殴る蹴る、首を絞める等の暴力行為があり、児相が一時保護をした。6 月、同じ施設に入所する女児の陰部を触り再度保護された。7 月に高校を退学。入所していた自立援助ホームの利用者に対して性交類似行為があり、少年院送致となった。

経過（コーディネート）

【本人情報】

- ・ADLは概ね自立しているが、IADLは要支援。他者の気持ちを察する力が弱く、周囲から疎外されやすい。知識や語彙は年齢相応だが、理解に欠け、物事を結び付けて考えることが苦手である。

【本人の希望】

- ・出院後は、女性に手を出してしまわないか不安なので、施設入所は希望しない。GHのような小集団で自室があった方がよい。日中は就労をしたい。福祉サービスは抵抗があったが色々挑戦したい。できれば家族に会ったり墓参りに行ったりしたい。

【家族情報】

父：本人が幼少期に覚せい剤取締法違反で収監、没交渉。

母：覚せい剤使用による収監歴あり。覚せい剤後遺症により、精神科への入退院を繰り返す。本人に関わる意思はなく、審判出席も辞退。

兄姉：幼少期に同じ養護施設で過ごした。身元引受の意思はない。コーディネート中、姉は自殺、兄とは養護施設経由で連絡が取れるようになった。

祖父：本人を引き受ける意思はない。

- ・住民票所在地には、祖父と母が居住している。共に生活保護受給中の為、本人の援助や受け入れは不可。生活保護のCWが訪問しても会えないことが多い。電話を持っていない。

【支援者情報】

児相：生活歴の情報提供

児童養護施設：兄との仲介、連絡調整

行政：障害支援区分の認定、サービスの支給決定、相談の選定

相談：アセスメント、サービス調整と計画の作成

GH：受け入れの検討、面接

【見立て】

- ・自己評価が高く、実際の能力との差が大きい。
- ・障害特性を本人と支援者双方が理解する為、精神科への通院が必要。
- ・本人には家族を大事にしたいという思いがある。家族との関係修復を図ることで、本人の精神的な安定に繋がるのではないかと。
- ・問題行動への逃避や支援への反発が減り、助言を受け入れることが出来るように本人が相談できる関係を構築する。

【調整結果】

○家族

- ・姉は、コーディネート中に亡くなった。兄は、金銭的な援助や身元引受人とはなれないが、その他の関わりは可能。祖父との面会や墓参り等を一緒に行うことが決まった。

○居住場所

GH①：受け入れ準備。出院までに施設の決まりを分かりやすく作成。

※運営母体の異なるGH数か所へ入居相談をしていたが、いずれも本人の生活歴と犯罪歴を見て受け入れを拒まれた。

○日中活動等

B型事業所：出院後、体験利用を行う。本人に利用意思があれば利用可能。

精神科病院：通院のみ受け入れ可能。入院が必要な場合は転院が条件。

経過（フォローアップ）

【出所後～4か月】

- ・行政手続き（国民健康保険証の発行と減免等）
- ・保護観察所での保護観察の手続きに同行
- ・ショートステイ先 GH ①へ入居
- ・金銭管理の調整
- ・医療機関の通院同行
（発達障害の検査、障害基礎年金の診断書の作成、通院の役割分担）
- ・B型事業所の見学同行と体験利用の調整
- ・支援会議やサービス担当者会議の実施
（参加者：専門員、GH ①、B型事業所、医療機関）
- ・家族との連絡調整と家庭訪問

○本人の様子・その他

- ・女性の世話人に対する性的な発言や、性に関する本を図書館で借りてくる等の行動があり、一部の支援者が本人から距離を置くようになった。
- ・定着や GH ①の男性職員が、社会のルールや人との関わり方を伝えると共に、必要な都度気持ち聞き、ストレスを発散する機会を設けた。また、ゲームが趣味である男性利用者との交友により、意識がゲームに向くようになったことで、性的な発言がなくなった。

【4か月～8か月】

- ・GHを2か所変更（GH ②、GH ③）（最終的に日中活動先と同法人が受け入れ）

※ GH ①は、ショートステイ期間のみの利用の為、GH ②へ居所変更

※ GH ②から、B型事業所に安定して通っていた為、より事業所に通いやすく、支援の連携がとりやすい同法人の GH ③へ居所変更

- ・日中活動先の変更（居所変更による）
- ・支援会議やサービス担当者会議の実施
- ・家族との連絡調整を継続
- ・生活保護の申請

○本人の様子・その他

- ・GH ②の利用対象は、比較的重度の方であり、GH ③は、コミュニケーションが取れる軽度の方が多い。本人は、重度の利用者の行動（大声等）に対して不満を抱いており、自分には合っていないと感じていた。また、生活場面も日中活動と同様に自分のペースで行いたいという希望も持っていた。
- ・支援当初は、見通しがある方が日課にのりやすいと考えたが、枠にあてはめず、自分で選択したことを自分のペースで行い、周囲から認められることに重点を置き支援に切り替えた。自分で物事を決める経験がなかった為、社会経験を積んだり周囲から認められたりする事で自尊心を高められるようにした。現在は、自分のペースを崩さず生活が出来ており、不適切行動はみられない。

〈考察〉

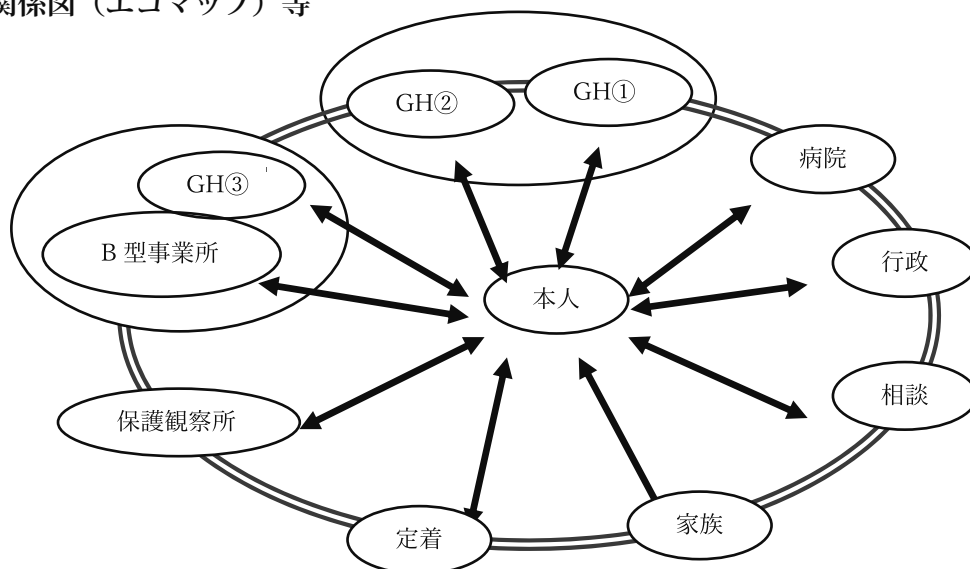
■課題点

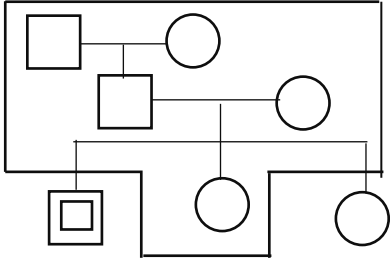
- ・ 帰住調整ではなかなか帰住地が定まらず、唯一受け入れてくれる GH ①へ帰住するしかなかった。出院後、本人がどのような生活を求めているのかを支援に組み入れたかった。

■工夫した点・うまくいった点等

- ・ 少年院内での面接で、パンフレットや写真を提示して説明したことで、よりスムーズな理解につながった。
- ・ GH ②で本人が気持ちを伝えられる男性職員を決め、不満や希望を伝えることが出来る環境を調整した。結果、気持ちを伝えつつ、職員からの注意や助言を受け入れることが出来るようになった。
- ・ フォローアップ中に見えてきた本人の課題について、関係機関との協力体制がとれていたため、迅速に連絡調整や支援会議を行い、支援の方向性の変更について検討、実施できた。
- ・ 保護観察が 1 か月ついたことで、受け入れ施設の安心感を得られた。

社会関係図（エコマップ）等



本人と会うことで関係機関の理解が深まった事例					
特別調整			相談時年齢	35 歳	男性
IQ 相当値	96	種 別	障害 (精神)	手 帳	精神 3 級
疾患 (主)	統合失調症		障害支援区分	区分 3	
経済面	生活保護 (フォローアップ中に申請)				
罪 名	強姦 (強制性交等罪)				
刑期 (処分)	懲役 4 年		入所度数	初入	
支援前の状況 (箇条書きで記載)			ジェノグラム		
<ul style="list-style-type: none"> ・精神科へ月 1 回の受診。母親が同行。 ・本件、2 ヶ月前から B 型事業所へ週 3 回通所。 ・AV 動画を毎日視聴 (内容は本件罪名に関するものを好んだ)。 ・母親が近所の目を気にして、夜に散歩 (周りから本人の顔が見づらい時間帯) にいくように言われ、夜の散歩が日課となる。 ・日課の散歩中、露出度の高い女性 (高校生) を見かけ、押し倒して強姦した。後日逮捕。 			 <p>両親、長妹 (難病)、祖父母と同居。次妹は県外在住。祖父母は本人の病気のことは知らない。両親との関係は良好。</p>		
【生活歴】					
<ul style="list-style-type: none"> ・地元の小・中学校を卒業。小学生から友人は少なく、中学生時にいじめ経験あり。 ・県立高校普通科卒業後、コンピュータ関係の専門学校入学。プログラミングの仕事に就きたいと思い、就職の面接を数社受けたが採用されなかった。 ・専門学校卒業後、親戚の紹介で梱包作業のアルバイトをした。作業が遅いと言われ、3 ヶ月でやめ、同様のアルバイトをしたが同じく 3 ヶ月で退職。その後、1 年程、自宅で両親に養ってもらい、ゲームや漫画を読んで過ごす。 ・求人誌で見つけた洗車業務で稼働 (1 年半程)。友人がボーリング場を経営。助手として働く。 ・20 代後半、友達と風俗店に行き、好みのタイプの女性に緊張して何もできなかったことにショックを受け、世界が狭まったような感覚になった。2 日後に県外の仕事先の宿舎で盗撮されていると思い、すだれを引きちぎってカメラを探すなどの行動にでたため、友達に病院へ連れていかれ入院。その後、自宅から近い病院へ転院し通院開始。統合失調症と診断。入院の話もあったが、母親が自宅でみると言い、連れて帰った。当初、「俺は神だ」という誇大妄想があったが通院して治まった。数ヶ月してから本人は通院せず母親だけで病院に行き、本人の様子を伝えていた。 ・家族が寝た時に AV 動画観賞が日課になり、生活が夜間主体になる。 ・30 代後半、母親が見つめてきた B 型事業所への通所を始める。 					
経過 (コーディネート)					
【本人情報】					
<ul style="list-style-type: none"> ・受刑中に定着の支援で精神手帳 3 級取得、障害支援区分 3 は決定。懲罰なし。刑務作業はゆっくりとしたペースだが真面目に取り組む。細かい作業は苦手。性格は内気で自分から話し掛けることは苦手。理解力があり、分からないままにせず聞き直すことができる。両耳難聴だが、補聴器をつけるほどではない。以前は両親が本人の身の回りのことをしていたが、受刑中の生 					

活で身辺整理や掃除等がある程度出来るようになった。調理面は援助が必要であり、洗濯・掃除等は一部援助が必要である。

- ・5回面接を実施し、更生保護施設（帰住先）、委託相談、計画相談とも面接を行う。

【本人のニーズ】

- ・自宅の近くに被害者が生活しており地元で生活できないので、違う地域でGHを利用して身の回りのことを手伝ってもらい生活したい。
- ・簡単な作業ができる作業所に行きたい。
- ・経済的な面では両親からの援助が難しいので生活保護の申請をしたい。
- ・病状の安定を図るためにも受診を続けていきたい。

【家族情報】

- ・両親は受刑中、本人と定期的(1ヶ月)に面会し、関係性は継続。近くに被害者が居住している為、本人と自宅での同居は出来ないが、今後もある程度は協力（身元保証人・外出等）可能。妹二人は本人との関わりを拒否。両親は本人受刑前、近所の人に本人の病気を知られたくないとの理由で、福祉関係者の自宅訪問は拒否的であった。
- ・両親と3回面接。本人との面接状況等情報共有提供、委託相談、計画相談との顔合わせ、今後の支援体制や協力確認の実施。

【支援者情報】

- ・矯正施設退所後、家族（両親）、更生保護施設、委託相談、計画相談、B型事業所、GH、医療機関が本人を支援。
- ・更生保護施設は罪名（強姦）の理由で受け入れを要検討、本人と面接をして期間限定（3週間）、日中は作業所を利用することが条件で受け入れ決定。
- ・障害福祉課へサービス利用相談、精神手帳、支援区分申請。
- ・委託相談、相談にケース紹介、本人との面接を希望。
- ・計画相談とB型事業所へケース紹介。ケース紹介の時点で受け入れ可能。
- ・GHにケース紹介。更生保護施設退所後、体験利用を通して受け入れの可否を検討。
- ・本人が帰住する予定の地域にある精神科へ打診し、ケース紹介。
- ・生活保護課へ出所後の生活について相談。

【見立て】

- ・日常的に対人交流は乏しく、女性との関係も風俗店以外はなく、アダルト動画にでてくる女性の演技をみて、女性に対して間違った認識をもち、露出度の高い女性をみかけたことで、行動に移したことで性加害行動につながったと考えられる。
- ・被害者が自宅近くで生活している状況のため、地元以外での生活を検討。
- ・以前は夜の生活が主体になり、睡眠時間も短く、生活リズムも崩れていた。現在は日中の生活が主体で生活リズムができています。また枠組みの中で生活することで本人も見通しをもつことができている。退所後も1日のスケジュールをある程度決めることで見通しをもつことができるよう、生活での支援が必要。
- ・矯正施設入所後の病状は安定しているが、過去に妄想等の症状があり、犯罪に至った原因の一つである。病状の安定を図る為にも福祉だけではなく、医療（通院・訪問看護）と連携をしながら支援していくことが必要と判断。
- ・入所前は母親が身の回りのことを全て行っていたが、矯正施設入所中にある程度、本人は掃除や整理の仕方を身に付け、出来ることが増えた。退所後も継続してできるように支援が必要。
- ・欲しい物があればすぐに購入し、お小遣いを全て使い、計画的に購入することが難しかった。金銭管理の支援が必要。

- ・ 刑務作業は真面目に取り組むことは出来ているが、作業スピードはゆっくりとしたペースである。細かい作業ではない簡単な作業を提供しながら、本人のペースで取り組めるように支援が必要。
- ・ 本人のキーパーソンは母親であり、退所後も関係を継続しながら、両親からも関係機関に相談できるような関係の構築が必要。

【調整結果】

- ・ 更生保護施設：金銭管理や服薬管理も施設側で管理。利用中に生活面のアセスメント。
- ・ 相談：本人のサービス利用意思確認、更生保護施設退所後のサービス調整。
- ・ B型事業所：出所翌日から本利用開始。
- ・ 精神科受診：通院許可。訪問看護の指示あり。
- ・ 生活保護：出所後申請。
- ・ 家族：作業所が休みの時に両親と外出。
- ・ GH：更生保護施設退所後、体験利用開始。

経過（フォローアップ）

【出所後～2週間】

- ・ 出所時支援、行政手続き、（住所変更、生活保護申請等）。
- ・ 精神科への受診同行（両親、相談との役割分担）。
- ・ 障害年金の申請（両親と相談が共同して申請準備）。
- ・ 更生保護施設に訪問し、生活面でのアセスメント。
- ・ B型事業所へ訪問。
- ・ 家族との連絡調整。

【2週間～1ヶ月】

- ・ 生活保護決定後、手続き同行。
- ・ 更生保護施設退所後、GHへ体験利用移行。
- ・ GH体験利用移行後、訪問看護師との面談に同席。
- ・ 精神科への受診同行（両親、相談との役割分担）。
- ・ 生活保護が一旦決定したが、生活保護課で本人名義の生命保険があることがわかり、解約金が入ると当面は生活できることがわかった。定着が家族に連絡し、祖母が本人名義で契約していたことがわかったため、関係機関と共有。
- ・ サービス利用状況のモニタリング会議への参加。
- ・ 家族との連絡調整。

〈考察〉

■課題点

- ・ 本人は内向的な性格である為、支援者側から本人の意思を引き出し、本人の自己決定を促していく。
- ・ 母親との繋がりはあるが、本人との距離が近く、本人が出来ることも全ておこなってしまいがちなことから、一定の距離が必要。

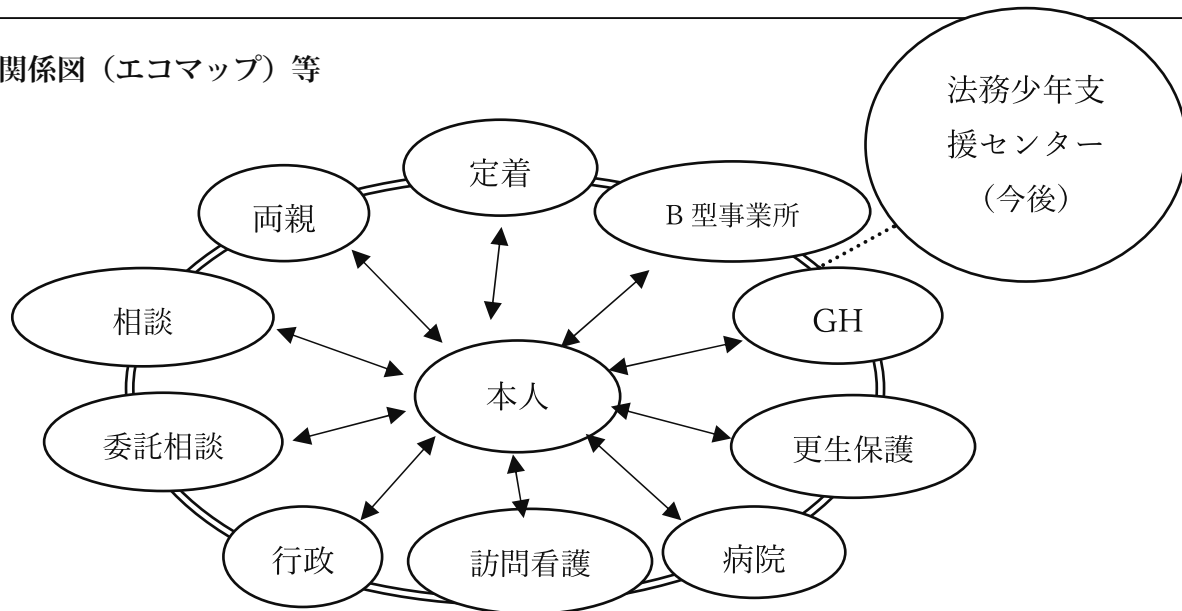
■工夫した点、うまくいった点

- ・ 刑務所からの情報（個別プログラム等）が詳細であり、司法と連携が出来ることで、地域の福祉関係者、医療機関とも情報を密に共有することができた。
- ・ 更生保護施設、地域の福祉機関（GH、B型事業所）とも性犯罪という理由で、当初は受け入れに難色を示されていたが、刑務所からの情報（個別プログラム等）提供、実際に本人との面接（更

生保護施設、相談)を設定したことで、本人への見方が変わり、理解者を増やしなが、GH、B型事業所に働きかけることで、更なる受け入れ拡大に繋がった。

- ・家族、関係機関とのケース会議での役割分担、情報を密に共有。
- ・性の問題行動がある対象者に対する支援機関が地域に無いため、法務少年支援センター(少年鑑別所)で行われている性加害のプログラムへの参加を依頼。

社会関係図(エコマップ)等



Chapter 5

放火

放火を繰り返す高齢者の社会復帰支援事例

特別調整		相談時年齢	69 歳	男性	
IQ 相当値	69	種 別	高齢	手 帳	無
疾患（主）	高血圧	障害支援区分	無		
経済面	【収入】 出所時の領置金と作業報奨金 年金 60 歳から 69 歳 6 月までの年金申請分 年金				
罪 名	現住建造物等放火、現住建造物等放火未遂				
刑期（処分）	懲役 15 年	入所度数	累 4 入		
支援前の状況	<p>ジェノグラム</p> <p>現在誰がどこにいて、何をしているか、生きて いるか亡くなっているかも不明。</p>				
【生活歴】	<ul style="list-style-type: none"> ・実家は農家を営んでおり、広大な田畑をもっていて裕福だった。実母は本人が 10 歳のころに病死。その後継母と異母兄弟 2 人と同居になる。継母とは折り合いが悪く、ほとんど会話がなかった。本人はくる病で発育が遅く、5 歳になるまで歩くことができず、言語の発達も遅れていたとの事。実の父親のしつけは厳しく、特に本人に対してのみ、厳しく感じられ、家庭内では疎外感を感じ、孤立していた。 ・中学卒業後、20 年程実家の農業を手伝いながら金属加工の仕事をしていたが、実父に怒られてばかりだったことや、異母兄弟だけが大事にされていることに我慢ができなくなり、家を飛び出し親の顔に泥を塗ってやろうと思い放火、初犯で服役。 ・出所後は行くところも無く、さい銭泥棒をしながら路上生活を送り、家族から疎外されている事への腹いせに放火をして服役することを繰り返していた。 				
経過（コーディネート）	【本人情報】 <ul style="list-style-type: none"> ・ADL に関しては問題なし、要介護認定非該当。懲罰なし。 ・自信がなく劣等感が強く、人前では萎縮する。対人関係への苦手意識や不安が強く、対人面を回避しようとする。自己主張することができず、周囲の言いなりになる。物事が思うようになかなかたり、困難に直面するとすぐに投げやりになったり逃げだしたり、感情発散を求めて短絡的な行動（放火）に出る。 				

- ・出所後は、故郷に帰るつもりはない。できれば単身生活をしたい、理由は人と接するのが苦手、集団は嫌だ。お酒を飲みたい。就労もしたい。

【家族情報】

- ・30代で実家を出てから、家族とは疎遠。連絡先や兄弟がどこに住んでいるかもわからない。

【見立て】

- ・単身生活を希望していたが、高齢である事、身元保証人がいない事などもありアパートの調整が難しい。
- ・単身での生活経験がなく生活支援が必要に思えたが、要介護認定に該当しなかったため高齢者施設、福祉サービスの調整はできなかった。
- ・本人との面接の中で、飲酒がしたいために単身生活を希望しているようにも思えた。
- ・周囲の目がなければ自分の欲を止める事ができないため見守りが必要。
- ・今までの人生で、「馬鹿にされたり」「いじめられたり」「騙されたり」と他人に対しての不信感や裏切られたと言う気持ちだけが残ってしまったため、苦手意識や不安を強く持ってしまったように感じた。
- ・「人と話したい」「人に頼りたい」「1人はさみしい」という気持ちをもっているように感じた。
- ・「相談できる人」「声を掛けてくれる人」がいれば社会での生活を続けられるのではないかと判断。
- ・出所後、自立準備ホームを利用しスタッフとコミュニケーションをとる事から始める事を検討。

【調整結果】

- ・本人に自立準備ホームを提案。何かあったときにすぐに相談できる職員がいる事、日常的に声を掛けあう生活である事、同じ建物に利用者がいるのでさみしくない事、お酒は飲めない、金銭管理などのルールや生活内容などを本人に説明、本人より「お願いします」との返事があったので、保護観察所に更生緊急保護を依頼、出所後自立準備ホームに入所となった。

経過（フォローアップ）

【出所前】 刑務所の協力

- ・年金を受け取るための通帳作成の手続きを行ってくれた。
- ・介護保険料の減免手続きを本人と一緒に行ってくれた。
- ・刑務所への住所の設定（本人が行っていた）

【出所後～3ヶ月】 自立準備ホームでの生活

- ・出所時の支援（住所変更、年金申請、国民健康保険等申請、敬老乗車証手続き）
- ・医療機関への受診
- ・自立準備ホームのスタッフや定着職員と度々面談を行い、本人と話す時間を作る。
- ・受け入れ法人でのボランティア活動や日中活動（軽作業）、施設内の畑作業などに積極的に参加を促した。
- ・コミュニケーションの場を多く作るため、スタッフの手伝いや自立準備ホームでの役割を作った。

【自立準備ホームでのエピソード】

自立準備ホーム入所中に、道に迷い夜になっても帰ってこない日が1日あった。出所後お酒が飲みたいと話していたので、いなくなってしまったのかと不安に思いながら1日様子を見ることにした。次の日、お昼ぐらいに本人が自立準備ホームに戻ってきたところをスタッフが見つke、定着もホームに駆け付けた。本人から話を聞くと「道に迷い来た道を帰ろうと思ったがどんどんわ

からなくなり一晩中街の中を歩いていた。もう帰れないかと思った」という話があり「無断外泊をしたから俺はもうここには居られないでしょ？出ていかないといけないでしょ？」と言う不安いっぱい言葉があった。その時、ホームスタッフから「よく帰ってきた。心配したよ。無断外泊ではないしちゃんと帰ってきたから大丈夫。安心して。」と言われ、本人は涙をためながら「本当にここに居てもいいのか、出ていなくてもいいのかと話し、今後は周りに迷惑や心配をかけないようにしたい」と話す出来事があった。このことがきっかけになり、本人が少しずつ心を開きスタッフ以外とも積極的にかかわるようになったり、自分でイライラしたりストレスを感じたときは話を聞いて欲しいと言ってくるようになった。

【3ヶ月～6ヶ月】共同住宅に入所してからの生活

- ・同じ法人内の共同住宅に入所。
- ・金銭管理(1週間分の生活費を渡す)、買い物同行、通院同行、調理支援などを行う(自立準備ホームと役割分担)
- ・他の入所者と一緒に、公共交通機関を使つての外出支援。
- ・ストレスや不満、相談などを聞く時間を作る。(入所先と役割分担)

【6ヶ月～1年】単身生活への準備

- ・金銭管理、買い物、通院、調理などを一人で行えるように支援(入所先対応)
- 金銭管理：2週間分の生活費を渡す(3ヶ月実施) 1か月分の生活費を渡す(3ヶ月実施)とステップアップしながらお金の管理、使い方を本人と一緒に確認。

買い物同行：お酒や手軽な物ばかりではなく、必要な物をきちんと買えるか見守り・声かけ。

通院同行：主治医や看護師へ自分から話ができるか、不都合はないかなどを確認。

調理：簡単な調理や炊飯などができるか、調理器具等を使えるかを見守り・声かけ。

- ・入所先スタッフや定着職員以外とのコミュニケーションや人間関係の構築など、自分の気持ちをきちんと話せているかを確認。

- ・携帯電話を購入、料金引き落としのための通帳作成。
- ・単身生活へのステップアップと日中活動を検討するために、入所先と定着で会議。その後、本人へ単身生活の提案をする。

日中活動：週に3回のボランティア活動(ゴミ拾い)、日常生活支援センター(再犯防止推進モデル事業)での軽作業、

仕事：同法人で月に5～6回のパート職員での雇用

【1年～1年2ヶ月】単身生活へのステップアップ

- ・転居先の部屋を内覧。契約内容、日中活動などの説明を受ける。(定着同席)
- ・医療機関へ診療情報提供書の依頼。
- ・行政手続き(住所変更等)
- ・生活用品等の買い物同行。
- ・単身生活へ移行。

〈考察〉

■工夫した点

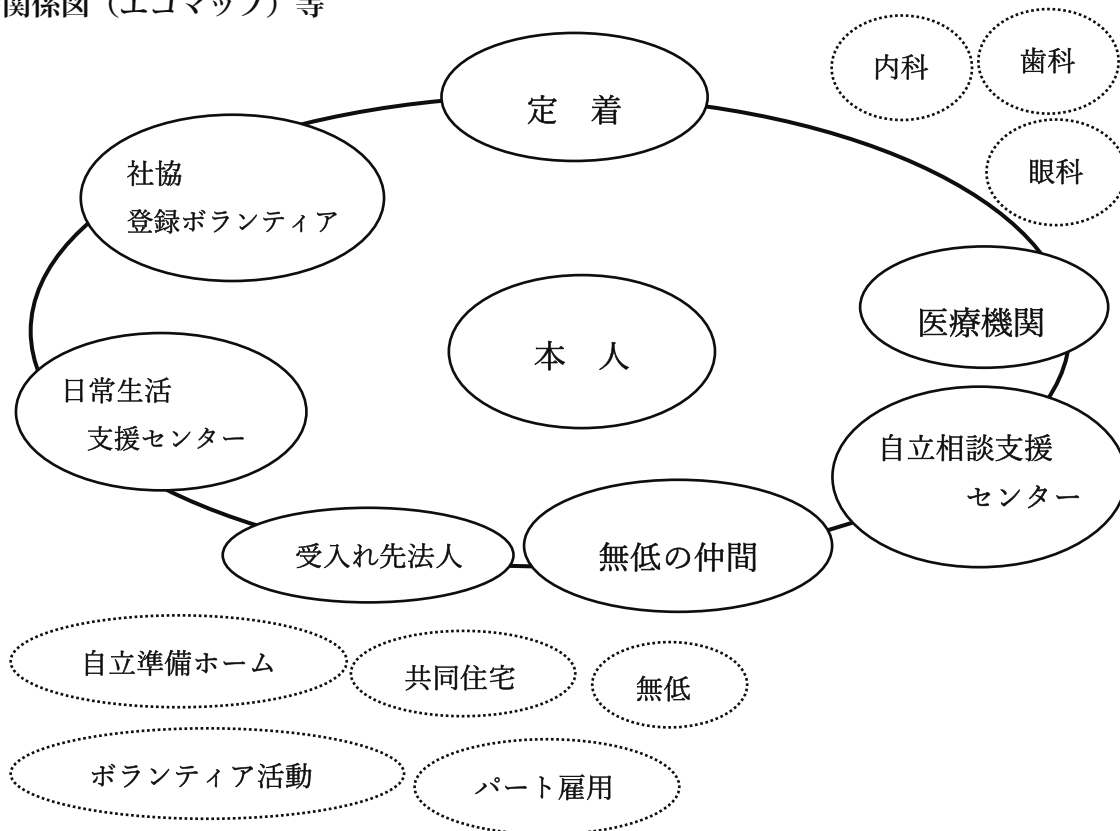
- ・定着以外の職員にも、自分の気持ちや相談事を話せるような関係性づくりを行った。
- ・人との関わりに苦手意識はあったものの、孤独は嫌だという気持ちを優先に考え集団での活動にスタッフと一緒に多く参加できる機会を作った。
- ・単身生活を行うにあたって、孤立や孤独、不安、寂しさを感じないように役割と生きがいになることを作った。

- ・いままでの事を反省しながらも、パート雇用など、「今の自分は必要とされている」と感じられる人生を送れるような環境作りをした。

■うまくいった点

- ・積極的に他の入所者との交流の場を作ったため、表情が明るくなった。また、以前は嫌われたくないと言う気持ちが強く、言いたい事も言えなかったがしっかり言えるようになった。
- ・初めの帰住先を共同生活にしたことで、自分よりも弱い人を気遣い、声を掛け、手を差し伸べ積極的にかかわるようになった。
- ・受け入れ団体から雇用されたことで、必要とされていることがうれしいと素直に喜び、やりがいをもって就労している姿が見られた。

社会関係図（エコマップ）等



*日常生活支援センター（再犯防止推進モデル事業）は、矯正施設出所者が社会的に孤立せず、再び過ちを犯すことがなくなることを目的として、住まいの確保にかかる相談支援及び社会参加を促す居場所の提供支援と言う2つの機能を中心に活動行っているセンター。

*自立相談支援センターは、生活や仕事探しで困っている方の様々な悩みに関してワンストップで対応する相談窓口。

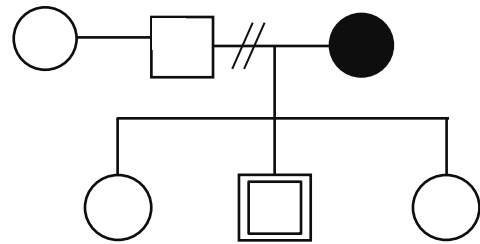
飲酒下で放火を繰り返す軽度知的障害のある男性の支援事例

特別調整				相談時年齢	41 歳	男性
IQ 相当値	53	種 別	障害 (精神・知的)	手 帳	療育 (B2)	
疾患 (主)	アルコール依存症、軽度知的障害、てんかん			障害支援区分	区分 2	
経済面	生活保護、障害年金、B 型事業所での就労による工賃					
罪 名	建造物等以外放火、建造物損壊					
刑期 (処分)	懲役 1 年 8 月			入所度数	累 3 入	

支援前の状況

- ・前刑 (放火) 出所時は頼る親族もなく、出所するも程無く精神科病院に入院。
- ・約 1 年の入院を経てインターネット (SNS) で知り合った者を頼り他県へ転出。同人を通じて内装工として稼働 (4 ヶ月)。
- ・職場の上司に仕事のことで怒鳴られ、そのストレスを発散するため、酔って他人の敷地内にあった物品に放火 (本件)。

ジェノグラム



親族との交流なし。実姉、実妹は本人との関わりを拒否。

【本人情報】

- ・小中高とも特別支援学級。
- ・ADL 自立 「計算が苦手」 (本人述)。
- ・現在、抗酒剤、抗てんかん薬、抗不安薬、眠剤を服用。
- ・19 歳～ 39 歳までアルコール依存による通院、入院、救急搬送が頻繁。
- ・過去に「アルコール依存症」「統合失調症」「解離性けいれん」等の診断あり。

【家族情報】

- ・親族 (姉、妹) に今後の協力について確認したが、一切の関わりを拒否。かつ近辺地域への帰住も強く拒否している。

【生活歴】

- ・同胞 3 人 (姉 1、妹 1)。酒乱の実父からの虐待あり。
- ・(5 歳～) 両親が別居。以降は姉妹とともに高校卒業まで児童養護施設で生活する。施設や学校でいじめを受けた。施設内での窃盗行為や放火行為あり。
- ・(高校卒業～) 地元の内装会社への就職とともに実母と暮らす。しかし実母のつくった借金が原因で、1 年程で退社を余儀なくされた。その後はキャバクラの客引きなどで稼働するも長続きせず。大量飲酒による救急搬送、入退院、自傷行為が頻発。
- ・(25 歳～) 実母や交際相手への不満から飲酒下でスナックに放火、懲役 3 年。収監中に実母が病死。収監中も自傷行為あり。出所直後に自傷し措置入院。入院中に離院しては大量飲酒、救急搬送を繰り返す。入院期間は約 1 年半。
- ・(29 歳～) 退院後は GH で生活しながら警備会社で稼働。大量飲酒による救急搬送が複数回あり。
- ・(32 歳～) 当該施設で知り合った年上の女性とアパートで同棲するも、関係悪化で大量飲酒、自傷行為による入退院が頻発。実姉が介入し同棲を解消。女性が家を出たことで自殺企図し医療保護入院。

- ・(36歳～) 長期入院を経てようやく社協の支援で退院調整され救護施設に入所。3ヶ月後に同棲相手と復縁しアパートで同居開始するも再び関係悪化。相手へのDVあり。
- ・(37歳～) 同棲相手への不満等から酔って路上にあった鉢植えなどに放火、懲役1年。※この事件の前後に地域内で不審火事案が頻発。本人が疑われたが立件されず。
- ・(38歳～) 帰宅先がないまま満期出所したがすぐに精神科病院に入院。
- ・(39歳～) 退院先が見つからないまま入院期間が1年を迎える頃、SNSで知り合った者を頼り退院を申し出て県外へ。その者のつてで内装工として稼働するも4ヶ月後に本件。

経過（コーディネート）

- ・帰住を希望していた市町村に相談 → 資源、人員不足を理由に「対応困難」の返答
- ・当時を知る児童養護施設の職員に情報収集
- ・本人と接点のあった全関係機関に情報収集（市CW、精神科病院、ハローワーク、相談、社協、救護施設、矯正施設、保護観察所、更生保護施設）
- ・救護施設、更生保護施設、自立準備ホームに入所相談 → 「放火」を主理由に不可
- ・利用歴のある全精神科病院に受診相談 → 従前の態様から不可
- ・少年鑑別所に協力要請（出所後の面接、心理相談、行動分析）
- ・刑務所面会 6回（内 帰住予定地域の支援関係者による面会 3回）

【見立て】

- ・児童養護施設職員の情報によると「職員の金を盗んでは、自分のためには使わず、菓子を買って他の児童に配り回っていた。」「特別支援学校高等部ではバスケット部で活躍し、生徒会長を担い、アルバイト先の店長からは高く評価されていた。この時期は窃盗行為もなく落ち着いていた。」とのことから、強い承認欲求が窺われた。
- ・受診歴のある病院の情報では「他の患者に対する威圧的な言動がある。感情が抑制できず院内設備を損壊した。」とのこと。交際相手に対する依存が強い反面、受け入れられないとDVや自傷に及びやすい。依存と暴力の二面性や過剰反応は本人の生きる術であり、自己承認できない本人が自己防衛のために身につけてきたものと思われた。
- ・本人は「お金の計算ができない。」「ファミレスでは複雑な注文ができず、いつも1,000円のセットメニューしか注文できなかった。」と述べていることから、学習障害が疑われた。
- ・放火行為について「火を見ると落ち着いて、自分で火を消すと自分がすっきりする。人が集まってきた騒ぎになるのを見るのが目的じゃない。」「相談する人もいなくて、酒を飲むと痛みがなくなるから。」と述べている。
- ・幼い頃からの共同生活、いじめ、個の尊厳が守られない生活の中で深く傷つき、未だ癒されていない。だからこそ自身が壊れそうになった時、大量に酒を飲み善悪共に神経を麻痺させ、「放火～消火」で一時だけの自己解決をしてきたものと考えた。
- ・本人にしてみれば、理不尽で暴力的な環境下で擦り切れるような思いで生きてきた。その根源的な魂の痛みに寄り添わなければ支援は難しいと感じた。

【調整結果】

- ・定着のケースの受入れ実績があったGHに入居相談したところ、「犯罪名はこだわらない」としつつも、「①世話人が全員女性、②他入居者との相性、③日中の居場所や就労先の有無が課題。体験宿泊を経た上で判断したいので、他施設を経由してほしい」とのこと。
- ・定着とわずかなつながりがあったシェルターに帰住相談。本人に対する理解を示し、ただし1週間限定で受入れてもらうこととなった。
- ・その後、シェルター、GHそれぞれの代表者による面会を経て、受入れが決定した。

- ・出所後はシェルターに帰住し、1週間後に隣市のGHに入居。日中はB型事業所と地域活動支援センターを利用。週1回のメンタルクリニック受診。不定期で余暇活動の支援。

経過（フォローアップ）

【出所後～3ヶ月】

- ・本人にとって物理的にも人的にも大きく環境が変わる時期であり不安定になりやすい頃。頻回な面談を心掛けた。
- ・専門職（メンタルクリニック、少年鑑別所）から得た心理面に関する助言を関係者で共有して支援方針に反映させた。小さな変化でも支援チームで共有し連携に厚みを持たせた。
- ・出所直後の心因性のでんかん発作による救急搬送、夜間の飛び出しに対する緊急対応
- ・諸手続きの支援（障害福祉サービス、生活保護、障害年金、日常生活自立支援事業（金銭管理）、負債整理等）
- ・少年鑑別所の心理相談（所見は関係者で共有）
- ・支援関係者会議の開催
- ・週1回のメンタルクリニック通院同行
- ・週1回の面談
- ・余暇活動の支援（外出支援として海釣りや映画鑑賞を月1回程度）

【3ヶ月～半年】

- ・環境が整い生活も落ち着きをみせる。支援チームと本人の関係も安定。
- ・支援チームの中心は定着から専門員に移行。
- ・B型事業所では本人が得意とする（刑務作業で培った）縫製の仕事に意欲的に取り組み、内外から高く評価されたことで、A型事業所にステップアップする方向となる。
- ・定着の面談は月1回程度になり、余暇支援も3ヶ月に1回程度に。

【半年～1年】

- ・メンタルクリニックの通院が単身自力で隔週に。
- ・GHや就労先での人間関係の悩みに関して、抱え込むことなく支援者に相談し助言を求め、自分なりに解決に向ける姿がみられる。
- ・フォローアップは1年経過。生活は安定し支援チームは即時即応に機能していることから、定着は終結の方向へ。

〈考察〉

■課題点

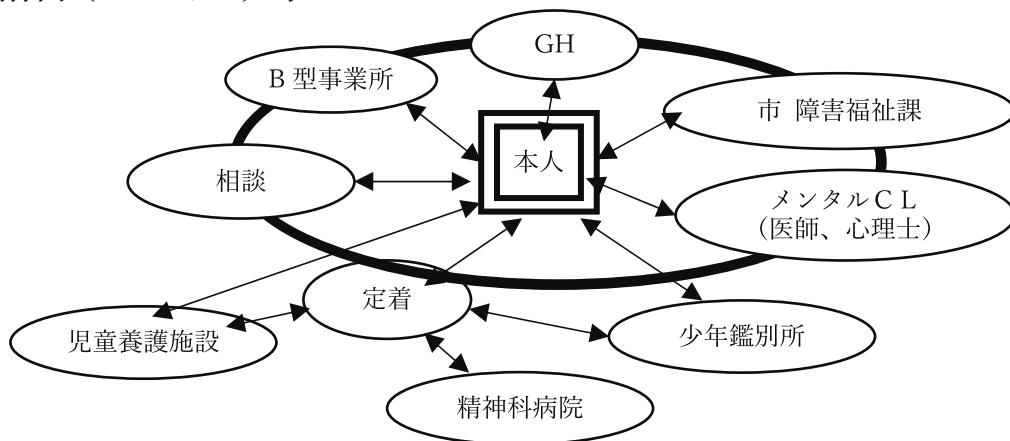
- ・前刑時は司法・医療・福祉関係者が会し出所後の支援について協議したが、「放火」事犯であったことから良策が見つからないまま満期出所を迎え、その1年半後に本件に至っている。
- ・今回も同様に「放火」を理由に調整が難航。改めて「放火」が地域に与えるダメージの深刻さを知ると同時に、犯罪名ばかりがフォーカスされ、本人は怪物であるかのように扱われ、その行為に至る理由については全く斟酌されない、想像力が欠如した福祉領域の現実を思い知った。
- ・出所日が年末の土曜日であることがネックとなりさらに難航（年末年始は施設の職員体制が手薄になることが主理由）。苦策として仮釈放を試みるも、帰住調整が遅々としていることへの不安から本人が作業を拒否し懲罰に。その結果、仮釈放対象にはならず。
- ・B型事業所での縫製技術の高さからA型事業所へステップアップを試みた。採用試験において技術面は全く問題なかったが、算数問題で躓き結果は不採用。

- ・本来なら一定の支援がなされる A 型事業所であるはずのところ、福祉の現場に過剰な市場原理が敷かれているとも思える結果。この先も本人は分厚い社会的障壁に直面することが容易に想像できた。支援者も代弁者として本人と共にそれを乗り越えられるのか、覚悟を問われる結果であった。

■工夫点、支援のポイント

- ・「ハイリスクケース」と捉えている受入れ側の不安を少しでも解消するためには、まずは本人の痛みと怒りとその心理の理解が重要と考えた。本人は気持ちを言葉で表現することが苦手な寡黙。本人の言葉の行間にあるものを注意深く感じとるよう努めた。
- ・断続的に肛門痛や腰痛を訴え、都度専門医を受診するも大きな問題はみつからない。精神面で負荷が強まると痛みも増幅するように思われた。
- ・自己承認できずにいる本人に対するエンパワメントには、支援チーム全体でその心理を理解し共鳴する力が必要。少年鑑別所に協力を求め（心理相談、行動分析）、放火に至る心理を支援チームで共有し、支援方針に反映した。
- ・「楽しかった思い出」が唯一残る児童養護施設を訪問し、職員との再会を調整。子供時代を知る職員から本人へプラスストローク。
- ・B 型事業所は、縫製が得意な本人のためにその仕事を起こした。縫製技術が評価され本人には自信が芽生え、波及するように他者との関係にも良い影響をもたらしていった。
- ・メンタルクリニックは医師の診察と心理士の面談の2段階構成で対応。特に心理士はストレスコーピングを軸に面談。本人は GH 等での対人トラブルに対し自己対処ができるようになっていった。
- ・社会生活の良い思い出が少ない本人であるが、初回面会時に唯一「同僚に連れて行ってもらった海釣りが楽しかった。また行ってみたい」と述べた。制度だけではカバーできない部分は、余暇支援として定着が断続的に対応している。

社会関係図（エコマップ）等



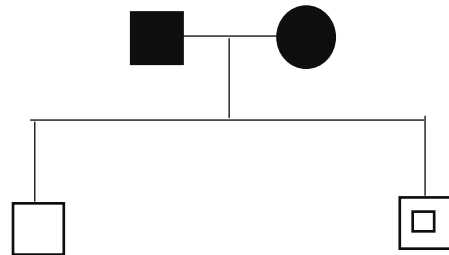
本人の状態像に応じた段階的支援事例

特別調整				相談時年齢	59 歳	男性
IQ 相当値	72	種 別	障害 (精神)	手 帳	無	
疾患 (主)	うつ病			障害支援区分	無	
経済面	生活保護					
罪 名	現住建造物等放火					
刑期 (処分)	懲役 4 年 6 月			入所度数	初入	

支援前の状況 (箇条書きで記載)

- ・ タクシー運転手として稼働時にうつ病を発症し休職。当時の上司宅付近で刃物を所持し自身で通報、その後医療保護入院。
- ・ 退院後に復職について先述上司と意見の食い違いが生じ、上司宅に放火。

ジェノグラム



これまで本人は両親と実家にて生活していたが、本人 48 歳頃に母親が死去。父親も本件惹起頃に死去。弟は同市内に居住しているが本人への感情が非常に悪く関係者からの連絡を一切拒否。なお、本人は弟とは良好な関係だという認識。

【生活歴】

- ・ 県外において、第 1 子長男 (弟 1) として出生。父親の仕事の関係により、転校を複数回繰り返し、中学 3 年 3 学期より県内へと転校。
- ・ A 市内の高校卒業後はデパートに入社し、接客業として約 2 年稼働。人員削減のため、解雇となった後は隣県で販売業やセールス業など 15 年ほど様々な職場で稼働後、A 市内で販売業 (約 8 年) 就いたのち、二種免許を取得してタクシー運転手として合計 10 年稼働した。
- ・ 本人が 48 歳の頃母親が亡くなったことを機に、偏頭痛がひどくなり、頭の中で音が鳴るようになったことで精神的におかしくなったと思い、神経内科に通院。その後は回復傾向にあったが、平成 ×× 年 1 月にタクシー運転手としての勤務中に物損事故を起こし、その体験から精神的不調となり休職。2 月に本件被害者である上司宅付近で刃物を所持し自ら警察に通報、銃刀法違反で逮捕されたのちに医療保護入院となる。同年 4 月中旬に退院し、その後、復職後の勤務形態について本件被害者である当時の上司と口論になり、本件惹起。

経過 (コーディネート)

【本人情報】

- ・ うつ病。精神手帳については刑務所入所中に申請したものの、精神状態が落ち着いていることから取得には至らず。刑務所職員や他受刑者と口論、粗暴な言動より懲罰 3 回。
- ・ 出所後はこれまで住んでいた市に戻り GH で生活保護を受給しながら生活したい。
- ・ コミュニケーションに大きな問題はないが、年齢の割に幼い印象、また事犯に関しての認識にズレがあり、被害者に対して「被害者が自分に対しすごく悪い印象を持っているのは聞いてい

るが、自分は気にしないから大丈夫」「燃えた家は被害者名義の家ではないから怒っていない」「直接殴ったわけではないからもう忘れていたのでは？」という捉え方。

- ・これまで住んでいた実家は本人の債務により差し押さえとなり住居不可。
- ・借金があるとの情報あり。

*本人とは約半年で7回面談。内2回は宿泊型（帰住先）サビ管、同法人系列の相談、内1回はこれまで本人が住んでいた市圏域の相談2か所、市の障害福祉サービス認定調査を実施。

【支援者情報】

- ・従前住んでいた市を担当する基幹型、同圏域の相談と2回ケースカンファレンス。また今回帰住先となった宿泊型所長、サビ管、同系列の相談、A型事業所とケースカンファレンスを2回実施。
- ・被害者感情が著しく悪いこと、本人にその認識が低いことからこれまで住んでいた市ではない場所でまずは状態像を把握しながら徐々にステップアップしていく方針。
- ・唯一の家族である弟は本人への関りを一切拒否していることから、保証人なしでの入所で検討。
- ・受け入れ可となった宿泊型にて、定着より全職員向けにケースの説明と今後の方針について共有。

【見立て】

- ・本人はGHなどの施設入所を希望していたが、これまで福祉サービスを含む利用経験はなく、本人が思う施設のイメージもあいまいであり現実とギャップがあった。（例、日中は好きにゴロゴロ出来る。生活保護がそのまま受給できる。精神手帳が取れば医療費は全てタダになる。生活のサイクルは良く分からないけどたぶん大丈夫。…等）
- ・具体的に考えることが苦手であり他者に決定を委ねがちであるが、自分の想像していたものと異なった場合不満を抱きがち。
⇒視覚的ツールや言葉による説明だけでは伝わり切れない部分が多くあったことから、実際に体感してもらうことで本人の中の情報を増やしていくことが必要だと判断。
⇒本人の状態像が見えにくく障害福祉サービスがどの程度利用できるか不透明だったこと、将来単身生活になることも見据えてそれに向けた生活訓練を受けることも効果的と判断。

【調整結果】

- ・宿泊型：受け入れ可能、金銭や服薬も施設側で管理。
- ・相談：本人のサービス利用意思確認、宿泊型との連携も密。
- ・精神科：宿泊型同敷地内に系列のクリニックがあり、通院可能。利便性、連携◎。

経過（フォローアップ）

【出所後～7か月】

- ・出所時支援、行政手続き（住所変更、生活保護申請、免許証更新手続き同行等）
- ・高齢年金の加入月の確認、調査依頼
- ・定期的な面談、サービス計画確認時の同席
- ・従前住んでいた自宅内の必要物品回収、郵便物の整理
- ・自己破産手続き支援
- ・買い物支援

【7か月～11か月】

- ・精神症状がみられなくなり自立支援医療非該当となったことから、次の移行先を検討。
- ・地元の居住支援法人に相談を行い、アパートでの単身生活を調整。
- ・以前相談していた基幹型とケースの共有を行い、アパート付近の相談の調整。

- ・金銭管理について日常生活自立支援事業の利用検討。
- ・新たな生活に向けた家電類の購入支援。
- ・生活保護担当者と転居に向けた調整。

【1年～】

- ・居住支援法人が管理するアパートにて単身生活開始。1日3食の食事は居住支援法人事業所に取りに行くことで併せて見守り支援。
- ・金銭管理は日常生活自立支援事業によりサポート。
- ・就労についてこれまでタクシードライバーとして稼働していた経歴があることから、そうした就労に向けて居住支援法人と相談が連携し検討、調整。

〈考察〉

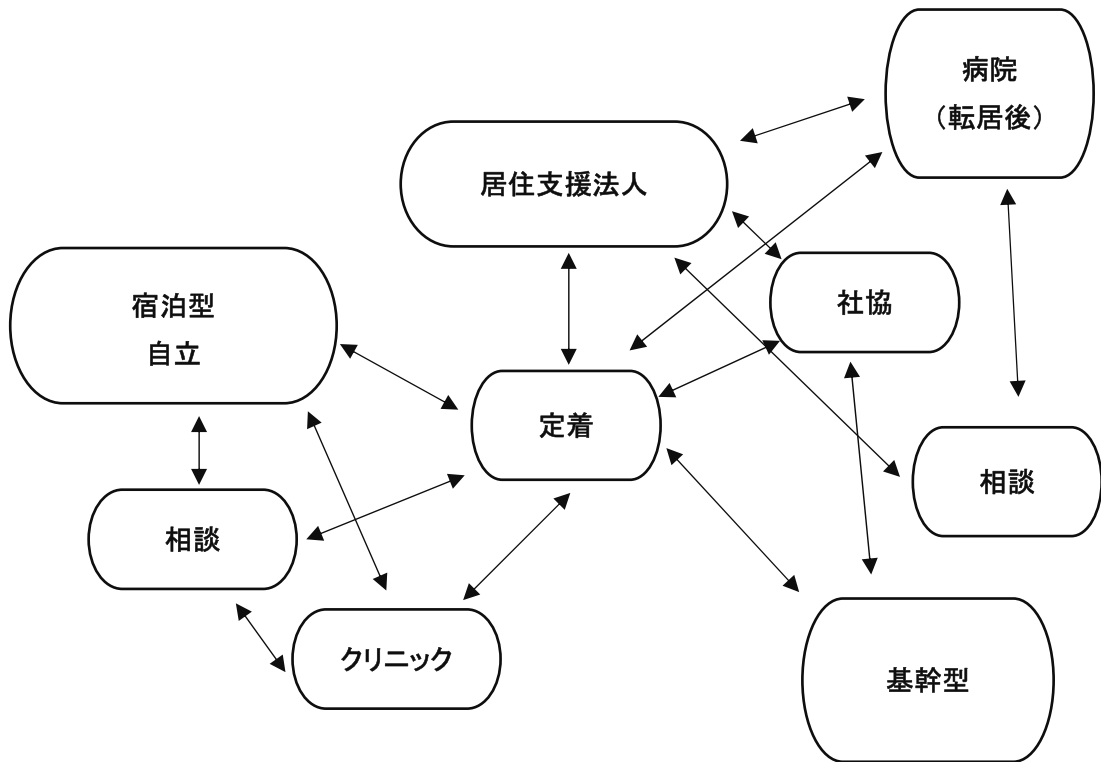
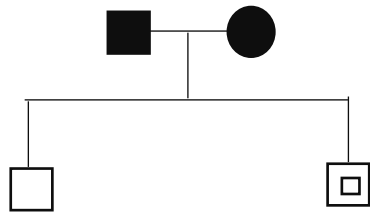
■課題点

- ・精神障害として特別調整の要件に該当していたが、刑務所内での刺激の少ない環境では精神症状が見えにくく、次の生活の場をどのように設定すれば良いか迷う部分があった。また、福祉サービスや施設入所について現実とは異なるイメージを持ち、言葉だけではそのズレの訂正が難しく、具体的な生活設計を持つことが出来ない上での自己決定支援が課題となっていた。また、本人はこれまで単身生活経験がなく家事や金銭管理全てを両親が担っていたため、単身生活へすぐに繋げることも難しい状況であった。

■工夫した点・うまくいった点

- ・福祉サービスの説明については相談や受け入れ施設職員に面談同席をしてもらい、より具体的に説明してもらいつつ本人の状態に沿ったサービスの提案をしてもらうことが出来た。
- ・矯正施設入所中にこれまで居住していた市担当の相談とも面談を重ねていたことから、宿泊型から単身生活へ市をまたいで移行する際も関係性やケース共有含めスムーズにつながることができ、環境変化によるストレスを抑えることができた。
- ・利用期間が決まっている宿泊型を利用することで、本人の中で次の住まいについてどうするか、どのようにしていきたいかということを考える契機になったことや、福祉サービスについて体感することが出来た。
- ・利用期間中に本人の状態、障害像について各関係者がアセスメントを行い密に共有できたことから、発達障害の傾向について気づくことができその上での支援体制や関わり方について検討、対応できている。

社会関係図（エコマップ）等



Chapter 6

アディクション

病室でのアルコールミーティングの事例

特別調整				相談時年齢	66 歳	男性
IQ 相当値	63	種 別	障害 (精神)	手 帳	精神 3 級	
疾患 (主)	アルコール依存症			要介護度	無	
経済面	生活保護、老齢 (厚生) 年金は受給権を調査中					
罪 名	常習累犯窃盗					
刑期 (処分)	懲役 2 年 6 月			入所度数	累 3 入	

支援前の状況

アルコール依存症の状況

初 飲：16 歳

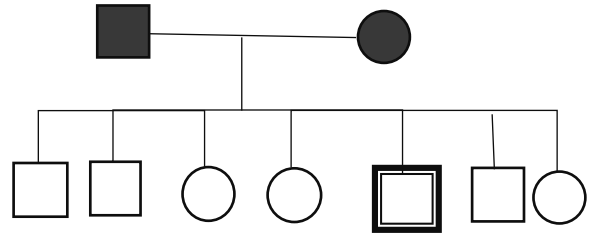
習慣飲酒：18 歳

問題飲酒：20 歳

連続飲酒：22 歳

・IQ63(CAPAS) であるが、言語性や理解力は一定以上で保たれている。

ジェノグラム



両親は他界。兄弟関係は近年、希薄になってきており、3 年前に B 県に住む姪 (姉の長女) と面会して以降、交流のある家族はいない。A 県に住む長兄は緊急連絡先など引き受けてくれた時期もあったが、音信不通。

【生活歴】

- ・ A 県出身。家業は農業。小学校から中学校まで勉強は苦手だったが、スポーツが得意だった。
- ・ 16 歳時に親戚の紹介で、B 県に移り大工見習となる。遊び半分で飲酒するようになったが、20 歳になった頃には大酒飲みとなっており、23 歳までに度々酔って暴力事件を起こし、職場を退職、実家へ戻る。以降 32 歳まで、A 県内で大工として勤務するが、飲酒下の暴力事件→職場の退職→アルコール依存症の入院治療といった生活を繰り返す。
- ・ 32 歳時に再び B 県に移り、断酒しとび職を続ける。29 年間、とび職として働いたものの、60 歳頃より再飲酒するようになる。再飲酒すると、すぐに連続飲酒に陥り、無断欠勤するようになる。
- ・ 職場を退職し、アパートを引き払い、友人宅を転々としながら、61 歳時にホームレスをするようになる。飲酒下で窃盗事件を起こし、懲役 1 年 (執行猶予 3 年)。ほどなく窃盗にて懲役 10 月 + 執行猶予取消にて懲役 1 年で服役。出所後、B 県に移り、生活保護を受けながら、アルコール依存症の治療を受けるが、飲酒欲求が強く、治療を中断し、ホームレスとなる。再度飲酒し、出所後わずかな期間で窃盗にて再犯。懲役 1 年で服役。
- ・ 出所後、再度 B 県に戻り、ホームレス対策事業 (B 県の独自事業・自立支援センター) の施設支援を受けるが、飲酒シタバコを盗み、逮捕され、常習累犯窃盗にて懲役 2 年 6 月の服役となる。

経過 (コーディネート)

矯正施設内での面接で、本人の支援の希望は「自力では断酒できない。酒をやめることができるならば、どんな苦勞もいとわない」といったものであった。本人の飲酒歴は初飲～習慣飲酒～問題飲酒に至るまでの期間が短く、22 歳時に連続飲酒発作に陥るなど、本人に飲酒欲求の強いアルコール依存症である可能性が高いことを伝えると、「自分の飲酒欲求は普通じゃない。説明できないぐ

らい強いんです」と回答し、納得しているようであった。アルコール依存症はただ断酒するだけでは回復が難しく、そのデリケートな対人関係障害の見つめなおしが必要であることを説明すると、「子供の頃はそんなに人付き合いを苦しなかったのに、気づいたら酒なしでは言いたいことも言えないような人間になっていた」と話しながら、うなだれていた。

【見立て】

アルコール依存症でない方の飲酒パターンは初飲～習慣飲酒までで問題飲酒に至らない。たとえ問題飲酒に至ったとしても、以降、問題飲酒を繰り返すことは少ない。また飲酒パターンは機会飲酒が中心で、一人酒が少ない場合が多い。これに対してアルコール依存症者の飲酒パターンは初飲～習慣飲酒～問題飲酒に至り、悪化すると連続飲酒発作に陥る。

40代から50代に発症する一般的なアルコール依存症、または60代以降に発症する晩発型のアルコール依存症の特徴は習慣飲酒～問題飲酒に移行するまでの期間が長く、飲酒パターンは長期間の機会飲酒から徐々に一人酒に移行する。素面での対人関係は良好な場合が多く、言語性も高いためアルコールミーティングの適応もよく、否認に対するアプローチが回復のメインになる。

これに対して30代以前に発症するアルコール依存症の特徴は習慣飲酒～問題飲酒に至る期間が短く、飲酒パターンは機会飲酒から一人酒に至る期間も短い場合が多い。機会飲酒にてにぎやかに過ごすことよりも、一人酒による物質使用の快感を求めることがアルコールの使用目的となる。一人酒への移行が早い理由として、素面の対人関係障害が根強いこと、言語性に難があることが挙げられる。否認は弱くても、アルコールミーティングへの適応に時間がかかる。また元来の対人関係障害により、一般的なアルコール依存症や晩発型のアルコール依存症と比べ、飲酒欲求が強く、断酒しにくい傾向があり、本人のこれまでの生活歴から30代以前に発症するアルコール依存症と判断した。

断酒加療については、①専門医療機関への通院、②抗酒剤の服用、③自助グループの参加、以上を徹底して行うことになることを説明すると、「ぜひそうした治療を受けたい」と話している。断酒加療や断酒活動は年末年始を問わず、毎日の活動になることや、長期間断酒中心の生活を行わないとなかなか回復につながらないこと、また一日断酒の考え方など説明したが、本人は怯む様子はなく、「そのぐらいしなければ自分は酒浸りのまま刑務所で死ぬことになる。よろしくお願ひしたい」と話し、支援の準備を行うことを約束した。

作業報奨金が高額であったため、出所直後の居所は自立準備ホームとした。作業報奨金で一定期間生活し、作業報奨金が減る過程で、生活保護を受給できるように福祉事務所に調整を行った。またアルコール依存症の専門外来にデイケア通院の調整を行い、出所後デイケア通院ができるように準備した。

経過（フォローアップ）

出所後、直ちに保護観察所にて更生緊急保護を申し出た。自立準備ホームに入所し、翌週にはデイケアへの通院を開始し、自立支援医療費の申請や精神手帳の申請を進めた。また出所から約50日後、生活保護開始となった。

本人の断酒加療の様子については、デイケアへの通院は休むことなく毎日続けており、夜間や休日にも熱心にAAに通っている。「断酒の仲間ができた」「メダルをもらった」といった報告を電話で受ける程度のフォローアップがしばらく続いた。

出所から90日ほど経過した頃、デイケアの看護師より定着に連絡があり、「本人の脱水

がひどいため、総合病院を受診させたところ、そのまま入院になった」と報告があった。翌々日、入院したと聞いていた総合病院に面会にいったが、本人はおらず、転院していると説明があった。転院先の病院に行き、本人と面会を行ったところ、「最近、全然食欲がなかった。昨日、先生に膵臓がんだと言われたよ」と話があった。本人との面会后、担当看護師に確認したところ、膵尾部がんと、ステージIV、肺やリンパ節への転移があり、余命1か月程度の状態であった。主治医からはターミナルケアが望ましいことの説明があり、転院先を探す方針となった。

この状況に伴い、福祉事務所が親族を探し連絡を行った。入院後、最初の週末に兄弟が面会に来たそうである。再度、本人に面会に行ったところ、「こんな病気になっちゃって、どうしようかと思ったけど、兄や弟が会いに来てくれたんだよ。迷惑ばかりかけたのに4年ぶりぐらいかな、うれしくなっちゃった」と話している。

本人に何か用意して欲しいことや、支援が必要なことについて確認すると、「歯ブラシと印鑑を用意して欲しい」と話す。また「先生、ここで二人しかいないけどAAみたいにミーティングやらないか」と話があった。病室にて主治医の許可を得て、酸素マスクを外し、二人だけのアルコールミーティングを行った。テーマは「今、感じていること」。本人からは「たぶん膵臓がんで死んじゃうと思うし、この病気も怖いけれど、克服してみようとも思っている」「でもたまにここの病院の看護師さんに八つ当たりしちゃうことがある。そして後からいつも後悔する。後悔してクヨクヨしている方が本当の自分の姿だと思う」「がんになったら家族が会いに来てくれた。がんはそういう病気。アルコール依存症は家族が離れて行っちゃう病気」「膵臓がんが治った後を考えると、やっぱりアルコール依存症の方が怖い」「アルコール依存症でしょ。以前なら、膵臓が弱っているからもう飲めないよ、とか嘘ついて飲んでいたよ。だから膵臓がんが治ったらアルコールが大変なのだと、またミーティングでみんなに伝えたいと思う」といった話をしていた。当方からは「今、感じていることはアルコール依存症者も回復者も支援者も皆、酒魔と闘う戦友と思っている」と話すと、本人は深く頷いていた。

ミーティングを終えた後、アルコールミーティングの内容は「言っぱなし、聞きっぱなし」が基本であるが、本人に今日の話を通酒仲間やデイケアスタッフなど支援者に話してもいいか、と確認すると「生きているうちは嫌だな。次に仲間に出会った時に恥ずかしいもの」と回答しつつ、「でも自分が死んだ後なら話してよ。他の人には俺みたいな病気にならないように気を付けて欲しいから」と話があった。

その後、もう一度だけ、本人からの希望があり、ミーティングを行ったが、息切れがひどく、話をなかなか聞き取ることはできなかった。

数日後、印鑑の用意ができたため、再度、面会の日程を調整していたところ、入院先の病院より本人が死去したと報告があった。享年67歳。

<考察>

1人のSWとしては「確かにアルコール依存症としての回復の道を歩み始めていた姿を見たこと」と「それでも身体状況の悪化を防ぐことはできなかったこと」といったアディクションに対する一喜一憂できない部分や、支援者としての無力を感じることもあった。

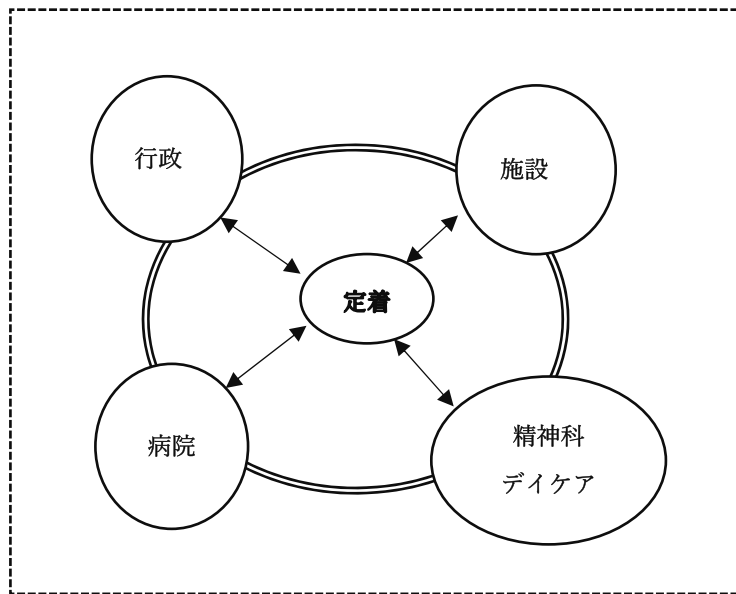
一方、司法福祉のコーディネーターとしての目線では別な感覚があった。普段のコーディネート業務では、出所後の不安定な状態の支援に携わることが多く、地域で安定している姿は地域の支援者が見ることとなり、コーディネーターがこうした回復の様子を見るのが少ないと感じている。コーディネーターが最後まで支援を行うことは、対象者が失踪したり、再犯にて逮捕されたり、今回のケースのように対象者が亡くなった場合が多いと感じている。こうした結果を見続けることはやは

り精神的に消耗が激しく、こうした構造が司法福祉のコーディネーターのバーンアウトに繋がる原因なのかもしれないと感じた。

しかし司法福祉のコーディネーターは「不安定な時期を目いっぱい支援する」「地域ネットワークがより高い支援力を発揮できるように献身的にコーディネートする」といった役目がある。

今回の支援を通して、司法福祉のコーディネーターとして一番感じたことは、結果に捉われたり、依存することなく、もっとストイックに支援の準備をすることが必要であること。また過酷な支援に携わる覚悟を決めるように…そんなメッセージをいただいたように感じている。

社会関係図（エコマップ）等



Chapter 7

仮釈放

長期間に渡るコーディネートの末の本人の希望をかなえた支援の事例					
特別調整			相談時年齢	74歳	女性
IQ相当値	77	種別	高齢	手帳	無
疾患(主)	ノイローゼ、リウマチ、がん			要介護度	要支援1
経済面	無年金				
罪名	殺人				
刑期(処分)	無期懲役			入所度数	初入
支援前の状況			ジェノグラム		
<ul style="list-style-type: none"> ・不倫相手と暮らすために夫と長女を殺害し、無期懲役確定。 ・約20年4か月受刑後、仮釈放となるも、約3年で仮釈放取消。 ・その後4年受刑生活を送った後に再度仮釈放となるも、1年経過することなく仮釈放取消。 			<p>次女夫婦との関係は良好。</p>		
<p>【生活歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A県で出生。1人っ子。実父は炭鉱夫。7歳頃B県の炭鉱に移る。実父は珪肺病で入院。実母は関節リウマチを患う。実父の労災保険で生計維持。 ・小4の時、実父病死。地元の小中学校卒業後、伯父に学費の援助を受け、編物学校に通学し、17歳時、市内の羊毛加工工場に勤務。近所のダム工事現場で働く男性と交際開始。 ・20歳で母の勧めもあり結婚。22歳で長女出産。24歳で次女出産。夫は工事現場で寝泊まりが多く殆ど家に帰らず、帰ってきても、酒、パチンコで家庭を顧みず、職を転々とし、離婚を考え始める。 ・26歳時、生活苦から自転車を盗み質に入れ、詐欺罪で懲役1年執行猶予3年となる。長女が本人の詐欺事件を知ってからは、本人に反抗的になり手に負えない状態となった。 ・32歳時、ノイローゼになり睡眠薬を服用するようになる。 ・33歳時、ある会合で知り合った男性と情交関係となり、34歳時に離婚調停申請するが、夫にその気はなく取り下げ、男性に離婚したと嘘をつき子供を実母に預け男性宅で寝泊まりする。 ・34歳時、事件を起こして逮捕され、37歳時、無期懲役が確定。C刑務所に受刑。 ・58歳時、仮釈放。更生保護施設に入所し、仕事を見つけて退所するが、仕事先でいじめにあい退職。更生保護施設に戻るも居づらくなり、保護司に無断でアパートを借りる。仕事がなかなか見つからず、気分が鬱になり自殺しようとするが、警察に出頭(無断で住所を変えたことで指名手配になっていると思い)、更生保護施設に戻るが、出戻りのようで居づらかった。 ・59歳時、仕事を探しに出たが見つからず、そのまま東京に出て仕事を探したが見つからず、再び自殺を考え放浪しているうち、ホームレスの女性と知り合いテント生活をする。 ・60歳時、高齢の男性に声をかけられ、そのまま居候。61歳時、相手が入院することになり、再びホームレス生活。また別の男性に声をかけられ居候することになったが、この男性に売春を強 					

要されるため、嫌になって男性宅を出る。しかし、合鍵を貰っていた為、不在時に数回出入りし、財布から現金を持ち出したことが男性に知れ、警察に連れていかれ仮出所取消となる。

- ・65歳時、2度目の仮釈放となり、再度更生保護施設に入所。今回も仕事がなかなか決まらず、ぎっくり腰になり体調も悪くし、B県の次女宅に一時帰省。
- ・66歳時、次女宅へ行くと嘘をつき、出奔。希死念慮から自殺企図した後保護され、引致。更生保護施設無断退所により仮釈放取消。
- ・74歳時、特別調整の認定を受け、福祉支援を受ける事に同意し、仮釈放の手続きが進められる。翌年の受診で癌が見つかり、リンパにも転移していたことで、同年7月に医療刑務所に移送。同年11月病状軽快によりD刑務所に戻る。

経過（コーディネート）

【本人情報】

- ・本人1人っ子、両親は他界。夫、長女は本件被害者。現在交流のある親族は次女のみ。住民票無し、援護の実施市町村未確定、障害者手帳等無し、年金無し。ADL・IADL自立。
- ・知能段階「中」IQ相当値77 機敏さ、また抽象的能力はやや劣る。但し複雑な作業でも割合誤りは少ない。
- ・現実を受け入れられずにおり、気分が落ち込みやすい状態で、覇気がない。もともと勝ち気で負けず嫌いな人のようだが、一度嫌なことがあると、気分の転換が図れず、悲観的になりがちで、自棄的な行動につながりやすいが、精神障害は認められない。
- ・本人の希望する暮らしは、①B県で生活したい（事件があった地元の市以外がよい）②施設入所でも問題ない。たまに次女に会いたい。

※本人との面接は、3回のテレビ面接を含めて計8回。内1回は有料老人ホーム（予定帰住先）管理者との面接を実施。

【家族情報】

- ・次女とは通信あり、関係性は良好。次女の夫はステーキ屋を経営。他に次女の子が二男三女。面会は遠方のこともあるだろうが、これまでになし。次女とは、書信のやり取りは続いている。孫（5人）には、本人の受刑のことは知らせていない。

※次女夫婦とは、本人との第1回面接以降はほぼ月1回の電話での状況報告を行い、9回面接を実施。行政への同行訪問、有料老人ホームの見学を実施。

【支援者情報】

- ・次女：同居はできないが、本人の社会復帰に対して協力する意向はある。
- ・市高齢ふれあい課：次女と同行し相談に行くが、明らかに迷惑そうな態度をとられ、現在住所がないのに、なぜ当市に相談に来たのか等の質問が出る。本籍地であることや次女の住所地であること等を説明するが、なぜ当市が措置の実施主体にならなくてはならないのかと、拒否的な態度での対応をされる。
- ・精神科病院：介護保険が非該当となる可能性から、障害福祉サービスを利用してGHに入所できないかを相談。フェイスシートを基に説明。検討内容として、①刑務所内で病名がつくか。②本人の意向はどのようなものか。③介護保険が優先される年齢なので、介護保険が非該当となる理由付けが必要ではないか。④これらのことを帰ってから進めると、時間を要するので出所前に進める。

- ・依頼元定着：上記内容を報告する。関係機関と検討してもらえらる。
- ・不動産会社：障害福祉サービスの利用ができない場合を考慮し、アパート等を検討。懇意にしている会社社長に概要を説明、検討してもらえらる感触を得る。
- ・有料老人ホーム：前向きに検討してもらい、入所の方向で話を進める。

【見立て】

- ・本人の性格について

本人は、物静かでしっかりした印象を受ける。本人は、長期間の受刑の中で、他者の助言通りに行動することで、側にいる人からの適切な助言があれば、物事を建設的に考えることができるようになってきているのではないかと感じる。

- ・社会復帰後の生活について
- ・施設利用について

集団生活になれているため、施設利用については問題ないと思われる。しかし、帰住予定地で事件がセンセーショナルに報道されているため、高齢者施設では、特に本人のことを知っている人がいる可能性が高いと考えられる。そのため施設入所にあたってはプライバシーを考慮する必要があると思われる。

- ・本人の心情変化について

本人は、長期間の受刑生活により事件に対する内省が深まっていると思われる。癌が見つかって手術したことで、初めて命の尊さに気づいたと語り、病気をしてよかったとも述べている。自分が大切にされる経験を通じて、被害者への感謝の気持ちも深まった様子はある。

【調整結果】

- ・精神科病院系列GHについては、刑務所内での連携がうまくいかず、2回の仮釈放時の情報受診後に医師に伝わるなどで、結果、診断名がつかなかったため、障害福祉サービスの利用はできなかった。
- ・アパート等については、過去2回の仮釈放取消の際に飲酒に関する問題を起こしていることから、飲酒の問題は付きまとう懸念もあり、独居生活は選択肢から除外した。
- ・癌が見つかり、医療刑務所に移送なることが確定し、特別調整が一旦取り下げられる可能性が出てきたとの連絡が入った後、その後の処遇がなかなか決まらず、調整していた有料老人ホーム入所は白紙に戻った。
- ・保護観察所に自立準備ホーム利用について相談し、自立準備ホーム利用の方向で進められることになった。
- ・自立準備ホームでは、受け入れ可能。仮釈放まで部屋を確保してくれることになった。仮釈放1-2ヶ月前には状況確認の為情報提供依頼。了承。但し、入所期間は3ヶ月だった。県外からの受け入れについては控えているが、もし新型コロナウイルス感染症がまだ仮釈放の時になっても続いている場合は、2週間別の場所に滞在してからの受け入れになり、できれば、移送時は関係者以外の他者との接触がないようにしてもらいたいとの話があった。新型コロナウイルス感染症が終息しているようであれば、刑務所から直接入居することは検討してもらった。
- ・保護観察所に受け入れ状況を報告し、仮釈放が円滑に行くように連絡を取り合った。
- ・保護観察所から、2週間以上前に保護上移送されることになったとの連絡を受け、保護観察所、保護司、自立準備ホームとの支援会議を開催した。会議では、本人の今の心情についての説明、ADLの確認、入所中に介護サービスが必要になった場合の対応や、次女の協力等について意

見交換した。定期受診については、近隣の総合病院へ通院を考えていることを説明した。刑務所から出してもらえる退所時処方箋が1週間分であることから、受診は次女夫婦に対応してもらうことを説明した。一方、受診については保護司の方でも対応可能の旨の発言があった。

- ・ 自立準備ホームでの入所期間が3ヶ月の為、拒否されることを覚悟で再度市高齢ふれあい課に相談。前回相談した際の資料が残っており、今回は事情を考慮してもらい措置の実施者になってもらえることになった。本人の希望に即し、市外の養護老人ホームで入所可能な施設があれば、市高齢ふれあい課に情報提供していくこととした。

【仮釈放になった要因】

- ・ 本人の更生意欲。
- ・ 本人の受刑生活態度が安定。
- ・ 出所後の本人の生活希望地に帰住先が決まったこと。(特別調整協力依頼書を受けてから3年後に仮釈放決定。)
- ・ 次女の身元保証人として協力が得られたこと。(次女は特別調整認定の知らせを受けた当初から仮釈放に向け協力する意思があった。次女に確たる信念があり、夫も拒否することはなかった。次女は、母親から可愛がられて育ったという、良い感情が根底にあり、また、信仰している宗教からくる信仰心が支えになっているようだった。)

経過 (フォローアップ)

【出所後～3ヶ月】

- ・ 出所時支援、行政手続き
(転入届、後期高齢者医療保険の加入、介護保険料の減免申請)
- ・ 医療機関への受診同行。
- ・ 養護老人ホーム入所申し込み。
- ・ 養護老人ホーム入所支援。
- ・ 家族との連絡。
- ・ 養護老人ホームに状況確認。

〈考察〉

■課題点

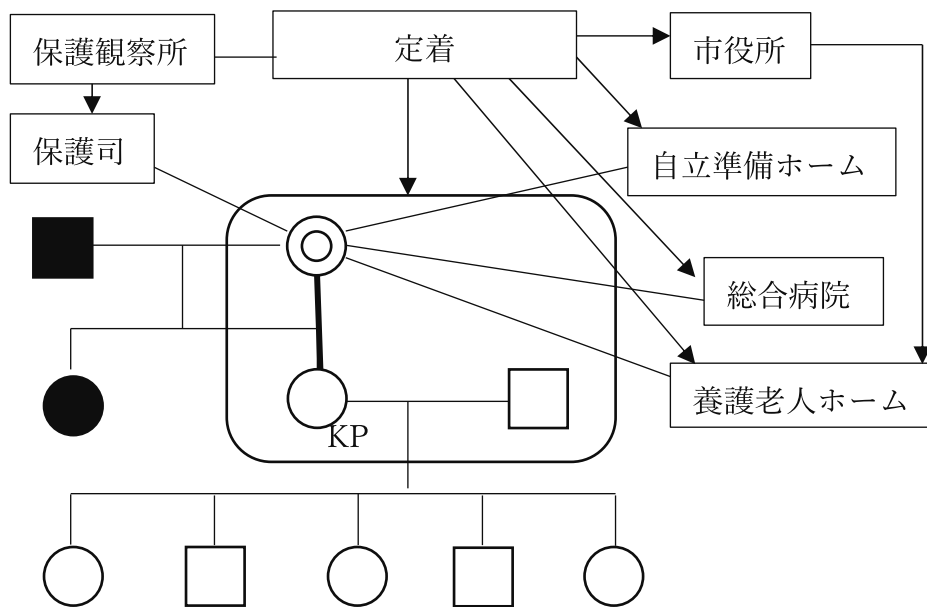
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策で、他の場所で2週間待機しなくてはならず、待機場所をどこにするかで苦慮した。特別定額給付金と長期収容での作業報奨金で、まとまったお金があったことからホテルでの待機も考えたが、出奔の可能性は否定できず、次女との一時同居も現実的とは言えず、暗礁に乗り上げた。

■工夫した点・うまくいった点

- ・ 先述の課題点について、今回は保護観察所の特別な措置で、仮釈放の2週間以上前に保護上移送してもらうことができた。
- ・ 仮釈放前、本人は刑務所を出ることに不安を感じていた。長期間、指示されて時間通りに動かされての生活だったため、自分で考えて動く「自由」に不安でいるということだった。それに対して、自立準備ホームの職員の方々は程よい距離感を持って接してくれたため、問題行動もなく自立準備ホームでの生活を送ることができた。

- ・自立準備ホームが次女夫婦宅から車で30分圏内ということもあり、面会や買い物等で協力が得られた。
- ・市役所の人事異動で、これまでとまったく逆の対応で、養護老人ホームの入所手続きが支障なく行えた。また、事件を起こした地元から離れた市の養護老人ホームに、タイミングよく空床が出て入所できた。
- ・3年強に渡る支援の中で、定着の担当者も3人目となったが、しっかり申し送りができていた。また、依頼元定着についても人事異動がある中で、お互いに情報共有ができた。

社会関係図（エコマップ）等



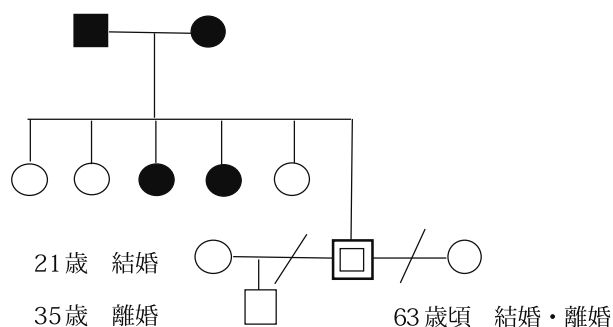
仮釈放期間内における住居確保・生活環境調整の事例

特別調整				相談時年齢	67歳	男性
IQ相当値	75	種別	障害(身体)	手帳	無	
疾患(主)	脳梗塞後遺症 左不全麻痺 高血圧			障害支援区分	要支援1	
経済面	生活保護 厚生年金					
罪名	覚せい剤取締法違反					
刑期(処分)	懲役1年2月(仮釈放)			入所度数	累5入	

支援前の状況

- ・厚生年金と生活保護費によりD市内のマ
ンションで単身生活
- ・親族は全員、絶縁状態となっており、支
援は期待出来ない。

ジェノグラム



両親は既に死去。姉5人がいるが、絶縁状態。結婚歴2回、1回目はA女と結婚したが、借金が原因で離婚、子供一人は妻が引き取る。2回目は知人で交際相手を刺し殺して受刑中であったB女に請われ、引き取り人となるため入籍。引き取りが不調になり離婚除籍。生活歴はない。

【生活歴】

- ・地元D市(県外)内中学校卒業後(15歳)、県外の自動車会社に集団就職し、1年後、地元へ帰郷、市内自動車会社就職、この頃、実父の病気、実母の男性関係で、家の中がごたごたしてストレスが溜まるようになり、知人の勧めで覚せい剤を使用するようになる(16歳)。
- ・21歳で結婚し、35歳で離婚するまでの14年間、数社の運送会社等で長距離等トラック運転手として稼働、2回の業務上過失傷害事件を起こし罰金刑を受けている。離婚原因は借金で、子供は妻が引き取る。
- ・D市内で工員として稼働していた折(36歳)、覚せい剤取締法違反で逮捕され、懲役10月、保護観察付執行猶予を受ける。
- ・4年間余り徒食生活を送るが、時折、短期のアルバイトをしていた頃(42歳)、覚せい剤取締法違反で逮捕され懲役10月の判決を受け受刑。
- ・仮釈放で知人宅へ帰住、D市内の建設会社、運送会社などで大工及び運転手として稼働していたが(49歳)、トラックを運転中、業務上過失致死事件を起こし、禁錮1年4月の判決を受け受刑。
- ・満期出所後(50歳)、事故相手が死亡したことをきっかけに不眠気味となり、心療内科へ通院治療をするとともに覚せい剤自己使用を再開した。

- ・左目の手術のため、D市内の病院に入院したことをきっかけに生活保護を受給。覚せい剤で錯乱状態になった知人が包丁を持って暴れだしたことを制止した際に、左手の掌に包丁が刺さり、左手の指がほとんど動かなくなった。
- ・54歳、覚せい剤取締法違反で逮捕され、懲役1年2月を受け受刑。
- ・満期出所後、D市内に居住し、生活保護を受ける。
- ・57歳、知人と室外機窃盗を繰り返して逮捕され、懲役1年6月を受け受刑。
- ・58歳、満期出所し、D市に居住、生活保護を受ける。覚せい剤の自己使用を再開。
- ・63歳、交際していた男を刺し殺した知人女性を出所時の身元引受人とするため入籍したが、引受人としては難しいと言われ籍を抜いた。
- ・C県立中央病院で脳梗塞の診断を受ける。次第に左半身に麻痺が生じ、左足が重たく歩行に障害が出た。
- ・64歳、刑務所を出所してきた覚せい剤仲間を一時期居候させたが、仲間が自分の名前を使って勝手に物を購入したり、最後は覚せい剤まで郵送させたりするようになった。さすがに我慢できず、仲間に出ていくよう求めると、最初は聞き入れられなかったが、仲間の生活保護が決定するとあっさり出ていった。
- ・67歳、覚せい剤仲間が訪ねてきて、目の前で覚せい剤を使い始めたので、一回位ならいいかと安易な気持ちで自己使用してしまう。その結果逮捕され、懲役1年2月の判決を受け受刑。

経過（コーディネート）

【本人情報】

既往症：左足骨折（10歳）、急性肝炎（35歳）、高血圧・左目網膜剥離（49歳）、不眠・うつ病（50歳）、C型肝炎（57歳）、脳梗塞：左半身麻痺（61歳：入院せず。内服治療）。

現在：脳梗塞後遺症、高血圧

投薬：降圧剤、睡眠剤、ビタミン剤、睡眠剤、降圧剤

医療面で注意を要する点：

- ・内科（血圧・C型肝炎）、精神科（不眠・うつ）、脳梗塞後遺症による左半身麻痺、右耳難聴・左耳聞こえないなどの課題があり、医療機関、福祉サービス等の確保が必要。
- ・48歳頃に、左手の掌に包丁が刺さり、腱を切断しているため左手の指がほとんど動かない。日常生活の中で、特に留意すべき点：
- ・ADLは全て自立しているが、足腰が悪く、自力で動けないことがある。怪我による左半身麻痺、右耳難聴、左耳は聞こえない状態。

性格・行動の特徴：

- ・神経質、心気症傾向、些細なことで気が沈みやすい。消極的で自主性、主体性に乏しく、困難な場面から逃避する傾向が強い。ひがみっぽく、不平不満や被害感情を抱きやすい傾向がある。

本人出所後の希望方針：

- ・地元には帰りたくない。これまでは友達を頼っていたが、帰ったら再び罪を犯す可能性が大。お墓のことは気になるが、生活が落ち着いたらどうするか考えたい。
- ・保証人のいない自分が住める所（アパート）を探して欲しい、スーパーと病院が近い所だと有り難い。
- ・2ヶ月ごとに8万4千円の厚生年金と年1回入る2万7千円の企業年金が、60万円ほど貯

- まっっており、そのお金で家を借り、自分で出来ることはやりたい。
- ・年金で足りない、医療費と家賃は市役所に面倒を見てもらいたい。
- ・身の周りのことは今まで自分でやってきたし、今のところ介護認定や支援を受ける必要はない。
- ・住む所が決まるまでは、更生保護施設で生活してもよい。
- ・穏やかに心配なく暮らしたい。昔みたいな生活はしたくない。過去を断ち切って再起したい。

7/19 特別調整協力等依頼書受理。

- ・面接は、受理前日の保護観察官面接立会を含め、あわせて3回実施。内1回は市役所介護保険課調査員面接立会。
- ・出所後、更生保護施設へ入所。(仮釈放機関1ヶ月保護観察付)
- ・刑期満了日に賃貸アパート入居。

【見立て】

- ・仮出所期間(12/5～翌年1/6)中、更生保護施設入居中の同行支援。居住候補アパート下見及び契約、家財道具、家電他生活必要物品の購入、居住地から近距離の内科・精神科病院への紹介、通信手段の確保のため携帯電話等の契約。

【調整結果】

- ・仮釈放期間中につき、更生保護施設入居OK。
- ・不動産会社の物件案内により、対象者身体状況に見合い且つ希望した物件の契約確保。入居は刑期満了に合わせるが、それまでの間、生活必要物品搬入OK。
- ・歩行可能な距離範囲での病院及び衣料品、食料品購入可能な大規模量販店、スーパー等の確認。
- ・投薬は仮釈放期間(更生保護施設入居中)から必要があり、早期の居住予定地から近距離の病院等同行。

【仮釈放になった要因】

矯正施設と保護観察所の協議により、以下の理由から仮釈放が決定される。

- ・帰住先の早期確保が可能。
- ・本人の更生意欲が顕著及び受刑生活態度が安定、刑務作業が優秀。

経過(フォローアップ)

【出所後～1ヶ月】～更生保護施設入居期間 平均週2～3回の面接

- ・不動産会社へ同行して居住地候補物件の見学、契約支援
- ・数回にわたり家具・家電他生活必需品の購入搬入支援
- ・左足不自由でも、自力歩行については可能な状況であることから、歩行可能な距離での自宅から近距離の病院同行支援

【出所後～2ヶ月から6ヶ月】約2回/月頻度での面接指導実施

- ・刑期満了日、更生保護施設からアパートへの入居支援。
- ・食料品、生活必需品購入、搬入支援
- ・内科・精神科病院への同行支援
- ・市役所生活保護課同行、生活・医療保護受給認定手続き支援
- ・介護福祉サービス関係機関との調整支援

【出所後～7ヶ月から1年】約1回/月頻度での面接指導実施

- ・生活状況確認
- ・各種相談受理、同回答助言 他

〈考察〉

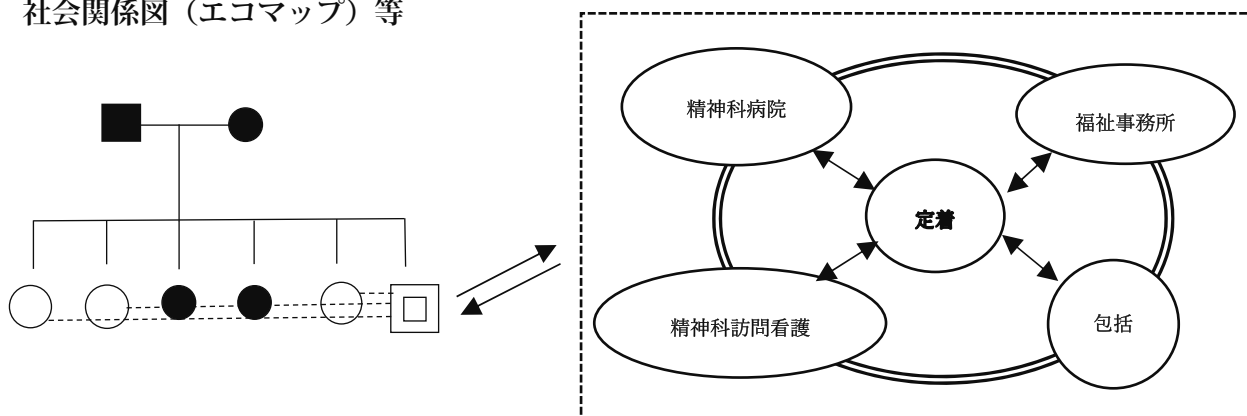
■課題点

- ・対象者の身体状況に見合った適切な環境下の居住地確保が困難であり、日常的な不動産会社との連携協力体制構築の必要性を認めた。

■工夫した点・うまくいった点

- ・仮釈放期間中入居した更生保護施設の協力を得て、定着の計画に添った外出が配慮された結果、スムーズな不動産物件確保及び家具家電などの購入、搬入する成果が得られた。
- ・仮釈放期間が満了し、更生保護施設を退去と同時に、居住アパートへの入居が出来た。対象者が自力歩行可能なエリア内に必要な病院（既に投薬を受けている）、日常生活必需品、食料品が購入出来る店舗を確保できた。
- ・市役所への交通手段として市バスを利用する必要があったが、20 mの距離にバス停があったため、交通の便が良かった。

社会関係図（エコマップ）等



仮釈放後のインフォーマル、フォーマルのネットワーク支援の事例					
特別調整			相談時年齢	30歳	男性
IQ相当値	53	種別	障害(知的)	手帳	療育手帳(B-1)
疾患(主)	ADHD、軽度知的障害		障害支援区分	無	
経済面	生活保護、障害年金(フォローアップ期間中に申請)				
罪名	窃盗、傷害、詐欺、詐欺未遂				
刑期(処分)	懲役5年6月(仮釈放)		入所度数	累2入	
支援前の状況			ジェノグラム		
<ul style="list-style-type: none"> ・実母の許で生活していたが、家出 ・家出後は、友人宅やネットカフェ等で宿泊 ・所持金が無くなり、ファミリーレストランで無銭飲食したり、被害者に対して背後からカッターナイフで脅して金品を強取等で逮捕。 			<p>母親と次女、次女の子は同居、県内在住 長女は県内在住、長男は県外在住 本人と母親、長女、次女との関係は良好</p>		
【生活歴】					
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校低学年から触法行為及び家庭環境の問題等あり、児相が支援介入。 ・中学校入学時から児童養護施設に入園、同園から中学校及び養護学校(特別支援学校)高等部に通学。同園入所中に自転車を奪取、補導、家庭裁判所に係属、不起訴処分。 ・養護学校(特別支援学校)高等部卒業後、塗装工として稼働、その間、窃盗罪で保護観察処分。その後障害者職業センターに通所、解体作業員として稼働、その間道路交通法違反、窃盗罪で試験観察(補導委託)処分。その後も解体作業員等として稼働、遊興費目的で窃盗、少年刑務所(初入)で受刑。 ・少年刑務所を満期釈放後、知人の許で生活、知人に誘われて指定暴力団に加入。暴力団事務所に寝泊まりしながら雑用をしていたが、暴力団排除命令による事務所明け渡しにより、住居を失う。その後同市内で稼働するが、現市の実母の許に帰住、実母及び実母の交際者と同居。実母の交際者から口うるさく言われたことを苦痛に感じ、家出。 					
経過(コーディネート)					
【本人情報】					
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション問題なし、理解力欠乏、ADL・IADL自立、内向的な性格、刑務作業態度は優秀、懲罰なし、出所後は施設に入って生活したい、就労にも意欲的、しっかり稼働し、いずれは単身アパートで生活したい。 <p>*本人とは約1年間で10回面接、内2回は自立準備ホーム(帰住先)管理者、内1回は基幹型、A型事業所との合同面接を実施</p>					
【家族情報】					
<ul style="list-style-type: none"> ・家族との関係性有り、キーパーソンである県内在住の母親と2番目の姉は同居しており、県内在住の1番目の姉とも連絡可能、本人への援助、協力に関して否定的ではない。 <p>*家族とは、約2回面談を実施、本人との面接状況等情報提供、自立準備ホームの管理者との顔合わせ、施設見学(自立準備ホーム)等を実施</p>					

【支援者情報】

- ・家族（母親と2番目の姉）や保護観察所、自立準備ホーム、基幹型、A型事業所、児童養護施設、医療機関等の担当者との処遇支援会議を計2回実施
- ・家族は生活保護受給者のため、援助は困難、受け入れ不可、本人の生活環境については、再犯のリスクや安心面を理由に単身生活ではなく、施設入所（集団生活）希望
- ・自立準備ホームは罪名（傷害）、反社会的集団との交友関係上の理由から、受け入れを要検討、本人との面談で決定する意向を示す
- ・基幹型、A型事業所も障害福祉サービスの利用検討のため、本人との面談を希望
- ・児童養護施設は、本人入所時の様子や生活実態等の情報提供有り、出所後本人との再会を希望

【見立て】

- ・本人は生活困窮を理由に、再犯する傾向が強いことから、金銭管理の支援が必要と判断
- ・本人との面談や生活歴の記録から、発達障害（ADHD等）の疑いあり、精神科病院での治療（通院、服薬等）が必要と判断
- ・刑務作業は優秀、刑務所内での生活も安定していることから、集団生活への順応や就労能力は高いと判断
- ・家族の一定の援助も期待できることから、フォーマル・インフォーマルの支援を組み合わせることができれば、十分に更生することは可能と判断

【調整結果】

- ・家族：出所後の定期的な交流、実現可能な範囲内での援助可能
- ・自立準備ホーム：受け入れ可能、金銭や服薬も施設側で管理し、本人への訓練も可能
- ・基幹型：本人のサービス利用意思確認、計画相談との連携可能
- ・A型事業所：受け入れ可能、体験利用等からスタート
- ・精神科病院：通院許可
- ・児童養護施設：出所後本人との関わり（心の拠り所）OK

【仮釈放になった要因】

- ・帰住先の早期確保
*満期釈放日より約1年前に帰住先、約5ヶ月前に仮釈放が決定、約4ヶ月前に仮釈放
- ・本人の更生意欲、社会生活（就労等）意欲の維持、向上
- ・本人の受刑生活態度が安定、刑務作業が優秀
- ・関係機関の多職種協働、機関間連携体制の構築及び家族の支援等の確保が可能

経過（フォローアップ）

【出所後～3ヶ月】約1回/月の頻度で面接実施

- ・出所時支援、行政手続き（住所変更、国保加入手続き、生活保護申請等）
- ・医療機関への受診同行（自立準備ホームとの役割分担）
- ・障害年金の申請（家族に一部依頼、家族との共同作業）
- ・児童養護施設（当時の世話人）への連絡、引き合わせ、施設訪問
- ・専門員を含む担当者会議の開催、参加
- ・A型事業所の見学、体験利用同行、同事業所訪問
- ・家族との連絡調整

【3ヶ月～6ヶ月】約1回/月の頻度で面接実施

- ・自立準備ホームを退去、GHへ入所移行

- ・ GH で金銭管理、本人への訓練開始
- ・ 専門員を含むモニタリング会議への参加
- ・ 医療機関への受診同行（自立準備ホームとの役割分担）
- ・ リフレッシュ支援（ショッピング、会食、趣味活動、生きがい探し等）
- ・ 家族との連絡調整

【6ヶ月～1年】約1回/2月の頻度で面接実施、その後相談支援業務へ移行

- ・ 障害年金支給決定、生活保護の廃止、金銭管理の訓練継続
- ・ 医療機関への受診同行（自立準備ホームとの役割分担）
- ・ 生きがいの獲得（福祉的就労から一般就労という目標の獲得）
- ・ 家族との連絡調整

〈考察〉

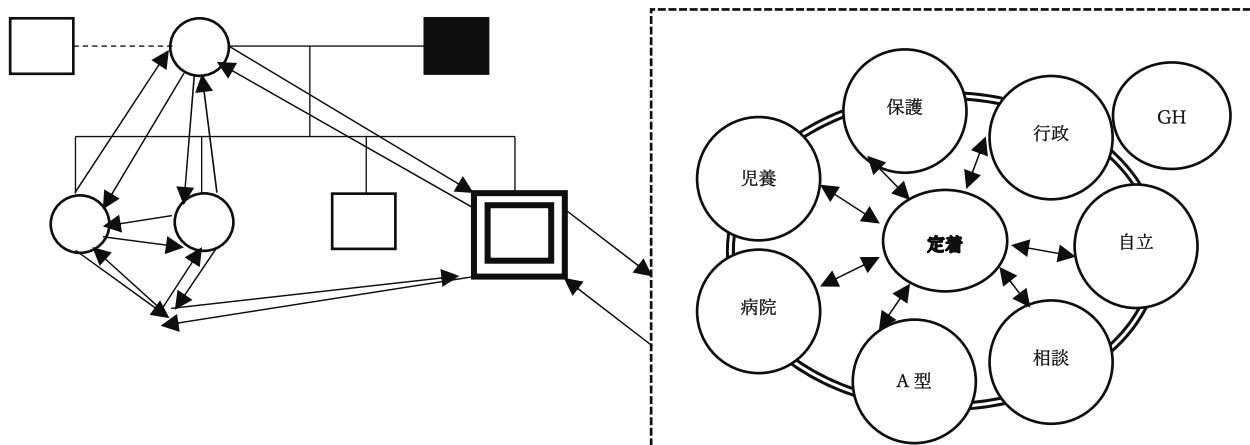
■課題点

- ・ 本人は内向的な性格で意思表示が苦手であったため、本人の意向や意志を支援者側が引き出し、より本人の意向に沿った支援を展開すべきであった。

■工夫した点・うまくいった点

- ・ 仮釈放により、限定的ではあるものの、保護観察に付され、保護観察官や保護司等の司法機関の介入することで、受け入れ施設や家族等の安心感に繋がったと同時に、司法と福祉の連携に繋がった。
- ・ 矯正施設内での面接時、理解力に課題がある本人に対し、口頭のみでの面接だけでなく、絵や図等視覚的なツールを用いて、本人の理解度の向上に努めた。
- ・ 家族との関わりを早期にかつ密に行ったため、信頼関係を築くことができ、様々な協力を得る事ができた。
- ・ 処遇支援会議やその他会議の開催、迅速な連絡調整等により、密な情報共有や意見交換、役割分担を行うことができた。
- ・ 本人が過去に入所し、心の拠り所としていた児童養護施設の世話人との連絡調整や本人との引き合わせを行い、本人の更生意欲の向上に繋がった。
- ・ フォローアップ期間に、時には支援者<BBS的な立場で本人に接し、ただ面接するだけでなく、昼食やショッピング、ドライブ等行動を共にし、リフレッシュ支援に努め、今後の夢や目標、その他世間話を共有した。

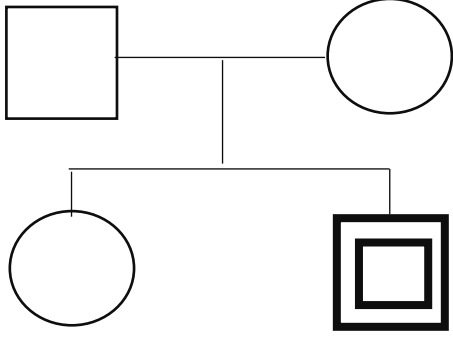
社会関係図（エコマップ）等



Chapter 8

フォローアップ

フォローアップ中の本人に対する理解の浸透を図った事例

特別調整				相談時年齢	62歳	男性
IQ相当値	60	種別	障害(知的)	手帳	無	
疾患(主)	軽度知的障害 アルコール依存症			障害支援区分	無	
経済面	生活保護					
罪名	常習累犯窃盗					
刑期(処分)	懲役2年6月			入所度数	累5入	
<p>支援前の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態の両親と同居していたが、本人が両親の福祉支援利用に反対していた。 ・両親から小遣いをもらい生活。街で知人と酒を飲んで使い、足りなくなると都度小遣いを要求していた。 ・23歳時から窃盗で刑務所への出入りをくり返しており、今回はスーパーで弁当を窃盗し逮捕され刑務所5入。 				<p>ジェノグラム</p>  <p>両親は本人が本件で刑務所入所中に特別養護老人ホームへ入所。姉は結婚し、県外在住。精神疾患があり、頼ることは難しい。</p>		
<p>【生活歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供のころは近所の仲間と一緒に遊びまわる元気な子だった。両親が仕事で家を留守にすることが多く、祖父母に甘やかされて成長した。 ・小学校、中学校を卒業し、普通高校に進学。高2頃から不登校が始まり、半分ほどしか通学できず卒業。卒業後、鉄工場に就労するも数年で退職し、家の農家を手伝い冬季間は関東方面に出稼ぎに出ていた。 ・23歳時に窃盗で初めて逮捕。その後は窃盗や住居侵入をくり返し、45歳時に窃盗で刑務所へ初入。出所後は両親の暮らす家に帰住するも、それから60歳になるまでの間、窃盗で刑務所への出入りをくり返し、刑務所へ4入。 ・アルコール依存症となり保健所から精神科通院を進められていた時期もあるが本人は拒否。50代半ばから「殺す」などの幻聴が出はじめ、泥酔で病院へ搬送されたり、父の入院先で「お金を出せ」と大声を出したりなどの行動あり。60歳時に父の同意により医療保護入院。 ・退院するも数か月に窃盗を行い、今回で刑務所5入。 						
<p>経過(コーディネート)</p> <p>【本人情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳時にアルコール依存症で医療保護入院した際、軽度知的障害の診断を受ける。今まで福祉支援を受けたことはなく、手帳は不所持。自宅への帰住希望はあるが、親戚の目もあり現実的に難しいと理解している。 <p>【家族情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回刑務所に入るまでは両親と同居。両親は要介護状態であり、包括が介入していたが、本人 						

が福祉支援利用を拒否していた。本人が本件で刑務所に入所した後、認知症の母親に成年後見人がつき、両親ともに特別養護老人ホームへ入所。

※両親とは1回面談を実施。父親は本人に対して拒否的である一方、認知症の母は本人へ「会いたい」とくり返し言う。

- ・姉は結婚し、県外在住。精神疾患があり、頼ることは難しい。

【地元の福祉支援者情報】

- ・両親の支援に包括、居宅介護支援事業所、特別養護老人ホーム、母の成年後見人である弁護士が関わっていた。両親の支援者は「地元に戻ってくれば両親の金をあてにして施設を退所させるかもしれない」と危惧しており、弁護士は「私は本人から両親を守らなければいけない立場」と言う。
- ・福祉事務所や福祉関係者からの聴取から、知人と飲酒しては気前よく自分が払い続けることで結果的に困窮状態となり、両親から多額の金銭を無心していたことがわかる。

【見立て】

- ・刑務所での面談では穏やかな様子。会話のやりとりから理解力の低さを感じられる。
- ・知的障害による理解力の低さとアルコール依存症が、生活上の『困難さ』の背景に感じられる。
- ・両親との関係性や、酒を勧める知人から離れるため、地元から離れて他地域で生活を再スタートすることが望ましいと考えられた。

【帰住地となった他地域の福祉支援者情報】

- ・年齢から療育手帳取得は困難と判断され、また介護保険にも該当しないため、幅広い分野からの支援を模索するため、無料低額宿泊所、福祉事務所、相談、精神科病院、包括に相談し、支援会議を行う。

【調整結果】

- ・他地域の無料低額宿泊所を一旦利用し、年金等の手続きを進めながら、今後について考えていくこととなる。
- ・数回の面接を行い、過去飲酒で失敗してきたことを一緒にふり返る。本人は少しずつ理解を深めたようで、今後は飲酒する環境から離れ、新たな土地で断酒して生活を再スタートすると本人は決意する。

経過（フォローアップ）

【出所後～3か月】

- ・出所時支援。生活保護申請、年金申請などの手続きに同行。
- ・無料低額宿泊所では、道に迷う、施設のルールを覚えられないなど、知的障害からか生活に慣れるまで時間がかかる。
- ・精神科病院へ通院同行。医師と相談し、断酒を続けるために日中はデイケアを利用することとなる。
- ・「両親へ会いたい」との希望が強くなってきたため、地元の支援者を訪問し、本人が酒を止め穏やかに生活できていることを定期的に報告。本人の希望を叶える機会を伺う。

【3か月～6か月】

- ・無料低額宿泊所の生活に慣れ、施設の仕事の手伝いを始める。帰住地域の支援者と定期的に情報交換。
- ・本人は出所後から禁酒を継続。
- ・母の後見人の弁護士を訪問。両親との面会について協議。
⇒弁護士「母も本人に会いたがっている。金銭面の相談を抜きにしての面会とし、定着の職員が立ち会うならば考える。」との返答。

- ・後見人の弁護士の意見をもとに、両親が入所する施設、包括と支援会議。面会の方向で検討を頂く。
- ・両親の施設からの返事を待ちきれず、本人は両親へ会いに行く。事前の支援会議において、このような事態も想定していたため、施設は両親との面会を許可。穏やかに面会し、母から「家に帰るように」と促され、面談を終える。
- ・その後、本人は交通事故に遭い、急に亡くなってしまふ。集中治療室にいる間に両親が車椅子で面会に来てくれ、その後本人は息を引き取る。

〈考察〉

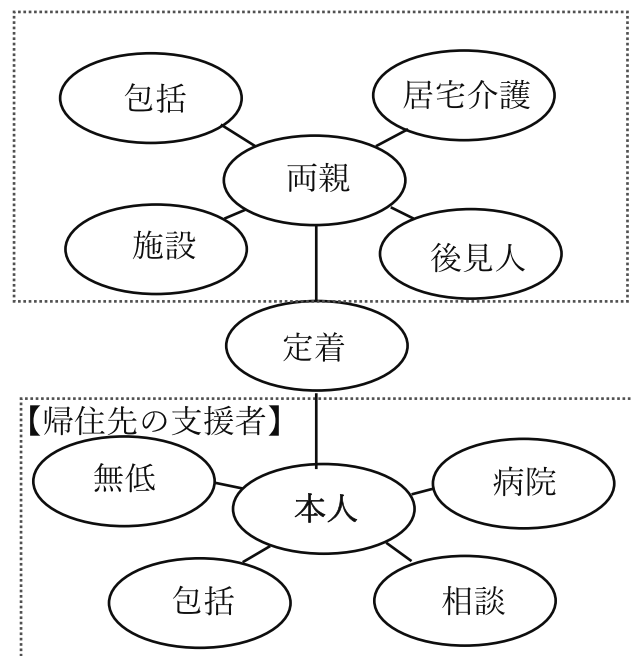
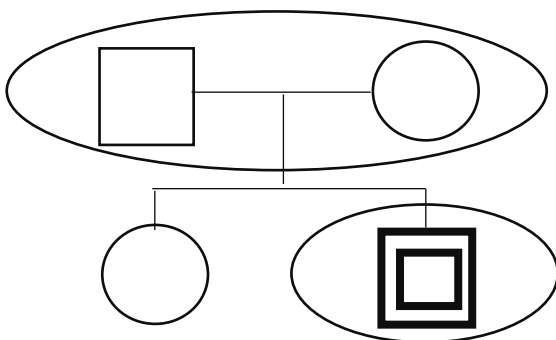
■課題点

- ・両親への暴言等で地域の福祉支援者から警戒されていた。
- ・地元住民からは本人に軽度知的障害があるということを理解されていなかった。
- ・地元の知人の存在が、飲酒を助長させ金銭を浪費した原因となっていた。
- ・障害福祉サービスにも高齢福祉サービスにも該当しなかった。

■工夫した点・うまくいった点

- ・地元を離れ、アルコールを断ち、福祉的視点での支援がなされたことで、本人は穏やかに生活ができるようになった。
- ・地元の福祉支援者や母の成年後見人から警戒されていたが、少しずつ理解を広げていくことができた。
- ・出所後も定着が主体的に関わり、帰住地の福祉支援者と連携をして支援を行った。

社会関係図（エコマップ）等



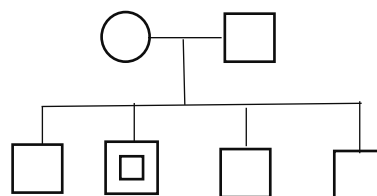
満期出所後における支援関係者のネットワーク形成の事例

特別調整				相談時年齢	35歳	男性
IQ相当値	59	種別	障害(精神)	手帳	精神2級	
疾患(主)	統合失調症、てんかん、適応障害、反社会性人格障害 ほか			障害支援区分	区分2	
経済面	生活保護 障害年金は該当せず					
罪名	威力業務妨害、公務執行妨害					
刑期(処分)	懲役1年10カ月			入所度数	累3入	

支援前の状況

- ・両親と同居していたが、父母が転出後、1人暮らしとなり生活保護受給。
- ・県内の精神科病院入院後、GHへ入所するが、1週間でGHを飛び出し、コンビニにて刃物で店員を脅し、金を要求、駆け付けた警察官に暴行を加え逮捕。
- ※入院、通院歴が数多くあるが、その時々で診断名が変わる。

ジェノグラム



父母ともに病弱、他県で生活保護受給中。入院や入所時等の保証人には同意協力可。兄弟との交流は薄い。

【生活歴】

- ・中学卒業後、定時制高校へ通うが中退。(いじめを苦に不登校・自殺企図あり)
- ・製造業、印刷工、配送業など7社勤務経験があるが、いずれも1年以内でトラブルなどあり自己都合退職。
- ・23歳の時、母に冷たくされたことを不満とし銃砲刀剣類所持取締法違反により服役。
- ・出所後、公園で知り合った女性と交際、経済的援助を受けるが、結果的に女性との喧嘩が原因で暴力行為等処罰に関する法律違反により服役。
- ・その後、父母が突然転居したため、アパート生活(生活保護)するが、精神不安定となり精神科病院へ医療保護入院、退院後GHを利用開始するが1週間後に飛び出し、本件により服役。

経過(コーディネート)

【本人情報】

- ・ADL/IADL自立、統合失調症、てんかん等により刑務所内で精神薬服用、懲罰6回、作業は単純労務がやっと可能、所内での訴えが多い。
- ・出所後は障害福祉サービス(GH利用、福祉的就労)を受けながら生活、将来的には自立してアパート生活を希望。

【家族情報】

- ・他県に住んでいる父母は、高齢及び病弱により収入が無く生活保護受給中であり援助は困難であるが、入院や入所時の際の保証人になる旨を申ししており協力に関して否定的ではない。兄弟とは疎遠である。※父母とは訪問面談して確認済み。

【見立て】

- ・劣等感が強く被害妄想を抱きやすい。パニックになって大胆な行動をとることで自分をアピールするなど、情緒不安定で周りの状況に左右されやすい。
- ・意図的な社会行動で注意を惹こうとする傾向がある。金銭管理が十分でなく、対人関係が苦手で、他者との距離感がつかみにくく、社会的に孤立しやすい。

- ・障害福祉サービスを利用した環境下での生活訓練が必要。
- ・本人との面談や関係者からの情報から、多岐にわたる精神疾患に対応するため精神科の通院投薬は必須。

【出所までの関係機関調整状況①】

- ・帰住地の市福祉事務所にて保健福祉総務課、障害福祉課、生活保護課及び保健所、社協等の関係機関を交えて支援会議3回開催、GHとB型事業所への就労を目指すとともに、通院可能な病院の確保について進めていく方針を立てる。
- ・障害福祉サービス利用について市内外の施設を訪問するが、過去に起こした施設職員や利用者とのトラブル行動が知れ渡っており、受け入れ拒否や体験入所してから判断との回答あり。
- ・通院可能な病院の確保のため近隣の病院を4カ所訪問するが、担当医師や利用患者とのトラブルが多発していた過去の状況を知っており、すべて通院を拒否される。

【出所までの関係機関調整状況②】

GHの利用や通院先の確保が困難な状況から、再度、支援会議2回開催。

- ・当面、シェルター（生活困窮者対応）にて在宅生活をスタートすると同時に障害福祉サービス（GH、B型事業所）の利用を進めていく。
- ・市内にあるシェルター（生活困窮）管理者の協力を仰ぎ住居を確保する。
- ・少年時代のかかりつけの医院を説得、精神科クリニックを紹介いただき診てもらう。
- ・本人は金遣いが荒いことから、金銭の管理が必要。
- ・対人関係によるトラブルが多いため、周囲に良き理解者を置くことで心の安定を維持し、トラブルを未然に防ぐ工夫を考えていく。
- ・集団の中である程度は協調できるが、慣れた関係性では自己主張する傾向が強いため、関係する支援者は統一した方向性をもって支援にあたる必要がある。

経過（フォローアップ）

【出所後に行った支援内容】

- ・障害福祉サービス利用（GH）について相談を中心に探していくことになるが、それまでの間は在宅生活になるので、以下の支援を実施していくことを支援会議で決定し、実行していく。
- ① 障害福祉サービス利用（GH）について
→相談を中心に施設見学と体験利用を進める。
 - ② 精神科病院通院時の支援者同行（医師から同伴者が必須との通院条件が出される）
→支援者が交代で対応（月2回）。
 - ③ 自宅（シェルター）へ訪問し本人の話を聴く。
→支援者が交代で対応（毎週金曜日に訪問）。
支援者→市（障害）各担当者・専門員・定着職員、時々昼食を一緒に食べる。
 - ④ 月1回の支援会議（市（障害・生活保護）各担当者、シェルター管理者、専門員、定着職員）
→原則、本人参加で実施。
 - ⑤ 支援者間の情報共有ネットワーク
→本人の生活に変動が起きた事項については常に共有（事あるごとに携帯で連絡）。
 - ⑥ 金銭の管理について社協の日常生活自立支援事業への申し込み
 - ⑦ 救急搬送、警察保護時の対応
→市在住の支援者（シェルター管理者の協力）で対応。

【出所後の状況】

当初、精神不安定による様々な注意獲得行動（行政窓口に出向き大声で訴えをまくしたてる、単独で通院してトラブル、「殴られた」と言って包帯やシップを貼って会議に参加、飲酒により救

急搬送、店で大声を発し保護など）が見られたが、徐々にではあるがトラブル回数は減ってきている。

その理由としては、支援者同士が常に情報を共有し、決められた指針の下に定期的な訪問・傾聴活動を行うことにより心の安定が図られたのではないかと考える。

このような訪問・傾聴活動を繰り返しながら、障害福祉サービスのショートステイ（短期入所）やB型事業所への通所を何度か試し、現在は、以前から本人の性格行動をよく知り、また理解している施設管理者が運営するGHへ入所。B型事業所で就労して生活している。

現在も、定期的に事業所に市障害担当、相談、定着職員が参集して支援会議を開催しており、フォローアップを継続している。

〈考察〉

■課題点

- ・本人の意向に沿った支援を目指したものの、際限なく次々と出される不平不満・要望に対する対応には限度がある。根本的に本人が感情のままに行動してしまうことに対する対応が見定められない状況が続いているところであるが、引き続き継続した共同支援を続けていきたいと考える。

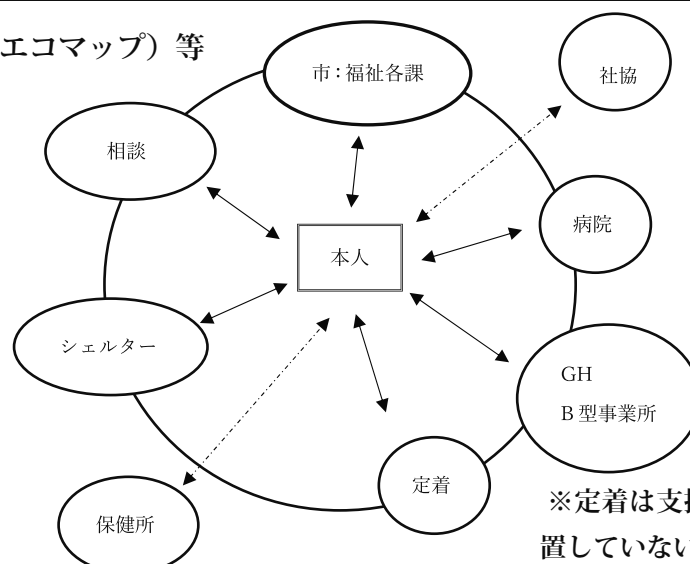
■工夫している点、うまくいった点

- ・定着では「地域で暮らし生活する住民の一人を支援する」ことを目指しており、市町村行政の理解無くしての支援は上手くいかないと考えている。そのため、当初から行政を中心とした支援会議を行い、多くの関係者を巻き込みながら支援する体制を作り、結果的に地域の支援者を増やしていくことを目指しており、定着から各機関に会議への参加を呼び掛けている。
- ・行政の参加を得ながらの支援会議を毎月開催出来たことで、出席した関係者（支援者）は、共通理解と方向性を共有することができた。
- ・支援会議を重ねることで、それぞれの支援者の役割分担を明確にして支援することが出来た。結果的に支援に係る負担が一部の機関に偏ることなく支援者の疲労感が軽減された。
- ・支援会議を通じてそれぞれの支援者は一貫した方針の元、本人への対応をしたことで、支援を受ける本人の戸惑いも減少して多少は精神の安定に繋がったものとする。

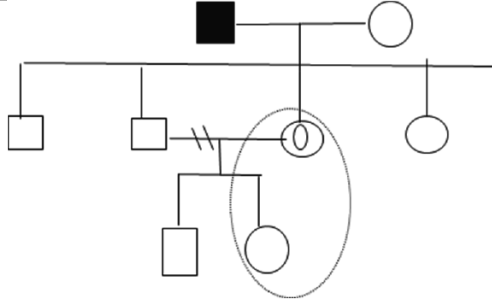
※過去に実施していた福祉支援を見直し、多くの関係者が情報・方向性を共有しながら支援することで、ある程度の改善は見られているものの、安心できる状況ではない。

今後も複数の支援者が分担しながら支援継続する予定である。

社会関係図（エコマップ）等



みきどっくり
お神酒徳利（共依存）母娘の支援体制を整えた事例

特別調整				相談時年齢	73歳	女性
IQ相当値	31	種別	高齢・障害疑(知的)	手帳	無	
疾患(主)	高血圧症、腸閉塞、腎機能低下			要介護度	要介護1	
経済面	生活保護受給・老齢基礎年金受給					
罪名	窃盗					
刑期(処分)	1年6月			入所度数	初入	
支援前の状況	<p>・本人は要支援1で、介護保険ヘルパー週2回利用。買物代行1回、掃除1回。掃除が主。サービスが午前9時開始だったので、安く買えるスーパーでの買物を頼めなかったと、本人の話。</p> <p>本人)きれいい好き。思っていることをストレートに言う。娘は能力が低いので、自分がなんとかしなければと考えている。</p> <p>長女)おっとりしている。母親想い。能力はあるが母親に干渉されすぎ情緒不安定になることがある。</p>			ジェノグラム	 <p>市営住宅で長女と2人暮らし。長女は軽度知的障害の疑い、精神科病院の入退院を繰り返していた。長男は、別居(音信不通)。C(実兄の長男の妻)が友人で、生活費の管理、買物等、手伝ってくれていた。</p>	

【生活歴】

- ・D市で生まれる。4人兄弟の2番目(兄、妹、弟)
- ・小学校時、字の読み書きできず、勉強がわからなかった。小5から不登校。
- ・中学校時、不登校。家で10歳年下の実弟の世話をしていた。
- ・20歳で、Aと見合い結婚。21歳で長男を出産、24歳で長女を出産。
- ・30歳、Aと離婚し実家に戻る。祖母が子供2人の世話をしていた。
- ・40歳、実家に帰らず遊んでいたの親に精神科に入院させられた。5年間入院していた。長女は覚せい剤使用で、逮捕、勾留、執行猶予。後遺症で被害妄想、幻聴の症状で精神科入退院を繰り返す。
- ・45歳、長女と2人で市営住宅に住む。生活保護受給。長女がお金の管理をする。長男は家を出ていき、疎遠。本人と長女は、ほとんど一緒に行動し、お互いにイライラして口喧嘩になる。
- ・67歳、お小遣いをもらっていた祖母が亡くなり、生活保護のお金だけでは生活が苦しく、店でお菓子、食料品等を盗むようになった。
- ・70歳、自転車で転倒し右手首骨折をきっかけに、介護保険ヘルパー週2回利用。母の過干渉に長女がイライラし、精神状態がより不安定になる。長女の不安定な状態に、本人がイライラし口論になるという悪循環を繰り返す。本人は食事が摂れず、不定愁訴を訴え病院めぐりをする。本人の訴えにCMがふりまわされる。
- ・71歳、ホームセンターで入浴剤等3点を窃盗。同日店で和菓子2点を窃盗。
- ・72歳、スーパーにておにぎり1個窃盗。逮捕され、懲役1年6月の実刑となる。
- ・74歳、6/16に出所し、市営住宅で1人生活。10/2に長女が退院。
- ・75歳、1/16 甥夫婦の手伝いで、新居の市営住宅に引越す。

経過（コーディネート）

10/11 【インテークで本人の意向を確認し、支援の見通しを立てる】

- ・刑務所で本人と初回面会。本人の意向「家に戻って娘と一緒に暮らしたい。自分の家があるのに、施設に行くのは嫌。」 同月、本人の承諾を得て、長女が入院していると思われる病院の PSW に定着から連絡を入れる。長女の立ち合いで、空家になっている家が住める状態かを確認する事になる。

10/17 【本人の以前の生活状況のアセスメントと支援体制について相談】

- ・包括訪問。逮捕前の母娘の生活状況を聞き取る。介護保険の代行申請、出所後の地域でのサポートを依頼する。同日、市役所生活保護課訪問。生活保護受給の事前相談を行う。住宅課に市営住宅の家賃滞納金の確認を行う。

12/19 【生活環境のアセスメント】

- ・長女の入院先の PSW、担当看護師、包括所長、定着職員で、長女の立ち合いで自宅に上がる。長女が自宅のカギを病院に預けていた。雨漏り、床抜け等の傷みはなく、部屋は整理された状態で、掃除をすればすぐに住める状態。公共料金の請求書を定着が預かり、滞納金の確認をする。

【見立て】

- ・本人宅に行き、住める状態であることを確認した。長女と話をし、長女も自宅で一緒に生活することを望んでいることを確認した。
- ・支援の目標として、以前のような 2 人だけの生活で関係が煮詰まらないように福祉サービスを利用し ①お互い干渉されず自分の時間を過ごせること。② 2 人それぞれに相談相手がいること。③フォローアップ時、支援者の要は定着職員から CM に移行すること。④遠い将来、長女がひとりになった場合、ひとりで生活できる基盤をつくること。

12/27 【本人、長女の支援について相談】

- ・包括で支援について相談。
 - ① 担当 CM について…以前の担当 CM は異動になり、新しい CM は包括が探すことになる。包括所長「いい意味で余裕をもってふりまわされてくれる経験、技量のある CM を探します。」
 - ② 長女との同居についての包括の見解…以前は、長女の不安定な状態が本人のストレスになり、不定愁訴で病院巡りをしていた。食欲が低下し、体重 35kg になり、ふらふらして自転車を歩行器代わりに歩いていた。本人 1 人なら地域で支えていけるが、長女と同居すると以前と同じことになるのではと懸念する。③定着からの提案…長女との同居は、本人も長女も望んでいる。以前は長女を支援する体制がなく、2 人で過ごす時間がほとんどであった。それにより、お互い煮詰まった。今回は入院中に障害福祉サービス利用の手続きを進めていき、本人の生活が安定し、長女の退院準備が整ってから、2 人暮らしを始めたいと考える。定着が病院 PSW と連携していく。

翌年 2/5 刑務所にて、包括 2 名、定着職員 2 名で本人と面会。

- ・介護保険サービス利用の同意を得る。長女の障害福祉サービス利用について本人に話をする。長女がサービスを利用できることに本人は驚いていた。

3/28 本人の支援者会議 検討課題：長女との同居の準備

4/3 【長女、本人の支援について入院先病院に相談】

- ・入院先の主治医、担当看護師と面談。主治医「2 人はお神酒徳利の関係で（2 人で一对。仲が良くても悪くても離れられない関係）お互い、いないと不安定になるし、一緒にいすぎるとしんどくなり、離れたくなる。母親が服役中、1 人で生活できず、措置入院となった。母親が戻

るのを待っており、家に帰りたがるのは当然。病院側として、無理やり長女を引き留める事はできない。準備が整うまで退院を伸ばすことはできる。」病院 PSW が、手帳、障害福祉サービス利用の手続きを進めることになる。定着は申請手続きの手伝いをするようになる。

5/16 新担当 CM、包括 2 名、定着職員 2 名が刑務所で本人と面会。

- ・出所後すぐにサービス開始できるよう、アセスメント、介護保険課に提出する書類を整える。本人に長女のサービス利用について説明し了解を得る。

6/6 【本人と長女の支援者の合同会議】

出席者：担当 CM、包括 2 名、訪問看護所長、訪問介護事業所 2 名、定着職員 2 名

検討課題：①情報共有 ②サービス計画、内容の確認（2 人のヘルパー利用事業所が同じなので、2 人の様子確認が確実に継続的に行える。）

- ・訪問看護は、最初は本人で入り、長女の外出時に話す機会を持ち、長女が同意すれば、長女にもサービスが入る。通所サービスは、2 人の生活が落ち着いてから始める。

【調整結果】

- ・経済的基盤：生活保護申請を行う。老齢基礎年金の振込先通帳の所在確認を本人と一緒にやる。市営住宅の家賃滞納金を返済していく。
- ・健康管理：CM に病院受診、訪問看護の導入を依頼する。
- ・福祉サービスの利用：ヘルパーを利用し、屋内の環境を整え、本人に代わって食材、日用品の買い物を行う。
- ・長女の福祉サービス利用：入院先 PSW と連携し、精神手帳取得、福祉サービス利用申請を行い、専門員に繋ぐ。訪問看護を導入する。
- ・金銭管理：市社協の「日常生活自立支援事業」の導入。自宅に社協職員が訪問し、事業利用について説明を行う。

経過（フォローアップ）

6/16 出所

- ・本人は入院先の娘に毎日電話し、準備が整ったら退院できると話す。長女からも度々電話がある。訪問介護、CM、定着職員が生活環境を整えていく。

6/28 【親族が入所中もサポートしてくれたことがわかる。】

- ・電話にて本人「昨日、兄と C が家に来てくれた。公共料金の振込みは、服役中、母親がしてくれていた。」服役中、本人は「母親や親族に合わず顔がない。頼めない。今まで相談に乗ってくれた C の連絡先や名前はわからない。」と、話していた。自宅にある電話帳を見て、C に連絡したとのこと。

7/13 【親族のサポートが得られることを確認】

- ・C と本人宅で面談。権利擁護事業の利用について提案する。C 「以前のようにこれからも振込みや手伝いはしていく。」と話される。

8/30 【本人と長女の支援者会議開催】

出席者：長女（短時間の出席） 主治医 病院 PSW CM 包括 1 名 訪問看護 2 名 訪問介護 2 名 定着職員 1 名

検討課題：①長女の状態について情報共有 ②退院時期は、長女のサービスの調整が整う 10 月中を目途とする。

10/2 長女の退院。長女の障害福祉サービス利用開始。

翌年 2/18 定例会にてフォローアップ終了の承認を得る。

フォローアップ時の本人、長女に関わる訪問、電話の回数

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年1月
訪問回数	4	5	4	2	1	1	1	0
架電回数	10	19	11	8	1	1	0	1
入電回数	5	7	5	8	1	0	0	2

〈考察〉 出所間もない頃は、定着職員が相談先だったが、徐々に CM との信頼関係ができ CM が身近な相談相手になった。10月に長女が退院後安定して生活でき、定着職員が電話をしたり、定着職員に電話があったり、同行や訪問する回数が減った。

〈考察〉

■うまくいった点

- ・以前の2人の生活は限られた人間関係の中で、お互いのストレスをぶつけ合い、共依存の悪循環に陥っていた。今回のコーディネート段階で、本人だけでなく長女の実環境、支援体制を整えることで（家族システム論の活用）お互いのストレスを複数の支援者にぶつけ、相談できるようになった。現在（令和2年11月現在）本人はデイサービスを週2回利用し、デイサービスの職員に長女の愚痴を聞いてもらったり、他の利用者とおしゃべりを楽しんでいる。長女はB型事業所の通所を週2回利用し職員や利用者達と行事の外出を楽しんでいる。お互い1人で、自宅で過ごす日を楽しんでいる。新居に引越し、真新しい環境で生活することが2人共通の目標になっていた。日常生活自立支援事業を利用しないで、親戚Cにお金の管理を手伝ってもらうことで、親族との繋がりが希薄にならずに続いている。長女は状態の不安定な時もあるが、現在まで入院に至っていない。

■工夫した点

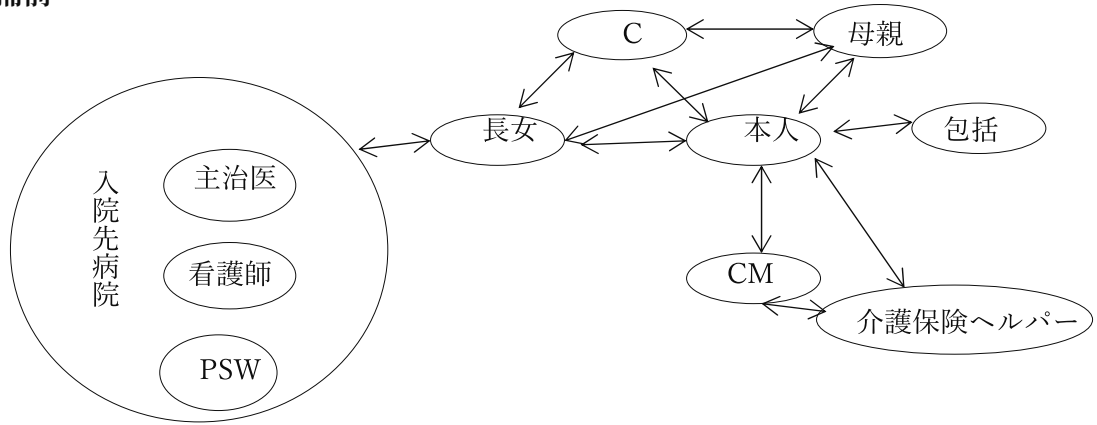
- ・本人だけでなく、長女の支援体制づくりをコーディネート段階で考えたこと。長女の入院先のPSWと連携し、手帳、障害福祉サービス申請の手続きを分担した。病院の外に出にくいPSW、長女の代りに、定着職員が市役所に足を運んだ。

■課題点

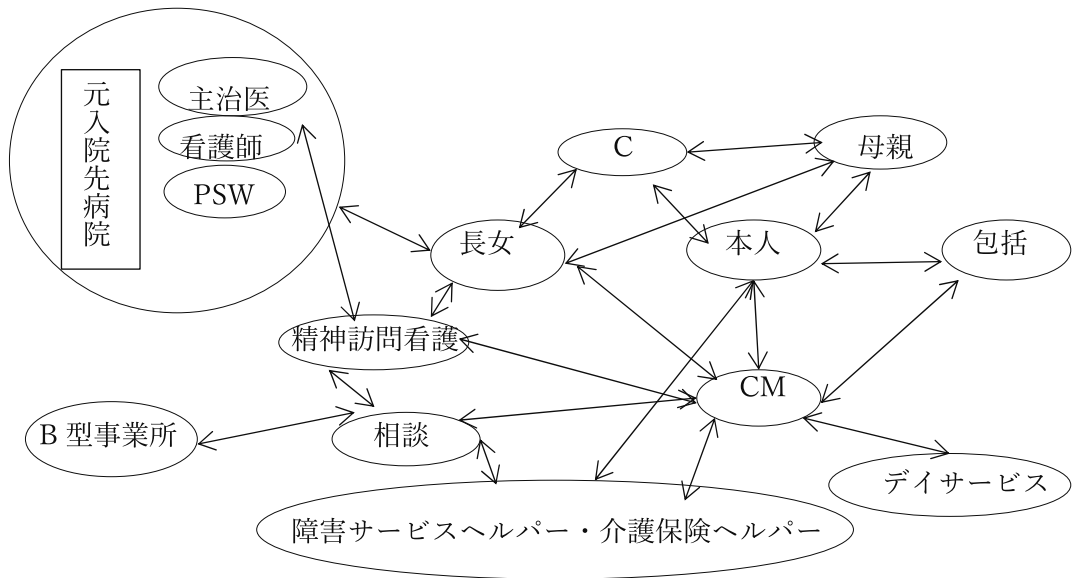
- ・入所中にCの連絡先がわかっていたら本人の同意の上、早いうちに連絡を取ることができたと考える。本人の老齢基礎年金の振込先、公共料金の支払い、本人名義の通帳、印鑑等、入所中に不明な点が解決できたと考える。読み書きができないことで、入所中外部とのコミュニケーションが閉ざされていた。司法の仕組みでは難しいかもしれないが、特別調整が必要になる可能性のある人に、弁護人が本人の更生に必要な情報（今回の場合、支援してくれる親族の住所と電話番号）を拘置所にいる本人に差し入れるという事は、できないだろうか。

社会関係図（エコマップ）等

○逮捕前



フォローアップ終了時期



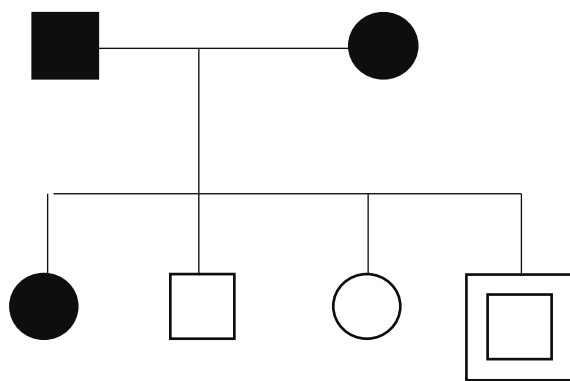
相談支援業務から定着の働きかけで特別調整にあげてもらい、出口支援につなげた事例
～成年後見人との連携の実際～

特別調整		相談時年齢	63歳	男性
IQ相当値	32	種別	障害(知的)	手帳
疾患(主)	糖尿病、高血圧症		障害支援区分	無
経済面	障害年金			
罪名	詐欺(無銭飲食)			
刑期(処分)	2年2か月	入所度数	累4入	

支援前の状況(箇条書きで記載)

- ・一人暮らし。
- ・配食弁当やヘルパーを利用。
- ・障害年金と生活保護受給し、成年後見人から1週間に2回、お小遣いをもらう生活をしていた。
- ・昼間から仲間と集まってお酒を飲み、その後、スナックに行って飲むのが好きだった。小遣い以上の出費をしまい、詐欺(無銭飲食)を繰り返す。
- ・執行猶予期間中の再犯で、2年2か月の実刑になった。

ジェノグラム



兄と次姉は県内在住だが、絶縁状態である。

【生活歴】

- ・幼少期から知的障害があり、10歳～15歳頃まで障害者施設で生活。
- ・15歳～実家で母と共に暮らす。
- ・15歳～25歳頃まで仕事を転々とする。
- ・25歳頃～仕事をしなくなり、徒食生活。酒飲み仲間が多数おり、スナックで酒を飲むのが好きで、浪費や無銭飲食が始まる。
- ・40歳頃、療育手帳を取得。
- ・43歳～61歳までの間、詐欺(スナックでの無銭飲食)で4回刑務所入所。
- ・51歳、3回目の出所時までは兄のもとに帰っていたが、本人の浪費、酒癖の悪さで兄も面倒を見られなくなり、以降、障害年金と生活保護を受給しながら一人暮らし。
- ・60歳頃、本人が、知人から金銭管理をしてくれる制度(成年後見制度)を覚えてもらい、家庭裁判所に相談したことがきっかけで、成年後見制度につながる。
- ・61歳、成年後見人(成年後見センターの法人後見)選任。法人成年後見人が週に2回小遣いを渡し、配食弁当やヘルパー、作業所などの福祉サービスの利用調整をしたが、本人が、その時の気分でキャンセルするなどサービス利用が定着しなかった。
- ・昼間から酒を飲み、夜はスナックに行くという生活は変わらず、酒を飲んで成年後見人に電話し、「金を出せ」と暴言を吐いたり、収入以上に浪費してしまう生活が続いて、最終的に平成××年4月、詐欺で4回目の刑務所入所に至った。

経過(コーディネート)

【支援経過】

- ・平成××年11月、成年後見人から自立支援センターに相談があったことで支援開始。
- ・11月、²自立支援センターによる相談支援業務→特別調整選出→翌年10月定着によるコーディネ

ネット業務→6月出所・施設入所→フォローアップ業務→現在に至る。

【本人情報、見立て】

- ・ADLは自立。前述のような持病あり、内科受診などの医療的な支援が必要。
- ・IQ32であり、知的能力の制限があり、他者からの説明などを的確に理解することができないことが多く、コミュニケーションの取りづらさがある。また、目先の楽しさを優先し、他者からのアドバイスを素直に受け入れることができない傾向があるため、集団生活が難しく、刑務所内では昼夜単独室で生活をしていた。
- ・刑務所出所後は帰る家がない。本人はアパートで一人暮らしをしたいという希望があるが、お酒の失敗、浪費癖があるため、出所後は施設入所が望ましい。また、お酒の問題に関しては、精神科の受診の検討が必要。

【相談前状況】

- ・本人の成年後見人は、「出所すればすぐにお酒を飲み、無銭飲食を行うリスクが高い。出所当日から見守りのある施設へ入所をした方がよいと考えているが、どのように出所時の支援につながればいいのかわからない。」という悩みを抱えていた。

【相談支援業務】

- ・平成××年11月、自立支援センターの職員である成年後見人より出所時の支援について相談あり。入口支援ではないが、相談支援業務として支援開始。
- ・自立支援センターより、刑務所のSWに特別調整にあげてもらえないか相談。

【コーディネート業務】

- ・翌年10月、特別調整にあがり、定着職員が行う面接に、成年後見人と自立支援センター職員が同行した。
- ・1～3回の面接では、本人は「自由にしたいから」と一人暮らしを希望。しかし、一方で「出所したらすぐお酒を飲む。また無銭飲食をするかもしれない。もう刑務所はこりごり」という本人の気持ちは見受けられた。各支援者が連携しながら、施設入所について本人へ提案していったところ、「だれかが見てくれるところの方が安心かもしれない」と思いが芽生えたようで、施設希望の言葉が出てきたので、施設を探すことになった。
- ・4月～定着の受託法人が当法人に変更。自立支援センターと定着の業務を兼務する職員が、コーディネート業務に携わる。
- ・成年後見人とともに、救護施設や障害者入所施設を探す。満床。一か所、宿泊型に空きがあることがわかる。

～ここで、壁にあたる。～

『IQ30台という知的能力の制限によりコミュニケーションの困難さがあること、集団生活が難しい点、無銭飲食などのお酒のトラブル。』という本人の障害・性向に対し、宿泊型としては、受け入れに難色。「自立訓練施設に馴染まない。救護施設やGHのほうが見守りも多く適しているのでは？」との懸念を表明。

- ・宿泊型の職員と本人の面接（新型コロナウイルス感染対策のため、テレビ会議）の場を設けた。本人→施設内の写真を見ると、一人部屋であり、施設内が新しく綺麗であることにより印象を持ち、施設入所に前向きになった。

施設→上記の懸念はぬぐえず。

- ・もう一度、施設と本人の面接（テレビ会議）実施。その場に、成年後見人・入所前から支援をしていた相談・定着も参加。

² 自立支援センター：県再犯防止推進計画に基づき、県が主として入り口支援をするために設置したセンター。

施設側の懸念への対処として、

- 1, 成年後見人が当面は1週間に1回のお金の受け渡しを行い、お酒を購入できるほどの大金を本人が持たないようにする。また、面談を通して、本人の不満や不安のガス抜きの時間をもち、施設生活や他利用者などへの不満を吐き出してもらいお酒に走らないようにする。
- 2, 施設隣接の精神科で、アルコール依存症の治療を行う。
- 3, 相談、定着も支援の輪に入り、フォローアップのため定期訪問を行う、適宜支援者会議を行う。

以上の3点を打ち出したところ、施設受け入れ可としてもらった。

経過（フォローアップ）

【フォローアップ業務】

- ・ 出所時支援、行政手続き、買い物支援・・・成年後見人、定着
- ・ 日ごろのフォロー、通院同行、買い物支援・・・施設
- ・ 定期訪問・・・成年後見人（1週間に1回）、定着（1か月に1回）、相談（3か月に1回）
- ・ 支援者会議・・・出所後1か月、以降、3か月に1回開催。その他、適宜。

～色々と、ありました。～

- ① 出所して1か月、飲酒。

（対処）施設側から嚴重注意。本人交えた支援者会議を実施。

（その後）嚴重注意で本人が反省したことと、アルコール依存症の治療も功を奏して、以降飲酒には至らず。

- ② 出所して3か月、「早くアパートを探せ！」と一人暮らしができない不満が爆発。

（対処）本人を交えた支援者会議を実施。

（要因）出所後に施設入所はしたが、『一人暮らしをしたい』という元々の思いは消えていなかった。支援者との面談のたびに本人が口に出していたが、一人暮らしに向けての具体的な時期などの支援方針が示されず、不安が募っていた。また、体調が悪い日が続いて、イライラして暴言につながったことが分かった。

（本音）支援者会議にて、支援者から本人に「ご希望があるなら、アパートに移る準備をしましょう。」と提案し、具体的なスケジュールなどを決めようとした。

しかし、『実際にアパートに移れば、今のように施設職員にすぐに相談できなくなる、施設で仲良くなった他利用者と話ができなくなる』ということに寂しさを覚え、「（宿泊型の入所期限である）2年が来るまでここにおる。」という言葉が本人から聞かれた。

元々、一人でお酒を飲むのではなく、人恋しくなってスナックでお酒を飲むタイプであったため、施設で他者に囲まれた生活が寂しさを紛らわせており、このような発言が出たのではないかと考えられる。本人は現在も施設で生活をされている。

<考察>

■工夫した点

- ・ 本人の意思決定支援の際に、1つの機関から施設入所を勧めるのではなく、複数の支援者（刑務所のSW、成年後見人、定着）が協力して多方面から本人へ話をした点。
- ・ 成年後見人の1週間に1回の面談で、本人も施設職員も、よいガス抜きの時間になっている。この面談で課題があがれば、成年後見人から他支援者にタイムリーに情報共

有ができ、問題があったときには支援者会議のスムーズな開催、課題のスムーズな解決へとつながっている。

- ・施設担当職員が丁寧に本人の話を聞く機会を持ったり、お酒に走らないよう、音楽などの趣味を一緒に見つけたりと、伴走支援を行ってくれている。
- ・『本人と施設』、『本人と成年後見人』など、本人とひとつの機関が密接な関係になるとお互いが疲弊してしまうため、本人、施設、成年後見人の関係性を相談と定着がバックアップで支援している。
- ・本ケースは、成年後見人と定着が同一法人内にあり、相談支援業務→コーディネート業務→フォローアップ業務という一連の流れにおいて、連携を密にすることができた。課題の掘り起こしや情報共有、支援方針の決定までスムーズに行うことができた。

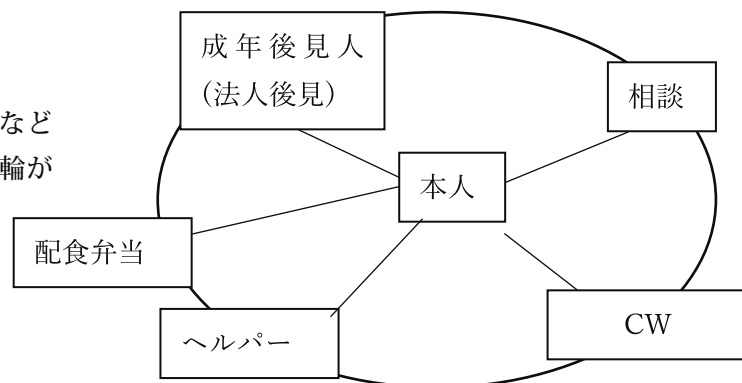
■課題点

- ・対象者が理解力に乏しいなかでの意思決定支援（本ケースでは施設入所までの意思決定）の困難さ。
- ・対象者が刑務所に入所した後に、地域の支援者が相談できる機関として、定着を当該支援者が知っているかどうか（定着の知名度）。悩んだときの相談先が地域にあるかどうか。
- ・本ケースは、本人の成年後見人が法人後見の職員であるため、1週間に1回の支援が可能だったが、1週間に1回という頻度で支援してくれる成年後見人がいるかどうか。

社会関係図（エコマップ）等

【入所前】

- ・ヘルパー利用のキャンセルなどはあったが、一応の支援の輪ができていた。



【入所中】

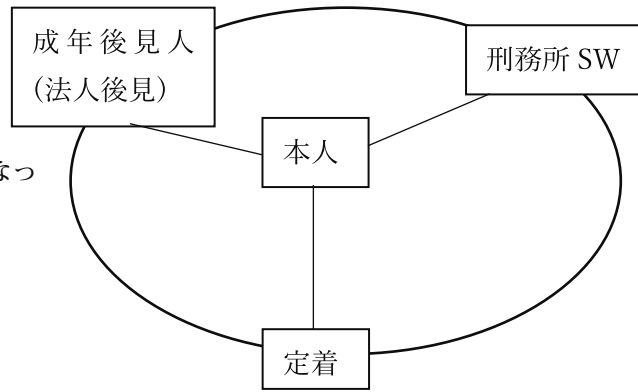
- ・支援の輪が崩れてしまった。
- ・生活保護の受給無くなり、CWからは、「刑務所を出てから相談に来てください」という返事。
- ・相談も出所時の支援を「どうしていいかわからない」という返事。
- ・刑務所に面会に行くが、「家族でないと、原則、面会はできません。」と言われる。



成年後見人『誰に相談すればいいの！？』

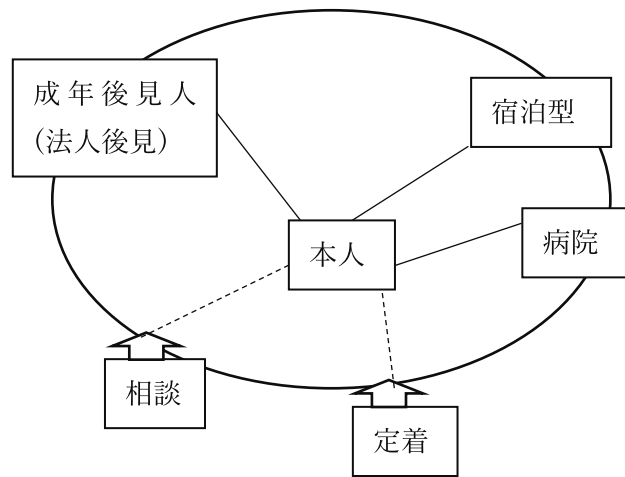
【特別調整コーディネート開始】

- ・面会してみると、本人も「出所後どうするの？」と不安を抱えていたことが判明。
- ・本人、成年後見人ともに、特別調整になったことで安堵感あり。



【特別調整フォローアップ】

- ・支援の輪を再構築。
 - ・主たる支援者は、成年後見人と施設である。
- バックアップとして、相談と定着がフォローを行っている。

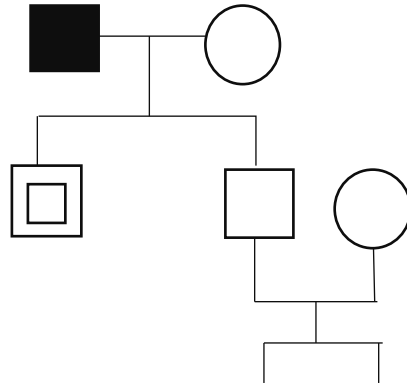


地域住民と本人の関係性を育むために支援に地域住民の参画が得られた事例

特別調整				相談時年齢	57 歳	男性
IQ 相当値	50	種 別	障害 (知的)	手 帳	無 (失効)	
疾患 (主)	アルツハイマー型認知症 軽度知的障害			障害支援区分	区分 2	
経済面	生活保護					
罪 名	窃盗					
刑期 (処分)	懲役 1 年 10 ヶ月			入所度数	累 2 入	

支援前の状況 (簡条書きで記載)

- ・ 矯正施設入所中より認知症による BPSD と
思われる頻回な放尿、弄便行為、幻聴あり。
- ・ 言語能力の稚拙さから他者との意思疎通や
意思決定に配慮が必要。
- ・ 帰住先には精神科のかかりつけ医あり。
- ・ 本人の意向は、地元に戻りひとり暮らしを
しながら入院中の母親を見舞いたい。
- ・ 本人の居住は公営住宅。地域住民の顔ぶれ
は固定化している。
- ・ 地域住民は本人の累犯や生活状況を知って
おり帰住には否定的な反応あり。



弟 (キーパーソン) は片道 2 時間の市町村に在住しており、連絡可能。実母は、施設入所中。本人は単身生活をしている。

【生活歴】

- ・ 厳格な両親のもと二人兄弟の第一子として育つ。学童期は普通学級で学習するが、学年が進むにつれ学業の遅れがみられはじめる。小柄であることや体力が乏しかったことからからかい、持ち物隠しなどいじめを受ける。成績不振により高校進学をせず。中学卒業後は、父親のもとで底曳き網漁などの漁師見習いとして働く。
- ・ 38 歳、父親が病気加療のため漁業を辞める。本人に独立操業ができる習熟度はなく他の漁船で補助的仕事をやる。
- ・ 40 歳、うつ病を発症し入院加療を受ける。精神手帳 3 級を取得。
- ・ 41 歳、父親が死去。生活保護受給開始。母親とふたり暮らしとなる。家事は母親が主に行い本人は食べたい物を買ってくる等の生活であった。通院は、本人が車を運転し通っていた。
- ・ 50 歳～53 歳、母親が長期入院となりひとり暮らしとなる。食料品、日用品などの窃盗行為が続き執行猶予判決を受ける。兄弟が被害弁済し身元引受人になり地域生活に戻る。デイケアや市町村主催のミニデイを利用するのを楽しみにしていたがその他の障害福祉サービスは、受入れが鈍く利用無し。日常生活では、同じものを多数集める傾向があり自宅内が雑然とする。対人交流では異性への関心が高くデイケアの女性スタッフに写真撮影を頻回に求め甘える言動が多くみられた。
- ・ 55 歳、満期出所 (窃盗) にて自宅に帰住。家電量販店および近隣民家から鑑賞用植物を窃盗。実刑判決を受け入所。
- ・ 57 歳、特別調整対象者として選定されコーディネートの依頼を受ける。

経過（コーディネート）

【見立て】

- ・BPSDの状態から出所後すぐに自宅での独居は困難。
本人の状態評価、服薬コントロールのためかかりつけ医に入院相談を行なう。
- ・少年期～壮年期まで両親による家庭内での養護・監護が行われていた。父親の他界、母親の長期入院を経て本人の生活課題が地域住民に認識されるとともに行動（窃盗）をとおして警戒されることになり地域での孤立が生じている。

【調整結果】

- ・出所日当日から任意入院にてかかりつけ医で受入れ可能となる。
入院目途3ヶ月。
入院相談の結果、医師からは紹介状の内容では長期間、管理・指示的環境で閉鎖的な生活が続いているため何らかの拘禁症状を呈しているのではないかとの見解を得た。
- ・入院経過を確認しながら本人が住民と円滑な近所付き合いを始められるよう地域のキーパーソンや社会資源を確認する。

経過（フォローアップ）

【出所～3ヶ月目】 入院中

- ① 入院時カンファレンス出席（医療機関主催）
本人より退院後は自宅で暮らしたいとの意向。
放尿・弄便行為はみられず、開放病床への転棟やりハビリをおこなう予定となる。
- ② 退院前訪問への同行（医療機関主催）
家屋・周辺環境の確認。近隣住民の反応を確認。
過去に両親と良好な関係にあって、本人の様子を気にかけてくれる近隣住民と情報交換。
- ③ 退院前カンファレンス出席（医療機関主催）
医療機関のPSWが退院支援として相談を中心に障害福祉サービスでの支援体制について調整済み。定着からは、地域のキーパーソンを含めた支援会議の開催を提案した。
- ④ 支援会議を開催（定着主催）
医療機関のPSWが調整した既存の支援体制に民生委員・区長・近隣住民を加え支援経過と定着事業について説明し住民の不安の解消と情報の集約の窓口を依頼した。

【出所4ヶ月目～5ヶ月】 退院後

- ・退院後、すぐに本人宅近隣で観賞用植物の盗難が起きる。間を置かずに本人が、家宅侵入にて事情聴取を受けるも支援会議に出席してくれた両親と懇意にしていた近隣住民が身元引受人となり帰宅する。定着は町民館からの連絡を受け下記3点を直ちに実施した。

- ①町民館と協働して本人、住民に状況確認。
- ②医療機関に入院相談。
- ③住民に入院相談の結果を説明。

結果報告には、看護師、PSWの同行のうえ本人の治療経過や医師の見解とともに必要な場合は入院を検討することが説明され、住民より「本人の様子をみよう」との反応を得た。

その後も定期的訪問と支援会議（出所後7ヶ月目）を開催し、本人の生活状況と病状が住民に理解されるようフォローアップしている。

<考察>

■うまくいった点

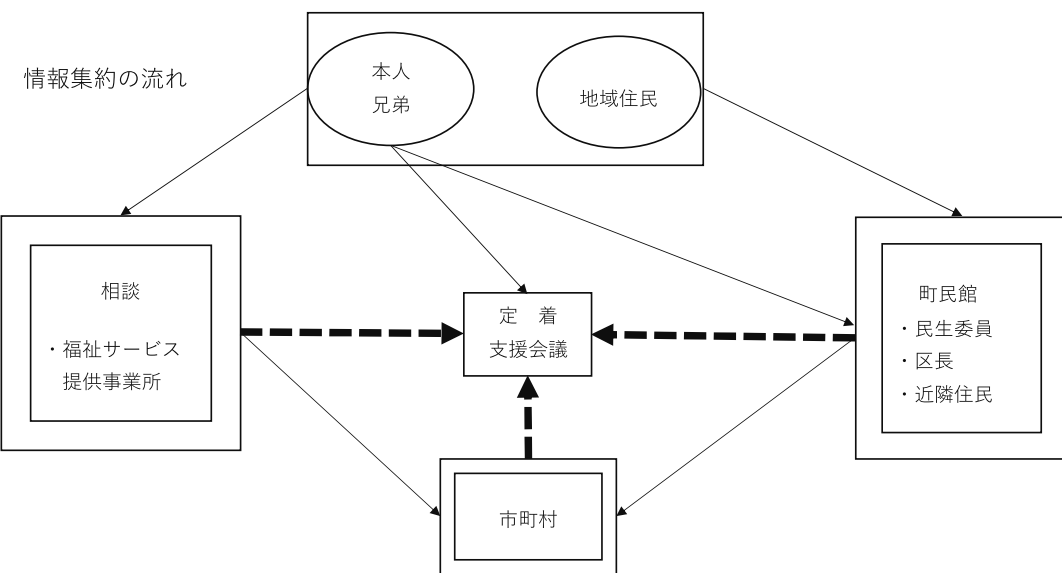
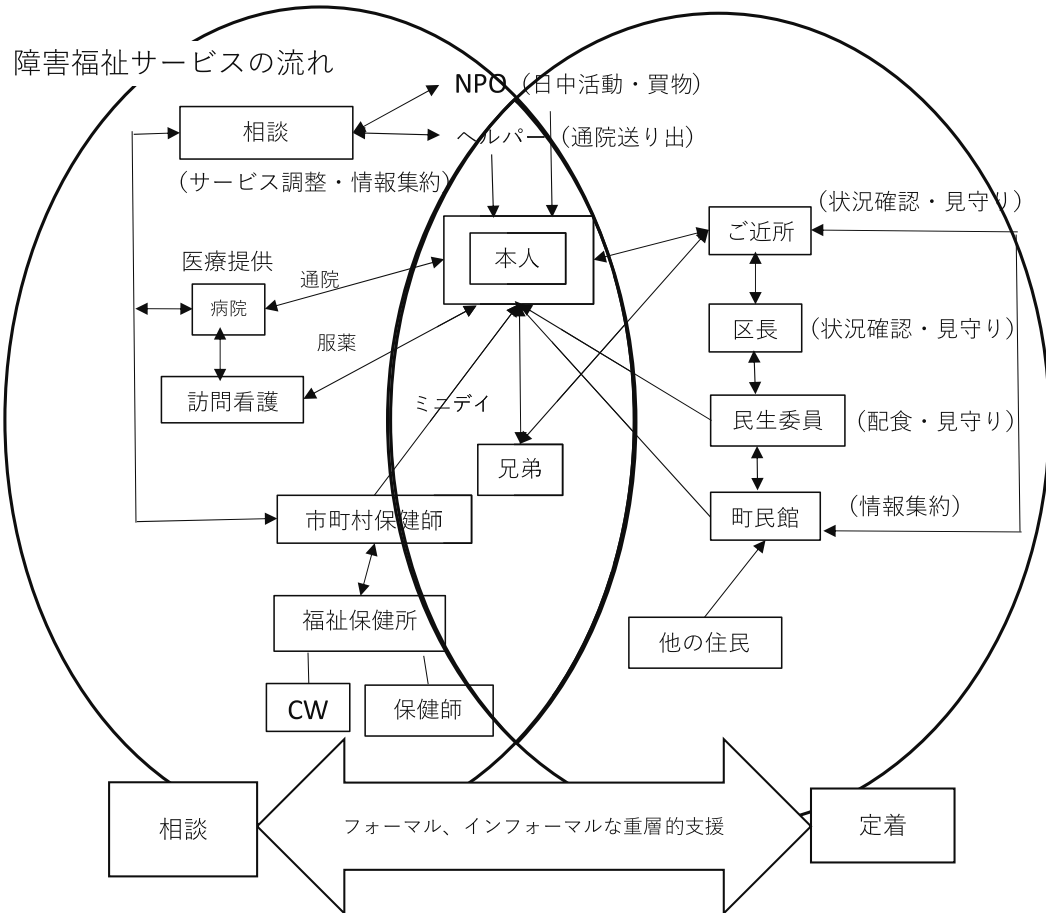
☆医療の確保・コメディカルの支援が受けられたこと

- ・本人の行動に異変があった際には入院を含めた医療提供を検討する体制が構築できた。
結果、地域住民が本人の行動には疾病の影響が考えられることを知り、本人の状況について訪問や支援会議で話し合える関係づくりができた。

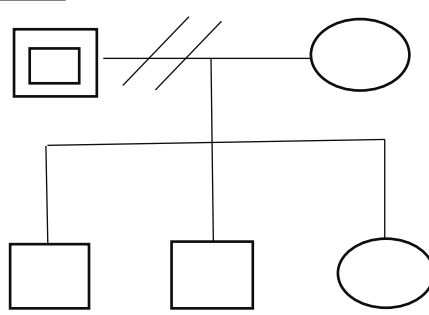
☆既存のチームの活用

- ・医療機関のPSWが調整した既存の支援体制(フォーマルな支援)に民生委員・区長・近隣住民(インフォーマルな支援)を加えることで住民の不安や本人変化について情報集約し関係機関の迅速な対応が可能になった。

社会関係図(エコマップ)等



福祉サービスの活用及びインフォーマルな支援を組み合わせたことによって自立生活が安定した
 高齢・障害の事例

特別調整				相談時年齢	83歳	男性
IQ相当値	63	種別	高齢・障害(身体)	手帳	身体2級	
疾患(主)	高度(両耳)難聴、高血圧・狭心症、便秘症、慢性中耳炎、めまい(高カリウム血症、低ナトリウム血症)、両眼白内障			要介護度	要介護2	
経済面	生活保護					
罪名	常習累犯窃盗					
刑期(処分)	懲役3年6月			入所度数	累11入	
支援前の状況				ジェノグラム		
<ul style="list-style-type: none"> これまで福祉的な支援を受けることなく、生活困窮状態で再犯を繰り返す。 前刑入所時、1回目の特別調整として支援を実施。出所後、簡易宿泊施設に入所。その後、民間アパートへ入所するが出所2ヶ月程で再犯(窃盗・温泉荒らし)となり入口支援を実施(情状証人として出廷)。しかし、再び実刑。 矯正施設入所後は、手紙のやり取りを通して関係継続。その後、2回目の特別調整に選定され今回の支援に至る。 				 <ul style="list-style-type: none"> 20代に結婚し、40代で離婚。 親権は前妻が持ち、本人は養育費を15年間支払い続ける。 子供は社会人となり結婚。その後、本人の累犯が原因で縁を切られる。 60代頃、知人女性と同棲生活。 		
<p>【生活歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4子四男として出生。本人幼少時に両親死亡。その後は年齢の離れた長男に養育される。生活は困窮。小中学校在学中は問題行動なく経過。中学で怠学が多くなる。成績は下位。最終学歴は中学校卒業。 10代、地元の菓子製造工やパン職人として稼働。 20代、都会に出てパン工場で稼働。結婚後、2男1女をもうける。 30代、競輪に傾倒、遊興費欲しさに窃盗を繰り返す。その後、離婚。 40代、工員・溶接工・日雇いの土木作業員等として稼働。養育費を送金。 70代、知人女性宅に居候。その後も累犯を重ね、服役後、同女性宅に帰住。アルバイトで生活費を賄うも、身体不調(右手筋肉痛など)で仕事できず。馬券拾いや温泉荒らしを惹起し、前刑入所(10入)となる。特別調整対象者となるが出所後2ヶ月程で再犯。 						
<p>経過(コーディネート)</p> <ul style="list-style-type: none"> 他県定着より、特別調整対象者として協力依頼あり。(2回目の支援) <p>【本人情報】(初回面談実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 久しぶりの再会で本人は満面の笑みを浮かべたり、泣き顔になったりする場面が見られた。 						

引き締まった顔で健康そうであるが、めまいが今刑入所後1年程続いていたため検査中とのことだった。

- ・ 帰住希望先が本県内であることを確認。今後の生活については、「更生保護施設を利用し、その後、高齢者施設または単身居宅に向けて調整を進める」ことで確認。また、これまで同棲していた知人女性の行方を捜したいとの意向を確認。

【見立て】

- ・ 健康上の不調が主訴のため、精密検査を行う等めまいの原因を明らかにし、適切な治療につなげる。
- ・ これまで同棲していた知人女性がキーパーソンになると判断。当該女性と再会でき、本人をサポートしてもらえる体制が取れば、単身居宅に向けた調整を進めていく。しかし、当該女性と再会できなければ、年齢や生活スキルの状況から高齢者施設への入所を前提に見守り体制がとれる環境を整えていく。
- ・ 一方で、施設での集団生活を行う場合、対人トラブル（異性問題含む）や規則違反が懸念される。また、累犯窃盗や衝動的な行動も課題であるため、事前に対策を講じていく必要があるとの方針を立てる。

【調整結果】

- ・ A 更生保護施設へ受入れの相談。入所の条件として、難聴を起因とするトラブルを避けるために故障している補聴器の修理を求められたが、修理と使用テストが間に合わず入所を断念。なお、仮釈放を視野に入れていたが、不可となる。
- ・ B 自立準備ホームへ受入れの相談を行い、内諾を得る。
- ・ 保護上移送の調整を行い、県内矯正施設への移送が決定。
- ・ 補聴器の作成手続きを行う。併せて、直近の医療情報を急ぎ依頼。帰住予定先周辺の医療機関を調整、確保。

経過（フォローアップ）

【出所直後～3ヶ月目】

- ・ 出所当日、失禁し出所時間が遅延。B 自立準備ホーム（以下、B ホーム）に入所。同日、B ホーム内に居るはずの本人の姿が見えなくなり、周辺を搜索する事態となった。数時間後に発見される（他の利用者に誘われ無断で外出したが、途中で逸れてしまい帰所できなくなったとのことだった）。
- ・ 医療機関受診同行。めまいの原因は腎臓の衰弱との診断だった。不眠と便秘が常態化しており、体調面が憂慮された。
- ・ また、買い物に同行する等、生活全般の環境を整える。
- ・ 他の利用者とのトラブルが発生。また、B ホーム職員から、トイレの不始末やルール違反について指導され、不機嫌となる。双方の不満が募る。
- ・ C 役所・高齢福祉課にて養護老人ホーム入所について相談。その後、近郊2か所の施設見学に同行。うち、1か所は2泊3日の体験利用実施。入所に同意するも寂しいとの本音が出る。
- ・ しかし、同時期、新型コロナの感染拡大に伴い、上記C役所での入所判定会議が延期となり、養護老人ホーム入所手続きが頓挫する。
- ・ その間、B ホームのルール違反や職員に馴染めない状況が続く。一方で、地理的環境に慣れ、行動範囲が広がる。また、所持金が少なくなった不安から、生活保護手続きを急ぎたいとの

焦りが見られた。

- ・街中にて、万引きを惹起し、補導される。Bホームが出迎え釈放となる。その1ヶ月後、県外の繁華街にて、再び万引きで補導される。関係機関へ協力要請し、警察署までの出迎え対応を依頼。その後、保釈され同日無事に帰所する。

【出所後4ヶ月目】

- ・Bホーム側の事情により、3か月弱で退所することになる。急遽次の住まい探しを行う。
- ・民間アパートへ臨時の措置として、1ヶ月限定で入居（食事の提供あり）。併せて、生活保護の申請手続きを行い、その後受給決定。金銭面の余裕ができたことから、本人の生活が安定に向かう一方、大量の食料を買い込む等浪費が見られる。また、昼間から飲酒する生活となり、生活が乱れる。再び万引きで補導されが、同日釈放となる。
- ・見守り体制が取れず、改めて転居先を探すが、高齢であり保証人不在の状況のため、民間アパート探しは難航。

【出所後5ヶ月～9ヶ月目】

- ・別地域のD施設（無料低額宿泊施設）へ相談。数日後、同施設を見学、面談実施。即日、入所となる。
- ・度重なる環境の変化にともない、改めて不眠や体調不良の訴えあり。
- ・D施設利用者との間で、金銭トラブルが発生。D施設への不満が募る。「睡眠中にお金が盗まれた」「共用冷蔵庫から買い込んだ食料が無くなった」等、被害的となる。
- ・受診先をD施設周辺の医療機関へ変更。認知症検査や介護保険申請に係る意見書作成を依頼する。
- ・上記の状況を踏まえ、生活保護課より高齢者施設への入所が妥当との方針が示されたが、本人は頑なに拒否。「残りの人生を管理され不自由に暮らしたくない」と主張。
- ・4者（本人、生活保護課、D施設、定着）にてケア会議を実施。その結果、本人の意向を尊重し、自活ができる限り在宅で生活していく方針となった。
- ・この間、規則違反（他の居室への出入り）を繰り返す他、D施設職員に対する迷惑行為（職員へのセクハラ等）もみられた。さらに、同利用者とのトラブルも頻発する中、D施設より退所要請が出される。被害的な訴えが増える。
- ・転居先のアパートを早急に調整する事態となる。居住支援法人や連携先不動産会社に相談。生活歴があるエリアにて2件の物件見学を行い、うち1件へ入居が決定した。

【出所後9ヶ月目～現在】

- ・D施設から、希望エリアの上記アパートへ転居。再び日用品等の買い物同行。生活環境を整える。
- ・近隣の医療機関へ転院。通院・受診を開始する。
- ・インフォーマルな支援を実施しているE団体(NPO法人)へ相談。日常的なサポート（見守り支援）が開始される。
- ・以前刑務所内で学んだ親しみのある宗教に関連して、近隣の教会へ通う。
- ・介護認定の結果、「要介護2」との判定。ヘルパー、デイサービスの見学を実施。
- ・E団体運営のサロンへ週1回程度通所（昼食の提供あり）。また、利用者と将棋などして過ごすことが習慣化。相談員等の顔見知りが増える。
- ・支援体制が整い生活が安定したことに伴い、日常の見守りをE団体に引き継ぐ。

〈考察〉

■課題点

☆健康面について

- ・「便秘」「不眠」が主訴であったが改善が見られず、昼夜問わず体調不良の訴えが絶えなかった。主訴に対する原因が特定できないため対処法が見出せず苦慮した。

☆発生頻度の高いトラブルについて

- ・高度難聴へ加え、被害妄想的な反応を起こしやすく、対人トラブルにつながりやすい。また、異性への関心が高いこともトラブルの要因であったが、周囲の理解が得られず、本人の自覚も希薄であった。
- ・金銭や安心感へのこだわりが強く、その安定が揺らぐと犯罪につながりやすい傾向にあったが、十分な対策がとれていなかった。

③生活環境（住まい）の設定について

- ・これまで同棲していた知人女性と再会することが本人にとっての優先事項であったが、捜し出せず。
- ・支援者側の方針として、高齢者施設入所の提案を行うも消極的であった。また、周囲とのトラブルが絶えず、住まいの調整が難航した。

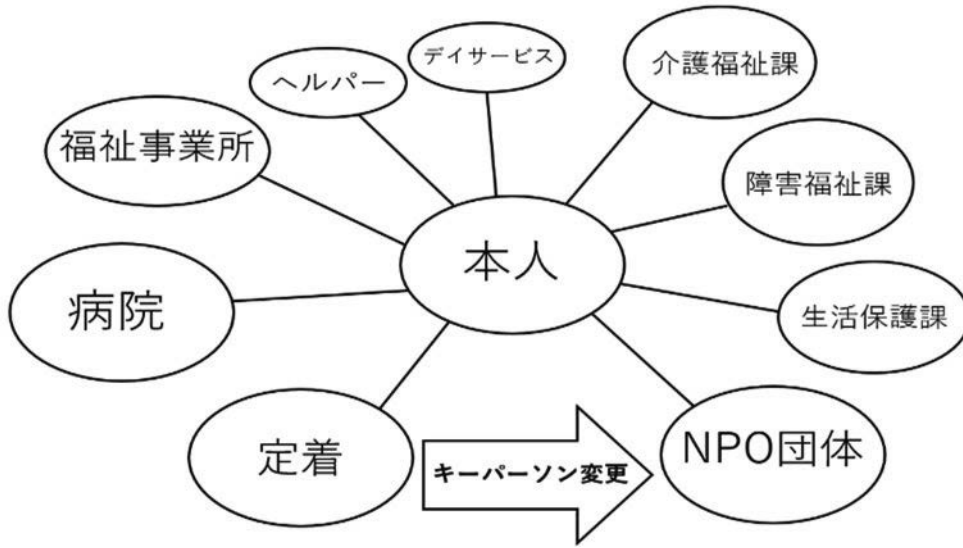
■工夫した点・うまくいった点

- ・食生活を見直し、食事の提供を整えたことで、血液値や健康状態が改善し、「めまい」「便秘」等の訴えが減った。精神的な安定につながり、外交的となり行動範囲も広がった。救急の場合、支援者の付き添いなく自ら病院を受診し、冷静に対応。自身の健康に向き合い、自己管理できるようになった。
- ・異性との付き合い方や対人関係について、本人の特性を理解し、適度な距離感を保つ必要があることを支援者間で確認した。また、インフォーマルな社会資源を活用し、周囲で関わってくれる知人が増えた。結果、特定の支援者と共依存に陥ることを防ぎ、対人トラブルも緩和されていった。
- ・生活保護受給、福祉サービス利用、高齢者施設見学等を通して、本人に福祉的支援のイメージを持ってもらい、その経験を踏まえて地域生活に馴染むことができてきた。

■まとめ

- ・難聴のため思うように意思疎通が取れず、周囲とのトラブルが絶えず、度重なる転居を余儀なくされた。本人と周囲との摩擦を抑えるための工夫や調整が必要であった。しかし、結果として対応が後手に回ってしまいがちであった。
- ・本人に寄り添い、継続して関わることで、ニーズや特性を理解することができた。
- ・何度も万引きで補導される等のトラブルもあったが、一定の住まいと支援者の存在から支援が途絶えることなく、継続した社会生活が継続できている。
- ・高齢かつ保証人不在の中、インフォーマルな社会資源や支援を活用し、見守り体制を築けたことで民間アパートでの生活が実現。出会いを広げ一定の距離を保ちながら仲間を増やしている。
- ・最終的に、「施設で管理されるより独居したい」との思いが強かったが、本人の中に「再受刑したくない。現在の独居生活や安心感を失いたくない」との自覚が芽生えたことで、安定した生活に繋がっている。

社会関係図（エコマップ）等



地域生活定着促進事業の広報・啓発について

地域生活定着促進事業は、罪を犯した障害者・高齢者の支援を行っているため、関係機関はもとより、対象者が生活する場所である地域の住民に知っていただくことが重要である。

また、来年度からは被疑者・被告人段階からの支援（入口支援）が事業化され、地域で受け入れ、支えていくという住民感覚が更に求められるが、広報・啓発活動に苦慮している定着支援センターは多い。そこで、今回、全定協で、各定着支援センターの広報・啓発活動及び「地域ネットワーク強化の業務に応じた加算」の実態調査を行った。

本コラムでは、今年度多くの定着支援センターが苦慮した、コロナ禍の中の広報・啓発活動を中心に取り上げた。

■ 広報啓発において、工夫している点

【新型コロナウイルス感染症対策に関する点】

- ・オンライン会議システムを活用した、地域福祉支援検討会や研修の実施に努めている。
- ・従前から行っていた学生との交流もオンラインに切り替えて実施することで、センター所在地だけでなく、遠隔地にいる学生とも交流ができるようになった。
- ・月に数回程度だが少人数で集まり意見交換をしたり、司法関係者や協力機関へ訪問したりして、定着促進事業や触法者支援の啓発活動を実施している。
- ・対面式での地域福祉支援検討会では、部屋の換気、椅子の位置の調整、アルコール消毒液の準備等を行い、感染防止に努めた。また、実施当日は、県職員が立ち会い、非接触型の体温計で体温測定を行った。

【その他】

- ・地域福祉支援検討会を専門部会として毎月開催し、圏域ごとに地域のニーズに即して対応している。また、取り組みをホームページで紹介している。
- ・地域福祉支援検討会は、弁護士会と連携し、司法・福祉・医療等で多職種で検討している。
- ・受け入れ実績のある基幹型地域包括支援センター及び相談支援事業所を中心に検討会を実施している。
- ・地域福祉支援検討会及び地域福祉研修について、県行政（県民生活課）と協議し、同課が実施している似たテーマの会議・研修と同日（合同）開催とするなど、効率化を図っている。
- ・事業所訪問だけでなく、地域の自立支援協議会を活用し、多くの事業所に参加してもらえるようにしている。
- ・1回の人数を制限した上で、実地研修を継続し、広報啓発に努めている。
- ・依頼に応じて出前講座を行っている。事例を織りまぜる等聞きやすいよう配慮している。
- ・巡回開拓は、行政の担当者にも同行してもらうことで、理解をより深めてもらえるよう努力している。
- ・県内の施設へアンケートを実施し、回答に応じて啓発活動を行い、新規開拓を行っている。
- ・対象者の福祉サービス見学に合わせて、当センターの紹介を行っている。
- ・受入施設・事業省等への巡回実施状況について、実績を整理・分析できるよう一覧表を作成した。

- ・県と密接に協力しながら、県内各市町村に地域ネットワーク強化業務への協力を呼び掛けていただいている。
- ・毎月、県に取り組み実績の報告を持参し、認識の共有を図っている。

■ 広報啓発において、苦慮している点

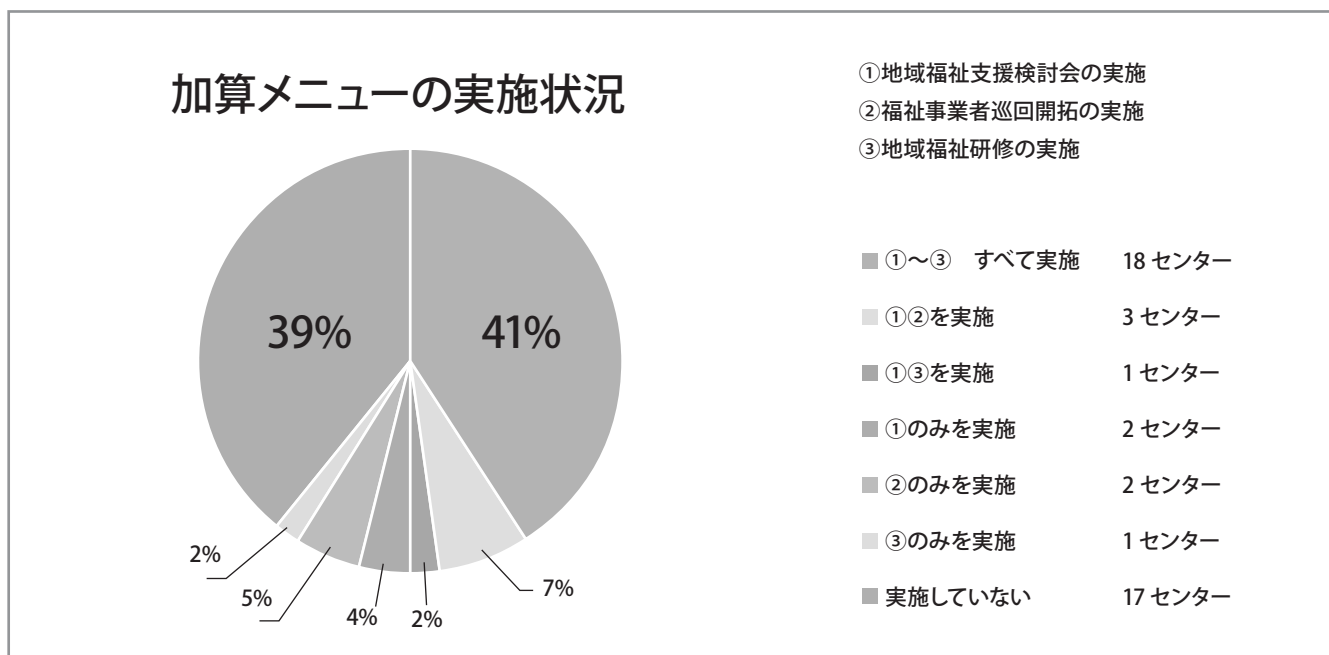
【新型コロナウイルス感染症対策に関する点】

- ・巡回開拓や研修を行いたい施設や事業所があっても、感染症対策のため訪問を断られることがあり、進め方に苦慮している。
- ・オンライン研修後、実施するアンケートの回収方法や、研修後に参加者と情報共有するための方策など、工夫が必要なことが多く、手間取っている。
- ・オンラインでの開催方法を勉強する時間がとれず、開催することが困難である。
- ・対面会議の参加人数や場所の選定などに苦慮している。
- ・会議や協議会、事例検討会等の開催だけではなく、それらへの出席も難しくなっている。
- ・予定していた研修の講師が来れなかったり、予定していた地域への研修が中止になった。

【その他】

- ・地域福祉支援検討会や地域福祉研修を県内各地区ごとに実施しなければならず、講師や会場の確保等、複数回の実施にかかる調整に苦慮している。
- ・今まで、県内全域を対象にやっていた研修を地域ごとの研修にすることになり、それだけの日数、日程、準備などに手が回らない状態になっている。
- ・研修や巡回を日常的に行っているため、記録等を正確に残すことが難しい。
- ・地域福祉支援検討会は、関係機関が増えると日程調整が難しい。

(参考) 各種加算メニューの実施状況 (R2.9.18 時点)



※令和2年9月に一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会が実施した、「地域ネットワーク強化の業務に応じた加算の実施状況に係るアンケート集計結果」を引用し、作成。

Chapter 9

用語集（司法編）

※ 設置数は支所・分所を含む。

【 あ 】

言渡しの日 いわたしのひ

事件を起こした者が、裁判で判決を言い渡された日のこと。

委託保護 いたくほご

更生保護施設が保護観察所長の委託に基づき保護を行うこと。

一時保護事業 いちじほごじぎょう

更生保護事業の一つ。保護を必要とする者を更生保護施設に収容することなく、帰住のあっせん、金品の給与、貸与、生活の相談等を行うこと。各都道府県にある「更生保護協会」が実施している。

一般刑法犯 いっぱんけいほうはん

参照 → 刑法犯 (p178)

一般遵守事項 いっぱんじゆんしゆじこう

すべての保護観察対象者が保護観察期間中に守らなければならない事項。一般遵守事項・特別遵守事項に違反した場合は仮釈放取消等の「不良措置」がとられる。

参考 特別遵守事項 (p183)

一般調整 いっぱんちようせい

特別調整でない従来の上生活環境調整制度のこと。

参考 特別調整 (p183)

医療刑務所 いりょうけいむしょ

身体・精神上の疾病や障害がある受刑者を収容する施設。薬物やアルコールの依存症も対象となる。身体、精神疾患等の者を収容する施設として東京都八王子市・大阪府堺市に、精神疾患等の者を収容する施設として愛知県岡崎市・福岡県北九州市の、全国に4か所に設置されている（令和3年3月現在）。

医療保護入院 いりょうほごにゅういん

精神保健福祉法33条に定められている精神障がい者の入院形態の一つ。

精神障害者で、医療及び保護のために入院を要すると精神保健指定医によって診断された場合、精神科病院の管理者が本人の同意がなくても、保護者または扶養義務者の同意により、入院（4週間限定）させることができる制度。

参考 措置入院 (p183)

引致 いんち

一般的には、身体を拘束した者を一定の場所又は一定のところへ強制的に連行することをいう。保護観察所における引致は、保護観察対象者に遵守事項を遵守しなかったことを疑うに足りる十分な理由がある場合等に仮釈放の取消しの申出等の前提として、所要の調査をするため、保護観察対象者を強制的に保護観察所等一定の場所に連行する必要がある場合にとられることが多い。

恩赦 おんしゃ

行政権によって、国の刑罰権を消滅させ、裁判の内容を変更させ、または裁判の効力を変更もしくは消滅させる制度であり、大赦・特赦・減刑・刑の執行の免除・復権の5種類がある。

【 か 】

確定の日 かくていのひ

判決内容が確定する日。通常は言渡しの日から15日目であり、判決内容に不服がある場合、言渡しの日から確定の日までの15日間であれば上訴できる。

家庭裁判所調査官 かにさいばんしよちょうさかん

参照 → 少年審判 (p181)

仮釈放制度 かりしゃくほうせいど

受刑者を刑期満了前に釈放し、円滑な社会復帰を促進すること等を目的とする制度。

- ① 有期刑3分の1、無期刑10年を経過していること、
- ② 改悛の状があることが要件となっており、「引受人」「帰住地」があることも重要な考慮要素となる。

参考 満期釈放 (p186)

科料 かりょう・とがりょう

財産刑（財産の剥奪を内容とする刑罰）の一種。金額は1,000円以上1万円未満であり、刑罰の中で最も軽い。科料を完納することが出来ない者は労役場に留置され労役を行う。

参考 労役場 (p187)

観護措置 かんごそち

観護措置は、家庭裁判所が調査・審判を行うために、少年の心情の安定を図りながら、その身柄を保全するための措置である（少年法第17条第1項）。観護措置には、家庭裁判所調査官の観護に付する措置と、少年鑑別所に送致する措置とがある。

参考 少年審判 (p181)、審判 (p182)、保護処分 (p186)

帰住予定地 (帰住地) きじゅうよていち (きじゅうち)

刑務所等を退所した後、本人が帰ろうとしている場所のこと。

起訴 (公訴の提起) きそ (こうそのていき)

検察官が裁判所に対して、被疑者が犯人だとして刑事裁判を求めること。「公訴の提起」ともいう。裁判にかけることを「起訴」、かけないことを「不起訴」という。起訴によって対象者が「被疑者」から「被告人」に変わる。

起訴猶予 きせうゆうよ

不起訴処分的一种。起訴に十分な客観的な証拠があり、起訴する条件がそろっていても、被疑者の性格・年齢・境遇・情状等を考慮して、検察官の裁量で起訴しないこと。

参考 不起訴 (p185)

逆送 ぎやくそう

少年の事件は基本的に家庭裁判所にて審判が行われるが、死刑、懲役、禁錮に当たる事件で、同所の審判により、事件の性質や情状から保護処分には適さず、成人と同じような刑事処分が適当と判断した場合に、検察官に送致されること。「検察官送致」とも呼ばれる。送致された少年は成人と同じように公開の法廷で裁判が行われる。平成12年の少年法の改正により16歳未満の少年でも逆送して刑事処分の対象となることが可能となった。

矯正管区 きょうせいかんく

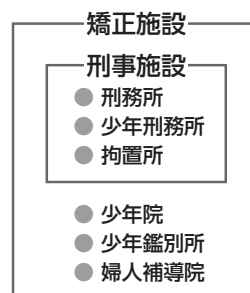
矯正施設の適切な管理、運営を図るために設けられた法務省の地方支分部局。札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の8矯正管区が設置されている。

矯正施設 きょうせいしせつ

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。

参考 刑事施設 (p177)、刑事収容施設 (p178)

図1 矯正施設・刑事施設の範囲



協力雇用主 きょうりょくこようぬし

犯罪や非行歴のある人を積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業者。全国に2万2,472の協力雇用主がいる（平成31年4月1日現在）。

禁錮 きんこ

自由刑（施設に拘禁して自由を剥奪する刑罰）の一種。懲役と違い義務としての刑務作業は科されない。ただし、本人の申出によって刑務作業につくことは認められており、禁錮受刑者のほとんどが就業している。懲役と同様に「有期禁錮」と「無期禁錮」がある。過失犯に科される傾向が多い。

虞犯少年 ぐはんしょうねん

20歳未満で、まだ罪を犯していないが、保護者の正当な監督に従わない等の不良行為があり、その性格や環境からみて、将来罪を犯すおそれのある者。

参考 触法少年 (p182)、犯罪少年 (p184)

刑期起算日 けいききざんび

刑期計算上の初日のこと。拘禁中の者については、裁判の確定の日。上訴の放棄または取下げによって裁判が確定する時は、その申立書または取下書を所長又は代理者に提出した日。拘禁されていなかった者については、拘禁された日。

刑事裁判 けいじさいばん

刑事事件について、被疑者を検察官が起訴することによって始まり、起訴状に書かれた事実を証拠に基づいて判断し、被告人を有罪と認めたときは、どのような刑罰を科するのが適当かを審理する手続き。

参考 民事裁判 (p186)

刑事施設 けいじしせつ

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。現在、全国に75庁設置されており、うち少年刑務所、拘置所はそれぞれ6庁、8庁ある（令和2年4月1日現在）。

参考 矯正施設 (p177)、刑事収容施設 (p178)

刑事収容施設 けいじしゅうようしせつ

刑事施設、都道府県警察に設置される留置施設、海上保安留置施設の総称。

参考 矯正施設 (p177)、刑事施設 (p177)

刑事収容施設法 けいじしゅうようしせつほう

正式には「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」。

平成17年に制定された刑事収容施設の管理運営及び被収容者の処遇等について規定した法律。それまで刑務所における受刑者は、明治41年に制定された「監獄法」に基づいて処遇されていたが、被収容者の権利保障や受刑者処遇の原則や内容が不十分な点等の理由から、今日的な行刑とはそぐわないものとなっていた。平成15年に設置された「行刑改革会議」の提言が契機となり制定へ結びついた。

特徴としては①刑事施設の管理運営の透明化、②受刑者の権利義務、職員の権限の明確化、③受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るための矯正処遇の内容等を明確に示したこと等がある。特に受刑者処遇の目的として社会復帰を原則とすることが明示されたことで、「作業」のみを義務づけていた処遇から、改善指導等の教育的な処遇の充実が図られるようになった。

継続保護事業 けいぞくほごじぎょう

更生保護事業の一つ。

保護を必要とする者を更生保護施設に収容して、宿所および食事の供与、社会生活に適應させるために必要な生活指導等を行うこと。

刑罰 けいばつ

犯罪を行った者に対して法律上科せられる制裁。日本では刑の重い方から、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料がある。

刑法犯 けいほうはん

刑法及び次の法律（特別法）に規定する罪を犯した者。

①爆発物取締罰則、②決闘罪ニ関スル件、③印紙犯罪処罰法、④暴力行為等ノ処罰ニ関スル法律、⑤盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律、⑥航空機の強取等の処罰に関する法律、⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律、⑩組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

「一般刑法犯」とは、刑法犯全体から交通事故の場合の自動車運転過失致死傷等を除いた者。これらは過失犯であり量的にも多く数の変動があるため、全体の傾向を正確に知るために使用される。「特別法犯」とは刑法犯以外の特別法上の罪を犯した者。

刑名 けいめい

死刑・懲役・禁錮・拘留・罰金・科料等の刑罰の名称。

参考 罪名 (p180)

経理作業 けいりさぎょう

刑事施設で受刑者に課される刑務作業の一つであり、刑事施設を自営していく上で必要な炊事（受刑者等に食べさせる食事を作る係）、洗濯、清掃等の作業を指す。刑事施設内において、ある程度の作業成績や受刑態度、能力を認められた受刑者に対し、これらの作業を行わせることが多い。

検挙 けんきょ

犯罪について被疑者を特定し、送致・送付又は微罪処分に必要の捜査を遂げることをいう。逮捕と違い身柄の拘束は伴わない。

参考 逮捕 (p183)

検挙件数 けんきょけんすう

認知された事件の被疑者が判明し、検察庁へ送致された件数。警察による事件解明を示す指標となる。

原告 げんこく

民事訴訟（行政訴訟も含まれる場合もある）を提起した側の当事者のこと。対義語は「被告」。

参考 被告人 (p184)

抗告 こうこく

参照 →裁判のしくみ (p179)

更生保護 こうせいほご

罪を犯した者や非行のある少年が、再び罪を繰り返すことなく、社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることがないように、改善更生を行うこと。保護観察、更生緊急保護、仮釈放、仮退院等の対象者への措置及び諸活動を指す。

社会内において様々な関係者、社会資源等と連携して処遇されることから、「社会内処遇」とも言われる。地方更生保護委員会・保護観察所の公的機関のみではなく、実質的な活動を担う更生保護法人及び保護司の民間関係者、あるいはBBS会・更生保護女性会の民間ボランティアが協力した、「官民共働」による活動が大きな特徴である。

更生保護施設 こうせいほごしせつ

矯正施設退所者や保護観察を受けている人等の内、頼るべき人がいない等の理由で直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職指導や社会適應のために必要な指導を行う等して、円滑な社会復帰を手助けする施設。全国に103施設あり、法務大臣の

認可を受けた民間の更生保護法人や社会福祉法人、NPO 法人等によって運営されている（令和3年3月現在）。

更生保護女性会 こうせいほごじょせいかい

犯罪や非行をした人たちの立ち直り支援や、地域の犯罪・非行の予防活動、子育ての支援活動等を行う、女性のボランティア団体。全国で1,285団体、約14万7700人の会員がいる（令和2年4月1日現在）。

控訴 こうそ

参照 → 裁判のしくみ (p179)

拘置所 こうちしょ

主に被疑者、被告人等の身柄を収容する施設。

参考 被疑者 (p184)、被告人 (p184)

拘留 こうりゅう

自由刑の一種。1日以上30日未満の間、刑事施設に拘置される。禁錮と同様に義務としての刑務作業は科されない。

勾留 こうりゅう

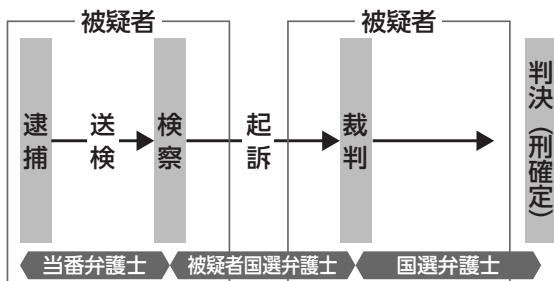
罪を犯したことが疑われ、かつ①住居不定、②罪証隠滅のおそれ、③逃亡のおそれのいずれかの理由から、捜査を進める上で身柄の拘束が必要な場合に、検察官の請求に基づいて裁判官が勾留状を発付して行う強制処分。原則10日であり、やむを得ないときは10日（内乱罪等の場合には15日）を限度に延長できる。

国選弁護制度 こくせんべんごせいど

被告人が貧困その他の理由で自ら弁護人を依頼できない場合に、被告人の正当な利益を保護するために、被告人からの請求によって国がその費用で弁護人を選任する制度。

参考 被疑者国選弁護制度 (p184)、
当番弁護士制度 (p183)

図2 被告人国選弁護人、被疑者国選弁護人、当番弁護士の違い



コラージュ collage

雑誌や広告・新聞等から写真や絵を切り抜き、台紙に貼って1枚の作品を作成させる美術の表現方法の一種。作成する過

程で達成感を味わったり、無意識的な自己を認識する一助とする。行動観察として少年鑑別所で実施されている。

【 さ 】

在所証明書 ざいしょしょうめいしょ

刑務所に入所していたことを証明する証明書。住民票を更生保護施設の住所に移す際や、入所中に更新期間が切れている免許証等の更新・再発行や保険証等の支払い免除のための申請等に必要書類。

裁定(通算) さいてい(つうさん)

未決通算の一つ。裁判所の裁量によって未決勾留の日数全部又は一部を刑に算入することができる。裁定通算の日数は、判決の主文において明示される。

参考 法定(通算) (p185)、未決通算 (p186)

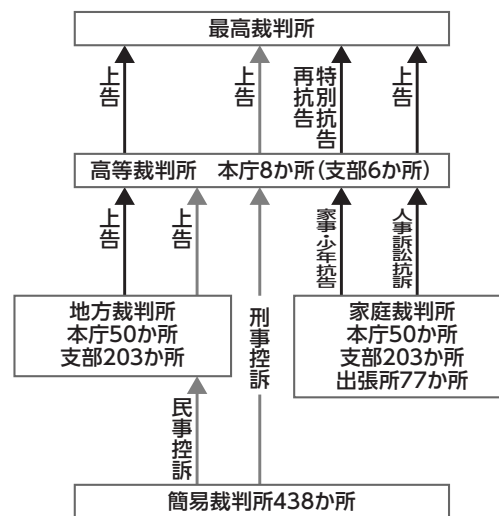
裁判の仕組み さいばんのしくみ

わが国では正しい裁判を実現するために、三つの審級の裁判所を設けて、当事者が望めば、原則的に3回までの反復審理を受けられる三審制を採用している。

事件の内容によって、地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所で最初の裁判(第一審)が行われる。第一審の判決に不服のある者は上級の裁判所に不服申立ができ(第二審)、第二審の判決にも不服がある者はさらに上級の裁判所に不服申立ができる(第三審)。最高裁判所は終審の裁判所であるので、その裁判は最終のものとなる。

第一審から第二審への不服申立を「控訴」(少年法では「抗告」)、第二審から第三審への不服申立を「上告」という。

図3 裁判の仕組み



再犯防止推進法 さいはんざいぼうしすいしんほう

正式には「再犯の防止等の推進に関する法律」。再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。

本法第5条において、国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないこと、本法第7条第1項において、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならないこと、本法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないことなどが規定されている。（法務省 HP）

罪名 ざいめい

殺人罪・放火罪のように、犯罪の種類を表す名称。

参考 刑名 (p178)

作業報奨金 さぎょうほうしょうきん

刑務作業に対する報奨金。日本では賃金制は採用されておらず、令和元年度では1人平均4、260円/月になる（『令和2年版犯罪白書』）。原則として釈放され社会復帰する際に支給される。（令和2年版犯罪白書）

試験観察 しけんかんさつ

少年に対する処分を直ちに決めることが困難な場合、適当な期間、家庭裁判所調査官の観察に付すこと。「在宅の試験観察」と、民間の篤志家や施設等に住み込みながら指導を受ける「補導委託」に分かれる。

示談 じだん

犯罪により生じた財産的被害の賠償について、当事者同士で話し合うこと。損害賠償、謝罪等が受け入れられ、示談が成立している場合は、被害者が加害者を許していること（宥恕）の表れの一つとして、被告に有利な量刑となりうる。

執行猶予 しっこうゆうよ

裁判所が刑を宣告した場合において、刑の執行を一定期間猶予し猶予期間を無事経過した時は、その刑を免除する制度。執行猶予中は保護観察に付することもできる。

指定居住地 していきじゅうち

矯正施設から仮釈放等になって社会復帰する者が、そこに帰って生活することを指定される場所のこと。

指定更生保護施設 していこうせいほごしせつ

「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する指定更生保護施設」の指定を受けた更生保護施設のこと。特別な支援を行うために、福祉の専門職が配置されており、全国で74か所が指定を受けている（令和2年4月1日現在）。

指導監督 しどうかんとく

参考 → 保護観察 (p185)

児童養護施設 じどうようごしせつ

保護者がいない、虐待されている等、家庭における養育が困難で保護を必要としている子供を入所させ、その自立を支援することを目的とする施設。少年法による保護処分の一つに「児童自立支援施設等送致処分」がある。全国に603か所設置されている（平成28年10月現在）。

社会復帰促進センター しゃかいふっきそくしんせんたー

参考 → PFI 刑務所 (p187)

社会復帰調整官 しゃかいふっきちょうせいかん

保護観察所において心神喪失者等医療観察法の対象者の生活環境の調整及び精神保健観察に従事する者。制度発足に伴い新たに配置され、全国で98人配置されている（平成22年3月現在）。

参考 心神喪失者等医療観察法 (p182)

釈放事由 しゃくほうじゆう

仮釈放や満期釈放等、身柄拘束を解かれた理由を指す。

就業支援センター しゅうぎょうしえんせんたー

参考 → 自立更生促進センター構想 (p182)

終身刑 しゅうしんけい

受刑者を生涯刑事施設に拘禁する刑罰。仮釈放の可能性が認められていない「無期刑」であり、わが国の現行法では存在していない。米国や豪州の一部の州、オランダ、中国等で採用されている。社会復帰がなく受刑者に絶望感を抱かせるという人道的な見地からの批判もある。

準初入 じゅんしよにゅう

再犯加重の要件を満たさない者のうち、入所度数が2回以上で5年間再犯をしていない者のこと。「準初〇入」と記載される。

参考 入所度数 (p184)、累犯 (p186)

上告 じょうこく

参考 → 裁判のしくみ (p179)

常習累犯窃盗 じょうしゅうるいはんせつとう

窃盗罪・窃盗未遂罪にあたる行為を常習的にする罪。過去10年間に3回以上これらの罪で懲役刑を受けた者が、新たに罪を犯すと成立する。3年以上の有期懲役とされ、一般の窃盗罪よりも重い。

少年院 しょうねんいん

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。令和2年4月1日現在、全国に48庁(分院6庁を含む。)が設置されている。少年の年齢や心身の状況により、第1種、第2種及び第3種の3つの種類に分けて設置されており、どの種類の少年院に送致するかは、家庭裁判所において決定される。

なお、第3種を除き、男女は別の施設を設けている。そのほか、刑の執行を受ける者を収容する第4種の少年院もある。

少年院では、少年の必要性や施設の立地条件等に応じた特色のあるさまざまな教育活動が行われている。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立つ。また、円滑な社会復帰を図るため、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰住先や就労・修学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れている。

	年齢	心身の状況	犯罪傾向の程度
第1種少年院	おおむね 12歳以上 23歳未満	著しい障害なし	
第2種少年院	おおむね 16歳以上 23歳未満		犯罪傾向が進んでいる
第3種少年院	おおむね 12歳以上 26歳未満	著しい障害あり	
第4種少年院	少年院において刑の執行を受けるもの		

少年鑑別所(鑑別所) しょうねんかんべつしょ(かんべつしょ)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、その心身の状態を科学的方法で調査・診断し、非行の原因を解明して処遇方針を立てるための法務省所管の施設である。

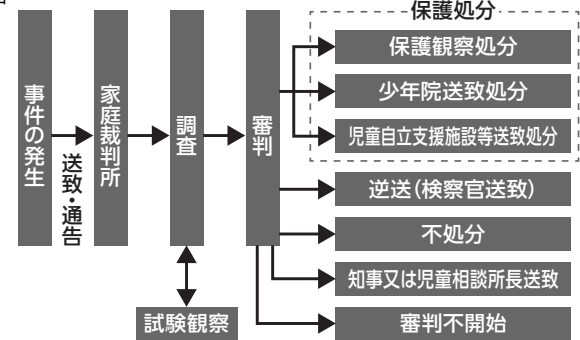
少年審判 しょうねんしんぱん

非行少年(20歳未満の男女)は、14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者(犯罪少年)、14歳未満の刑罰法令違反者(触法少年)及び将来刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年(虞犯少年)とに分かれる。

すべての少年事件は一旦家庭裁判所に送られ(「家裁送致」)、更生のための処遇が決定される。担当の裁判官は心理学、社会学、教育学等の専門家である家庭裁判所調査官に命じ、少年の非行の動機や背景、家庭の問題等について調査する。必要であれば少年鑑別所における「観護措置」も実施される。

家庭裁判所は家庭裁判所調査官の調査や少年鑑別所の報告を総合し「審判」によって少年の処分(保護処分)を決定する。

図4 少年審判の流れ



参考 観護措置 (p177)、審判 (p182)、保護処分 (p186)

処遇指標 しょうこうしひょう

受刑者の属性及び処遇の種類及び内容を示す指標。受刑者は刑執行開始時に、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づく処遇調査が行われ、処遇指標が指定される。

① 矯正処遇の種類及び内容

種類	内容	符号	
作業	一般作業	V 0	
	職業訓練	V 1	
改善指導	一般改善指導	R 0	
	特別改善指導	薬物依存離脱指導	R 1
		暴力団離脱指導	R 2
		性犯罪再犯防止指導	R 3
		被害者の視点を取り入れた教育	R 4
		交通安全指導	R 5
		就労支援指導	R 6
教科指	導補習教科指導	E 1	
	特別教科指導	E 2	

② 受刑者の属性

属性	符号
拘留受刑者	D
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	Jt
精神上の疾病又は障がい有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	M
身体上の疾病又は障がい有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	P
女子	W
日本人と異なる処遇を必要とする外国人	F
禁錮受刑者	I
少年院への収容を必要としない少年	J
執行すべき刑期が10年以上である者	L
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人	Y

③ 犯罪の傾向

犯罪傾向の進捗	符号
犯罪傾向が進んでいない者	A
犯罪傾向が進んでいる者	B

触法少年 しょくほうしょうねん

実質的には罪をおかしているが、その行為の時14歳未満であったため、刑法上、罪を犯したことにはならないとされている者。

参考 虞犯少年 (p177)、犯罪少年 (p184)

自立更生促進センター構想

じりつこうせいそくしんせんたーこうそう

親族や民間の校正保護施設では受け入れが困難な刑務所退所者等に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに保護観察官が直接、濃密な指導監督と手厚い就労支援を行うことにより、これらの者の改善更生を助け、再犯を防止することを目的とする。

このうち、特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施するものを「自立更生促進センター」、主として農業などの職業訓練を行うものを「就業支援センター」と呼んでいる。

令和3年3月現在、北海道沼田町の「沼田町就業支援センター」（少年院仮退院者等の男子12名の定員）福島市の「福島自立更生促進センター」（仮釈放者の男子20名の定員）、北九州市の「北九州自立更生促進センター」（仮釈放者の男子14名の定員）及び茨城県ひたちなか市の「茨城就業支援センター」（仮釈放者の男子12名の定員）が運営されている。

身上調査書 しんじょうちようさしょ

被收容者の犯罪や非行の概要や動機、共犯者の状況、被害者の状況、生活歴、心身の状態等が記載された書類。受刑者を新しく収容した時に、施設所在地の地方更生保護委員会等に送付され、保護観察所の生活環境の調整に使用される。

心神喪失者等医療観察法

しんしんそうしつしゃとういりようかんさつほう

正式には「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」。

刑法39条では、善悪を判断して行動する能力がない（心神喪失）者の行為は「罰しない」、あるいはその判断能力が著しく欠けた者（心神耗弱）の者の行為は「刑を軽くする」と定めている。心神喪失者等医療観察法は、殺人、放火、強盗等の重大な他害行為を行い、心神喪失・心神耗弱を理由に無罪や不起訴等になった者の社会復帰を促進するための処遇を定めた法律。

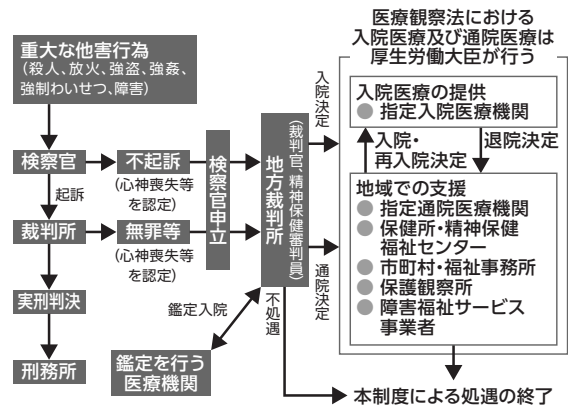
処遇の要否や内容は裁判官と精神保健審判員（医師）の合議体が審判を行い決定する。検察官の申立てがなされると、対象者は鑑定その他医療的観察のために鑑定入院を命じられる。裁判所及び精神保健審判員は鑑定の結果や生活環境を踏まえ、入院・通院・不処遇を決定する。

入院・通院中は厚生労働大臣が指定する指定医療機関で専

門的な治療を行う。入院期間は標準18か月程度、通院期間は原則3年。

裁判所は指定医療機関及び保護観察所の申立てに基づき、対象者の退院、処遇終了、再入院等を決定する。処遇終了が決定されると、同法による処遇が終了する。

図5 心神喪失者等医療観察法の流れ



審判 しんぱん

家庭裁判所における少年の処分を決定する手続き。調査を行い必要と認められた場合に開催が決定される。成人の裁判に相当する。原則として単独の裁判官により非公開で行われる。審判では少年が保護を必要としているか（要保護性）が中心に審査され、少年に対する処分（保護処分）が決定される。

参考 観護措置 (p177)、少年審判 (p181)、保護処分 (p186)

生活環境の調整 せいかつかんきょうのちようせい

刑事施設や少年院等の矯正施設に收容されている者の社会復帰が円滑に進められるよう、釈放後の生活環境を調整すること。保護観察所によって行われる。調整事項としては釈放後の住居の確保、引受人の確保、改善更生を妨げるおそれのある生活環境からの離脱等の方策がある。調査内容は仮釈放等の審理に活用される。

生活行動指針 せいかつこうどうしん

保護観察における指導監督を適切に行うために保護観察所の長が定めた生活や行動の指針。保護観察対象者は、生活行動指針が定められたときは、これに即して生活し、及び行動するよう努めなければならない。特別遵守事項と異なり、違反した場合でも直接不良措置に結び付かない。

参考 一般遵守事項 (p176)、特別遵守事項 (p183)

接見 せっけん

被疑者・被告人が弁護人又は家族・知人等と面会すること。書類や物品の授受が認められている。しかし、逃亡または罪証隠滅のおそれがある場合には、裁判官の決定によって、弁護人以外の者の面会及び物品の授受を禁止される。

前科 ぜんか

以前に有罪判決や刑罰を受けたこと。一定の前科がある者が再び罪を犯した時は、前科のあることが刑の加重の要件とされたり、執行猶予を付しえない要件となる。ただし20歳未満の少年時に犯した罪は前科とはならない。前科があることによって各種の資格(権利)が制限されることがある。

送検 そうけん

警察官が検察官に犯罪事件を申し送ること。検察官は捜査を行い、証拠に基づいて犯罪の可否、処罰等を考慮して事件を起訴するか不起訴にするかを決定する。逮捕後48時間以内に被疑者を捜査書類と共に送る「身柄送検」と、被疑者の逮捕・勾留が必要ない等の理由により捜査書類のみを送付する「書類送検」に分かれる。

措置入院 そちにゅういん

精神保健福祉法29条に定められている精神障がい者の入院形態の一つ。

直ちに入院させなければ、「精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがある」と、2名以上の精神保健指定医の診察が一致した場合、都道府県知事または政令指定都市市長の命令により、当該精神障害者を指定病院等に入院させることができる制度。

参考 医療保護入院 (p176)

【 た 】

逮捕 たいほ

被疑者が逃走を企てたり証拠を隠滅しそうな場合に、その身柄を拘束すること。逮捕した警察官は、逮捕後48時間以内に、被疑者の身柄を検察官に送検しなければならない。通常逮捕、緊急逮捕、現行犯逮捕、準現行犯逮捕の4種類がある。

参考 検挙 (p178)

玉入れ たまいれ

歯ブラシの柄や消しゴム、シリコン等を球状にして、男性陰茎部の皮に爪楊枝等で穴を開け、その部分に上記異物を入れること。

断指 だんし

指を切り落とすこと。反社会的集団との関与の度合いを示す指標として、矯正施設関係の書類に記載されることがある。

地方更生保護委員会 ちほうこうせいほごいいんかい

法務大臣の管理のもとに、仮釈放・仮出院の許可及び取り消し、不定期刑の終了等についての権限を有する機関。保護観察所の事務の監督にもあたる。北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州に設置されている。

懲役 ちょうえき

受刑者を刑事施設にとどめ一定期間刑務作業に服させる、自由刑(施設に拘禁して自由を剥奪する刑罰)の一種。刑期の定めがある「有期懲役」と、刑期の定めがない「無期懲役」がある。

当番弁護士制度 とうばんべんごしせいど

被疑者や家族等からの求めにより、初回無料で弁護士を派遣する制度。一定以上の罪で起訴された被告については国選弁護士制度があるが、起訴前は自費で選任するしかなかったことから、平成4年に日本弁護士連合会によって提唱・設置された。申出を受けると各地の弁護士会から派遣された当番弁護士が接見し、権利の説明や助言を行う。初回以降の費用については日本弁護士連合会からの援助を受けることができる場合もある。

参考 国選弁護士制度 (p179)、
被疑者国選弁護士制度 (p184)

特別遵守事項 とくべつじゅんしゅじこう

個々の保護観察対象者ごとに定められる遵守事項。一般遵守事項・特別遵守事項に違反した場合は仮釈放取消等の「不良措置」がとられる。

参考 一般遵守事項 (p176)

特別調整 とくべつちょうせい

刑務所や少年院に入っている者のうち、帰る場所がなく、かつ高齢や障がいといった問題を抱える者について、退所後に福祉的な支援を受けることが出来るよう、各関係機関が連携して特別の手続により社会復帰のための調整を行い、その再犯を防ごうとするもの。

特別調整対象者 とくべつちょうせいたいしょうしゃ

参照 → p10

特別法犯 とくべつほうはん

参照 → 刑法犯 (p178)

特化ユニット とっかゆにっつ

社会復帰促進センターに設置された精神又は身体に障がいがある受刑者を収容する区域。認知行動療法、SST（社会生活技能訓練）、作業療法（農園芸・陶芸）等の専門的なプログラムを受けさせることで、社会適応力や身体機能を向上させ、改善更生の意欲を喚起するとともに、円滑な社会復帰を促すことを目的としている。

参考 PFI刑務所 (p187)

【 な 】

入所度数 にゅうしょどすう

刑事施設への入所回数を示す数値。

参考 準初入 (p180)、累犯 (p186)

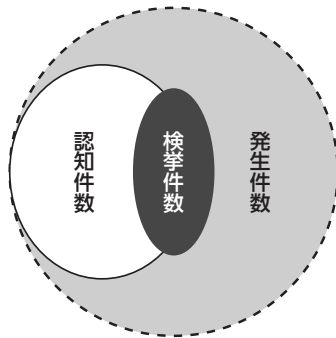
任意保護 にんいほご

保護観察所の委託ではなく本人からの申出に基づき、更生保護施設が任意で保護を必要とする者を収容すること。保護観察期間、更生緊急保護の期間が過ぎた者等があてはまる。委託費は支給されない。

認知件数 にんちけんすう

警察において被害の届出もしくは告訴・告発に基づき、事件の発生を確認した件数。実際に発生した犯罪・非行との間には差（暗数）が生じる。

図



認知行動療法 にんちこうどうりょうほう

クライアントの感情、思考パターン（認知）、行動が相互に影響を及ぼすという考え方にに基づき、不適切な思考パターンや行動を変容させることで、治療ターゲットとなる行動（例えば犯罪行動）や感情（例えばうつや怒り）を低減させようとする治療法。

【 は 】

罰金 ばっきん

財産刑（財産の剥奪を内容とする刑罰）の一種。金額は1万円以上。罰金を完納することが出来ない者は労役場に留置され労役を行う。

参考 労役場 (p187)

犯罪少年 はんざいしょうねん

罪を犯した14歳以上20歳未満の者。

参考 虞犯少年 (p177)、触法少年 (p182)

引受人 ひきうけにん

少年院・刑務所入所者について、退所（退院）後、身柄を引き受ける人のこと。本人と生活を共にする等して、退所（退院）後の本人の改善更生に協力する。

被疑者 ひぎしゃ

犯罪の嫌疑を受け、捜査機関による捜査の対象とされているが、まだ検察官によって起訴されていない者。「容疑者」は俗称。

参考 被告人 (p184)

被疑者国選弁護制度 ひぎしゃこくせんべんごせいど

国民に公正な裁判を受ける権利を保障するため、被疑者に資力がない場合に勾留時から国費で弁護人を付けることができる制度。平成21年5月からは、窃盗等の法定刑の上限が3年を超える容疑で逮捕された被疑者についても、国選弁護を依頼できるようになった。

参考 国選弁護制度 (p179)、
当番弁護制度 (p183)

非行名 ひこうめい

参考 → 罪名 (p180)

被告人 ひこくにん

起訴されたが、その裁判が確定していない者。刑事裁判では「被告人」が使われる。なお、民事・行政裁判では訴えを起こされた側を「被告」、訴えた側を「原告」という。

参考 原告 (p178)、被疑者 (p184)

微罪処分 びざいしょぶん

処分の必要がないと検察官に指定された軽微な犯罪について、被疑者を送検せず、警察段階で刑事手続きを終了させること。

不起訴 ふきそ

ある事件において検察官が裁判所に起訴をせず刑事手続きを終了させること。①起訴する条件が欠けている場合、②法律上罪とならない場合、③事件が罪とならぬか、罪となる条件が不十分な場合、④刑が免責されている場合、⑤起訴する条件があるものの、起訴・処罰の必要性がない場合(起訴猶予)になされる。

参考 起訴猶予 (p177)

婦人補導院 ふじんほどういん

売春防止法に定める売春勧誘等の罪を犯して補導処分に付された成人女子を収容する国立の施設。職業補導を主とし、更生の妨げとなる心身の障がいに対する医療を行い、自立更生をめざす。収容期間は6か月。東京に1か所設置されている(平成21年4月現在)。

参考 補導処分 (p186)

不定期刑 ふていきけい

刑期を定めず、その執行状況に応じて刑期を満了させるもの。わが国では刑事処分の対象となった少年に、懲役や禁錮という処罰を科す場合にのみ採用されている。具体的には刑期の上限と下限のみを決めて宣告し、受刑者の改善具合をみて決定するもので、少年の教育的保護を目的としている少年法の精神に基づき採用されている。

不良措置 ふりようそち

参照 → 一般遵守事項 (p176)

文身 ぶんしん

入れ墨、または入れ墨を入れること。

法定期間の末日 ほうていきかんのまつじつ

仮釈放の要件となる期間が経過する日。具体的には以下の日をさす。

有期刑：執行すべき刑期の3分の1の期間を経過する日

無期刑：10年を経過する日

少年の時裁判の言渡しを受けた者の特例：

不定期刑：短期の3分の1の期間を経過する日

10年以上の有期刑：3年を経過する日

無期刑：7年を経過する日

ただし、少年法の規定により犯罪を行ったとき18歳未満であったため死刑から無期刑に緩和された者については、10年を経過する日

法定(通算) ほうてい(つうさん)

未決通算の一つ。法律上必ず行わなければならない未決通算で、刑事訴訟法により、判決言渡し後から上訴の提起期間中の未決勾留の日数等、通算すべき日数が定められている。

参考 裁定(通算) (p179)、未決通算 (p186)

保護観察 ほごかんさつ

犯罪者や少年の改善更生と社会復帰を目的として、社会の中でふつうの生活を営ませつつ、遵守事項を守るよう指導・監督し、必要な補導・援護を行うこと。

保護観察は「指導監督」と「補導援護」の実施形態で行われる。「指導監督」は面接等により保護観察に付されている者の行状の把握と共に、所定の遵守事項を守るように指導を行う。「補導援護」は更生に必要な教養、医療、保養、宿泊、宿所、職業等を得るよう援助し、家庭環境調整のためのアドバイスを行う。

号種	保護観察対象者	保護観察期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残刑期間

保護観察官 ほごかんさつかん

保護観察所に配置されている、心理学、教育学、社会学、その他の更生保護に関する専門的知識に基づいて、更生保護及び犯罪予防に関する事務に当たる国家公務員。

保護観察所 ほごかんさつしょ

法務大臣のもとに各地方裁判所の所在地ごとに設置される機関。保護観察の実施のほかに、犯罪予防のための世論の啓発指導、地方住民の活動の助長等を行う。保護観察官が置かれ、保護司の協力を得て活動する。全国に53か所設置されている(平成21年4月現在)。

保護司 ほごし

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア。法務大臣から委嘱を受け、非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。保護観察官と協働して、保護観察、刑事施設や少年院に入っている人の帰住先の生活環境の調整を行うほか、関係機関団体と連携して犯罪予防活動を行っている。全国で約46,000人が委嘱されている。

保護上移送 ほごじょういそう

収容されている刑事施設が本人の帰住地から遠隔であり、身体または精神に障害がある等の理由で、本人が独力で帰住することが困難であると認められる場合等に釈放前に本人の帰住地の近隣の刑事施設へ移送すること。

保護処分 ほごしょぶん

家庭裁判所が非行少年に対して行う少年法上の処分。

少年法においては、少年は成人と比べると人格的に発達途上にあるため、改善更生の可能性(可塑性)を有していること、また環境からの影響を大きく受けるため、本人の責任に帰すべきものが小さいことから、犯罪の事実に対する刑罰よりも、少年の成長発達に対する援助が重視されている(保護主義)。「保護処分」とは、このような観点から行われる、少年の非行性を除去し、犯罪の危険性から少年を保護することを目的とした、福祉的・教育的な措置処分であり、刑罰ではない。保護観察、少年院送致、児童自立支援施設等送致の3種類がある。なお場合によっては成年と同じ様に刑事処分を受ける場合がある。

参考 少年審判(p181)、保護観察(p185)

保釈 ほしゃく

退所後の住居の制限等の条件の下に、勾留中の被告人の身柄を釈放すること。被告人にのみ行われ、起訴する前の被疑者段階では認められていない。保釈時には一定額の保釈保証金を納付し、理由なく裁判所の出頭に応じない場合や付された条件を守らなかった場合には没取される。

参考 勾留(p179)、被告人(p184)

補導委託 ほどういたく

参照 → 試験観察(p180)

補導援護 ほどうえんご

参照 → 保護観察(p185)

補導処分 ほどうしょぶん

成人売春者に対する更生のための処分。刑が執行猶予になった場合に限り、婦人補導院に収容し更生に必要な指導が行われる。

参考 婦人補導院(p185)

【 ま 】

満期釈放 まんきしゃくほう

拘禁すべき期間の満了により身柄の拘束を解く処分。主に、懲役刑・禁錮刑の刑期終了により釈放される場合を指す。受刑者の場合、刑期満了日の翌日の午前中に釈放すべきとされている。

参考 仮釈放制度(p176)

未決拘禁者 みけつこうきんしゃ

逮捕され、裁判が確定するまでの間、逃亡や証拠隠滅のおそれがあるとして、身体を拘束されている被疑者・被告人のこと。拘置所や警察署内の留置施設等に収容される。

参考 拘置所(p179)、留置施設(p186)

未決通算 みけつとうさん

勾留によって拘禁された日数を刑に算入すること、又は算入される日数をいう。算入された日数について、刑期から控除される。「法定通算」と「裁定通算」がある。

参考 裁定(通算)(p179)、法定(通算)(p185)

民事裁判 みんじさいばん

私人(法人も含む)の間に生じた紛争を裁判によって法的に解決するための手続き。

参考 刑事裁判(p186)

無期刑 むきけい

刑期を定めずに刑事施設に拘禁する刑罰。無期懲役と無期禁錮がある。無期懲役・無期禁錮いずれの受刑者も、執行刑期10年経過後に本人の改悛の状がある時に、仮釈放が認められる。

【 や 】

有印私文書偽造(同行使)

ゆういんしぶんしよぎぞう(どうこうし)

他人の印鑑や署名を使って文書を偽造し、カードや通帳を作る等して金品を騙し取る犯罪。交通違反等で他人の名前を申告しても同罪に当たる。

【 ら 】

略式手続き りやくしきてつづき

50万円以下の罰金または科料にあたる罪について、簡易裁判所が公判を開くことなく刑事手続きを行う簡略化された裁判の手続き。

留置施設 りゅうちせつ

都道府県の警察署内に設置され、警察に逮捕された被疑者を収容する施設。勾留された者についても収容される場合がある。留置場、留置所ともいう。

領置 りょうち

刑事施設が被収容者の占有する物品及び現金を保管すること。領置された物品及び現金は被収容者が釈放される際に引き渡される。

累犯 るいはん

犯罪を反復累行すること。刑法上、懲役に処せられた者が、その刑の執行を終わり、又は執行を免除された日から5年以内の再犯に対し、刑の加重をすることとしている。入所度数では「累〇入」と記載される。

参考 準初入(p180)、入所度数(p184)

労役場 ろうえきじょう

罰金または料金を完納することが出来ない者を留置して労役を課す場所。刑事施設に附置される。

参考 科料 (p176)、罰金 (p184)

【 英 数 字 】

BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会

非行少年に対して「兄」や「姉」の立場に立って、非行防止・健全育成を援助する青年ボランティア団体。全国に約495の地区会があり、約5,000人の会員がいる(令和2年4月現在)。

CAPAS (Correctional Association Psychological Assessment Series) 能力検査

成人受刑者の作業能力や学力を測定するために財団法人矯正協会によって開発された検査。検査は集団で実施される主に作業適正や思考判断能力を測定する能力検査と、個別に実施される基礎学力を測定する能力検査に分かれる。刑事施設に入所した者の処置を決定する際にCAPAS能力検査の結果が参考にされる。知能指数との比較では、「IQ相当値」が使用される。

PFI (Private Finance Initiative) 刑務所

PFIとは、民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の建築、維持管理、運営等を行う公共事業の手法。矯正事業では、「美祢社会復帰促進センター(山口県)」、「島根あさひ社会復帰促進センター(島根県)」、「播磨社会復帰促進センター(兵庫県)」、「喜連川社会復帰促進センター(栃木県)」がPFI事業を用いて運営されている(令和3年3月現在)。

SST (Social Skill Training : 社会生活技能訓練)

障害者を生活者として捉え、個人の持ち味や長所に焦点をあて、本人自身がストレス状況に対処できる技能を身に付けるための体系的・構造的プログラム。本人のストレス状況を再現し、それを支援者と共に検証。検証した結果、本人がストレス状況を解決するためにできる行動をロールプレイにて訓練する。

1号観察

参照 → 保護観察 (p185)

2号観察

参照 → 保護観察 (p185)

26条通報

精神保健福祉法26条に定められた、精神障害者又はその疑いのある者を収容あるいは退所(退院)させようとする時に、矯正施設長が本人の居住地、釈放・退所年月日等を都道府県知事に通報させるように定めたもの。

都道府県知事等は通報に基づき調査の上、必要があると認めるときは、精神保健指定医に診察させ、自傷他害のため指定病院等に強制入院が必要であると認めた時は、措置入院を行うことができる。

参考 措置入院 (p183)

3号観察

参照 → 保護観察 (p185)

4号観察

参照 → 保護観察 (p185)

厚生労働省 令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域生活定着支援センターの地域ネットワーク強化業務を効果的に実施するための研究事業」
地域生活定着支援センター 実践事例集 ～地域ネットワークを生かした支援～

編集・発行 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
代表理事 高原 伸幸
〒854-0001 長崎県諫早市福田町 357-1
TEL:0957-23-1332
FAX:0957-24-1330
URL: <http://zenteikyo.org/>

発行日 令和3年3月31日